



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

プロジェクト研究
[主要国農業戦略]
研究資料 第4号

平成26年度カントリーレポート

タイ，オーストラリア，中国

平成27年3月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

このカントリーレポートは、当研究所の研究者が世界の主要各国について農業・農政の分析を行った成果を広く一般に提供するものである。

当研究所においては、平成 19（2007）年度から、単年度の「行政対応特別研究」の枠組みの下で毎年カントリーレポートを作成・公表してきたが、平成 25（2013）年度からは、研究の枠組みが 3 年度にわたる「プロジェクト研究」に移行した。

プロジェクト研究「主要国の農業戦略等に関する研究」においては、主要国の農業・農政に係る情報の収集・提供を引き続き行うとともに、我が国農業・農政への含意を得ることを目的として、対象国の個々の政策の把握にとどまらない、その背景にある戦略や固有の事情にまで踏み込んだ分析を行うことを目指している。

その目標がどこまで達成できているか、はなはだ心許なく、いまだ不十分な点多々あると思うが、カントリーレポートは今後とも継続して充実を図るつもりであるので、お気づきの点については御指摘を賜れば幸いである。

【参考】 平成 19 年～25 年度カントリーレポート

（平成 19 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 1 号 中国，韓国
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 2 号 ASEAN，ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 3 号 インド，サブサハラ・アフリカ
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 4 号 オーストラリア，アルゼンチン，
EU 油糧種子政策の展開

（平成 20 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 5 号 中国，ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 6 号 オーストラリア，アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 7 号 米国，EU
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 8 号 韓国，インドネシア

（平成 21 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 9 号 中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 10 号 中国，インド
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 11 号 オーストラリア，ニュージーランド，
アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 12 号 EU，米国，ブラジル
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 13 号 韓国，タイ，ベトナム

(平成 22 年度所内プロジェクト)

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 1 号 アルゼンチン, インド
所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 2 号 中国, タイ
所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 3 号 EU, 米国
所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 4 号 韓国, ベトナム

(平成 23 年度行政対応特別研究)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, 韓国 (その 1)
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 タイ, ベトナム
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 米国, カナダ, ロシア及び
大規模災害対策 (チェルノブイリ, ハリケーン・カトリーナ, 台湾・大規模水害)
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 EU, 韓国, 中国, ブラジル,
オーストラリア

(平成 24 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, タイ
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 ロシア, インド
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 EU, 米国, 中国, インドネシア, チリ
行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 カナダ, フランス, ブラジル,
アフリカ, 韓国, 欧米国内食料援助

(平成 25 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 1 号 中国, タイ, インド, ロシア
プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 2 号 EU, ブラジル, メキシコ,
インドネシア
プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 3 号 アメリカ, 韓国, ベトナム,
アフリカ

タイ，オーストラリア，中国

目 次

第 1 章 カントリーレポート：タイ－プラユット政権のコメ政策－	
(井上荘太郎) ……………	1
1. はじめに ……………	1
2. 2014 年の政治情勢 ……………	1
3. トピック：プラユット政権の新しいコメ政策 ……………	7
4. 財政・経済の動向 ……………	27
5. 農業・農業政策 ……………	33
6. 農産物貿易と FTA 交渉の動き ……………	52
7. おわりに ……………	57
第 2 章 カントリーレポート：オーストラリア	
(玉井哲也) ……………	61
はじめに ……………	61
1. 政治・経済の状況 ……………	61
2. オーストラリアの農業・農業政策 ……………	63
3. 貿易 ……………	87
第 3 章 カントリーレポート：中国	
(河原昌一郎) ……………	102
1. はじめに ……………	102
2. 政治・経済の基本的動向 ……………	103
3. 農業政策の動向 ……………	115
4. 農林漁業生産 ……………	121
5. 農産物貿易 ……………	135
6. おわりに ……………	142

第4章 中国食糧生産経営の動向

	(河原昌一郎)	145
1. はじめに		145
2. 収益性		146
3. 生産費		150
4. 化学肥料および農業機械		158
5. 商品率		163
6. アメリカとの生産費比較		165
7. 関係施策		167
8. おわりに		177

第1章 カントリーレポート：タイ

－プラユット政権のコメ政策－

井上 莊太郎

1. はじめに

2014 年 5 月に軍事クーデターが発生し、タイは再び軍政下に置かれることとなった。2013 年以降、激化していたタクシン派対反タクシン派の間での対立は、軍政下において沈静化している。農業政策、とりわけコメ政策は、クーデターに至る政治的対立の中で重要な争点となり、反政府側からの政府攻撃の的ともなった。一方、融資資金が枯渇した政権側は融資金支払いを求める農民からも激しい批判を受けた。プラユット陸軍司令官をリーダーとするグループは、クーデター宣言後直ちに、農民への融資金支払いに着手し、短期間に未払金の問題を解決した。そしてタクシン政権以降、拡大していたコメ市場への介入政策（所得保証政策を含む）を廃止し、生産コストの削減と生産性の向上を柱とする新たなコメ政策への移行を表明した。

このカントリーレポートでは、2014 年のタイの農業・農政動向を取りまとめて報告する。まず、2014 年のクーデター前後の政治情勢を整理する。そしてコメの担保融資制度の混乱とクーデター政権による收拾の動きを述べ、現在のプラユット政権によるコメ政策を紹介する。後半では、2014 年の経済・財政動向を説明する。農業部門については、2013 年の主要品目の生産動向と価格動向を整理し、その特徴を説明する。最後に、タイの貿易について輸出動向のデータを整理し、その特徴を述べる。最後に、2014 年におけるタイの FTA 交渉の進捗状況を説明する。

執筆時点（2015 年 1 月）で利用可能な、なるべく新しい情報に基づいて整理したが、担保融資制度の影響等については詳細の不明な点も多い⁽¹⁾。多くのご指導をいただければ幸いである。

なおプラユット政権の新コメ政策に関連した資料の翻訳にあたり、岡本浩一在タイ日本国大使館一等書記官のご協力を頂いた。記して厚く謝意を表する。

2. 2014 年の政治情勢

（1） 5 月 22 日クーデター前の動き

タイでは 2011 年にインラック政権登場以降、激しい政治対立が小康状態を保っていた。しかし 2013 年 11 月にタクシン元首相の帰国を可能にする恩赦法修正案が下院を修正する

と、反政府デモは急速に拡大し、ついに政府機関を占拠する事態に至った（第1表）。急激なデモの拡大の中で、12月9日に当時のインラック首相は下院を解散し、総選挙は、2014年2月2日に行われる事となった。選挙管理内閣となった事でインラック政権では、内閣の権限が制限され、独立機関の役割が強まった^②。

2014年1月13日には反政府派がバンコクを封鎖する大規模なデモを実施した。稲作農民によるデモも拡大し、反政府デモと合流する動きも生じた。そして反政府派による総選挙に対する妨害が続いた。政府は1月21日バンコク首都圏に非常事態宣言を発令したが、反政府デモは継続、拡大した。下院総選挙は2月2日に実施されたが、69の選挙区で投票が中止になるなど大きく混乱し、選挙管理委員会是一部選挙区での再投票を命じた。そして3月には憲法裁判所は、この総選挙に無効判決を下すところとなった。

5月7日には憲法裁は、2011年の国家安全保障会議（NSC）事務局長の人事が職権乱用であったとして、インラック首相を含む10人の閣僚に有罪判決を下した。その結果、首相は失職し、ニワットタムロン副首相兼商業相が首相代行に就任した。さらに国家汚職防止撲滅委員会が、コメ担保融資制度に関する汚職問題に適切に対処しなかった職務怠慢で、インラック元首相を刑事告発する動きのあることが報道された。さらに国営企業労組がゼネストを実施することとなり、5月には社会的混乱が頂点に達した。

5月20日未明、陸軍が戒厳令発令を表明し、プラユット・チャンオチャ陸軍司令官がテレビ演説を行った。その後21日から22日に政治グループ間での協議が行われたものの、結局5月22日、クーデター団、平和と秩序のための評議会（NCPO: National Council for Peace and Order（当初は、（国家平和秩序維持評議会（NPMOC: National Peace and Order Maintaining Council）と名乗った）、がクーデターを宣言した。

（2）クーデター後の動き

クーデター後、NCPOは矢継ぎ早に態勢を固めた。政府派と反政府派の政治指導者の身柄を直ちに拘束し、5月24日に上院を解散した。続いて25日には政府機関、経済関係団体と会合し、政府予算の執行、編成などを指示した。コメの担保融資制度については、1ヶ月以内に未払いの融資金が支払われることとなった^③。24日以降バンコク中心部では小規模ながらクーデターに反対するデモが発生したものの、大きな混乱は無く事態は推移した。26日にはプラユット陸軍司令官はプミポン国王から勅令を得て、国家平和秩序維持評議会の議長就任への承認を受け、治安維持を最優先するとして国民に理解を求めるテレビ演説を実施した。さらに5月30日のテレビ演説で、同議長は、クーデターの理由として政治的な膠着状態が長期化し、暴力や不法な行為が蔓延し、人々の幸福が脅かされていたためと説明した。また2014年度の予算の執行が滞っており、諸外国の投資姿勢だけでなく、国の経済に影響が懸念されると表明した。そして民政復帰までの3段階の行程を示した。それによると第1段階は、2～3カ月の間で、国民和解を達成する。加えて治安維持に全力を挙げる。第2段階で暫定憲法を発布する。立法議会を設置し、暫定首相を選出し、

内閣を任命する。また対立を解消するために改革評議会を設置する。それらは今後の状況や皆の協力具合によるが、約1年間かかる。その後、第3段階で新憲法の下で民主的な総選挙が行われるとした⁽⁴⁾。

クーデター政権は、武器保有の摘発などを実施し、秩序回復に努めるとともに、コメの担保融資制度による未払い融資金を迅速に支払ったこともあり、国民から支持を得ることに成功したとされる。6月にはムーディーズがタイの長期国債の格付けを Baa1 で据え置くことを発表した。政治的混乱の激化の影響で、タイへの投資は、2014年上期で前年比4割減と報道されるなど大幅に落ち込んでいたが、これも、今後回復することが見込まれている。

7月22日には NCPO が大きな権限を有することになる暫定憲法が公布された。暫定憲法下では上下院に代わる国民立法議会が設立された。8月7日には第1回の議会が開かれ、8月21日にはプラユット NCPO 議長を第29代首相に選出した。

2014年9月12日のプラユット首相の所信表明演説では、国王の「充足経済」思想と第11次国家経済社会開発計画（2012～2016年）に基づいて、国民の必要に応じて、11の優先分野に取り組むことが表明された⁽⁵⁾。11の優先分野は、(1)王制護持、(2)国家と外交における安全保障、(3)格差是正と公共サービスへのアクセス改善、(4)教育、宗教、芸術、文化、(5)保健サービスの改善、(6)経済の潜在力の向上、(7)ASEANにおける役割と機会の利用、(8)科学技術利用の振興と開発、研究開発とイノベーション、(9)天然資源の保全、保護と持続的利用のバランス、(10)行政改革と汚職対策、(11)司法制度改革である。

10月1日に開いた閣議では、政府は400億バーツを340万人の稲作農家に支給することを含む、総額3,645億バーツの景気刺激策を承認した。

外交では、クーデターにより EU、との FTA 交渉が中断するなどの悪影響もあるが⁽⁶⁾、プラユット政権は、日本や中国との首脳会談を実施するなど、外交でも積極的な動きを見せている。

一方、2015年1月23日、国家立法議会は、担保融資制度に関する職務怠慢で国家に損害を与えたとして、インラック前首相の弾劾を可決した。その結果、インラック氏は政治活動が5年間禁止されることとなり、2016年にも予定される下院総選挙に出馬できなくなった。さらに検察庁は、インラック元首相を、刑事事件として起訴することを決定した。この場合、有罪になると最長10年の実刑判決の可能性もあるとされる。タクシン派と反タクシン派との間の政治対立が社会に大きな亀裂と困難をもたらしたことがクーデターの理由とされていたが、元首相の訴追は、両派の対立を拡大する可能性もあるとされる。

第1表 2010年～2015年1月のタイの政治動向

年	主な出来事
2010	2月 最高裁がタクシン元首相の凍結資産のうち約464億バーツの没収、国庫返還を命じる（26日）。 3月 UDDが、政権の退陣と総選挙実施を求めて大規模反政府集会開始（12日）。政府が年末の国会解散を提案するも、UDDは即時解散を求めて拒否。 4月 UDDが都心部で座り込み開始（3日）。治安維持部隊とデモ隊が衝突し、日本人含む25人が死亡（10日）。政府とUDDの対立が激化する。 5月 政府とデモ隊の協議が継続する中で、UDD幹部カティヤ少将狙撃事件発生（13日）。両派の対立は収束せず、政府は強制排除を行う（19日）。UDD幹部は警察に出頭し、集会の解散を宣言するが、暴徒化した参加者の一部がバンコク市内で放火し、商業地区などに大きな被害。タクシン元首相にテロ容疑で逮捕状（25日）。 8月 バンコク都議選、民主党圧勝 9月 UDDが各地で集会 11月 政党交付金不正流用疑惑で、憲法裁判所は民主党の解党を回避。タクシン派は反発 12月 バンコクと周辺3県で非常事態宣言解除
2011	1月 PADの対カンボジア強硬派が国王に内閣解任を求める。 2月 タイとカンボジアと交戦。両国に死傷者。 選挙制度変更法案可決。下院総議席数は500（小選挙区375，比例区125）。 タイとカンボジアが停戦合意 3月 アピシット首相が下院解散は5月と表明。 4月 タクシン元首相がプアタイ党の集会で公約発表。 5月 カンボジア国境で交戦。下院解散。タイ貢献党インラック・シナワトラを次期首相候補として比例代表名簿第1位に選出。 7月 下院総選挙。プアタイ党が単独過半数の258議席を獲得。 8月 インラック政権発足。憲法裁判所長官辞任。 9月 洪水被害発生 10月 洪水被害拡大 11月 洪水被害深刻化，首相APEC首脳会議への出席を断念。ASEAN首脳会議に出席し，TPPへの参加に向けた協議開始の意向を表明。タクシン元首相の恩赦断念するも旅券は再発給。
2012	1月 憲法改正署名5万人を超える見込み 内閣改造第2次インラック内閣発足、UDD幹部副農業協同組合相で入閣 2月 憲法改正案を連立与党が提出。タクシン元首相の帰国につながるものとして野党が反発。 4月 インラック首相が枢密院議長宅訪問 5月 タクシン派が国民和解法案提出 6月 国会が改憲案、国民和解法案の審議見送り 7月 和解法案取り下げ 憲法裁判所が、タクシン派の憲法改正案は合憲判断 遺跡地域から軍撤退（タイ・カンボジア国境紛争） 10月 内閣改造第3次インラック内閣発足（UDD幹部横滑りは有るも、新入閣は見送り）。 11月 反タクシン派による最大規模の反政府集会 12月 深南部で治安維持法延長、非常事態宣言は見直し 深南部で教員暗殺テロが続き、教員組織が3県内の1,200校全校を13～14日に休校決定。

資料：各種新聞報道より筆者作成。

第1表 (続き)

年	主な出来事
2013	5月・UDDが憲法裁判所裁判官辞任要求デモを行う。 8月・反タクシン派ピープルズ・アーミー・アゲインスト・ザ・タクシン・レジームが恩赦法反対活動拡大 9月・憲法裁判所などの独立機関予算圧縮は違憲として、2014年度予算案の国王への奏上延期。 ・国家汚職防止撲滅委員会が、天然資源相を資産不正申告で告発。 10月・上院の議席を200に増やし、全議席を公選制にする改憲案の差止請求を憲法裁判所が棄却。(現憲法では上院150議席中77議席を公選制、残り議席が任命制) 11月・タクシン氏帰国を可能にする恩赦法修正案が下院通過(310対0) ・反対派デモ拡大 ・タクシン支持派も集会 ・高速鉄道、高速道路など交通インフラ事業の2兆バーツ借入法案が上院通過→民主党は法案が違憲であると憲法裁判所に提訴。 ・憲法裁判所が上院議席に関する憲法修正案は違憲と判断(20日)。 ・タクシン派、反タクシン派がそれぞれ大集会(24日) ・反政府デモが政府機関を占拠。国民評議会への権力移譲を求める。 12月・首相とデモ隊のステープ元副首相(元民主党幹事長)が会談(1日) ・2008年の選挙違反で政治家の活動禁止処分解除。(2日) ・反タクシン派は12月9日を最終決戦の日としてデモ行進。 ・首相は9日夜、下院解散、2月2日に下院総選挙実施と選挙管理内閣移行を表明。デモ隊は、内閣即時退陣と国民評議会への権力移譲を要求。

年	主な出来事
2014	1月・13日に反政府がバンコク閉鎖デモ。 ・首相は辞職検討もタクシン氏が留任説得と報道。 ・稲作農民デモが反政府デモと合流。 ・国家汚職撲滅委員会がコメ政策を巡る不正で首相を捜査。 ・反政府派による選挙妨害続く。 ・21日バンコク首都圏に非常事態宣言発令するもデモは継続、拡大。 ・選挙管理委員会がコメ融資のための資金借入れの承認を見送り。 ・コメ担保融資制度のためのつなぎ融資の入札が、参加銀行数が少なく中止される。 2月・下院総選挙(定数500)(2日)。 →反政府デモ隊の妨害で、375の小選挙区のうち69選挙区で投票中止。 →投票率は46%で前回から30ポイント低下。 →候補者不在の28選挙区に選管が再選挙を命じる。 ・融資支払いの遅れに抗議する稲作農民デモが商務省前を封鎖するなど拡大。 3月・3日反政府デモ隊によるバンコク封鎖解除。 ・農業・協同組合銀行が農民支援のための3基金を設立。 ・最高裁が国家安全保障会議事務局長の人事異動を無効とする判決。 ・10日政府が融資制度によるコメの入札実施。50万トンが完売。 ・憲法裁判所が政府の2兆バーツのインフラ投資資金借入れに違憲判決。 ・選挙管理委員会などの7つの独立委員会が対立する政治グループの調停仲介との報道。 ・憲法裁判所が2月の下院総選挙に無効判決。投票日が全国同一との規定を満たさないため。 ・タクシン派が憲法裁判事を職権乱用として告発。 ・公選制上院議員選挙

第1表 (続き)

年	主な出来事
	4月・憲法裁が首相の人事権乱用の訴えを受理。 - 保健省次官が公務員に反政府活動を行うよう演説。 - 治安維持法を60日間延長。 - 上院選挙の当選者の承認終了。 5月・7日憲法裁が、人事異動に関する職権乱用に判決。 →インラック首相を含む10人の閣僚に失職判決。選挙管理内閣は継続。 - 国家汚職防止撲滅委員会がインラック前首相を刑事告発へ。 →「コメ担保融資制度に関する汚職に対する職務怠慢として - 国营企業労組がゼネスト計画。 20日未明陸軍が戒厳令発令を声明。 →陸軍司令官プラユット・チャンオチャがテレビ演説。 →21日から22日にかけて各政治勢力の協議が行われる。 22日、国家平和秩序維持評議会（NPMOC: National Peace and Order Maintaining Council）がクーデターを宣言。 →政府派、反政府派の政治指導者の身柄拘束。 →平和と秩序のための評議会（NCPO: National Council for Peace and Order）が急速にクーデター政権の態勢を固める。 ・「コメ担保融資制度」による融資金の支払いを1ヶ月以内に完了へ。 →金融機関からの500億バーツ借入計画発表。 6月・ムーディーズがタイの長期国債の格付けをBaa1に据え置きと発表。 - 株式市場はクーデターを好感して取引増加。 - 学校へのタブレット支給事業中止決定。 - クーデターへの制裁措置として、EUが要人の訪タイ凍結。 7月・コメ生産コスト削減のために収穫サービス料や化学肥料の基準価格引き下げ。 ・「コメ担保融資制度」に政府の調査。 →政府在庫米から品質劣化、在庫量不足、品種のすり替えなどが発見される。 - 付加価値税率を7%で据え置き決定。10%までの引き上げを延期 22日暫定憲法公布。国家平和秩序評議会（NCPO）が大きな権限。 - 政府備蓄米の10%が品質劣化と報告 - インラック前首相出国 - 政府が固定資産税と相続税の導入を検討と新聞報道（31日）。 8月・ 2014年上期の投資申請額が前年同期比で4割減とタイ投資委員会（BOI）発表。 →ただし投資は回復の見込み。 - インラック前首相帰国 - 国家立法議会がプラユットNCPO議長（陸軍司令官）を暫定内閣首相に選出。 →第29代首相就任。経済政策が評価されて国民支持率8割超えの報道（21日）。 - プラユット内閣発足。32閣僚中12人が軍と警察関係者（31日）。 9月・プラユット首相、施政方針演説で、王制護持、汚職問題を強調。 - 人身売買や強制労働問題によるタイ製品輸入禁止措置を米国が見送り。 10月・プラユット首相ASEM首脳会議（ミラノ）に出席。日本の安倍首相とも会談 - 政府が、政府在庫米の9割が深刻に劣化していると発表。 11月・北京で中国・タイ首脳会談。鉄道やエネルギー分野での協力充実を表明。 - ネピドーで日本の安倍首相とプラユット首相が会談。早期の民政復帰を要請。 - 前政権のコメ担保融資制度の損失が5180億バーツ（約1兆8000億円）と発表。 12月・ワチラロンコン皇太子が離婚と報道。 - プラユット首相が新設の国家汚職防止委員会の委員長に就任。 - 新憲法起草委員会が、下院選挙制度で小選挙区比例代表併用制の採用を決定。

3. トピック：プラユット政権の新しいコメ政策

5月22日のクーデターで始まった現在のプラユット政権は、担保融資制度の下での融資供与が遅延していた農民への支払いを直ちに実施した。しかし同政権は、担保融資制度は廃止し、また所得保証政策にも復帰しないことを表明した。ここでは、インラック政権によるコメ担保融資制度の実績とその影響を整理し、続いてプラユット政権のコメ政策の概要を紹介し、政治経済学的視点から解釈を試みる。

(1) インラック政権によるコメ担保融資制度の実績

1) 融資価格と契約数量

2011年の雨季作から開始された担保融資制度では、融資価格は、水分量15%の場合、通常のうるち米でトン当たり15,000バーツ、ホムマリ米で20,000バーツに設定された。この価格は2012年の乾季作、2012年の雨季作、2013年の乾季作でも維持された。しかし2013年の雨季作では、多額の出費に窮した政府が、融資価格の引き下げを農民団体と交渉し、結局、価格は据え置かれたが、契約上限額が1世帯当たり35万バーツに制限された。しかし実際には資金が枯渇し、融資金の支払いは停滞した。そして2014年乾季作については、実施されなかった(第2表)。

第2表 コメ担保融資制度における融資価格(バーツ/トン)

	2012/13年	2013年/14年	
	雨季作+乾季作	雨季作	乾季作
	2012年10月1日 - 2013年9月15日	2013年10月1日 - 2014年2月28日	2014年3月1日 - 2014年9月30日
香り米			
ホムマリ香り米	20,000	20,000	-
県産香り米	18,000	18,000	-
パテウンタニ香り米	16,000	16,000	16,000
もち米			
長粒種	16,000	16,000	16,000
短粒種	15,000	15,000	15,000
普通米			
100%	15,000	15,000	13,000
5%	14,800	14,800	12,800
10%	14,600	14,600	12,600
15%	14,200	14,200	12,200
20%	13,800	13,800	11,800
契約上限量	上限なし	35万バーツ/世帯	30万バーツ/世帯

原資料：商業省。

資料：Table3, Thailand Grain and Feed Update Rice Update,

Number: TH3111.

2) 融資契約の実績

コメ担保融資制度に基づいて農業・農業協同組合銀行から融資を受けた農民数は、2011年雨季作は約130万戸、2012年乾季作は約140万戸、2012年雨季作は約180万戸、2013年乾季作は約100万戸、2013年雨季作は190万戸となっている（第3表）。

担保融資の契約額は、2011/12（米穀）年度（2011年10月から2012年9月）は、3,372億バーツ、2012/13（米穀）年度（2012年10月から2013年9月）は3,515億バーツ、2013/14（米穀）年度（2013年10月から2014年9月）は1,900億バーツとなった。

第3表 コメ担保融資制度の実績

	農家数 (100万戸)	契約米量（粳，100万トン）						総額 (10億バーツ)	総生産量 (粳， 100万ト ン)	契約米の 割合 (%)
		香り米			白米	もち米	合計			
		ホームマリ 香り米	県産香り米	パトゥンタニ 香り米						
(1) 2011/12年	2.7	3.1	0.3	0.2	17.5	0.7	21.7*	337.2	38.1	57.0
雨季作 ⁽¹⁾	1.3	3.1	0.3	0.02	3.1	0.4	6.9	118.6	25.9	26.7
乾季作 ⁽²⁾	1.4	0.0	0.0	0.15	14.4	0.3	14.8*	218.7	12.2	121.0
(2) 2012/13年 ⁽³⁾	2.8	3.4	0.5	0.1	17.6	0.9	22.5	351.5	38.0	59.2
雨季作 ⁽⁴⁾	1.8	3.4	0.5	0.03	9.7	0.7	14.3	219.7	27.2	52.5
乾季作 ⁽⁵⁾	1.0	0.0	0.0	0.06	7.8	0.3	8.1	131.7	10.8	75.2
(3) 計(1)+(2)		6.5	0.8	0.3	35.0	1.6	44.2	688.7	76.1	58.1
（精米換算）		4.3	0.5	0.2	23.1	1.1	29.2			
%シェア		14.7	1.8	0.6	79.2	3.7	100.0			
(4) 2013/14年 ⁽⁶⁾	1.9	3.7	0.5	0.1	6.7	0.6	11.6	190.0	28.0	41.4
雨季作 ⁽⁷⁾	1.9	3.7	0.5	0.1	6.7	0.6	11.6	190.0	28.0	
乾季作										
(5) 総合計(3)+(4)		10.2	1.3	0.4	41.8*	2.2	55.8	878.7	104.1	53.6
（精米換算）		6.7	0.8	0.3	27.6	1.5	36.9			

資料：Table1.3, Thailand Grain and Feed Annual, USDA GAIN Report Number: TH4021 及び

Agricultural Statistics of Thailand 2013 より筆者計算。原資料は商業省、農業協同組合銀行。

原注1) 2011年10月7日-2012年2月29日。

2) 2012年3月1日-9月30日。

3) 2012年10月1日-2013年9月15日。

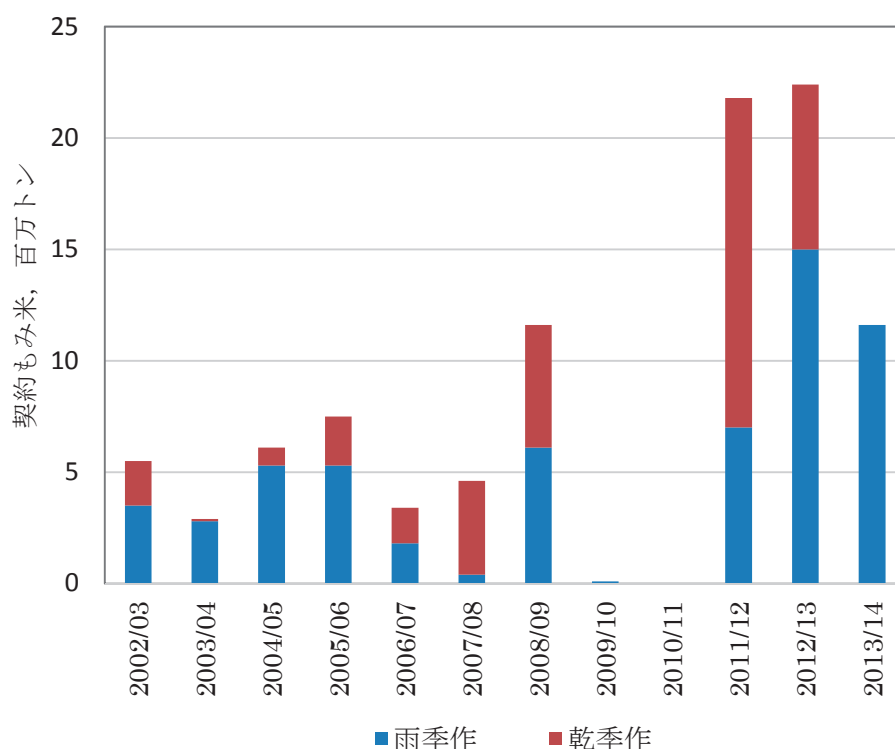
4) 2012年10月1日-2013年3月31日。

5) 2013年4月1日-2013年9月15日。

6) 2013年10月1日-2014年9月30日。

7) (2014年3月2日時点) 2013年10月1日-2014年2月28日。

注。*印はラウンドのため、合計値が一致していない。



第 1 図 タクシン政権以降のコメの担保融資制度契約数量

資料 : Figure 1.7, Thailand Grain and Feed Annual, USDA GAIN Report Number: TH4021

より筆者作成.

(2) コメ担保融資制度の破綻

1) 急速な破綻

2011 年の総選挙でプアタイ党は、全国一律の 300 バーツ最低賃金制度など多くのポピュリスト的公約を掲げた。わけても、実質的には、農家からもみ米を市場価格の約 50%増しで買い取る買取り制度である、担保融資制度は、稲作農民から強い支持を受けた。しかし 2011 年の秋から開始された担保融資制度では、高価で買い取られたコメの放出は順調に進まず、大量の在庫を抱えた政府の負担は巨額に達した。政府が、質流れしたコメの放出を遅らせた理由には、融資価格よりも安い市場価格で放出すれば、その時点で逆ざやによる損失が確定してしまうこと、高値で調達したコメを安価な輸出価格で輸出すれば、実質的な輸出補助金と見なされる恐れのあること等が懸念されたものと考えられる。

融資米の販売が停滞したため、担保融資制度の資金は、再開後 2 年で急速に枯渇した。そのため、2013/14 年産の雨期作米では、農民への融資資金の供与困難となった。さらに激しい反政府デモが行われる中で、インラック政権が下院を解散して、選挙管理内閣となったことが新たな制約を加えた。選挙管理内閣として新たな予算措置をとまう資金調達を政府が保証することができず、融資供与が完全に停滞した。そのため農民の抗議デモが

道路封鎖を行う等の事態となった。インラック政権の担保融資制度は、2年半で破綻したと考えられる。

2) クーデター政権による融資金の支払い

5月22日に行われたクーデター政権は、農民への支払いを直ちに実施することを表明した。BAACには日系銀行を含む銀行から融資が行われ、農民への支払いの停滞問題は解決した。そしてクーデター政権は担保融資制度の廃止と所得保証政策にも復帰しないことを表明した。アピシット元首相が所得保証政策の復活を訴えたが、クーデター政権では政治家が排除されていることもあり、同政策が再導入されることはなかった。

しかし9月のプラユット首相の所信表明演説では、低所得農家への支援がうたわれ、農家の経済支援の目的で、400億バーツが340万農家に一時金として支払われることとなった。この一時金は、1ライ当たり1000バーツであり、上限を1世帯あたり1万5000バーツとするものである。これは、2014年度の最終四半期である10月～12月の景気を浮上させることが狙いとする経済刺激策の一環である。プリディヤトーン副首相によれば、一時金は、農家に現金を直接支払うため景気を押し上げる即効性がある。計画では400億バーツの現金は2014年10月20日までに支給される。

3) 財政負担と返済計画

2014年11月13日に報道されたタイ財務省の報告によると、インラック政権が実施した「コメ担保融資制度」の損失は約5,180億バーツ（約1兆8,000億円）である。そしてタクシン、スラユット、サマック、アピシット、インラックの5政権で実施されたコメ農家への保護政策による損失は、計6,800億バーツに達することが明らかとなった。発表時点で政府は1,920万トン在庫として抱えているとされた。ランサン財務次官は、同報告が2014年5月時点の暫定値であり、今後増加する可能性もあると述べている。一方、公共倉庫機構（PWO）が現在保管している政府米は1,400万～1,500万トンであり、管理コストは、毎月4億5,200万バーツとされる。

プラユット政権は当初、「コメ担保融資制度」などによって生じた債務を7年で完済する計画を発表していたが、その後、30年の長期で返済する計画に変更した。この返済計画には、インラック政権以前の政権が実施した政策による債務も含まれている⁷⁾。

4) 在庫米の検査と不正の摘発

コメの担保融資制度による政府の在庫米は、1,780万トンに達するとされる。2015年1月13日に商務省は、その政府在庫米を2年以内に全量を放出する計画を発表した⁸⁾。在庫米については9割以上が劣化しているとの首相発言もあったが、政府の監査委員会が在庫米を検査し、A～C級の3段階の等級別仕分けを行った結果、販売可能なA級は在庫米の60%であり、B級とC級は合わせて40%であったことが報告された。なおB級は品質がやや劣化しているが、適切な処理で販売可能なコメであり、C級は著しく劣化しているか、

あるいは登録された品種とは別の品種だったコメとされる。在庫米のうち 1,000 万トンは 2015 年以内に入札などで処理される計画である。

第 4 表 コメ政策に関連した情勢の推移

2014年	1月	・北部ピチット県、ピサヌローク県の農家が融資支払の遅れに抗議デモ集会。 ・政府はBAACに15日までに700億パーツの供与をすることを承認。今後、400億パーツの供与を選挙管理委員会に求める計画。 ・選挙管理委員会、政府の備蓄米売却継続を認めるが、1300億円の借入については未承認。 ・2013/14年で既に900万トンのコメが担保として持ち込まれ、950億パーツに相当するが、融資供与額は510億パーツに留まっている。BAACのコメ担保融資向け資金は200億パーツしか残っておらず、すぐに枯渇の見通し。 ・選挙管理委員会の許可を得られなかったため、BAACの200億パーツ社債発行計画が延期される。 ・選挙管理委員会は、社債発行の政府保証の是非を暫定内閣の判断にゆだねる。 ・稲作農家の抗議デモ活発化。 ・汚職防止撲滅委員会が「コメ担保融資制度」を巡る不正でインラック首相を捜査へ。
	2月	・コメ担保融資制度のための「つなぎ融資」のための入札中止。 ・稲作農家が融資金の早期支払いを求めて道路封鎖。 ・中部で水不足からコメの乾季作の中止呼びかけ ・コメの担保融資のための農業・協同組合銀行への出資に関連して、政府貯蓄銀行で取り付け騒ぎ。 ・価格支持への期待からコメの2期作の作付け面積拡大 ・コメの融資支払いの遅延が農機販売に悪影響の報道。 ・BAACの手形入札低調で、担保融資制度の資金繰り、困難続く。
	3月	・中国が200万トンのコメ輸出合意との報道。 ・周辺国でゴム生産拡大。 ・政府予算によるコメの担保融資のための200億パーツ拠出を選管承認。 ・中国との政府間取引で100万トン売却の覚書締結。 ・かんばつ被害拡大 ・担保融資制度に関する不正で倉庫公団の副総裁を調査
	4月	・ジャボニカ米生産拡大見通しとの報道。 ・未払い融資金が1000億パーツに達すると報道。 ・副商務相がコメの担保融資のための追加借入れを提案。
	5月	・国家汚職防止委員会が、担保融資制度を巡る不正に関する職務怠慢でインラック首相を刑事告発へ。 ・精米所が高値のタイからカンボジアに進出加速との報道。 ・インラック政権による担保融資制度の損失が5000億パーツに達するとの報道。 ・陸軍司令官がクーデター宣言（22日）。 ・国家平和秩序評議会（クーデター団）がコメの担保融資制度による融資供与を1ヶ月以内の完了計画発表。金融機関から500億パーツ借入れへ。
	6月	・コメの輸出見通しを年間900万トンに上方修正。 ・コメの担保融資資金500億パーツの融資を政府貯蓄銀行が全額落札。 ・コメ担保融資制度による損失が5000億パーツに達し、回収に5、6年かかるとの見通し。 ・NCP0（国家平和秩序評議会）が外国人労働者の取締を強化するとの噂から国境で帰国ラッシュ。 ・カルフルが奴隷労働問題からCPのエビの購入を中止と発表。 ・コメ担保融資制度の400億パーツの資金入札で政府貯蓄銀行が200億パーツ、三菱東京UFJ銀行傘下のアユタヤ銀行が100億パーツ、三菱東京UFJ銀行が100億パーツを落札。 ・NCP0でプラユット議長が担保融資制度等の価格支持を廃止し、生産コストの削減支援を行うことを表明。 ・NCP0が稲作農家とエビ養殖農家の支援策発表。総額47億9,000万パーツ（約150億円で47億パーツが稲作農家向。内容は低利資金供与、種子、肥料、水田賃料の支持。融資は、期間が6カ月、金利3%、上限5万パーツ。 ・強制労働問題で一部欧米スーパーがタイからの輸入品を制限。
	7月	・NCP0がBAACによる48億パーツの農家支援融資を承認。 ・NCP0が商務省国内通商局がコメの収穫料の基準価格をを1ライあたり500パーツに引下げ。 ・国家コメ政策委員会（委員長はプラユットNCP0議長）が稲作コスト削減のために小作料などの基準を引下げ。 ・NCP0の調査で政府在庫米に品質劣化米が相次いで発見される。 ・商務省国内通商局がもみ米（普通米）の取引価格を8500パーツ以上に維持する方針発表。 ・BAACが15万人に融資してヤミ金融の利用を阻止する方針発表。 ・コメ監査委員会が政府備蓄米の1割が品質劣化していると報告。
	8月	・第1回コメ入札（商務省） ・財務省が緑茶、コーヒー飲料等に対する物品税法案をNCP0に提出。 ・インラック前首相を汚職追放委が告発。 ・コメ産業の統括的機関の設立計画を発表（商務省） ・BAACがヤミ金融からの借換融資を供与し、農民支援。

資料：各種新聞報道より筆者作成

第 4 表 （続き）

	9月	・早期死亡症候群の影響から減少していたエビの生産が回復見込み。 ・7月のコメ輸出，前年同月比39.5%の大幅増と発表。 ・第2回コメ入札（商務省）（12日）。 ・インドネシアがタイ産ドリ안의輸入枠設定。 ・サトウキビへの96万ヘクタールの転作誘導方針を発表（工業省サトウキビ・砂糖政策委員会事務局） ・ブラユット首相が天然ゴム政策委員会委員長に就任。価格が低下するゴムの作付け削減を進める見通し。 ・BAAC頭取が，コメ担保融資制度による損失が7050億バーツに達し，その他の補助金による損失も500億バーツあることから，完済には計画通りに進んでも7年を要するとの見通しを発表。 ・香り米の輸出減少。 ・年末から来年にかけて，大規模な干ばつ予測。（農業・協同組合省灌漑局） ・BAACは稲作保険が，目標の150万ライ（24万ヘクタールで全国の水田の約3%）の半数以上を占める81万2,000ライになったと発表。現時点の加入者数は5万4,200人。 ・商務省貿易政策・戦略事務局が，2015年1月1日予定のEUによるタイ産品の一般特惠関税（GSP）を廃止への対策を民間企業に要請。 ・ブリディヤトン副首相（経済担当）が30年の長期で返済する計画に変更することを財務省に指示。前政権がコメ担保融資制度に8,780億バーツ（約2兆9,600億円）を投じ，5,800億バーツの債務が残っている。補助金によるものを含めると債務総額は7,800億バーツ。このうち1,800億バーツが2015年度（2014年10月～15年9月）中に返済期限を迎える。財務省・公的債務管理事務局は，元本返済のため，2015年度予算で300億バーツが割り当てられている。残る1,500億バーツは借換える。利払いのために，500億バーツの予算も用意されている。こうして2015年9月末までに，債務を5,000億バーツまで引き下げ，この5,000億バーツは，返済資金を国債で調達し30年かけて返済する。
	10月	・干ばつでダム水位が例年の半分まで低下していることから，政府は27県の農家に乾季作の中止を呼びかけ。 ・コメの輸出量が再び世界1位となる見通し。 ・「足るを知る経済」思想に基づいた開発事業に対して，2014年から2017年にかけて290億円を割り当てる方針発表。 ・商務省，農家，精米業者，コメ輸出業者を集めた会議で，香り米の基準価格の設定に合意。基準価格は1トン1万5,000～1万6,000バーツ。ただし国際市場での価格変動に応じて，基準価格は修正される。また普通米の価格は1トン8,500バーツを下回らないようにすることで合意。 ・BAACが小規模コメ農家向け補助金支給開始。8県の約1万4,000世帯に計1億7,600万バーツ支給。最終的に349万世帯に計400億バーツを支給する。1世帯あたり1万5,000バーツを上限に，1ライ当たり1000バーツ支給。このほか，2014/15年の収穫期に年率3%の低利融資を行う。融資額は，1世帯当たり最大5万バーツ。融資期間は最長6カ月。また，米価の下落防止策として，香り米ともち米の生産者が出荷時期を遅らせた場合，4カ月以内の返済を条件に最大30万バーツを無利子で融資。 ・首相が，政府備蓄米の9割で劣化が深刻であると発表。一部廃棄も。
	11月	・財務省がインラック政権によるコメ担保融資制度の下で約5180億バーツの損失を計上と発表(17日)。 ・BAACがコメ担保融資制度による債務返済のために500億バーツの債券発行。
	12月	・第4回コメ入札。
2015年	1月	・国家コメ政策委員会が，政府在庫米の劣化や紛失により，100人以上の倉庫オーナー，コメ調査員を刑事告発。 ・商務省，1780万トンの政府在庫米を2年以内にすべて放出する計画。劣化はあるものの検査の結果，在庫米の60%は基準を満たしたA級。政府の監査委員会がA～Cの3段階の等級別に仕分け。60%がA級。B級は品質がやや劣化しているが改善措置で販売可能。C級は著しく劣化しているか，あるいは登録品種とは別品種のもの。

(3) 2014 年におけるコメの生産、価格動向：担保融資制度

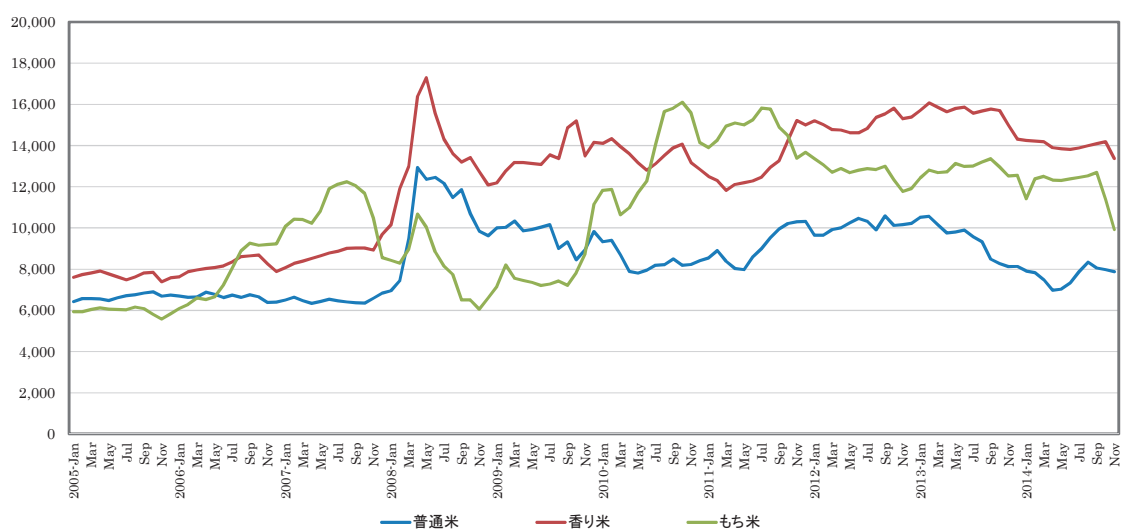
担保融資制度はタイのコメの価格、需給動向に大きな影響を与えた。以下では同制度がタイのコメの価格、生産、貿易に与えた影響について確認しておく。

1) 価格への影響

コメ担保融資制度は、実質的に政府による高価格の買取り制度であり、同制度により、コメの国内市場価格は上昇すると考えられる。ただし担保融資制度によって保有した大量の在庫を政府が放出した際には、市場価格は低下するであろう。ここでは制度導入以降のコメの価格の動向を示す。

(i) 生産者価格

粳米の農家庭先価格は、市場価格を 50%程度上回る 15,000 バーツ/トンの融資価格（普通米）で、担保融資制度を復活させるというプアタイ党の選挙公約が明らかになった 2011 年 4 月ごろから急上昇した（第 2 図）。この高価格は 2012 年の間も継続した。2013 年に入ってから、政府が在庫米の放出を拡大したこともあり、普通米の価格は年初から急速に低下した。ホムマリ米価格も 2013 年 9 月以降、低下している。なお、もち米の価格は、担保融資制度導入前の 1 年が比較的高価格であったが、2011 年の制度導入以降、むしろ相対的に低価格で推移している。普通米、香り米ではクーデターのあった 2014 年 5 月頃まで価格は低下傾向が続いたが、クーデター以降反発した。そして秋以降、粳米の価格は、いずれの種類でも低下している。

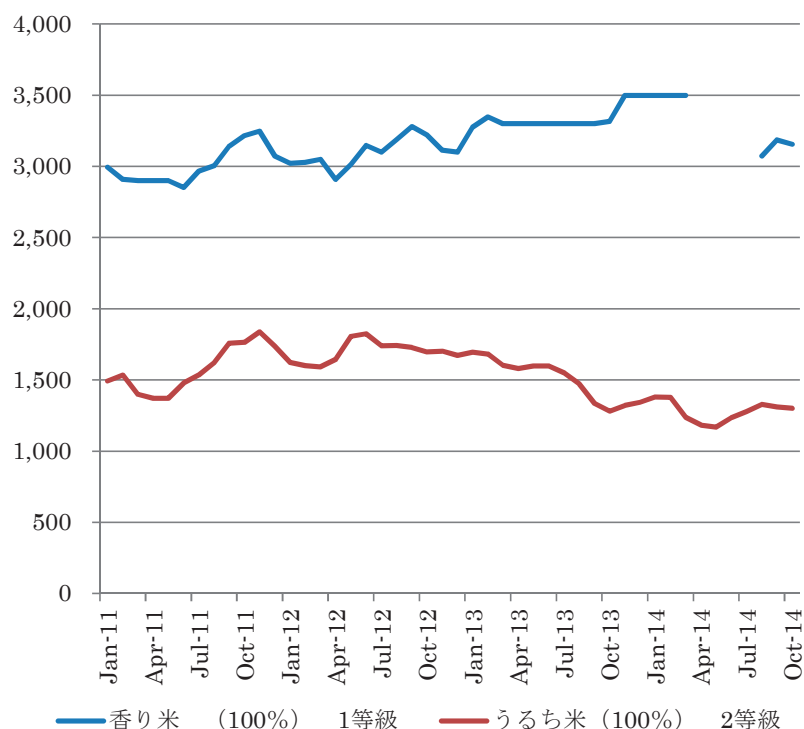


第 2 図 粳米の価格（農家庭先価格，粳米，バーツ/トン）

資料：農業経済局。

(ii) 卸売価格

コメの卸売価格は生産者価格と同様に、2011年6月ごろから急速に上昇した。しかし、卸売価格は2011年の11月をピークに減少に転じた。その後ホムマリ米は、3,300 バーツ/100 キロ程度で推移している。一方、うるち米の価格は2012年6月以降は、連続して低下しており、2011年の担保融資制度導入前の価格水準を下回っている（第3図）。



第3図 コメの卸売価格（バンコク卸売価格，精米，バーツ/100kg）

資料：精米業者協会ホームページより作成（2015年1月アクセス）http://www.thairicemillers.com/index.php?option=com_content&task=category§ionid=8&id=21&Itemid=53.

注：2013年12月以降の香り米は古米の価格。

2) コメ生産に与えた影響

担保融資制度による高水準での価格支持は稲作農家の生産意欲を刺激した。顕著に表れたのは乾季作である。2012年の乾季作（第5表では2011/12年乾季作米）は、1,224万トンに達した。これは前年から200万トン近い増加である。乾季作では、灌漑地で行われる2期作、3期作の作付拡大により、急速に生産量が増加した。一方、雨季作米の場合、生産増加は単収増加によるところが大きいため、急激な生産量の増加は見られない。2012年雨季作（第5表では2012/13年の雨季作米）は、前年比100万トン程度の増加にとどまっている。2013年、2014年の乾季作米は、政府が3期作を制限したこともあり、急速に縮小した。

第5表 タイのコメの生産の概要（2009/10年-2012/13年（予測））

項目	2009/2010年	2010/11年	2011/12年	2012/13年	2013/14年 (予測)
1. 世帯数(世帯)					
- 雨季作米	3,717,360	3,743,567	3,753,274	3,728,542	3,732,614*
- 乾季作米	665,845	706,220	749,101	637,825	604,527
2. 作付面積(百万ライ)	72.72	80.67	83.4	81.04	80.85
- 雨季作米	57.5	64.57	65.3	64.95	65.00
灌漑区域内	15.33	15.92	16.09	16.18	16.38
灌漑区域外	42.17	48.65	49.21	48.77	48.62
- 乾季作米	15.22	16.1	18.1	16.09	15.85
灌漑区域内	10	10.12	11.2	10.68	10.41
灌漑区域外	5.22	5.98	6.9	5.41	5.44
3. もみの生産量(百万トン)	32.11	36	38.11	38.00	38.25
- 雨季作米	23.25	25.74	25.87	27.23	28.02
灌漑区域内	8.14	8.01	7.95	8.62	9.63
灌漑区域外	15.11	17.73	17.92	18.61	18.39
- 乾季作米	8.86	10.26	12.24	10.77	10.23
灌漑区域内	6.02	6.71	7.84	7.38	6.95
灌漑区域外	2.84	3.55	4.4	3.39	3.28
4. 1ライ当たりの生産高 (キログラム、水分15%)					
- 雨季作米	404	399	396	419	431
灌漑区域内	531	497	494	533	588
灌漑区域外	358	360	364	382	378
- 乾季作米	582	637	676	669	645
灌漑区域内	602	664	700	691	668
灌漑区域外	544	593	637	627	603
5. 生産コスト(パーツ/トン)					
- 雨季作米	8,349	9,359	10,399	10,685	10,581
- 乾季作米	7,993	7,776	8,233	8,702	8,834
6. 農民の販売可能価格 (パーツ/トン)					
- 雨季作米	9,029	10,810	11,841	11,395	9,988
- 水分15%の乾季作うるち 米もみ	8,042	8,447	10,172	9,767	8,000
7. 純収益(パーツ/トン)					
- 雨季作米	680	1,451	1,442	710	-593
- 乾季作米	49	671	1,939	1,058	-834

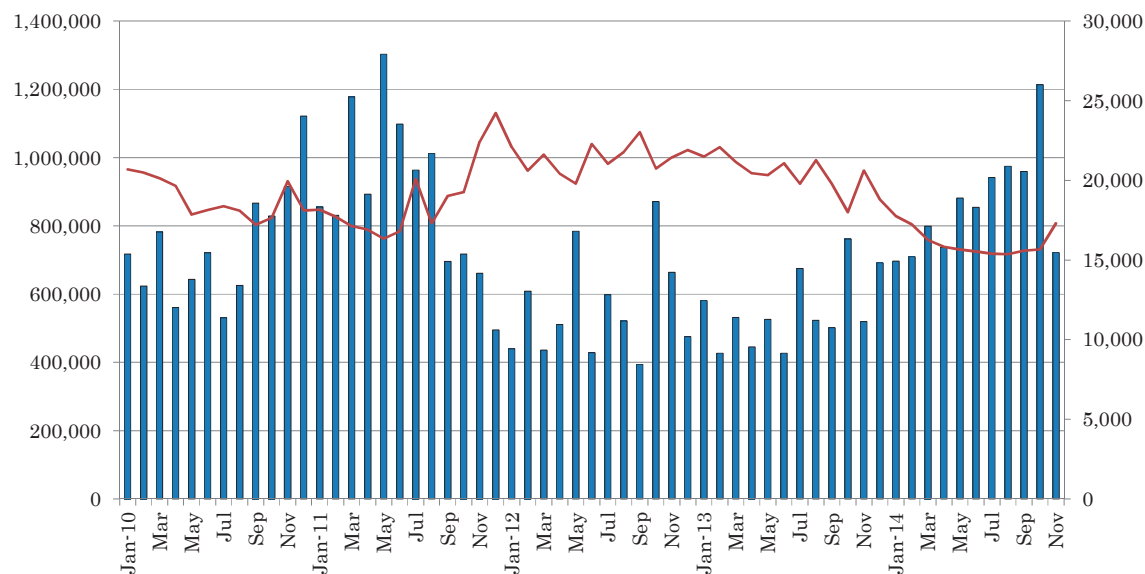
資料：ข้อมูลพื้นฐาน เศรษฐกิจการเกษตร 2556

注. 2013/14年の雨季作の数値は、原資料では桁数が1つ大きくなっているが、前年度までの桁数にそろえた。

3) 輸出への影響

インラック政権による担保融資制度の導入による影響が、最も強く表れたのは、コメの輸出量の急減である。2011年の5月に約130万トン記録したコメの輸出量は、選挙でのプアタイ党の優勢が伝えられる中、通常 monthly 80万トン以上の水準から40万トン程度に急減した（第4図）。一方、制度導入前に比較して、輸出単価は上昇した。輸出単価は15,000 パーツ/トンから、制度導入を契機に21,000 パーツ程度へと上昇した。しかし2013

年に入ると輸出単価が低下しはじめた。そして、2014 年に入ると輸出単価は制度導入前の水準を下回るようになる一方、輸出量は急速に拡大した。



第 4 図 タイのコメ輸出量（棒、左軸、トン）と輸出単価（折れ線、右軸、バーツ/トン）

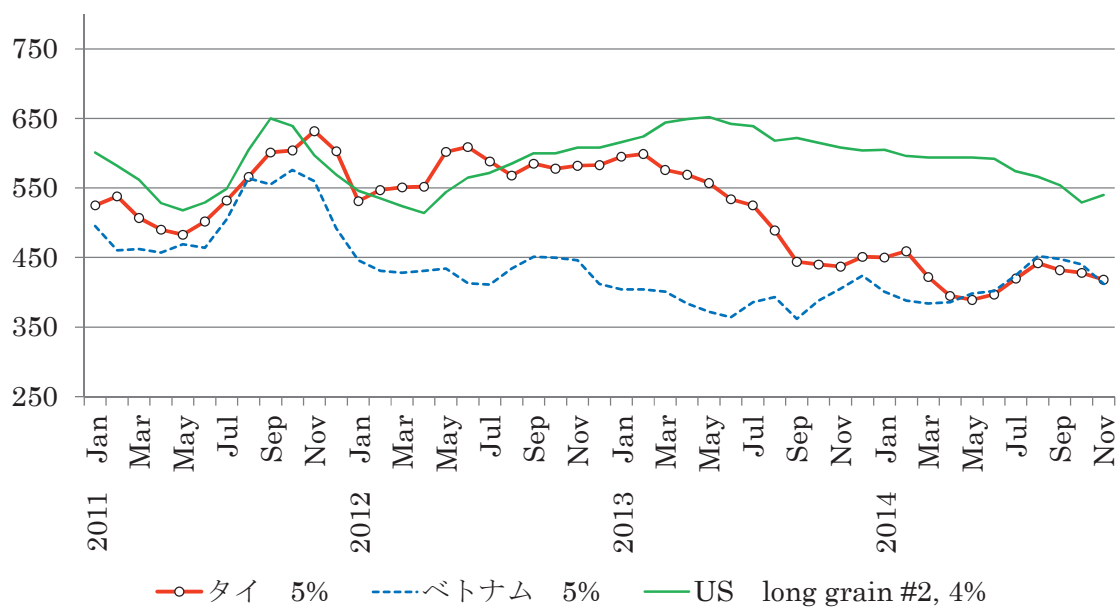
資料：農業経済局 http://www.oae.go.th/oae_report/export_import/export_result.php（2015 年 1 月アクセス）

4) 他の主要コメ輸出国との比較

(i) 輸出価格

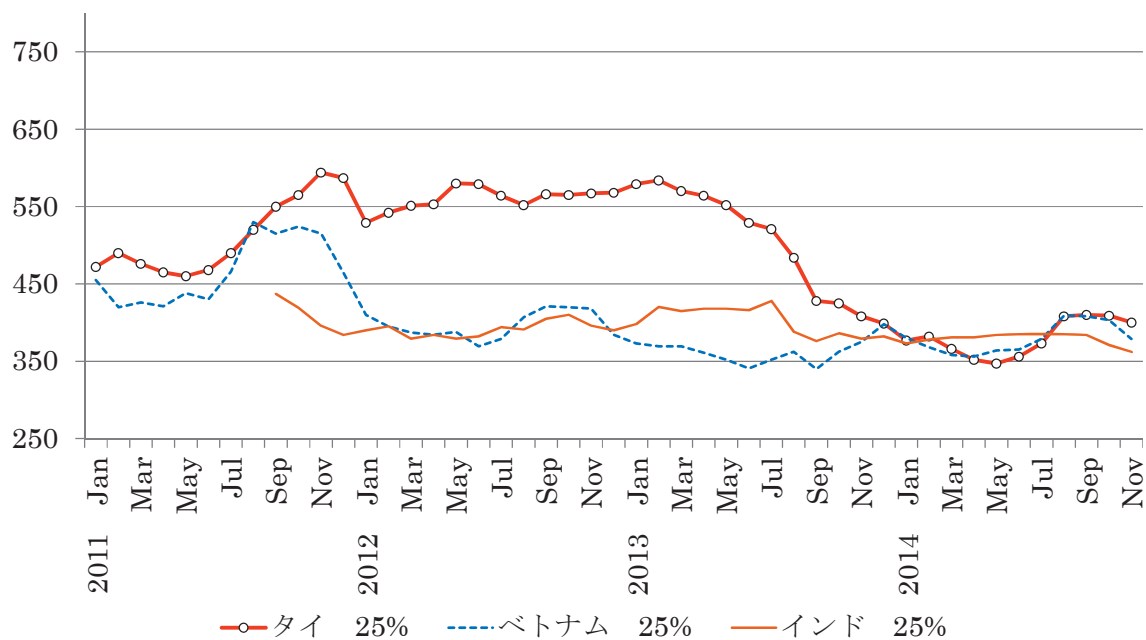
担保融資制度の導入に伴うタイ米輸出価格の推移を他の主要コメ輸出国と比較すると、碎米率 5%の上級米では、制度導入の 2011 年の 10 月以降、ベトナムの輸出価格と比べて、明らかに高止まりすることとなった。しかし 2013 年 3 月以降は、急速に低下し、現在ではベトナム産との輸出価格差はほぼ解消している（第 5 図）。

一方、碎米率 25%の低級米では、2011 年の終わりから 2012 年を通じて、ベトナムや 2011 年に輸出を再開したインドとの間で、およそトン当たり 100 ドル以上の価格差が継続した。しかし、タイ米の輸出価格は 2013 年の 3 月ごろから低下をはじめ、2013 年の 12 月には、価格差はほぼ解消した（第 6 図）。



第5図 タイ、ベトナム、米国の輸出価格推移（碎米率5%）（F.O.B. USドル/トン）

資料：The FAO Rice Price Update <http://www.fao.org/economic/est/publications/rice-publications/the-fao-rice-price-update/en/>

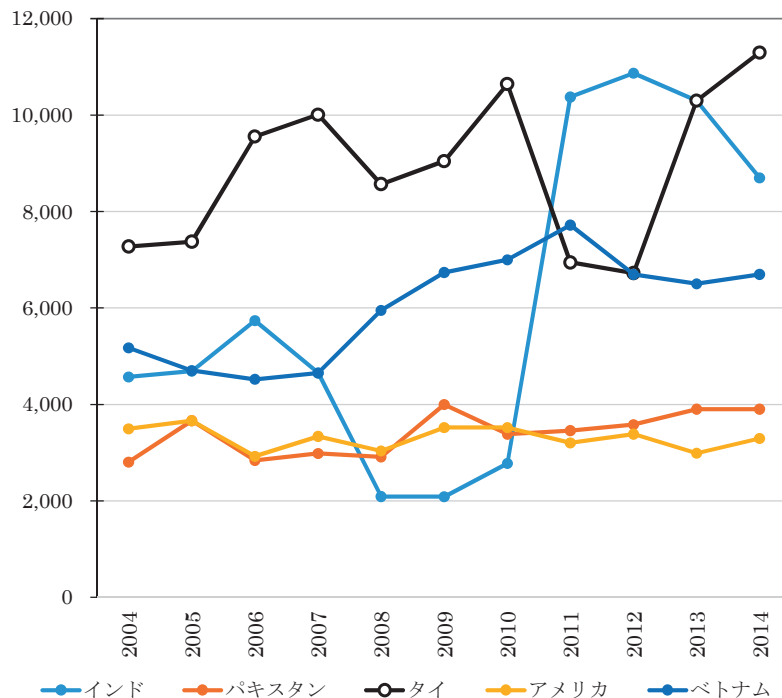


第6図 タイ、ベトナム、インドの輸出価格推移（碎米率25%）（F.O.B. USドル/トン）

資料：The FAO Rice Price Update <http://www.fao.org/economic/est/publications/rice-publications/the-fao-rice-price-update/en/>

(ii) 輸出量

2011 年、2012 年のコメ輸出量は、大幅な減少となり、タイは世界第 1 位のコメ輸出国の座を失い、インド、ベトナムに続く第 3 位となった（第 7 図）。2000 年代を通じて拡大したタイのコメ輸出は、1990 年代の後半程度の水準に戻った。一方、タイの輸出減少を埋めあわせる形で輸出を増加させたのはインドである。インドは 2011 年に、非バスマティ米の輸出制限を解き、大量の在庫放出を行った。その結果、2012 年、2013 年の輸出量は 1,000 万トンを超え、世界第 1 位のコメ輸出国となった。ベトナムも輸出量を増やし、年間 700 万トン程度の輸出を続けている。担保融資制度による輸出価格上昇の結果、タイは 2011 年、2012 年には世界第 3 位まで輸出国としての地位を低下させた。しかし 2013 年には輸出量は急拡大し、2014 年には世界 1 位のコメ輸出国の座を確保している。

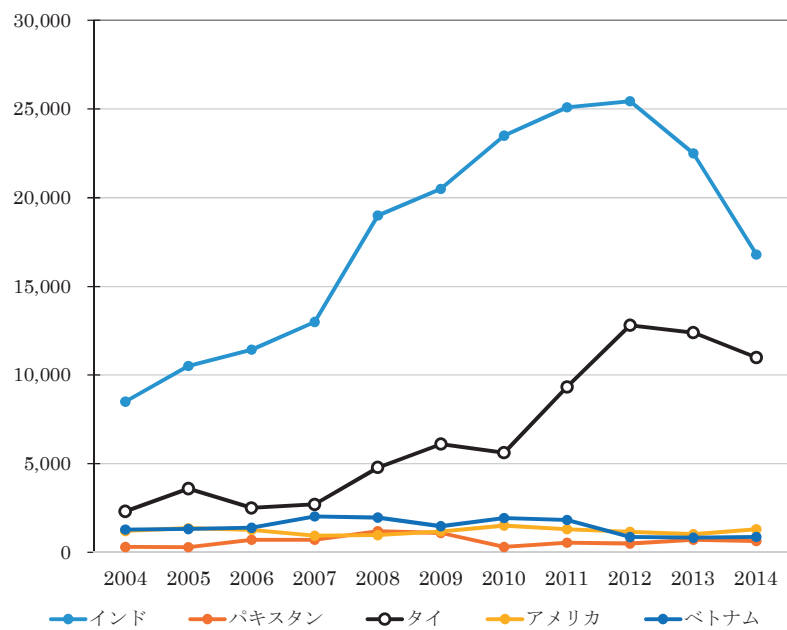


第 7 図 主要国の米輸出量（1000 トン、精米換算）

資料：USDA, PSD （2015 年 1 月アクセス）。

(iii) 在庫

主要コメ輸出国の在庫水準をみると、タイの担保融資制度の導入に大きな影響を受けたのは、タイ自身とインドであることがわかる。2011 年、2012 年とタイは毎年、在庫を精米 300 万トン程度増加させている。一方、輸出が急速に拡大したインドは、在庫を削減するのに成功している（第 8 図）。

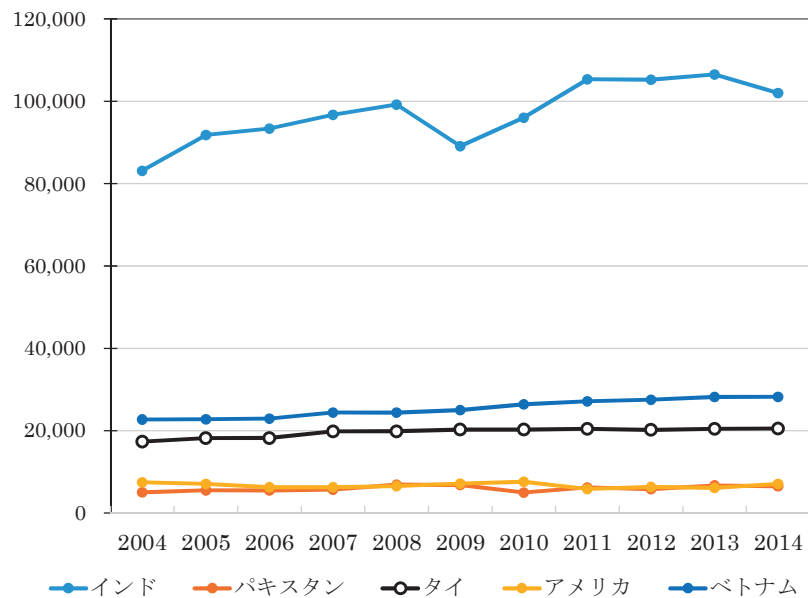


第 8 図 主要輸出国の在庫量（1000 トン，精米換算）

資料：USDA, PSD （2015 年 1 月アクセス）.

（iv）生産

主なコメの輸出国の中で、2011 年以降、インド、タイ、ベトナムはいずれも生産を増加させている。なかでもベトナムの趨勢的な生産増加が注目される（第 9 図）。



第 9 図 主要輸出国の生産量（1000 トン，精米換算，インドは右軸）

資料：USDA, PSD （2015 年 1 月アクセス）.

(4) プラユット政権のコメ政策

1) 担保融資制度の問題点

タイは経済が成長するなかで所得格差が拡大し、農民と一般労働者との所得水準の格差は大きい。このような状況で、2001年のタクシン政権以来、農民に対する所得政策としての担保融資制度、あるいは2009年、2010年にアピシット政権が実施した農家所得保証制度のような、農民保護政策が拡大してきたことは不自然ではない。

しかし実質上の価格支持制度である担保融資制度は市場歪曲効果が大きいことに加え、WTO体制の下では、融資米（実質上の買入米）の輸出には大きな制約が加わる。すなわち高値で引き取った国産米の安値での輸出は、WTO協定上禁じられている輸出補助金に該当する可能性がある。そのためコメの輸出国であるタイが価格支持政策を実施すると、輸出できない在庫米を抱えた政府の負担が急速に増大する。

さらにこの制度は、実際のコメの流通に政府が介入するために、流通の様々な局面で不正が発生したとされる。報道された不正を列挙すると、(1)カンボジア・ラオス・ミャンマー等の隣国からの密輸。(2)質入米の不適切な品質検査により精米業者や検査員が不当な利益を得た。(3)公共倉庫機構において横流しなどの不適切な管理が行われた。(4)中国等との政府間取引で不透明な輸出契約。(5)政府在庫の特定業者への払い下げの不公平、等である。

また政府介入が市場シグナルを歪曲した結果、農民は、品質よりも生産量を重視した生産を行うようになったとされる。その結果、香り米やジャポニカ米の生産が減り、低品質米の生産が増えた。またゴム農家など担保融資制度の恩恵に浴さない農民からの不満が高まった。

このように多くの問題を抱えた担保融資制度であったが、対立する二つの政治グループの間で、稲作農家の保護は象徴的な政策課題となり、2011年の総選挙では、両グループが農民への再配分政策を競い合う形となった。その結果、より大規模な所得再配分スキームである担保融資制度を掲げたプアタイ党が勝利した。だが、大きな矛盾を抱えた担保融資制度は持続できず、短期間で破綻に至った。

2) プラユット政権のコメ政策の概要

国家平和秩序評議会（NCPO）下における農業政策は、インラック政権から大きく変化した。特にコメについては、担保融資制度を打ち切るとともに、アピシット政権が実施した所得保証制度も実施しないことを表明した。それに代わって、生産コストの削減と生産性の向上を支援する政策を採用することとなった。

以下では農業・協同組合省コメ局の資料⁹⁾に基づいて、プラユット政権のコメ政策の概要を紹介する。

(i) 緊急対策

プラユット政権は、1 ライあたりのコメの生産コストを、4,787 バーツから 4,358 バーツに削減する計画を発表した⁽¹⁰⁾。プラユット政権により、緊急対策と位置づけられ、新規に導入されたのは、(1) 化学肥料の小売価格の引下げ（販売業者に 1 袋あたり 40-50 バーツの価格引下げを要請）、(2) 農薬の小売価格の削減（販売業者に 5-10%の価格引下げを要請）、(3) 種子価格の引下げ（平均で 1kg あたり 5 バーツの引下げを PR 活動や店舗検査などで実施）、(4) 収穫サービス料金の引下げ（1 ライあたり 50 バーツの引下げを業者に要請）、(5) 200 バーツ/ライの水田地代の引下げ（地主と小作の登録、1 ライあたり 200 ～500 バーツの地代引下げを要請）の、5 つの投入要素価格の引下げ政策である。

一方、補助的な政策と位置づけられた政策には、そのうちで緊急対策とされる政策と、より長期的な政策と位置づけられるものがある。補助的な政策のうちで緊急対策とされるのは、(1) 金融支援と (2) 市場振興、(3) 農業保険である。

なお、農業・農協銀行 (BAAC) を通じた融資が 7 月に BAAC から提案され NCPO が承認している。この融資総額は 1370 億バーツであり、新たな予算規模は 48 億バーツである。内訳は (1) 稲作農民向け低利融資（融資総額は 1000 億バーツであり最優遇貸出金利 (MLR) マイナス 3%で融資する。利子軽減によるコストは 22 億 9000 万バーツであり、1 人あたり上限 5 万バーツで 357 万人に供与する見込み）、(2) 農業協同組合向け融資（融資総額は 200 億バーツであり、予算は 7 億バーツ。農家から直接コメを買い取り、精米・包装する）、(3) サイロ所有農家（北部、東北部）向け融資（融資総額は 170 億バーツで、予算は 11 億バーツ。コメ 200 万トンの売却を遅らせ、コメ価格下落防止を図る）の 3 種類である。

一方、市場振興として (1) 新市場開拓、(2) 国内と海外のコメ市場との連携、(3) コメの在庫管理の支援、(4) コメの売却を遅延させる農家への支援融資がある。

農業保険は、農業・協同組合銀行が販売する、雨季作米の農家を対象とする稲作保険である。2014 年 9 月の時点で加入者が約 5 万人に達し、対象となる農地も当初目標の 150 万ライ（全国の水田総面積の約 3%、24 万ヘクタール）の半数以上を占める 81 万 2,000 ライになったと発表されている。稲作保険では、洪水、干ばつ等で作物が被害を受けた場合、1 ライ当たり 1,111 バーツの保険金を受け取ることができる。

(ii) 長期的対策

長期的な対策とされた対策には、生産性を高める対策と、参加促進政策がある。生産性向上対策としては、(1) コスト低減と収量上昇のための技術普及、(2) 種子バンクの設立、(3) 作物適性に応じたコメ生産ゾーンの特定と転作プロジェクト、(4) 水資源開発をあげている。一方、参加促進政策として、コメ振興のための機関と基金の設立が計画されている。

(iii) 一時金の支払い

こうした新しい農業政策に加えて、2014年9月末に、1農家あたり15万バーツを上限とする1ライあたり1000バーツの一時金の支払いが実施された。これは生産が行われた後で、農家に直接支払うという意味で、デカップルされた直接支払いということが出来る。この稲作農家支援策は340万世帯を対象にしており、総額400億バーツの予算規模（1戸あたり平均約11,800バーツの支払い）となる。

(iv) コメの目標価格の設定

プラユット政権は2014/15年産の雨季作のもみ米（普通米、水分量15%以下）に、8,500バーツ/トンの目標価格を設定した（7月）。そして市場価格が、目標価格を下回る場合、市場価格より100～200バーツ高い価格で買取る民間精米業者を対象とする金融支援を表明した。これは、もみ米の購入代金を、民間精米業者が借入れにより調達する場合、政府は借入金の利息を、年利3%分補助するというものである。

3) プラユット政権のコメ政策の特徴

以上に紹介したプラユット政権のコメ政策について、以下の3つが重要な目標であると考えられる。

まず第1に、担保融資制度の引き起こした財政的な混乱の收拾である。

このために、未払いの融資金の支払いを迅速に実施するとともに、在庫を検査し在庫量を明らかにした。そして担保融資制度の打ち切りと所得保証政策にも復帰しないことを表明し、コメ市場への政治家の介入を排除した。そして目標価格を設定しても、政府は生産物市場に直接は介入せず、金融支援の形で間接的に行うようになっている。

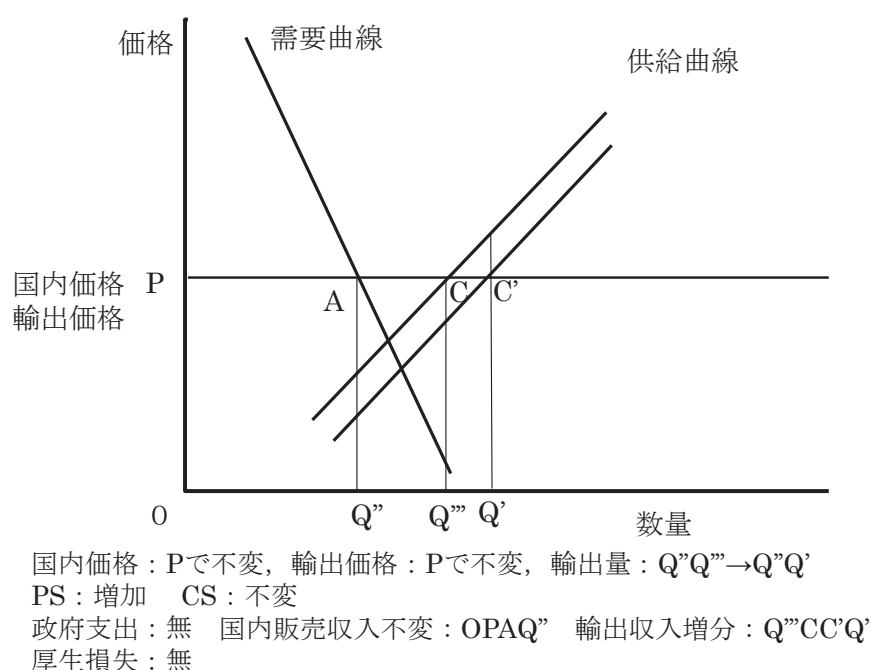
第2に、価格支持政策の廃止に伴う価格関係の再調整をはかったことである。近年、コメの生産コストが大幅に上昇している。この価格上昇には、アピシット政権による所得保証政策が水田地代の上昇をもたらした例など、農業保護政策の影響があると見られる。しかし、担保融資制度を廃止し、コメの価格が急速に低下すると、稲作農家の所得は急減することになる。したがってプラユット政権による生産コスト削減政策とは、価格支持や所得保証政策が行われる以前の生産物と投入要素の価格関係に近づけることを目的としていたと解釈できる。

第3には、農業保護を継続しようとしていることである。すなわちこれまでの農業政策を継続する形で、農業生産性の向上を支援するとともに、1戸当たりの上限1万5,000バーツとする1,000バーツ/ライの一時金支払いを実施した。これは、生産刺激効果のない、効率的な所得移転政策となっている。

第4には、一連の政策を行う上では、関連業界団体を集めて価格引下げを合意させるなど、統制的なアプローチを行っていることが注目される。またアピシット政権時代の農家所得保証政策では、農家が形式上の離婚などにより世帯数を増やして、1戸当たりの上限

を上回る保証金を受け取っていた例が見られたが、今回の一時金の支払いでは、そうした事例の報告は少ないとされる。

プラユット政権のコメ政策は、コスト削減と生産性向上を指向するものであり、供給曲線の下方シフトを狙っていると解釈できる（第10図）。現在懸念されるのは、投入要素価格が過剰に抑制されると投入要素の供給が減少することである。また2016年に予定される民政移管時には再び、コメ市場への大幅な介入が公約となる可能性もある。今後の動向が注目されるところである。



第10図 プラユット政権のコメ政策の経済余剰分析

4) 政治経済学的分析：跛行的に展開する農業保護⁽¹¹⁾

タイのコメ政策は、長期的に見ると、農業搾取的政策から農業保護的政策に移行している。タイでは、かつてはライスペミアムと呼ばれた輸出税が存在するなど、農業部門から他部門への所得移転が行われていた。これは農業搾取的政策と呼ぶことができる。そして特にタクシン政権（2001年～2006年）以降、大規模に農業保護的政策が行われるようになった。なかでも担保融資制度は、重要な農業保護の手段となった。この政策自体は1980年代から存在し、収穫期にコメの価格が低下することを防いで、生産者の収入を安定させようとする価格安定化政策として運営されてきた。しかし、タクシン政権は融資価格を大幅に上昇させ、それまでの価格安定化政策から、価格支持政策へと、その性格を変化させた。その後、タクシン派と反タクシン派に分かれて政争が続く中で、反タクシン派の民主党アピシット政権は、財政負担の増大やASEAN自由貿易地域におけるコメ貿易の自由化への対応を背景に、2009年に農家所得保証制度を導入し、政府は市場介入から撤退した。

しかし、2011年に登場したインラック政権は、担保融資制度による価格支持を再導入し、農業保護を強化した。

ここでは、こうした農業保護政策の跛行的展開を政治経済学的視点から整理する。

政治経済学的な政策決定モデルでは、政治家は自らの政治的利益の最大化を目的として政策を選択すると仮定する。もしある政策の賛成派の利益が逡減的であり、反対派の抵抗が逡増的であるとすれば、政治的な限界収益MRは右下がりとなり、限界費用MCは右上がりとなる。そして政治家の政治的利益を最大にする政策選択はMRとMCの交点で与えられる。

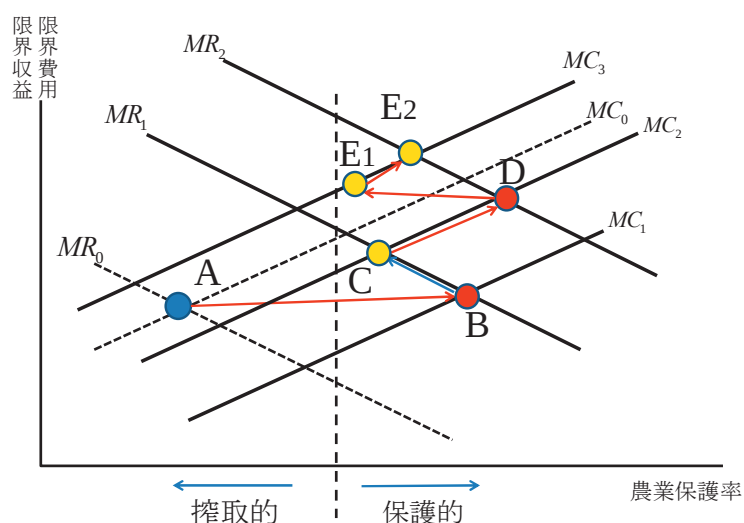
タイの農業政策を農業保護率という指標で表し、政治的収益と政治的費用のシフトに対応して、両者の交点で与えられる最適な農業保護の水準が、跛行的に変化していることを表したのが第11図である。この図において、A点は、当初MR₀とMC₀の交点で農業搾取的な政策（コメの輸出税）が行われていたことを示す。それが1990年代の政治的民主化とタイ愛国党の政治キャンペーンによって農民の政治的意識が高まったことにより、政治的収益がMR₀からMR₁にシフトし、一方で、経済成長により農業保護のための財政支出の余裕が生じたことや、エンゲル係数の低下により、農産物価格を上昇させることへの都市住民の抵抗が低下したため政治的費用がMC₀がMC₁にシフトした。その結果、均衡する農業保護水準はB点に移行した。

しかし、タクシン政権への批判が高まり、2006年には都市中間層の支持を得たクーデターが生じた。その後、政権に復帰したタクシン派のサマック政権下での極端な融資価格の上昇（2007/8年、2008/9年）は、担保融資制度を継続することへの強い抵抗を生んだ。これは農業保護政策に対する政治的費用の上昇として、MC₁からMC₂へのシフトで表されている。そして、農家所得保証政策の導入による均衡する保護水準の変化はB点からC点への移動で表されている。

2011年の下院選挙では、タクシン派のプアタイ党は、当時の市場価格をおおよそ50%上回る高い価格でのコメ価格支持（担保融資制度）を公約とし、選挙で勝利した。これは大規模な再分配政策となる農業保護政策を約束することで、農民を政治的に動員したことを意味する。第11図では政治的収益がMR₁からMR₂にシフトしたことを意味する。プアタイ党のインラック政権による担保融資制度の導入による保護水準の変化はC点からD点への移行で表される。（以上の記述は井上（2011）を参照されたい。）

さて、2013年になると、担保融資制度の財政負担が徐々に明らかになり、債券の格付け機関や、国際機関から制度の中止を提言されている。これは、制度の問題点が明らかになることで、政治的な限界費用がさらに上方に、すなわちMC₂からMC₃へとシフトした状況と考えられる。そして2014年には、融資金の供与は完全に停滞し、農民の抗議デモが、反政府デモと合流し、インラック政権は窮地に陥った。そして2014年5月のクーデター時には、担保融資制度の破綻は誰の目にも明らかになっていた。クーデター政権は、融資金の供与を実施するとともに、担保融資制度や所得保証制度も導入しないことを表明した。そして、肥料・農薬や収穫サービス料金、地代などの投入要素価格を強制的に低下させる

こととした。すなわち、保護水準は D 点から、農業保護水準の低い E1 点に、一端移行した。しかし、これは安定した均衡点とはならなかった。9 月になると経済刺激対策の一環として、2014/15 年産の雨季作に対しては、1 ライあたり 1,000 バーツの一時金支払いが実施された(上限 1 万 5,000 バーツ/世帯)。つまり 2014/15 年産雨季作に対する均衡点は、農業保護側に右シフトした E2 点となったと解釈できる。インラック政権の担保融資制度に比べると保護の水準は低いものの、プラユット政権でも、農業保護的な政策が採用されていると考えられる。



第 11 図 農業保護政策の跛行的展開とプラユット政権のコメ政策の位置づけ

$MC_0 \rightarrow MC_1$

： 政治的限界費用の低下
経済成長と都市部の所得上昇，エンゲル係数低下

$MR_0 \rightarrow MR_1$

： 政治的限界収益の増加
1997年民主化憲法，2000年選挙タイ愛国党公約，
農村政策の充実

$MC_1 \rightarrow MC_2$

： 政治的限界費用の増加
2006年クーデター，財政負担増加，都市中所得層
の批判

$MR_1 \rightarrow MR_2$

： 政治的限界収益の増加
2011年総選挙でのタイ貢献党公約
農民の政治動員と再分配政策の拡大

$MC_2 \rightarrow MC_3$

： 政治的限界費用の増加
不正批判，財政負担巨額化，2014年クーデター

第 12 図 プラユット政権に至までの政治的限界収益と政治的限界費用のシフト要因

（５） 小括

プラユット政権はクーデター後、直ちに農民への融資金を供与するとともに、担保融資制度を廃止することと、農家所得保証制度には復帰しないことを表明した。タイの農業政策は農業保護的な度合いを一気に引下げたことになる。

新政権の農業政策は、生産支援の形で介入するものであり、生産物市場への介入は行わない。また軍政の下で、肥料、農薬、地代、機械利用サービスといった投入要素の価格を統制して引下げたことは、農家の生産コストを低下させる。しかし生産要素の供給が縮小すれば、農家はコメの生産量を縮小させることになる。

プラユット政権は１ライ当たり 1,000 バーツの一時金の支払いを行った。これは上限付きの不足払い政策であったアピシット政権の農家所得保証政策と類似している。ただしアピシット政権による所得保証は明らかにコメの増産効果を持っていたのに対し、2014 年に行われた一時金の支払いは、増産効果を持っていないと考えられる。

担保融資制度がもたらした大きな混乱を收拾したという意味で、現政権の政策は評価できる。また一時金支払いは、所得移転政策としては、経済学的な効率性で優位性があったとも解釈できる。しかし毎年のように支払うとすれば、稲作農家以外の国民の不公平感は拡大する。民政復帰後には、農業保護が再び拡大することが繰り返される可能性もある。

また生産費の削減として実施された、物財費や地代、収穫サービス料金の抑制は、今後との程度、機能し続けるかは不明である。

一時金の支払いを民政移管後も継続することが困難だとすると、持続可能な稲作農家の保護政策としては、（１）全国一律 300 バーツの最低賃金制度が導入された労働者と比べても、農業保護政策としてアピールできる水準の効果を持つこと、（２）不正が少なく、情報公開、説明責任が果たされること、（３）大規模層や精米業者、特定の輸出業者などに利益が偏在しないこと、（４）市場介入による効率性の損失が小さいことなどが要件となるであろう⁽¹²⁾。こうした状況を考慮すると、現政権ではアピシット政権で行われた農家所得保証制度に、農業保護の手段としての制度デザイン上の優位性があるといえる。ただし、政治家による介入を徹底して排除した現政権では、当面、所得保証制度の復活は考えられず、今後の推移が注目される。

4. 財政・経済の動向

(1) 財政の動向

2015 年度（2014 年 10 月～15 年 9 月）予算は、歳出が 2 兆 5,750 億バーツ、歳入が 2 兆 3,250 億バーツで、2,500 億バーツの国内借入れを行う赤字予算となった（第 6 表）。これは 10 年連続の赤字予算編成である。

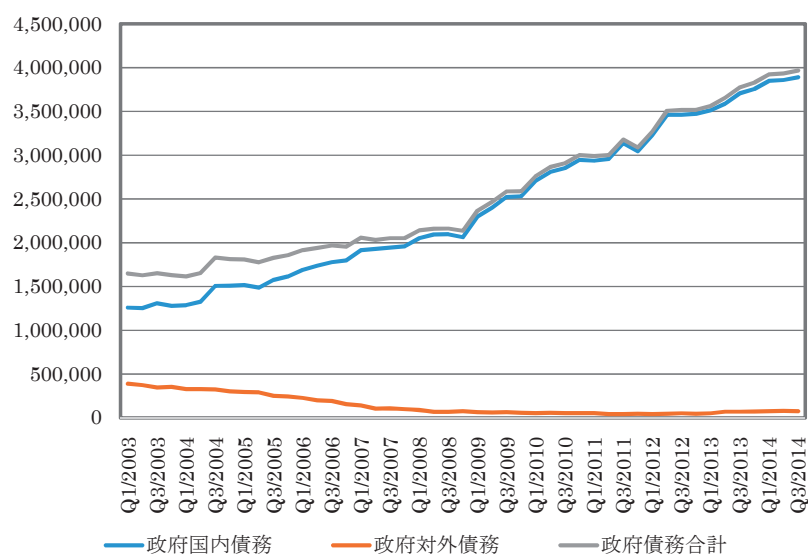
2015 年度（2014 年 10 月～15 年 9 月）の収入は、前年比 2.2%増の見通しである。しかしインラック政権による法人税率引下げ(2012 年 1 月より、30%から 23%に引き下げ、さらに 2013 年 1 月 1 日またはそれ以降に始まり、2014 年 12 月 31 日を超えない会計期間について、20%まで引き下げている（勅令 555 号）の影響もあるため、法人税収は相当減少する可能性がある。そのため 2013 年の政府債務の見通しは、前年を上回って増加する見通しである（第 13 図）。

第 6 表 政府予算の概要

項目	2011年度		2012年度		2013年度		2014年度		2015年度	
	金額	対前年増減(%)	金額	対前年増減(%)	金額	対前年増減(%)	金額	対前年増減(%)	金額	対前年増減(%)
歳出額	2,169,967.5	27.6	2,380,000.0	9.7	2,400,000.0	0.8	2,525,000.0	5.2	2,575,000.0	2.0
歳出の対GDP比 (%)	20.6		20.6		20.1		19.8		19.5	
・経常支出 対総予算比 (%)	1,667,439.7 76.8	16.2	1,840,672.6 77.4	10.4	1,900,476.7 79.2	3.3	2,017,625.8 79.9	6.2	2,027,176.0 78.7	0.5
・国庫補填支出 対総予算比 (%)	114,488.6 5.3	100.0	53,918.0 2.2	-52.9	- -	-100.0	13,423.7 0.5	100.0	41,965.4 1.6	212.6
・資本支出 対総予算比 (%)	355,484.6 16.4	65.8	438,555.4 18.4	23.4	450,373.8 18.7	2.7	441,128.6 17.5	-2.1	450,158.6 17.5	2.0
・元本返済 対総予算比 (%)	32,554.6 1.5	-36.1	46,854.0 2.0	43.9	49,149.5 2.1	4.9	52,821.9 2.1	7.5	55,700.0 2.2	5.4
歳入額	2,170,000.0	27.6	2,380,000.0	9.7	2,400,000.0	0.8	2,525,000.0	5.2	2,575,000.0	2.0
歳入の対GDP (%)	20.6		20.6		20.1		19.8		19.5	
・収入	1,770,000.0	3.8	1,980,000.0	11.9	2,100,000.0	6.1	2,275,000.0	8.3	2,325,000.0	2.2
・国内借入金	400,000.0	14.3	400,000.0	-	300,000.0	-25.0	250,000.0	-16.7	250,000.0	-
国内総生産 (GDP)	10,539,400.0	4.3	11,572,300.0	9.8	11,922,000.0	4.8	12,424,000.0	4.4	13,201,000.0	6.3

資料：งบประมาณโดยสังเขป ประจำปีงบประมาณ พ.ศ.2558（2015 年度国家予算概要書）表 1-1

（http://library2.parliament.go.th/giventake/content_nla2557/d081857-03.pdf）及び各年の予算書より作成。



第 13 図 政府債務（海外及び国内，100 万バーツ）

資料：Bank of Thailand

（2）GDP

過去 10 年間に於いて GDP の動向に大きな変動があったのは，2008 年第 2 四半期から急速に後退が始まり，2009 年第 1 四半期を底として，4 四半期の間，対前年同期比でマイナスが続いたリーマンショックの時期と，2011 年の第 4 四半期の実質 GDP は対前年同期比でマイナス 9% の大幅減となった中央部の大洪水の時期である（第 14 図）。しかし洪水からの復旧は，比較的順調であり，2012 年の第 2 四半期には 5% 近い成長にまで回復している。

しかし 2013 年の後半から激化した政治的な混乱から，2014 年には投資の減少が目立ち，GDP 成長率は低い水準で推移している。

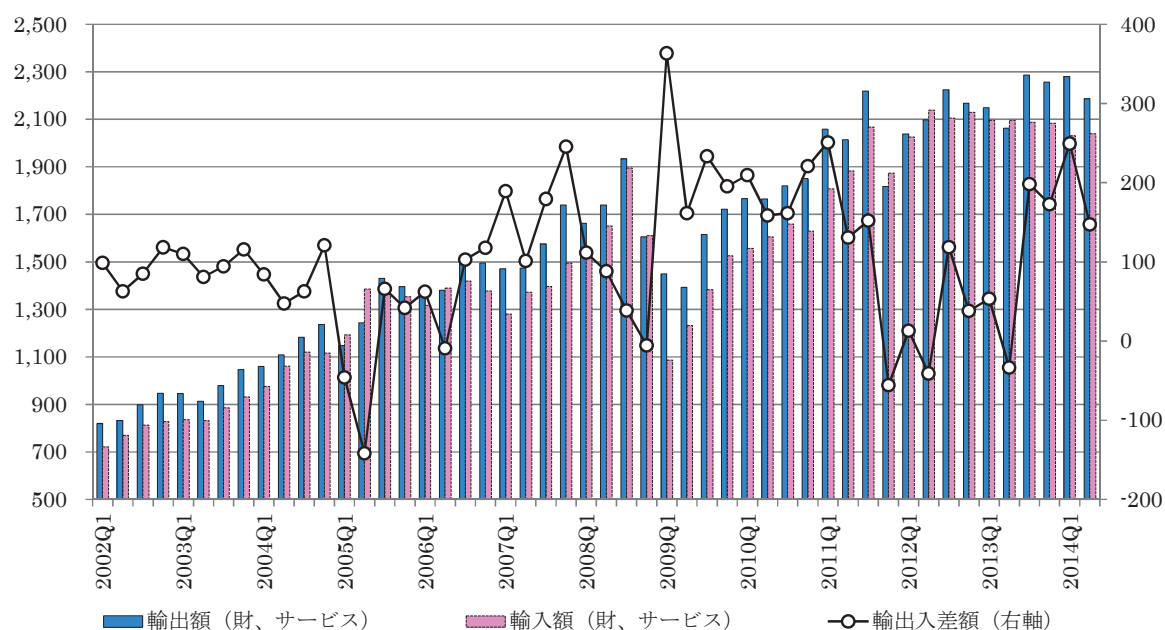


第 14 図 実質 GDP の対前年同期比（四半期，％）

資料：International Financial Statistics, IMF より筆者作成。

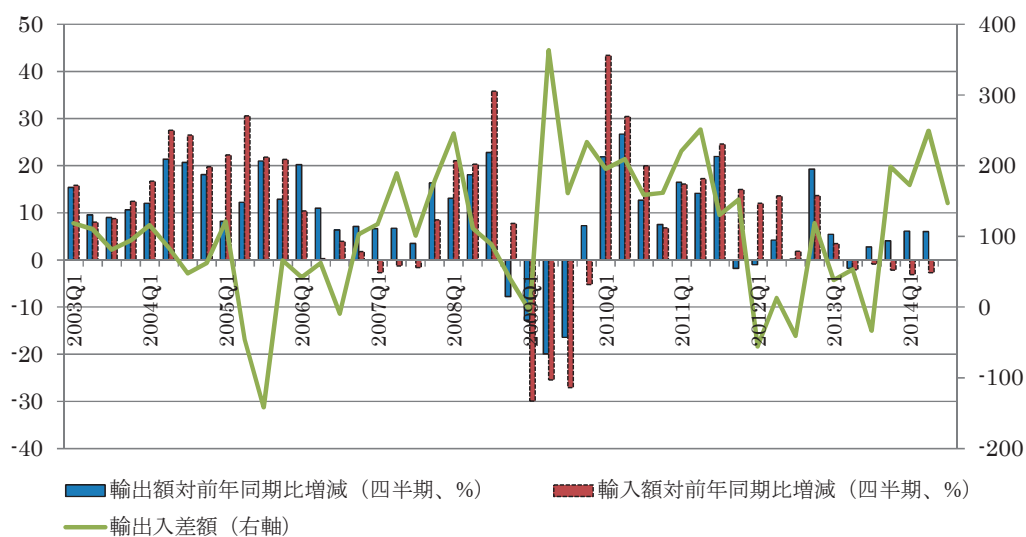
(3) 輸出

タイの経済成長は自動車工業を中心に輸出向けの工業化が進展し、輸出主導型の経済成長が定着したことによる。したがって GDP の動きは、輸出の動向と密接に関連している。2003 年以降、タイの輸出は対前年同期比で二桁を上回る拡大を続けている。輸出が大幅に減少したのも GDP と同様に、2008 年から 2009 年にかけてのリーマンショックの時期と 2011 年 9 月以降の中央部の洪水の時期である（第 15 図）。2008 年第 4 四半期から 2009 年第 3 四半期までの時期と、2011 年第 4 四半期と 2012 年第 1 四半期において、タイの輸出総額の対前年同期比はマイナスを記録した（第 16 図）。しかし、洪水後のタイの輸出は好調で、2013 年以降は、原油価格の低下もあり、輸出入の差額も増大している。



第 15 図 輸出入額（10 億バーツ）の推移

資料：International Financial Statistics, IMF より筆者作成。

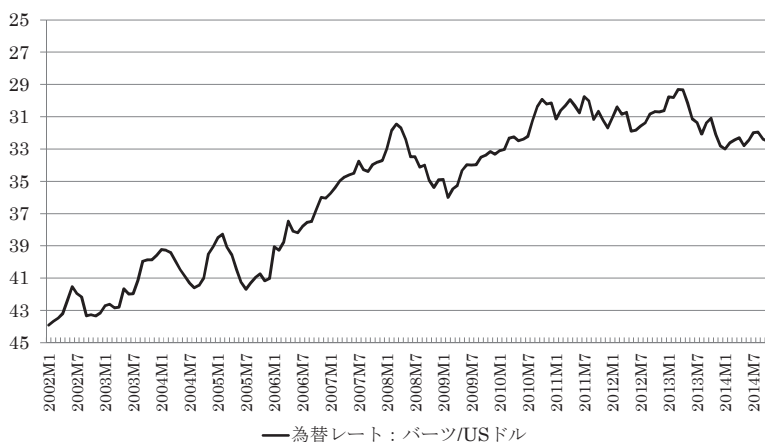


第 16 図 輸出入額の対前年同期比（四半期、%）

資料：International Financial Statistics, IMF より筆者作成.

（４） 為替レート

タイの通貨バーツの対 US ドルの為替レートは、2002 年第 1 四半期の 1 ドル 44 バーツ水準から、2008 年初めまで、バーツ高に向かう方向で推移してきた（第 17 図）。しかし世界金融恐慌によるタイ経済の悪化から、2008 年第 2 四半期から 2009 年第 1 四半期にかけて、バーツ安に向かった。その後、2009 年第 2 四半期から 2011 年の第 2 四半期まで、再びバーツ高に向かったが、2011 年第 3 四半期以降、大洪水による輸出急減を受けてバーツ安に向かった。2012 年後半から 2013 年前半に向けては、1 ドル 29 バーツ周辺までバーツ高が進んだが、2013 年中盤から 2014 年は、バーツ安傾向に推移している。

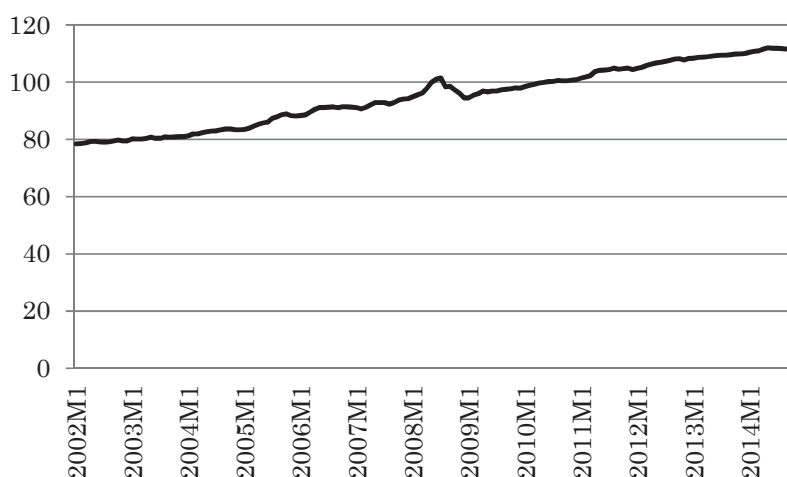


第 17 図 為替レート（タイバーツ/US ドル）の推移

資料：International Financial Statistics, IMF より筆者作成.

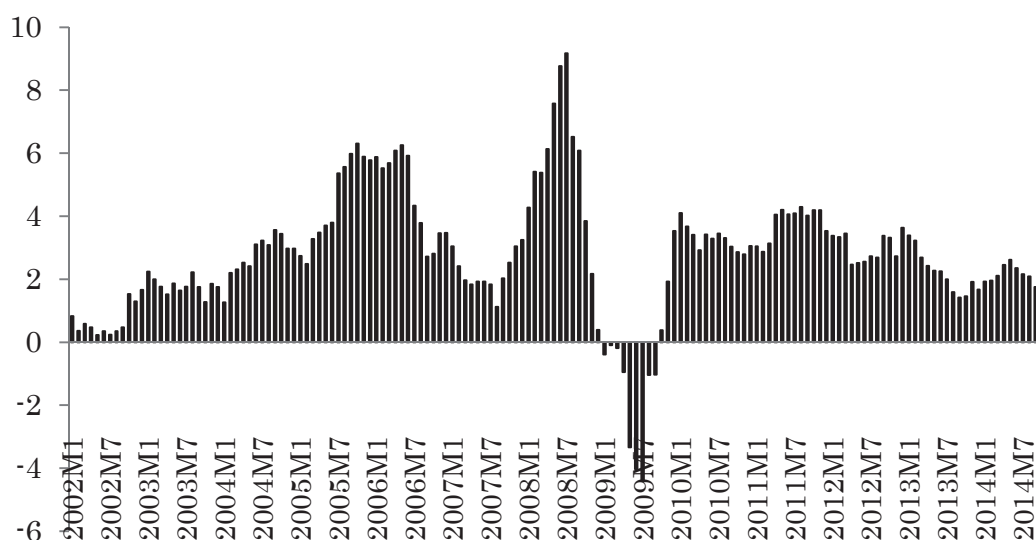
(5) 消費者物価指数

タイの消費者物価指数は過去 10 年ではば、25%程度上昇している（第 18 図）。2008 年の急激なインフレ、そして 2009 年の極端な物価低下、さらに 2009 年第 4 四半期以降の急激な回復という乱高下を経験した（第 19 図）。そして 2010 年以降は 4%を超えるインフレ率が継続した。しかし 2011 年の洪水以降、2012 年の上半期には、インフレ率は低下した。さらに 2013 年以降、消費者物価指数の上昇率は低下傾向にある。



第 18 図 消費者物価指数の長期動向（2010 年を 100 とした指数）

資料：International Financial Statistics, IMF より筆者作成.

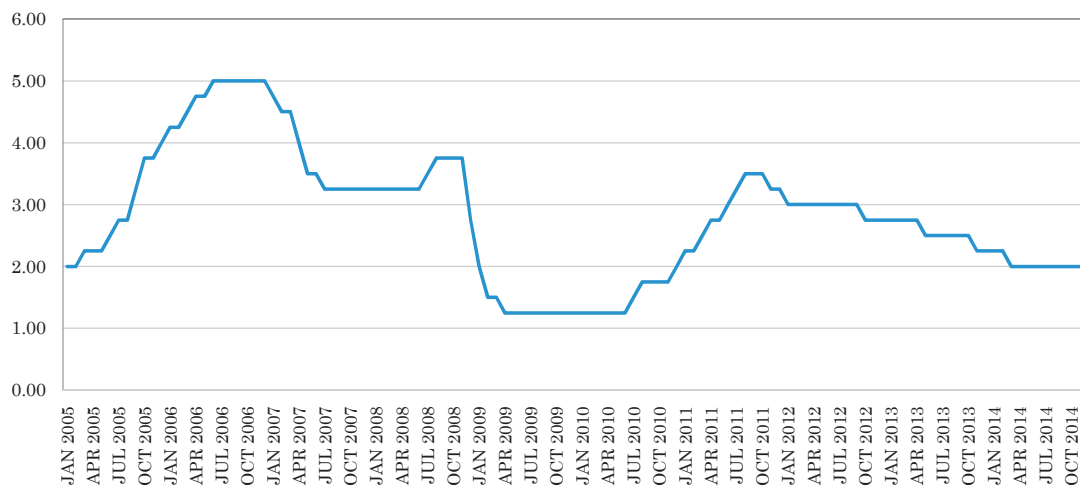


第 19 図 消費者物価指数の対前年同期ポイント差

資料：International Financial Statistics, IMF より筆者作成.

(6) 金利

政策金利 (Policy rate) は, 2011 年 8 月のインラック政権登場以降, 2013 年まで引き下げが続いている (第 20 図)。2014 年でも金利は 2% に据え置かれている。



第 20 図 政策金利 (Policy Rate) の動向(%)

資料 : Thailand's Macro Economic Indicators, Bank of Thailand.



第 21 図 タイの金利動向(%)

資料 : Thailand's Macro Economic Indicators, Bank of Thailand.

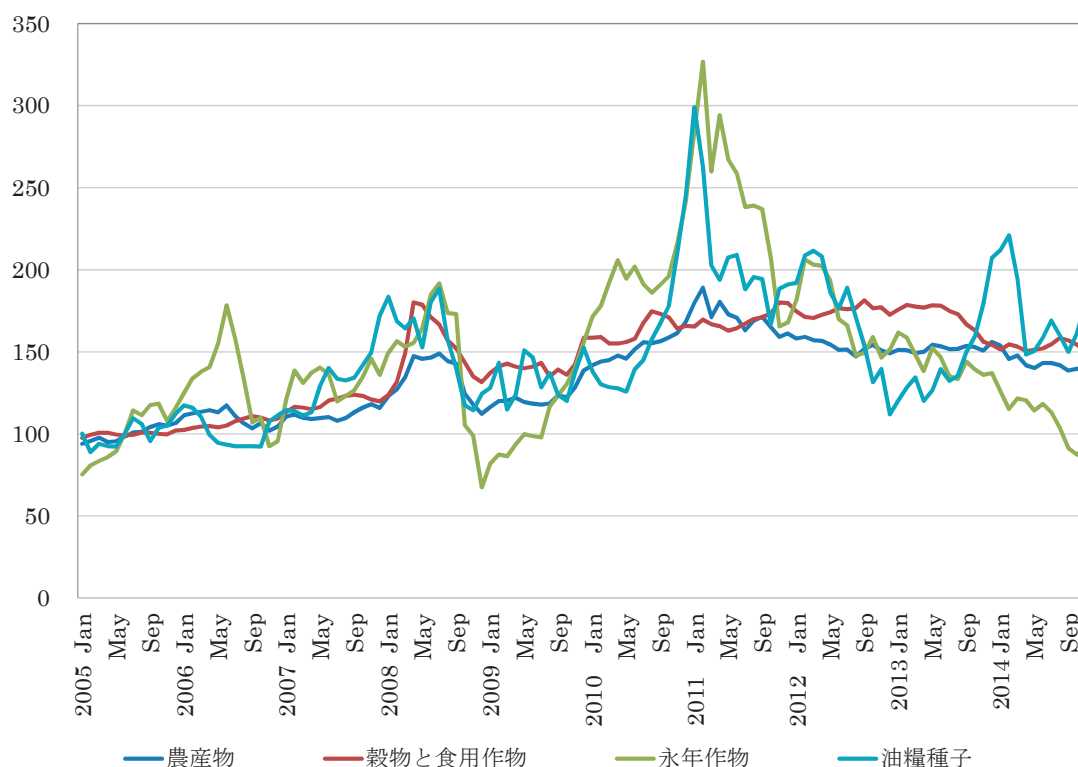
5. 農業・農業政策

(1) 農業の動向

1) 農産物価格の動向

(i) 穀物、食用作物、永年作物、油糧種子

タイの農産物は、国際市況の影響を大きく受ける穀物・食用作物、永年作物、油糧種子と、比較的影響の少ない野菜、果物、花卉とに分けられる。近年では、穀物・食用作物の価格は、永年作物や油糧種子の価格に比べて変動が小さい。2010 年終わりから 2011 年初頭にピークを迎えた永年作物（主に天然ゴム）と油糧種子（主にオイルパーム）の価格は、2013 年初めには大きく落ち込んだ。油糧種子の価格はその後反発したが、永年作物の価格は 2014 年でも低迷を続けている（第 22 図）。

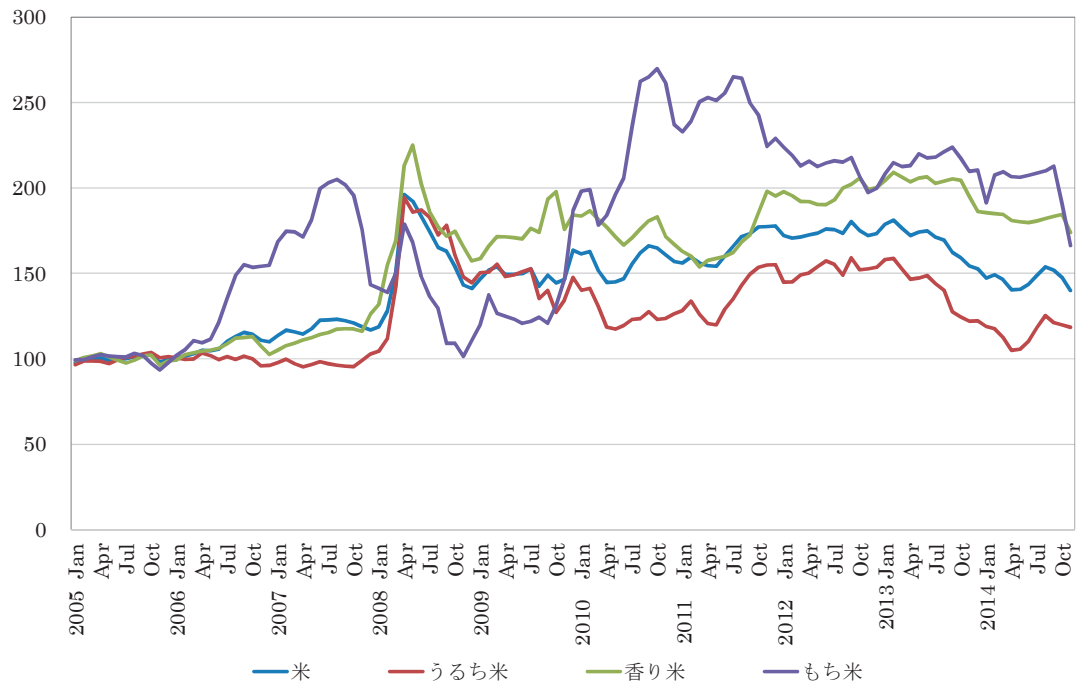


第 22 図 穀物と食用作物、永年作物、油糧種子の価格動向（1995 年を 100 とした指数）

資料：OAE ホームページ http://www.oae.go.th/ewt_news.php?nid=9749.

(ii) コメ

コメの価格動向には担保融資制度の影響がある。インラック政権による米価上昇への期待から、2011 年から出荷量が減少し、価格が上昇した。2012 年もコメの価格は高く推移した。そして 2013 年に入ると政府が在庫米の放出を進めたことから価格が低下した。一方、もち米の価格は相対的に安定的に推移していたが、2014 年秋に大幅な低下が見られる(第 23 図)。

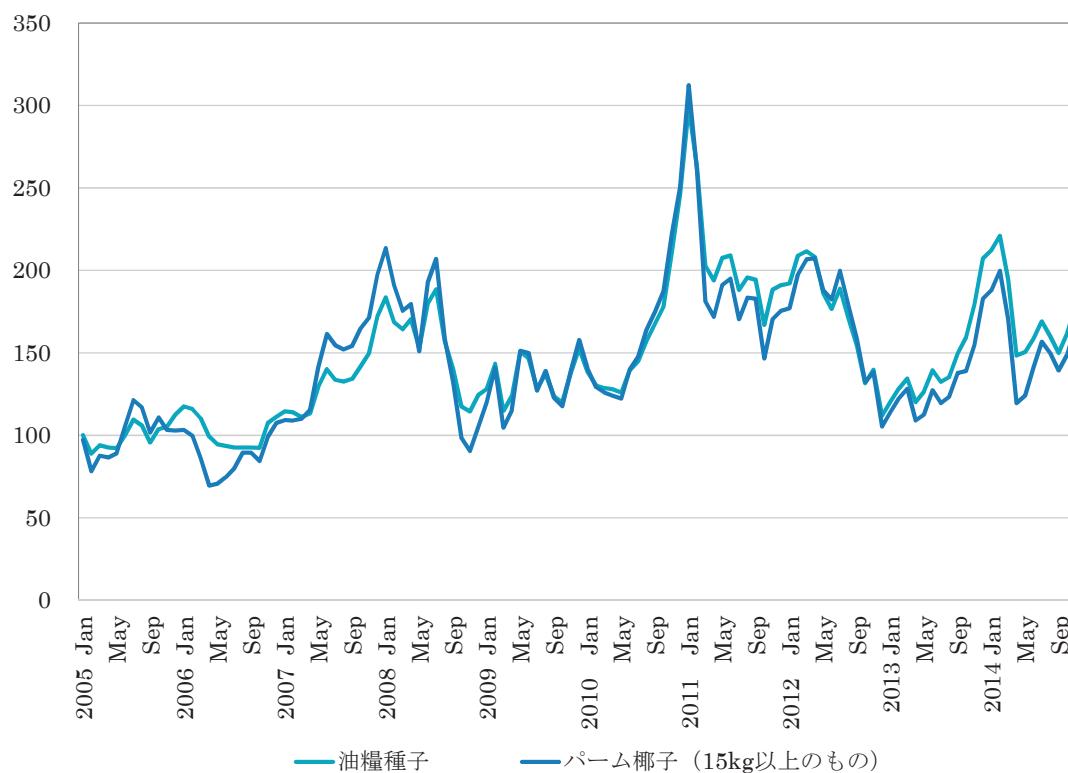


第 23 図 コメの価格動向（1995 年を 100 とした指数）

資料：OAE ホームページ http://www.oae.go.th/ewt_news.php?nid=9749.

(iii) 油糧種子

2011年初頭に高騰した油糧種子(主にオイルパーム)の価格は2012年に急速に低下し、2013年は価格は低迷した。2013年末から2014年ははじめにかけて、価格が上昇する局面があったが、その後急落した(第24図)。

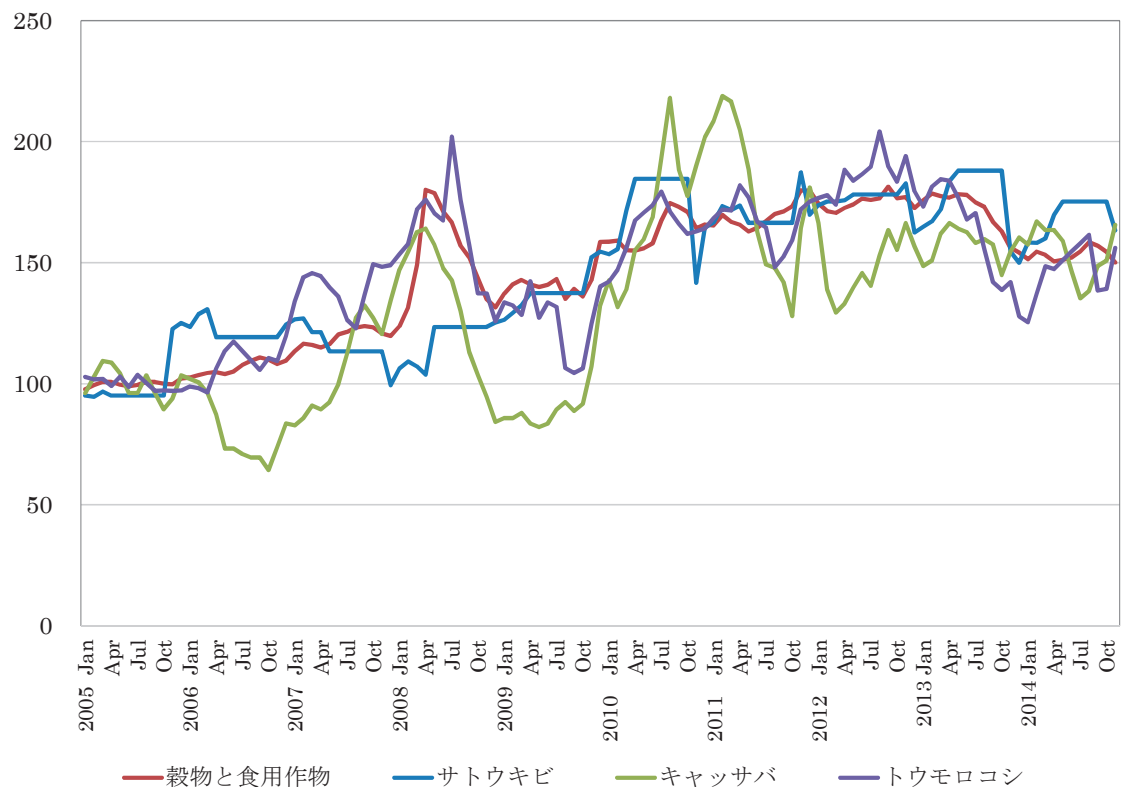


第24図 油糧種子の価格動向(1995年を100とした指数)

資料：OAE ホームページ http://www.oae.go.th/ewt_news.php?nid=9749.

(iv) 穀物と食用作物

キャッサバの価格は、2011 年 3 月以降に急低下し、その後低迷している。トウモロコシ価格は、2012 年の 8 月をピークとして低下傾向にあったが、2013 年末を底として上昇している。国が介入するサトウキビ価格は安定している（第 25 図）。

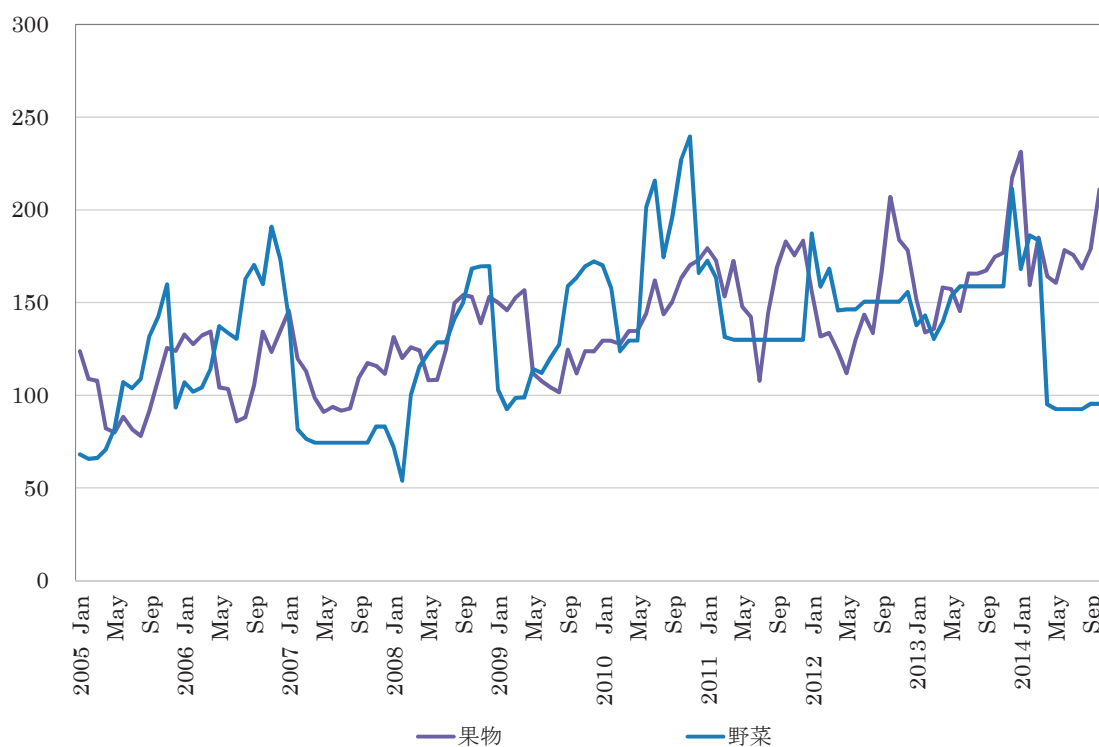


第 25 図 穀物と食用作物の価格動向（1995 年を 100 とした指数）

資料：OAE ホームページ http://www.oae.go.th/ewt_news.php?nid=9749

(v) 果物, 野菜

果物の価格は季節変動が激しい。2013 年は価格上昇基調で推移した。2014 年度も比較的、高値が続いている（第 26 図）。野菜の価格は、2014 年に大幅な低下が記録されているが、要因は不明である。

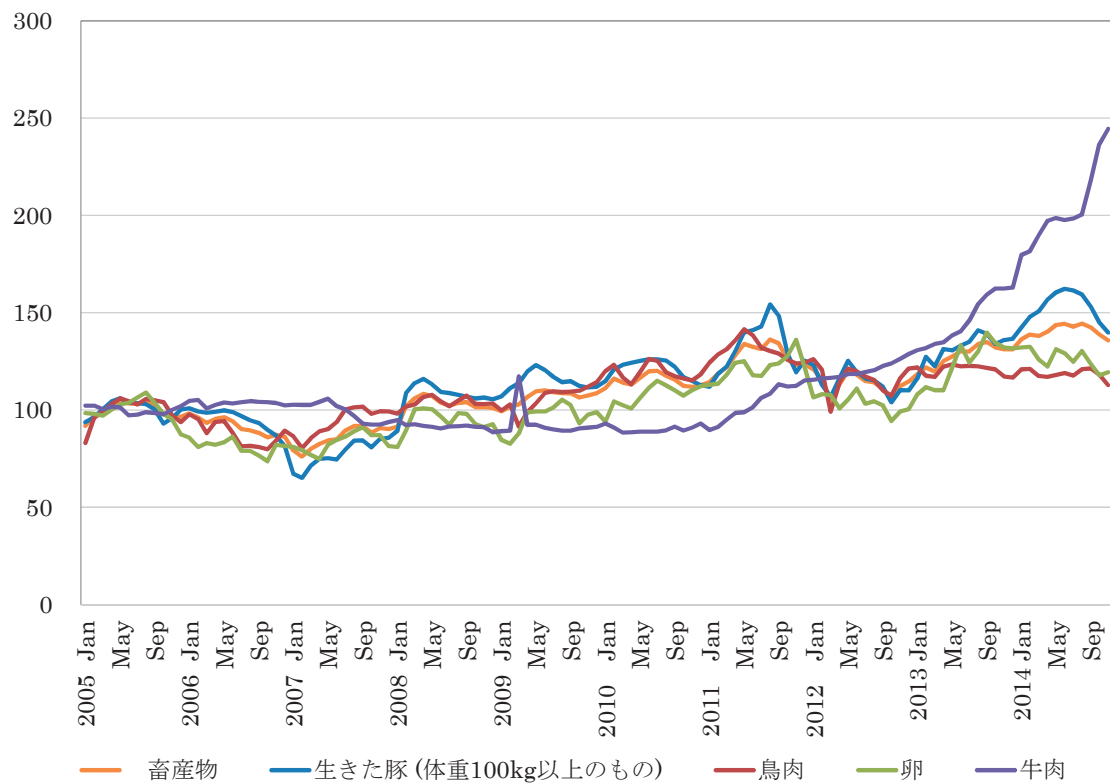


第 26 図 果物, 野菜の価格動向（1995 年を 100 とした指数）

資料：OAE ホームページ http://www.oae.go.th/ewt_news.php?nid=9749.

(vi) 畜産物

畜産物の価格は、穀物等の農作物の価格に比べて比較的安定している。特に、鳥肉、卵の価格は安定的であるが、2011 年以降、牛肉の価格が上昇している。また生きた豚の価格も 2012 年以降上昇基調にあったが、2014 年半ばから低下してきている（第 27 図）。

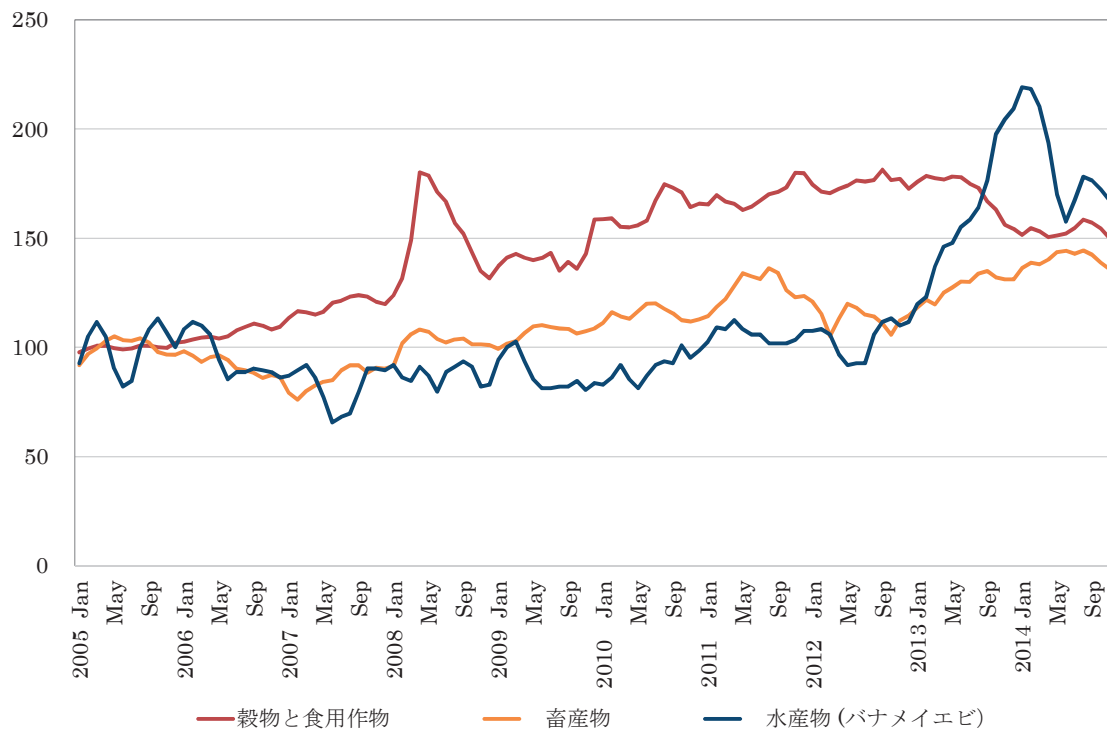


第 27 図 畜産物の価格動向（1995 年を 100 とした指数）

資料：OAE ホームページ http://www.oae.go.th/ewt_news.php?nid=9749.

(vii) 水産物

一方、水産物（バナメイエビ）の価格は、畜産物価格と比べて極端な動きを示した（第28図）。2012年3月を底として、長く上昇基調にあり、2倍以上に上昇している。これは養殖バナメイエビの病気のため、生産量が急減したことによる。しかし2014年は年初からバナメイエビの価格は急落した。



第28図 水産物の価格動向（1995年を100とした指数）

資料：OAE ホームページ http://www.oae.go.th/ewt_news.php?nid=9749.

2) 主要品目の生産動向

タイ農業の特徴として肥料投入の少ない粗放的な農業経営が指摘されてきた。しかし、近年では、土地利用型の農産物の多くで土地生産性の増加が見られる。タイ農業が土地資源の拡大に依存した形から、集約的な農業に変化してきていることを示している。以下では、各品目の価格、作付面積、単収の動きなどから、2013/14 年を中心に主な動向を紹介する。

(i) コメ

雨季作の作付けは 2010 年以降拡大が顕著である。これはアピシット政権による 2009 年の農家所得保証政策の導入が大きな影響を与えていると考えられる。2011 年の大洪水のために、2011 年の雨季作の収穫面積は、2010 年に比べ約 300 万ライの大幅な減少となったが、最終的には 2011 年雨季作の生産量は、前年に比べて増加した。農場価格はトン当たり 11,671 バーツと史上最高の水準に達した（第 7 表）。2013 の雨季作も、担保融資制度の効果が表れ、作付面積は約 6,500 万ライと予測されている。生産量は 2,802 万トンと史上最高水準が見込まれている。単収も 2011 年が 456kg/ライ、2012 年が 463kg/ライ、2013 年で 457kg/ライと高水準になっている。

乾季作は、2012 年に洪水からの回復と、担保融資制度による生産刺激が顕著に表れ、作付面積、収穫面積、生産量いずれも史上最高の水準に達した（第 8 表）。しかし 2013 年産の乾季作では、作付面積、収穫面積、生産量いずれも急減した。そして、2014 年産でも減少が続き、担保融資制度の導入以前に当たる 2011 年乾季作を下回る水準になった。

第 7 表 雨季作米の生産動向

年	作付面積 (1,000 ライ)	収穫面積 (1,000 ライ)	生産量 (1,000 トン)	単収* (Kg/ライ)	農場価格 (バーツ/トン)	生産額** (百万バーツ)
1999	56,582	54,721	19,016	348	5,428	103,219
2000	57,775	53,126	19,788	372	4,765	94,290
2001	57,838	54,931	22,410	408	5,307	118,930
2002	56,908	50,852	21,566	424	5,555	119,799
2003	56,972	54,218	23,417	432	5,907	138,324
2004	57,652	53,727	22,916	427	6,751	154,706
2005	57,774	54,034	23,816	441	7,078	168,570
2006	57,542	53,500	23,108	432	7,198	166,331
2007	57,386	53,892	23,583	438	10,054	237,103
2008	57,422	54,385	23,509	432	9,632	226,439
2009	57,497	54,740	23,431	428	10,129	237,333
2010	64,574	59,690	25,442	426	10,535	268,031
2011	65,304	56,752	25,867	456	11,671	301,894
(p) 2012	64,951	58,766	27,234	463	11,245	306,246
(f) 2013	64,998	61,369	28,022	457	10,187	285,460

資料：สถิติการเกษตรของประเทศไทย (ただし、*と**は、筆者の計算による)。

第 8 表 乾季作米の生産動向

年	作付面積 (1,000 ライ)	収穫面積 (1,000 ライ)	生産量 (1,000 トン)	単収* (Kg/ライ)	農場価格 (バーツ/トン)	生産額** (百万バーツ)
2000	7,861	7,591	5,156	679	4,241	21,867
2001	8,717	8,694	6,056	697	4,099	24,824
2002	8,434	8,353	5,624	673	4,487	25,235
2003	9,533	9,483	6,426	678	4,693	30,157
2004	9,432	9,306	6,406	688	5,349	34,266
2005	8,914	8,729	5,958	683	6,617	39,424
2006	9,903	9,872	6,832	692	6,726	45,952
2007	10,074	10,032	6,882	686	6,427	44,231
2008	12,801	12,789	8,894	695	12,127	107,858
2009	12,402	12,387	8,514	687	9,909	84,365
2010	15,223	14,887	8,967	602	8,042	72,113
2011	16,102	16,057	10,261	639	8,447	86,675
2012	18,101	17,977	12,235	681	10,172	124,454
(p) 2013	16,087	15,963	10,766	674	9,764	105,119
(f) 2014	15,847	15,279	10,225	669	7,809	79,847

資料：สถิติการเกษตรของประเทศไทย (ただし、*と**は、筆者の計算による)。

第 9 表 米（雨季作+乾季作）の生産動向

年	作付面積 (1,000 ライ)	収穫面積 (1,000 ライ)	生産量 (1,000 トン)	単収* (Kg/ライ)	農場価格 (バーツ/トン)	生産額** (百万バーツ)
1999	64,444	62,312	24,171	388	4,727	114,256
2000	66,492	61,819	25,844	418	4,351	112,447
2001	66,272	63,284	28,034	443	4,825	135,264
2002	66,440	60,335	27,992	464	5,051	141,388
2003	66,404	63,524	29,823	469	5,569	166,084
2004	66,565	62,456	28,874	462	6,922	199,866
2005	67,677	63,906	30,648	480	6,832	209,387
2006	67,616	63,532	29,990	472	11,271	338,017
2007	70,187	66,681	32,477	487	9,689	314,670
2008	69,825	66,772	32,023	480	9,973	319,365
2009	72,720	69,626	32,398	465	10,810	350,222
2010	80,676	75,747	35,703	471	11,841	422,759
2011	83,405	74,729	38,102	510	11,358	432,763
(p) 2012	81,038	74,729	38,000	509	11,426	434,188
(f) 2013	80,845	76,648	38,247	499	8,441	322,843

資料：สถิติการเกษตรของประเทศไทย (ただし、*と**は、筆者の計算による)。

(ii) トウモロコシ

トウモロコシは、2010 年以降の高価格により作付面積が回復している。2011 年産は洪水の影響が懸念され、減産の見通しとなったが単収が高かったため、生産量はむしろ増加した。2013 年は前年に比べて、単収、収穫面積とも微増であるが、農場価格が急落したため、生産額も大幅に減少が見込まれている（第 10 表）。

第 10 表 トウモロコシの生産・価格動向

年	作付面積 (1,000 ライ)	収穫面積 (1,000 ライ)	生産量 (1,000 トン)	単収* (Kg/ライ)	農場価格 (パーツ/kg)	生産額** (百万パーツ)
1999	7,719	7,541	4,286	568	4.31	18,473
2000	7,823	7,614	4,473	587	3.82	17,087
2001	7,742	7,529	4,497	597	3.95	17,763
2002	7,374	7,167	4,259	594	4.14	17,632
2003	7,067	6,895	4,249	616	4.43	18,823
2004	7,272	7,032	4,341	617	4.59	19,925
2005	6,906	6,704	4,094	611	4.78	19,569
2006	6,405	6,223	3,918	630	5.45	21,353
2007	6,364	6,187	3,890	629	6.89	26,802
2008	6,692	6,518	4,249	652	7.01	29,785
2009	7,099	6,905	4,616	669	5.43	25,065
2010	7,481	7,268	4,861	669	8.13	39,520
2011	7,401	7,179	4,973	693	7.63	37,944
(p) 2012	7,529	7,154	4,948	692	9.34	46,214
(f) 2013	7,541	7,162	5,063	707	7.00	35,441

資料：สถิติการเกษตรของประเทศไทย （ただし、*と**は、筆者の計算による）。

(iii) キャッサバ

2013 年は、収穫面積が減少した。そのため単収は微増するものの、生産量は 2012 年よりも減少すると見通されている。農場価格は上昇したものの、生産額は減少すると予測されている（第 11 表）。

第 11 表 キャッサバの生産・価格動向

年	作付面積 (1,000 ライ)	収穫面積 (1,000 ライ)	生産量 (1,000 トン)	単収* (Kg/ライ)	農場価格 (パーツ/kg)	生産額** (百万パーツ)
1999	7,406	7,068	19,064	2,697	0.63	12,010
2000	6,918	6,558	18,396	2,805	0.69	12,693
2001	6,224	6,176	16,868	2,731	1.05	17,711
2002	6,435	6,386	19,718	3,088	0.93	18,338
2003	6,757	6,608	21,440	3,245	0.80	17,152
2004	6,524	6,162	16,938	2,749	1.33	22,528
2005	6,933	6,693	22,584	3,374	1.29	29,133
2006	7,623	7,339	26,916	3,668	1.18	31,761
2007	7,750	7,397	25,156	3,401	1.93	48,551
2008	8,584	8,292	30,088	3,629	1.19	35,805
2009	7,669	7,405	22,006	2,972	1.84	40,491
2010	7,400	7,096	21,912	3,088	2.68	58,724
2011	9,242	8,513	29,848	3,506	2.09	62,382
(p) 2012	9,037	8,657	30,228	3,492	2.12	64,083
(f) 2013	8,666	8,316	29,199	3,511	2.15	62,778

資料：สถิติการเกษตรของประเทศไทย （ただし、*と**は、筆者の計算による）。

(iv) サトウキビ

2014 年のサトウキビの作付面積は、837 万ライと史上最大の水準となり、単収も増加したことから、生産量も過去最大を記録した。しかし価格が低下したことから生産額は前年を下回ることが見込まれる（第 12 表）。

政府によるバイオエタノールの振興政策により、エタノールの需要は増大を続けている。タイ政府は 2011 年 12 月、代替エネルギー開発の新しい 10 年計画を導入している。燃料エタノールの消費量は、1,290 百万リットル（2015 年）まで増大する計画である。その結果、主原料の糖蜜の使用量は 2015 年には 300 万トンに達する計画である（第 13 表）。

第 12 表 サトウキビの生産・価格動向

年	収穫面積 (1,000 ライ)	生産量 (1,000 トン)	単収* (Kg/ライ)	農場価格 (バーツ/トン)	生産額** (百万バーツ)
2000	5,710	54,052	9,466	445	24,053
2001	5,481	49,563	9,043	514	25,475
2002	6,320	60,013	9,496	435	26,106
2003	7,121	74,259	10,428	469	34,827
2004	7,012	64,996	9,269	368	23,919
2005	6,670	49,586	7,434	520	25,785
2006	6,033	47,658	7,900	688	32,789
2007	6,314	64,365	10,194	683	43,961
2008	6,588	73,502	11,157	577	42,411
2009	6,023	66,816	11,093	700	46,771
2010	6,310	68,808	10,905	861	59,244
2011	7,870	95,950	12,192	908	87,123
2012	8,013	98,400	12,280	954	93,874
2013	8,260	100,096	12,118	917	91,788
(f)2014	8,373	102,979	12,299	853	87,841

資料：สถิติการเกษตรของประเทศไทย （ただし、*と**は、筆者の計算による）。

第 13 表 タイのバイオエタノール在庫・生産・消費と原料使用の推移

暦年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年 (推定値)	2015年 (予測値)
総生産量 (百万リットル)	135	192	336	419	451	486	471	950	1100	1280
輸入量 (百万リットル)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
輸出量 (百万リットル)	0	14.9	65.8	15.6	48.2	139.3	304	64	10	15
消費量 (百万リットル)	144	193	359	477	474	471	530	969	1115	1290
期末在庫 (百万リットル)	70	87	48	44	49	59	21	43	40	37
生産能力 (百万リットル/日、従来型燃料)										
バイオ燃料の精製工場数	5	7	11	11	19	19	19	21	22	23
生産能力 (百万リットル/日)	0.78	0.96	1.6	1.7	2.9	2.9	3.2	3.9	5.2	5.4
稼働率(%)	58	64	66	78	49	58	67	74	59	66
生産能力 (百万リットル/日、高度型燃料)										
バイオ燃料の精製工場数	0	0	0	1	1	1	1	1		
生産能力 (百万リットル/日)	-	-	-	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01		
原料使用量 (千トン)										
サトウキビ	25	57	60	160	194	486	654	760	1,100	1,100
糖蜜	565	745	1,414	1,541	1,452	1,981	2,218	2,655	2,280	3,000
キャッサバ	164	240	197	557	925	768	1,311	2,231	2,363	3,100
市場浸透 (百万リットル)										
燃料エタノール	144	193	359	477	474	471	530	969	1115	1290
ガソリン	7,214	7,337	7,121	7,524	7,418	7,331	7,705	8,233	8,350	8,760
混合率 (%)	2.0	2.6	5.0	6.3	6.4	6.4	6.9	11.8	13.4	14.7

資料 : Sakchai, P. and Ponnarong P. “Thailand Biofuels Annual,” *GAIN Report*, TH4057, 2014.

注. 2014 年 1 月時点. 燃料エタノールの操業工場数は合計 21 工場であり, 生産能力は日産 420 万リットルである.

(v) パーム椰子

2013 年のパーム椰子の生産量は史上最大の水準となり, 1,281 万トンと史上最高の水準に達している。しかし農場価格は, 2011 年に, 5.34 バーツ/kg の最高値を記録した後, 低迷しており, 2013 年には 3.54 バーツ/kg まで低下した。その結果, 生産額は 453 億バーツとなった (第 14 表)。

第 14 表 パーム椰子の生産・価格動向

年	作付面積 (1,000 ライ)	収穫面積 (1,000 ライ)	生産量 (1,000 トン)	単収* (Kg/ライ)	農場価格 (バーツ/kg)	生産額** (百万バーツ)
1998	1,451	1,284	2,523	1,964	3.37	8,503
1999	1,526	1,345	3,413	2,537	2.21	7,543
2000	1,660	1,438	3,343	2,325	1.66	5,549
2001	1,827	1,518	4,097	2,699	1.19	4,875
2002	1,956	1,644	4,001	2,434	2.30	9,202
2003	2,057	1,799	4,903	2,725	2.34	11,473
2004	2,405	1,932	5,182	2,682	3.11	16,116
2005	2,748	2,026	5,003	2,469	2.76	13,808
2006	2,957	2,374	6,715	2,828	2.39	16,049
2007	3,200	2,663	6,390	2,399	4.07	26,007
2008	3,676	2,885	9,271	3,214	4.23	39,216
2009	3,890	3,188	8,163	2,561	3.64	29,713
2010	4,077	3,552	8,223	2,315	4.26	35,030
(p)2011	4,098	3,565	10,760	3,018	5.34	57,458
(p)2012	4,405	3,714	11,358	3,058	4.91	55,768
(p)2013	4,504	3,915	12,812	3,273	3.54	45,354

資料 : สถิติการเกษตรของประเทศไทย (ただし, *と**は, 筆者の計算による) .

(vi) パラゴム

パラゴムの生産は南部地域に集中している。2011 年までゴム価格が好調であったため、パラゴムの作付けは急拡大した（第 15 表）。2012 年、2013 年とのパラゴムの価格は、急落し、生産量が史上最高水準に達する一方、生産額は 2010 年を下回る水準になっている。

2013 年には、政府に天然ゴムにも担保融資制度導入して価格支持を行うよう求める、ゴム農民のデモが南部で拡大した。

第 15 表 パラゴムの生産・価格動向

年	作付面積 (1,000 ライ)	収穫面積 (1,000 ライ)	生産量 (1,000 トン)	単収* (Kg/ライ)	農場価格 (パーツ/kg)	生産額** (百万パーツ)
1999	11,458	8,951	2,048	229	18.12	37,110
2000	11,651	9,138	2,279	249	21.53	49,067
2001	12,144	9,400	2,523	268	20.52	51,772
2002	12,430	9,711	2,633	271	27.69	72,908
2003	12,619	10,004	2,860	286	37.76	107,994
2004	12,954	10,350	3,007	291	44.13	132,699
2005	13,609	10,569	2,980	282	53.57	159,639
2006	14,355	10,893	3,071	282	66.24	203,423
2007	15,362	11,043	3,022	274	68.90	208,216
2008	16,717	11,372	3,167	278	73.66	233,281
2009	17,254	11,600	3,090	266	58.47	180,672
2010	18,095	12,058	3,052	253	103.00	314,356
2011	18,461	12,766	3,349	262	124.00	415,276
(p) 2012	21,958	13,807	3,625	263	87.15	315,919
(p)2013	22,177	15,130	3,863	255	74.75	288,759

資料：สถิติการเกษตรของประเทศไทย （ただし、*と**は、筆者の計算による）。

(2) 農業政策⁽¹³⁾

インラック政権の農業政策は、コメをはじめとする担保融資制度やクレジットカード付与、ローンの返済猶予、村落基金等、農民への再配分を目的とする政策が多く実施された。一連の政策は経済成長の中で格差が拡大し不満が増大しているタイ農民の支持を強く受け、2011年総選挙でのプアタイ党勝利の原動力の一つとなった。しかし、担保融資制度は融資金の供与に行き詰まり、2年半で破綻を余儀なくされた。クーデターにより登場したプラユット政権では、経済政策は、第11次国家経済社会開発計画(2012-2016)と「充足経済」の思想に基づいて行うことが表明されている。第11次計画では、第5章に農業セクターの強化と食料とエネルギーの安全保障のための戦略として、タイの農業政策の戦略ビジョンが提示されている。以下では、この第5章の概要を紹介するとともに抄訳を示しておく。

第11次計画の第5章では、冒頭の1. 現状において、タイにおける農業の重要性と、国際競争力の必要性が述べられ、続いて、低い生産性と農民の貧困問題が指摘される。そして資源環境問題の深刻化や高齢化問題への適応の必要性が記されている。さらに、バイオエネルギーの重要性や食料とエネルギーの安全保障の重要性が述べられている。2. リスク評価においては、農業開発をめぐる様々なリスク要因が整理されている。3. 活性化では、指摘されたリスク要因に対応する、資源環境政策や、生産政策、知識政策、行政などの政策分野を明らかにしている。そして4. 課題と目標では、より具体的な政策課題と目標を示している。さらに5. 開発ガイドラインでは、広範な分野における詳細な政策課題が指摘されている。

以下は第11次計画の第5章の抄訳。

第11 国家経済社会開発計画、第5章「食料とエネルギーの安全保障と農業セクター強化のための戦略」 (抄訳)

1. 現状

1.1 農業セクターは現在でも国家の生産において、重要な役割を果たしている。国土のおよそ40%を使用し、農家数は690万戸である。自給的な農家と商業的な農家、付加価値型生産の農家が含まれている。2010年において農業はGDPの8.3%にあたる3816億バーツを生産した。この比率は2006年には9%であった。現在、コメ、タピオカ、サトウキビ、オイルパームを含む主要な輸出品は世界市場での厳しい競争にさらされている。タイはその輸出シェアを維持するために競争的でなければならない。

1.2 農業セクターは低い生産性と持続性を欠いた農業生産によって弱められている。近隣国に比べて平均生産性が極端に低い品目もある。こうして農業セクターは、競争的な世界市場に完全に見合うだけ生産性を向上させることには、失敗している。1次産品の生産に携わる農民のほとんどが貧しく、また債務を抱えている。2007年において540万人の国民が貧困ライン以下で生活しており、その56.9%が農民である。農業セクターの弱点は、干ばつ、生産性の低い土地―特に東北部と北部、及び水不足である。ほとんどの農民は化学肥料・農薬の使用を続けており、そのために生産コストを上昇させることになっている。さらに伝統的商品は、世界市場における低く不安定な価格に直面しており、加えて、しばしば自然災害に

見舞われている。ほとんどの農民は、彼ら自身の固有の財産を失ったために耕作する土地を借地しなければならない。しかし、農業セクターでは、負債が 2005-06 年から 2009-10 年の期間で、負債が 52,897 パーツ/世帯から 54,409 パーツ/世帯に増加する一方、平均所得は 52,933 パーツ/世帯から 58,632 パーツ/世帯へと（より多く（訳者））増加した。

1.3 気候変化と遺伝資源の搾取が農業セクターに大きな影響を与えている。降水量、平均気温、季節の長さにおける変化は、農業の生産性に大きく影響し、長期において国家の食料とエネルギーの安全保障の問題を引き起こす。一方、遺伝資源と農産物の種子における商業的な独占は、食料とハーブ薬品のために森林からの資源を利用している中小農民の活力を損ねる。

1.4 タイが高齢化社会となるにつれて、労働力不足が農業部門でも顕在化している。50 歳以上の農民の数は増加している一方、若い世代にとって農場で働くことは魅力を失っている。結果として 1998 年～2007 年において、農業労働者の数は年率 1.9%で減少し、労働力不足と低い生産性につながった。一方、急激な人口増加により国内外の食料需要は大幅に増加するとみられており、それは次には、将来の食料安全保障に影響するだろう。

1.5 バイオエネルギーに対する需要は増加を続ける。気候変動と旺盛なエネルギー需要はタイを含む多くの国で、再生可能エネルギー資源の一つとしてのバイオエネルギーの振興のための国家政策と計画が開始されている。そのためタピオカ、サトウキビ、オイルパームといった農産物の需要が拡大し、価格も上昇するだろう。この事態は、食料からエネルギー作物に土地利用を変化させている。そしてこれは食料の安全保障と輸出競争力を脆弱にしている。

2. リスク評価

将来の動向と、国内外の変化は、農業開発が重要な不安定要因に直面することを示唆している。すなわち自然資源の枯渇、環境被害、生活の変化、競争力への脅威、国家の食料・エネルギー安全保障である。直面することになるリスク要因は以下の通り（項目のみ列挙）

2.1 農業のために自然資源の基盤（特に土壌・水資源、化学肥料・農薬の影響、生物多様性）が、大幅に劣化している。

2.2 気候変動による洪水、干ばつ、病害の発生。

2.3 小規模農業、協同組合の未発達、インフラ、特に灌漑排水施設の不足、生産費の上昇、高齢化と産業間移動による労働力不足、輸入資材への依存、農薬などによる農民の健康問題、自由貿易協定による競争力の低い小規模農家への影響、住宅や他産業との土地利用の競合、振興政策によるエネルギー作物の作付け拡大と食料生産の減少。

3. 活性化

農業セクターに影響を与える様々なタイプのリスク要因が明らかにされており、その影響を減少させるための対策が示される。農業部門の活力を高める要因としては、以下があげられる。（以下 3.1～3.5 の項目のみ列挙）

3.1 持続的開発と統合的な農業生産における自然資源の利用の効率性の向上。

3.2 生産の基盤，雇用・所得への効果，食料・エネルギー保障，農業コミュニティにおける伝統的生活スタイルの振興による自然資源の保全，他産業への原料供給。

3.3 蓄積された知識と有用な技術。気候変動，価格変動，経済危機への対応への対応にも有用な知識の存在。

3.4 生産の効率性の向上。副産物のバイオマス利用。

3.5 農業セクターの良い行政メカニズムで生産，マーケティング，付加価値創造，平等な分配，効率的な資源アクセスに関する開発の支援。

4. 課題と目標

4.1 課題

4.1.1 高価値，高品質，高規格の，食料とエネルギーの効率的な生産基地となるよう，かつ環境にも適切な状態を維持するよう，農業セクターを強化する。食料生産は，公正な取引と適切な価格を取り入れた市場需要に対応する。食料安全保障は最優先される。

4.1.2 農業部門の生活の質，職の安定，所得を改善する。農家世帯と組織は，持続的な農業を実践し，強化され，自立する。

4.1.3 食料とエネルギーの安全保障と自立を支援し，参加を促進するために，農家と地域コミュニティの参加を促進する。

4.2 目標

4.2.1 農産物とアグロ産業生産物の GDP シェアを 16%まで増加させる。

4.2.2 農産物と食料が市場需要に適合していることを確保する。少なくとも年率 5%の持続的な農業の地域の拡大により，コモディティと食料の品質と規格を継続的に発展させる，そして消費者に安全で健康的な食品に公平な価格でのアクセスを供給する。

4.2.3 農民が債務を返済し，若い世代が農業に就くことが魅力的になるように，農民の雇用と所得を確保する。

4.2.4 自足的な農家世帯のシェアを 2016 年までに 50%まで増加する。一方で，生活の質と安全な食料への彼らのアクセスを満たすことを確保する。

4.2.5 エタノールとバイオディーゼルの生産を，それぞれ少なくとも，日産 620 万リットル，360 万リットル増加する。バイオマス，バイオガス，固形廃棄物，農業とアグロ産業副産からの電力と熱を増加する。2016 年までに少なくとも 3,440 メガワットの発電量と 5,564,000 ktoe (石油相当キロトン)発熱を目標とする。広範なエネルギー効率性の改善を促進する。

4.3 指標

4.3.1 農業とアグロ産業の GDP 比率

4.3.2 単位農産物あたりの生産費の変化

4.3.3 年間の認定農家数と持続的農業の実践農家数の増加

4.3.4 純現金農業所得の純家計所得に対する比率

4.3.5 新規農業参入者数の総農業者数に対する比率

- 4.3.6 自家生産物に依存する農家数の増加と農業生産における農薬によって危険にさらされている農家の減少。
- 4.3.7 農家に広範な支援を供給する作物保険システムを利用する農家数
- 4.3.8 エネルギー作物あるいは家庭廃棄物、農業あるいは産業セクターの副産物から生産された、バイオマスとバイオガスを利用したバイオエネルギー由来の熱と電気

5. 開発ガイドライン

農業セクターはタイの生産基盤を強化するのに重要な役割を果たしてきた。それは確かな国内食料供給と国家の収入をもたらし、一方で商業とサービスのための価値創造を支援してきた。農業部門における競争力は、自然資源の劣化、気候変動の影響、小規模農家の競争力に影響を与える自由貿易協定によって、低下する傾向にある。

加えて、再生可能エネルギーの生産の増加は、将来における食料と燃料作物を適切に確保するために、しっかりした管理されなければならない。

そのため将来の成長の方向性は、自然資源の保全と、その持続的開発の振興のための利用に焦点があてられる。「(「充足経済の」) 哲学は 3 つの種類の農業、すなわち自立した農家、商業的な農産物の生産、アグロ産業企業、をカバーする主要な概念として適用される。具体的な目標は以下の通り。(以下 5.1～5.7 の項目の抄訳)

5.1 農業セクターを強化するための自然資源基盤の開発:

- 5.1.1 生産的な農用地の保全と保護。小規模農民が自作地を獲得すること及び、耕地への権利を獲得することへの支援。(以下略)
- 5.1.2 農地改革のための私有地の収用の加速。(以下略)
- 5.1.3 土地利用のためのシステムと組織の設立し土地分配を行う。国有地は農民と共同体によって有効に利用されるべきものである。土地無し農家のための土地権利証の発行を加速する。
- 5.1.4 農業部門の強化のための自然資源基盤の開発。優良農地の復興、統合的な水資源管理。(以下略)
- 5.1.5 良い農業実践と規範の再獲得と奨励。特に、将来における自然資源利用の安定的なバランスを創出するための持続的な農業に関連した生活スタイルの保全。

5.2 農業の生産性を向上するための優先事項

- 5.2.1 公的機関による農業の研究・開発の強調
- 5.2.2 民間部門による研究・開発の支援(融資、税制)
- 5.2.3 地理的条件に対応した農業生産の振興(ゾーニング、農家登録等)
- 5.2.4 化学薬品、農薬の輸入、利用における規格の管理。生産コスト削減のための有機肥料の振興
- 5.2.5 広範に農業生産を支援する基礎的なサービスの改善(例、農業機械のためのセンター及び、生産効率と気候変動への対応能力の向上のための技術開発の取得のためのセンターの創設。)
- 5.2.6 気候・環境条件に対応した基礎的な生物多様性を支援する生産の奨励。将来の科学の発達に関する競争力を強化するためのバイオテクノロジーや遺伝子工学のような技術成長を含む研究・開発の、経常的な強化が重要である。

5.2.7 農業に適した知識，科学技術を開発，発展させる。(以下略)

5.3 サプライチェーンを通じた農産物の付加価値創造

5.3.1 食料とエネルギーの生産における価値増加を希望する共同体の支援。(以下略)

5.3.2 研究を実施している民間企業との合併企業を確立するために，地方の学術的な機関を振興する。(以下略)

5.3.3 国際規格に適合するよう，農産物と食品の品質を向上する。認証手続きを厳密に管理する。(以下略)

5.3.4 収益性の高い養殖漁業を発展，強化する。技術を適用して生産コストを削減する。(以下略)

5.3.5 畜産における一層の価値創造。育種と育成過程をより効率的で，企画化された，安全なものにする。(以下略)

5.3.6 特別な規格に適応した商品・サービスの生産にたいして，農民やアグリビジネスにインセンティブを与える。例として，食品安全基準，ハラール規格，有機規格。(以下略)

5.3.7 既存の中央市場と農産物先物市場を強化する。

5.3.8 コミュニティと民間企業が農業生産と食品管理においてより広い役割を果たすよう，奨励する。彼らは農民との公正な取引のために農業関係の機関と協力する。(以下略)

5.3.9 農業部門の生産性を改善するためにロジスティクスの管理を発展させる。(以下略)

5.4 農業の雇用と所得の安全保障の確立

5.4.1 全ての農民をカバーする所得保険システムの開発。(以下略)

5.4.2 作物保険システムの開発の加速。(以下略)

5.4.3 公正な契約農業システムを振興する。(以下略)

5.4.4 農民の社会的な厚生を改善する。強固な社会保障システムを開発し，そして農民の自立のために債務問題の解決過程を支援する。

5.4.5 若年農業者と熟練労働者が農業に携わることを支援する。(以下略)

5.4.6 農民の自立と持続可能性を向上させるためのメカニズムとして，農業関係の機関，協同組合，小規模・零細企業を育成する。(以下略)

5.4.7 タイを，来る ASEAN 経済共同体における食品加工のセンターとして発展させる。(以下略)

5.5 家計とコミュニティ段階での食料安全保障の確立とバイオエネルギーの開発

5.5.1 農民が自家所有地やコミュニティ林に植林することを奨励する。(以下略)

5.5.2 「充足経済」哲学にしたがった持続的農業を振興する。例，有機農業，統合農業，「新理論」農業。(以下略)

5.5.3 食品に関する研究と知識の普及の奨励。

5.5.4 地場の生産と消費のネットワークを連結する。消費者と生産者の直接的な関係を確立する。(以下略)

5.5.5 農業に関連した活動におけるゼロ廃棄物原則の適用を促進する。地域コミュニティのためのバイオディーゼルとバイオガスのようなバイオエネルギーの形での生産のための農場廃棄物や副産物の利用を進める。

5.5.6 既往の技術を利用して都市の固形廃棄物や農業副産物の再利用によりバイオエネルギーを生産しようとする地域コミュニティの努力を支援する。(中途略) ジャトロファのような非食用燃料作物を作付ける。

5.5.7 コミュニティにおける食料安全保障を体系的に向上するためのインフラとメカニズムを育成する開発する。生産の効率性を高めるため、地域のコメ種子センター、有機肥料工場、精米所といったインフラを管理するコミュニティを支援する。

5.6 国家の開発と農業部門の強化のためのバイオエネルギー生産の確保

5.6.1 エネルギー作物の生産性の向上のための、研究を振興し、技術を適用する。食料の不足を削減するため、代替的な再生可能エネルギー資源としての、アルゲーのような、他の非食用作物の研究に着手する。

5.6.2 食料とエネルギーのための農産物管理システムの確立。特にオイルパーム、キャッサバ、サトウキビに関する食料安全保障に焦点をあてる。

5.6.3 バイオエネルギー生産の効率性を向上させる。(以下略)

5.6.4 バイオエネルギー価格の監視メカニズムの供給。(以下略)

5.6.5 効率的なバイオエネルギー利用のための意識を高めること。(以下略)

5.7 食料とエネルギーの安全保障を強化するための政府の管理の改革。重点事項は以下の通り。

5.7.1 コミュニティと国家レベルでの食料とエネルギー安全保障を向上する農業生産のガイドラインと計画の策定に、農民、地域の学者、民間企業が、参加することを奨励する。(以下略)

5.7.2 政府機関の実施手続きの調整。それら機関は、より積極的に協力し、食料とエネルギーの安全保障のための開発ガイドラインを統合する。それら機関は地域コミュニティと国家のニーズに適合した農業開発を促進する。実施メカニズムは政府機関、民間企業、農民の間で確立される。政府の実施は、コミュニティの参加を通じて監視される。(以下略)

5.7.3 食料とエネルギーに関する情報データベースと、その正確性を確保するメカニズムを開発する。(以下略)

5.7.4 持続的開発を育成する農業開発に関する法律を制定する。(以下略)

5.7.5 多国間及び2国間レベルでの国際協力の奨励。特に ASEAN 経済共同体における協力は、研究開発、生産、マーケティング、緊急コメ備蓄、法制度改革を支援するために、そして食料とエネルギーの安全保障を発展させるための既存のメカニズムを強化するために、特に重要である。

6. 農産物貿易と FTA 交渉の動き

(1) 農産物輸出の動向

2013 年のタイの輸出総額は、約 6 兆 9,075 億バーツに達し、過去最高だった 2012 年を下回った（第 16 表）。そのうち、農産物輸出は約 1 兆 2,682 億バーツとなり、過去 2 年を下回った。農産物輸出の不振の原因は、輸出上位品目である天然ゴム、コメ、砂糖、魚類、エビの輸出額の減少である。特に天然ゴムは最盛期に比べて 1 千億バーツを上回る減少が続いている。コメも担保融資制度の影響で輸出量が大幅に減少したため、2012 年には、約 500 億バーツの減少となり、2013 年でも輸出額は低迷している。また、病気のために生産が急減したエビの輸出額も減少した。砂糖、魚も輸出額が減少した。

農産物の輸出相手国の構成では、2013 年でも中国が最大の輸出先となり、輸出シェアも継続して高まっている。ただし、主要輸出品である、天然ゴムやコメの輸出額の減少を反映して、2013 年では中国を除く上位輸出先国である日本、アメリカ、マレーシア、インドネシア、韓国、イギリスのいずれに対しても農産物輸出額が減少した（第 17 表）。

第 16 表 輸出総額と農業輸出の動向 （価額、百万バーツ）

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
輸出総額	5,296,507	5,850,777	5,194,445	6,176,170	6,707,851	7,082,333	6,907,494
農産物輸出総額	850,816	1,054,074	964,945	1,135,754	1,444,996	1,341,826	1,268,217
(%)	16.1	18.0	18.6	18.4	21.5	18.9	18.4
上位10品目							
天然ゴム	206,203	241,314	174,984	296,380	440,547	336,304	315,159
(%)	24.2	22.9	18.1	26.1	30.5	25.1	24.9
米とその加工品	126,872	213,421	183,433	180,727	208,253	158,433	149,733
(%)	14.9	20.2	19.0	15.9	14.4	11.8	11.8
砂糖とその加工品	48,797	54,748	68,748	76,327	116,950	132,129	94,262
(%)	5.7	5.2	7.1	6.7	8.1	9.8	7.4
魚類とその加工品	85,173	107,812	97,566	99,039	112,179	131,369	122,481
(%)	10.0	10.2	10.1	8.7	7.8	9.8	9.7
エビとその加工品	81,781	84,403	93,605	101,141	110,665	96,522	69,349
(%)	9.6	8.0	9.7	8.9	7.7	7.2	5.5
果物とその加工品	52,537	59,785	60,757	63,072	81,334	77,307	80,962
(%)	6.2	5.7	6.3	5.6	5.6	5.8	6.4
キャッサバとその加工品	47,931	47,721	50,581	66,889	77,689	84,322	95,692
(%)	5.6	4.5	5.2	5.9	5.4	6.3	7.5
鶏肉とその加工品	33,045	51,623	48,847	52,223	60,295	67,751	66,800
(%)	3.9	4.9	5.1	4.6	4.2	5.0	5.3
野菜とその加工品	19,180	19,271	19,482	19,238	21,420	21,035	20,919
(%)	2.3	1.8	2.0	1.7	1.5	1.6	1.6
加工飼料の残渣	10,696	12,936	14,891	18,023	19,583	16,772	16,795
(%)	1.3	1.2	1.5	1.6	1.4	1.2	1.3
その他の農産物	138,600	161,039	152,051	162,695	196,081	219,882	236,065
(%)	16.3	15.3	15.8	14.3	13.6	16.4	18.6

資料：สถิติการค้าการส่งออกสินค้าเกษตรไทยกับ ต่าง ประเทศ （タイ国農産物貿易統計）2013 年版 19 ページ第 4 表より筆者作成）。

第 17 表 タイの農産物輸出先

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
農産物輸出総額	964,945	1,135,754	1,444,996	1,341,826	1,268,217
2009年を100 とする指数	100	118	150	139	131
中国	125,404	177,060	263,652	259,340	276,230
(%)	13.0	15.6	18.2	19.3	21.8
日本	135,566	160,105	203,936	188,255	163,102
(%)	14.0	14.1	14.1	14.0	12.9
アメリカ	122,163	137,487	154,015	133,007	118,165
(%)	12.7	12.1	10.7	9.9	9.3
マレーシア	52,649	71,250	89,108	75,879	67,169
(%)	5.5	6.3	6.2	5.7	5.3
インドネシア	24,739	35,702	53,406	52,478	35,817
(%)	2.6	3.1	3.7	3.9	2.8
韓国	19,232	30,034	48,193	43,203	34,459
(%)	2.0	2.6	3.3	3.2	2.7
イギリス	30,394	31,952	35,751	34,429	33,448
(%)	3.1	2.8	2.5	2.6	2.6
ベトナム	20,221	24,197	27,700	27,675	31,159
(%)	2.1	2.1	1.9	2.1	2.5
カンボジア	17,196	19,795	24,482	30,659	31,215
(%)	1.8	1.7	1.7	2.3	2.5
ミャンマー	12,598	16,215	21,370	26,166	26,836
(%)	1.3	1.4	1.5	2.0	2.1
その他	404,782	431,958	523,384	470,735	450,618
(%)	41.9	38.0	36.2	35.1	35.5

資料：สถิติการค้าการส่งออกสินค้าเกษตรไทยกับ ต่าง ประเทศ (タイ国農産物貿易統計) 2013 年版 19 ページ第 5 表より筆者作成).

(2) 貿易政策

1) 2014 年の自由貿易協定の締結、交渉状況

タイの地域貿易協定交渉は、2006 年のクーデター以降、交渉が停止していた。インラック政権は、再び、FTA 交渉を活発化させた。タイーカナダ間、タイーEFTA 間、タイーEU 間、タイーチリ間、タイーインド間で具体的な進展があり、タイーチリ FTA は、2013 年 10 月に署名が行われた。しかし 2014 年のクーデターの結果、FTA 交渉の進展は再び危ぶまれている。2014 年ではトルコとの間で交渉の進展が報道されているものの、2015 年 1 月から GSP が終了する EU との間の FTA 交渉が進展していないことは大きな懸案である。GSP の対象となっていたのは、加工済みを含むエビや運送車、ゴム手袋、眼鏡レンズ、エアコン、タイヤ用ゴム、パイナップル缶詰である。

貿易交渉局によれば、タイ政府の貿易交渉戦略として、以下の目標が掲げられている。すなわち (1) 輸出拡大、(2) 投資拡大 (投資流入と流出)、(3) 資源供給の確保、(4) 人材育成と技術開発) である⁽¹⁴⁾。

また 2009 年から 2013 年までのタイの国際貿易交渉のガイドラインとして、以下が掲げられている。(1) ドーハ・ラウンドの交渉促進、(2) 地域レベルでは、ASEAN 全体との対話、ASEAN 経済共同体 (AEC) を優先し、また ASEAN の FTA パートナーとの交渉を行うこと。二国間の FTA 交渉では、(3) 継続中の協定について、その利点と潜在的な影響を評価して、交渉を進める。(4) 潜在的な新たな対象国との交渉を行うこと (GCC, Mercosur, チリ)。(5) ロシア、南アフリカなどの国との貿易関係を確立する。

以下、貿易交渉局のウェブサイト及び、各種報道を参考に、2013 年の各交渉の動向を紹介する⁽¹⁵⁾。

(i) 環太平洋パートナーシップ協定 (TPP)

2012 年 11 月 18 日、訪タイした米国大統領との共同記者会見で、TPP 交渉に参加する方針を表明した。2013 年には、予備的な研究を経て、国内でパブリック・ヒアリングやセミナーが実施されている。そして 9 月には交渉の枠組原案が作成されている。

(ii) タイーカナダ

2012 年に両国首相が、FTA 交渉のための対話を開始することに合意している。2013 年では、両国の FTA に関する研究が進められている (貿易交渉局)。

(iii) タイーEFTA

2006 年のクーデター以来、中断していた交渉であるが、2012 年に ASEM 会合に出席した両国 (地域) 首脳間で対話がもたれ、2013 年 10 月にタイ国会がタイーEFTA 間の交渉枠組みを承認した。2014 年には交渉が再開する見通しである。

(iv) タイーEU FTA

ASEAN と EU 間で本協定検討のための会議が 2009 年 3 月までに 7 回実施されたが、以降、交渉は中断された。しかし、タイは 2015 年 1 月から、EU の途上国を対象とした一般特惠制度 (GSP) から外れる見通しとなっているため、FTA 締結を急がざるをえない状況にある。

2012 年 12 月に交渉の枠組みが閣議で承認され、2013 年 6 月にブリュッセルで第 1 回目の交渉がもたれた。そして 9 月の第 2 回交渉後には、2014 年中に妥結するとの見通しも示された。しかし、12 月の下院解散により政権が暫定内閣となったことから、実質的な交渉の進展は、総選挙後の新政権の発足以降まで延期される見通しとなっている。

なお EU の ASEAN 諸国との FTA では、シンガポールとの FTA 交渉が、2013 年 9 月に最終合意している他、マレーシア、ベトナムと交渉中である。

(v) タイーインド FTA

タイとインドは、2004 年 9 月 1 日より家電製品・自動車部品など 82 品目の関税を先行して引き下げ開始している (アーリーハーベスト措置)。そして同品目は 2006 年 9 月 1 日には関税撤廃に至っている。2013 年中に、タイーインド間で FTA 協定が締結される見通しとの報道もあったが、タイの政治混乱から締結は遅れている。

vi) タイーチリ FTA

2012 年 10 月に、FTA 締結に向けた交渉が終了し、2013 年 10 月、協定が署名された。

2) 発効済みまたは署名済みの協定

タイが現在、署名あるいは発効済みの自由貿易協定は以下の通り。

(i) 多国間協定

WTO (1995 年 1 月 1 日加盟(ただし GATT 加盟は 1982 年 11 月 20 日)), APEC (1989 年 11 月加盟), ASEAN (1967 年 8 月 8 日加盟) に発足当初より加盟している。

(ii) 2 国間の FTA 締結国

ペルー、ニュージーランド、オーストラリア、インド、日本、チリと締結している。

(iii) ASEAN メンバーとしての地域貿易協定

AFTA, オーストラリア・ニュージーランド、中国、インド、日本、韓国と締結している。

3) 交渉中または交渉中断中の協定

(i) 米国（タイー米国 FTA）

2004 年 6 月から本交渉開始したが、米国側が 2006 年 9 月のクーデター後の暫定政権とは交渉を行わないことを表明し、タイ側もこれを受入れ、交渉は事実上中断中（2011 年、FTA に関連しない貿易や投資などの問題について、必要に応じて二国間協議を高官同士で実施することに合意）。

(ii) バーレーン（タイーバーレーン FTA）

2002 年 12 月に枠組み協定を締結するも、626 品目のアーリーハーベスト（関税先行引下げ、EH）を未実施のまま、交渉は中断中。湾岸協力会議（GCC）との FTA 交渉を優先する方針。

(iii) BIMSTEC（ベンガル湾多分野技術協力イニシアティブ）

2004 年、加盟国間で FTA 枠組み協定を締結しているが、現在も交渉中。

7. おわりに

本章では、2014 年におけるタイの政治経済と農業・農政の動向について整理した。

2014 年前半、拡大する政治的対立により、タイの社会と経済は明らかに不安定化していたが、2014 年 5 月の軍によるクーデター以降、長期に渡った政治混乱は沈静化している。2013 年の後半から激化した混乱は、投資の減少などの悪影響ももたらしていたが、クーデター後は経済面でも安定してきている。

農業では、2011 年の雨季作から実施されたコメの担保融資制度の融資資金が枯渇した。そのため 2013 年の雨季作からは質入米に対する融資資金の供与が停滞するなど、大きな混乱が引き起こされた。クーデターによって政権を掌握したプラユット首相は、担保融資制度の打ち切りと、生産コスト削減と生産性向上を中心とする新たなコメ政策を公表し、農業保護の大幅な縮小に向かうとも見られた。しかし、2014 年の雨季作のコメに対して 1 ライ当たり 1000 バーツの一時金の支払いを行うなど、稲作農民への直接的な所得支援策も実施された。本章では、プラユット政権のコメ政策をトピックとしてとりあげ、その概要の紹介と政策の整理・分析を行った。

新政権では、稲作農家に対する一時金支払いや、生産コスト削減策は、あくまで緊急的な政策との位置づけであり、継続的な政策ではない。コメの大輸出国であるタイの政策動向は、世界のコメ需給にも少なからぬ影響を与えるものであり、中所得国であるタイが、今後、安定的な農業保護政策を構築できるか、今後も注目されるところである。

注(1) タイの自然条件と各地域の農業の詳細、農業政策に関する詳細な説明については、井上 (2010a) を、農家所得保証制度、担保融資制度については、井上 (2011)、井上 (2012)、井上 (2013)、井上 (2014) をそれぞれ参照されたい。

(2) 独立機関とは憲法で保障された強い権限と独立性を持つ機関である (井上 (2014) 参照)。

(3) JETRO, http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/demo/20140527_1.html。

(4) JETRO, http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/demo/20140603_1.html。

(5) ค ำแถลงนโยบาย ของ คณะรัฐมนตรี พลเอก ประยุทธ์จันทร์โอชา นายกรัฐมนตรี แถลงต่อสภานิติบัญญัติแห่งชาติ วันศุกร์ที่ ๑๒ กันยายน ๒๕๕๗ (国民立法議会での首相所信表明演説 2014 年 9 月 27 日), <https://docs.google.com/file/d/0BwnbaWmvRmuKWTdULTJSZUVhdEU/edit?pli=1> (2015 年 1 月 20 日アクセス)。

(6) JETRO, http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/trade_01/ (2015 年 1 月 20 日アクセス)。

(7) 9 月時点の報道 (<http://www.bangkokpost.com/print/435090/>) によるとコメ関連の債務のうち 1,800 億バーツが 2015 年度 (2014 年 10 月～15 年 9 月) 中に返済期限を迎えることから、財務省・公的債務管理事務局(PDMO)は、元本返済のため、15 年度予算から 300 億バーツの割り当てを受けている。残る 1,500 億バーツは借り換えとなる。

(8) <http://www.bangkokpost.com/business/news/456703/rice-sales-target-set-at-17-million-ton>

nes-over-two-years。

- (9) 農業・協同組合省コメ局資料 http://www.ricethailand.go.th/home/index.php?option=com_content&view=article&id=1827:25572558&catid=98:2014-07-28-02-51-20。
- (10) <http://www.bangkokpost.com/lite/topstories/416016/cultivation-subsidy-for-rice-growers>。
- (11) 以下の記述は、2014 年の動きを除いて、井上（2014）を踏襲している。
- (12) ここであげた条件は井上（2014）で指摘したものと同一である。
- (13) タイの農業政策の長期的動向については、井上（2010）で詳細を述べるとともに、市場需要に合わせた輸出志向型の農業振興と、持続的な生産システムの普及を志向する二つの流れがあることを紹介しているので参照されたい。
- (14) <http://www.thaifta.com/thaifta/Home/strategy/tabid/52/Default.aspx> (2015 年 1 月アクセス)。
- (15) <http://www.thaifta.com/thaifta/Home/FTAbCountry/tabid/53/Default.aspx> (2015 年 1 月アクセス)。

[引用・参考文献]

日本語

- [1] アジア経済研究所（各年版），『アジア動向年報』，アジア経済研究所。
- [2] 井上荘太郎（2014），「カンントリーレポート：タイ —政治危機とコメ担保融資制度の混乱—」，『平成 25 年度カンントリーレポート 中国，タイ，インド，ロシア』農林水産政策研究所。第 3 章 73—122 ページ。http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/cr25_1_3_thai.pdf。
- [3] 井上荘太郎（2013），「カンントリーレポート：タイ —コメ輸出の減少と政策背景—」，『平成 24 年度カンントリーレポート 中国，タイ』農林水産政策研究所。第 3 章 71—133 ページ。http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/ct_cr24-3.pdf。
- [4] 井上荘太郎（2012），「カンントリーレポート：タイ」，『平成 23 年度カンントリーレポート タイ，ベトナム』第 1 章，1-34 ページ，農林水産政策研究所。http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/tv_cr23-1.pdf。
- [5] 井上荘太郎（2011a），「タイ —伝統的農産物輸出国から工業品輸出国への変貌—」，『アジア太平洋地域の貿易構造と ASEAN+1 型 FTA』第 6 章，行政対応特別研究[アジア，太平洋]，農林水産政策研究所。<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/asiapacific1-6.pdf>。
- [6] 井上荘太郎（2011b），「ASEAN+1 型 FTA の概要と上位センシティブ品目」，『アジア太平洋地域の貿易構造と ASEAN+1 型 FTA』第 2 章，行政対応特別研究[アジア，太平洋]，農林水産政策研究所。<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/asiapacific1-2.pdf>。
- [7] 井上荘太郎（2011c），「カンントリーレポート：タイ」，『平成 22 年度カンントリーレポート 中国，タイ』第 4 章，95-140 ページ，農林水産政策研究所。<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/cr22-2-4.pdf>。
- [8] 井上荘太郎（2010），「カンントリーレポート：タイ」，『平成 21 年度カンントリーレポート 韓国，タイ，ベトナム』第 2 章，43-85 ページ，農林水産政策研究所。<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/nikokukan13-2.pdf>。

- [9] 日本貿易振興機構輸出促進・農水産部農水産調査課（2008），『平成 19 年度 食品規制実態調査 タイの農業政策，農業の現状と周辺国を巡る動き』，日本貿易振興機構。
- [10] 末廣昭（1993）『タイ 開発と民主主義』，岩波新書。
- [11] 末廣昭（2009）『タイ 中進国の模索』，岩波新書。
- [12] 重富真一(2006)，「第 5 章 タイ —世界市場に依存した農業発展—」，重富真一編『グローバリゼーションと途上国農村市場の変化 —統計的概観—』 調査研究報告書，95-117ページ，アジア経済研究所。
- [13] 恒石隆雄（2007），「セタキット・ポーピアン(充足経済)」海外研究員レポート，アジア経済研究所 http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/pdf/200703_tsuneishi.pdf。
- [14] 財団法人地方自治体国際化協会（2004），『ASEAN 諸国の地方行政』，<http://www.clair.org.sg/j/newsletter/asean.pdf>，（2010 年 1 月 18 日アクセス）。
- [15] 在タイ日本国大使館（2009），『タイ国の農業情勢』。
- [16] 今泉慎也（2009）「タイ憲法裁判所の与党解散命令—『政治の司法化』と『政治化する司法』」『アジア研ワールド・トレンド』No.164，2009年5月号。
- [17] 小林弘明（2014）「農業保護へ傾斜するタイと国際市場への影響」『農業と経済』第80巻第2号，69-77 ページ。
- [18] 小林弘明（2012）「第7章 タイ —先進国型への転換が進むタイの食料・農業政策—」，『平成22年度 世界の食料需給の見通しに関する研究 研究報告書』，世界食料プロジェクト研究資料第3号，農林水産政策研究所。
- [19] 重富真一，久保研介，塚田和也（2009），「アジア・コメ輸出大国と世界食料危機：タイ・ベトナム・インドの戦略」，日本貿易振興機構アジア経済研究所。
- [20] プロマーコンサルティング（2013）「平成24年度海外農業調査事業（アジア） 第三部 タイ：コメに関する農家所得保証政策の変遷及び大洪水がタイの農業政策に与えた影響」。

英語

- [21] National Economic and Social Development Board, The Eleventh National Economic and Social Development Plan (2012-2016), http://www.nesdb.go.th/Portals/0/news/plan/p11/Plan11_eng.pdf.
- [22] Titapiwatanakun, B. (2012a), "The Rice Situation in Thailand", *Technical Assistance Consultant's Report*, ADB.
- [23] Titapiwatanakun, B. (2012b), "Thailand's Paddy Pledging Program (October 2011 to October 2012), Internal Report, Faculty of Agriculture and Resource Economics, Kasetsart University.
- [24] Poapongsakorn, N. (2006), "The decline and recovery of Thai agriculture: causes, responses, prospects and challenges", "Rapid Growth of Selected Asian Economies: Lessons and Implications for Agriculture and food Security", *Policy Assistance Series 1/3*, FAO Regional Office for Asia and the Pacific.
- [25] Poapongsakorn, Nipon (2010), "Tackling Corruption in Rice Price Intervention Program: Towards a Preventive Scheme", Material for The 14th International Anti-Corruption Conference, 11 November 2010, Bangkok (2011年1月26日アクセス)。

タイ語

- [26] กรมเจรจาการค้าระหว่างประเทศ (國際交渉局) (2009), ความคืบหน้าการเจรจาการค้าเสรีระหว่าง กัมพูชา 2552 (國際貿易交渉の進展, 2009年), http://www.thaifita.com/ThaiFTA/Portals/0/ftaprogram_dec52.pdf, (2010年1月19日アクセス)。
- [27] ขงกระทรวงเกษตรและสหกรณ์โดย (農業・協同組合省) (2009), การขับเคลื่อนนโยบายพัฒนาการเกษตร (農業政策の流れ) http://www.oae.go.th/download/download_hot/policy%20development.ppt (2010年1月19日アクセス)。
- [28] ธนาคารเพื่อการเกษตรและสหกรณ์การเกษตร(2010), โครงการประกันรายได้เกษตรกรผู้ปลูกข้าวในปี การผลิต 2552/53 (農業協同組合銀行, 稲作農家への所得保証政策2009/2010年) http://www.thairice.org/doc_dl/riceforum09/gurantee.doc (2010年10月22日アクセス)。

統計

- [29] ข้อมูลพื้นฐาน เศรษฐกิจการเกษตร (基礎データ 農業経済) http://www.oae.go.th/download/download_journal/fundamtion-2554.pdf.
- [30] สถิติการเกษตรของประเทศไทย (タイ農業統計) http://www.oae.go.th/download/download_journal/yearbook53.pdf.
- [31] สถิติการค้าสินค้าเกษตรไทยกับ ต่าง ประเทศ (タイ農産物貿易統計)。
- [32] International Monetary Fund, *International Financial Statistics*.
- [33] World Bank, *World Development Index*.

関連ホームページ

- [34] ในタイ日本国大使館 <http://www.th.emb-japan.go.jp/index.htm>。
- [35] ASEAN 事務局 <http://www.aseansec.org/>。
- [36] タイ国エネルギー省代替エネルギー開発と効率性局 <http://www.dede.go.th/dede/>。
- [37] タイ国農業・協同組合省 <http://www.moac.go.th/>。
- [38] タイ国農業・協同組合省農業経済局 <http://www.oae.go.th/>。
- [39] タイ国商務省 <http://www.moc.go.th/>。
- [40] タイ国商務省国内取引局 <http://www.dit.go.th/>。
- [41] タイ国商務省貿易交渉局 <http://www.dtn.go.th/>。
- [42] タイ国国家経済社会開発委員会 <http://www.nesdb.go.th/>。
- [43] タイ国銀行 <http://www.bot.or.th/>。

第2章 カントリーレポート：オーストラリア

玉井 哲也

はじめに

オーストラリアは、農産物の主要輸出国の一つであり、我が国にとっては、牛肉、小麦、砂糖などの重要な輸入先となっている。このように世界と我が国の食料需給に少なからず影響を与える可能性のあるオーストラリアの農業と農業に関連する政策の動向について概観する。

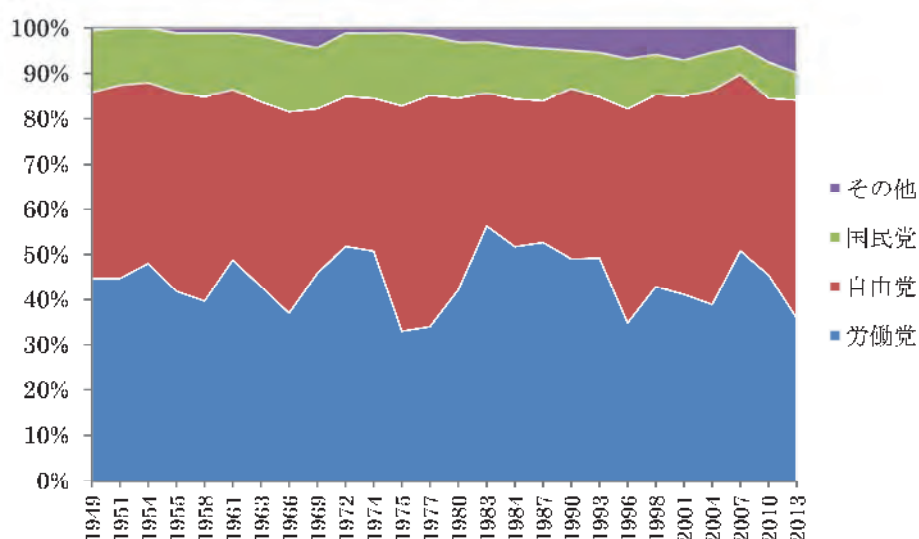
とくに、2013年には、2期6年続いた労働党政権から、保守連合政権へと政権交代があり、環境関連を中心に政策に大きな方向転換が見受けられる。大きく方向が変わったのは、炭素税と北部開発とであり、いずれも農業との関わりも浅からぬものであるところから、その経緯と内容について整理・分析する。また、2013年までしばらく停滞気味の様相があった FTA の交渉が、労働党政権の末期から、再加速したことがうかがえるところ、近年の貿易交渉等の状況についても概観・分析する。

1. 政治・経済の状況

(1) 政治体制と政権交代

オーストラリアの議会は二院制であり、上院の任期は6年、下院の任期は3年である。任期満了前に首相の意向によって解散総選挙を行うことは可能であるが、実際に解散が行われた例はわずかである。おおむね3年毎に行われる総選挙の際に、下院の全員と上院の半数が改選となる。

オーストラリアは、二大政党による政権交代を繰り返してきている。一方は労働党、他方が自由党と国民党の保守連合である。第1図に上院(76人)と下院(150人)とを合わせた連邦議会勢力(議席数シェア)の変遷を示している。議員数の長期的な動向をみると、国民党の割合が徐々に減少し、その他(緑の党や無所属など)が増加する傾向が見られるものの、今日に至るまで二大政党で大部分の議席を占めるという状態に揺らぎはないようである。2007年11月の総選挙で勝利し政権を獲得した労働党政権は、2010年8月の総選挙でも政権を保って2期継続したが、2013年9月の選挙では保守連合が勝利して、アボット政権が誕生した。



第1図 オーストラリアの連邦議会勢力の変遷（議員数構成比）

資料：Australian Parliament, *Parliamentary Handbook* 各年からとりまとめ。

（2） 政権交代による政策変化

労働党、自由党、国民党のそれぞれの支持母体は、おおまかに言えば、労働組合、商工業、農牧畜業・鉱業、であり、地方部の利益を最も代表するとされるのが国民党である。支持母体が異なることで政策の違いも生じるが、二大政党の間での政策の違いは、一部の分野を除いてはさほど顕著とは言えない。例えば貿易政策においては、保守連合は農産物輸出を重視するのに対して労働党は農産物輸出への依存を減らして工業製品を伸ばそうとする、外交に関しては、保守連合は米国重視に対し労働党はアジア重視、といった指摘がある（da Conceicao-Heldt (2011)）。しかしながら、労働党政権が、農産物輸出を軽視したり、米国との関係をないがしろにするようなことがあるわけではなく、多くの場合、政策の違いは程度の問題と言えそうである。

ただし、それとは違い、基本的な方向性が顕著に異なっていると考えられる政策分野が一部に存在するのも事実であり、そのような分野のなかでおそらく違いが最も際だつものとして、環境政策が挙げられる。

労働党は環境保全を重視する立場をとっており、地球温暖化対策にも積極的な姿勢を示してきた。ラッド党首（当時）は、京都議定書を批准することを選挙公約に掲げて 2007 年の総選挙を戦い、同年 12 月 3 日、ラッド政権発足初日の閣議において公約通り京都議定書批准を行って、その後、時間はかかったものの、労働党政権のもとで炭素税が導入された。また、2007 年の総選挙前の保守連合ハワード政権の末期ににわかに浮上していた北部の農業開発問題を大きく引き戻したのが労働党政権であった。これらはともに、保守連合政権から労働党政権への交代に伴い、政策の方向が逆転したことがらであり、2013 年の総選挙で、労働党政権から保守連合政権に交代すると、それらは再び逆転することとなる。

政策の方向の違いが際だつ分野である。オーストラリアの産業界をまきこんで大きな議論となっただけではなく、いずれも農業にも少なからず影響を及ぼすものである。詳細については後に述べる。

(3) 経済状況⁽¹⁾

オーストラリアの経済は、鉱業部門の設備投資、地下資源とエネルギーの輸出が主導する形で成長を続けてきている。2013年の総輸出額に占める資源・エネルギーの割合は49%、サービスを除く物品輸出総額に占める割合は60%に及ぶ(DFAT(2014))。最近10年間のGDP成長率は年率で3%前後であり、リーマンショックのあった2008年とその翌年に1%台になったことがあるが、他方で4%を超えたこともある。近年行われてきた大型投資プロジェクトが順次完成するにしたがい、2012年頃をピークに鉱業投資が減少してきていること、主要な資源輸出先である中国経済の成長減速による影響を受けることが指摘されているものの、オーストラリア準備銀行(RBA)では、2013-14年度で2.5%、2014-15年で2~3%と、当面は従来のトレンドをやや下回る程度で経済成長を続けると予測している。

2. オーストラリアの農業・農業政策

(1) 農業の概要

オーストラリアの農産物では、小麦、大麦、カンノーラ、綿花、野菜、果実、牛肉、羊肉、羊毛、牛乳等の生産額が大きく、主要農産物となっている(第1表)。農業の地位は、国民経済に占める割合としては小さなものであり、現在はGDPベースで約2%にとどまっている。他方で、物品輸出に占める割合はなお、10%を超えており、相対的に大きい地位にある(第2図)。これは、小麦、大麦、牛肉などについて、生産量の過半を輸出しており、貿易依存が高いというオーストラリア農業の特徴を反映している。

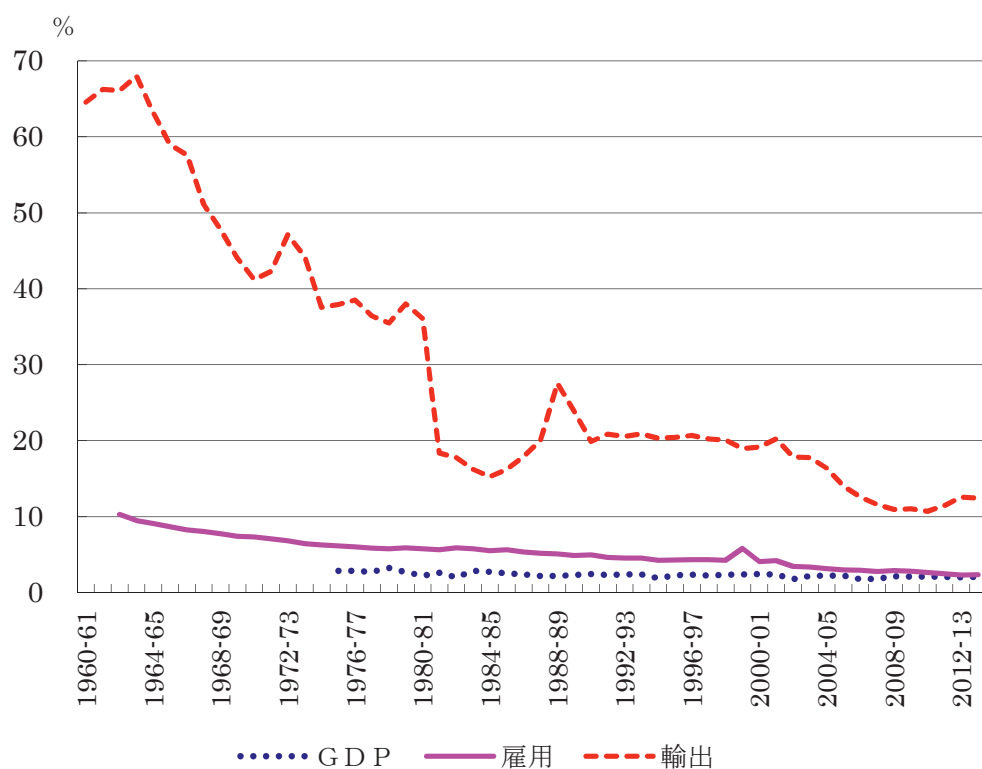
とくに、小麦で12%、大麦で27%、牛肉で18%、羊毛にいたっては55%というように、主要穀物・畜産物であって世界全体の輸出量に占めるオーストラリアの輸出量の割合が、1割を超えるようなものが複数あることから、その生産や輸出の状況が国際市場に与える影響は小さくなく、世界の食料需給において重要な地位を占めている(第2表)。これら品目については、輸入はわずかしが行われていない。これが農業国として知られるゆえんであろう。日本にとっては、牛肉、大麦などについて、筆頭の輸入先となっていることからその動向は注目される。なお、生産額の大きな品目のうちで、野菜・果実等の園芸作物と豚肉・鶏肉は、「過半を輸出」に当てはまらない。野菜・果実は、金額ベースでみて、国内生産の2~3割程度の輸出、輸入が行われており、鶏肉は輸出・輸入ともにわずかである。豚肉に関しては、大幅な輸入超過となっていて、国内消費量の約半分が輸入品、と

第 1 表 作目別生産額

(百万豪ドル)

	2009-10	2010-11	2011-12	2012-13	2013-14
小麦	4,765	7,052	6,775	7,154	9,018
大麦	1,356	1,729	1,723	2,063	2,510
コメ	90	174	248	302	272
カノーラ	840	1,283	1,759	2,270	1,883
メイズ	88	92	113	120	84
ソルガム	296	412	423	562	321
オート麦	186	221	255	265	325
ライ麦	120	65	50	43	79
大豆	33	15	41	41	30
ひまわり	29	24	26	25	20
その他の油糧種子	37	30	33	27	23
ひよこ豆	216	207	308	320	223
エンドウ豆	86	105	101	130	149
ルーピン豆	222	216	228	156	234
穀類計(穀物、油糧種子、豆)	8,663	12,138	12,485	13,924	15,670
綿花	828	2,087	2,954	2,174	2,036
サトウキビ	1,382	1,036	1,214	1,253	1,096
ワイン用ブドウ	711	712	725	858	688
工業用作物計	2,922	3,834	4,893	4,284	3,820
食用ブドウ	398	302	316	303	314
その他の果実・ナッツ	2,950	3,013	3,050	3,662	3,786
野菜	3,023	3,338	3,339	3,770	3,703
その他の園芸	1,649	1,606	1,272	1,285	1,297
園芸作物計	8,020	8,259	7,976	9,020	9,100
その他の耕種作物	1,660	1,105	898	1,165	1,545
耕種作物合計	21,265	25,336	26,251	28,394	30,136
牛肉	6,567	7,164	7,134	7,136	7,739
マトン肉	499	484	419	329	590
ラム肉	1,832	2,029	2,136	1,696	2,258
豚肉	965	919	934	934	1,050
鶏肉	1,785	2,077	2,078	2,214	2,314
生体牛輸出	701	660	651	589	1,049
生体羊輸出	298	348	345	194	185
家畜計	12,722	13,795	13,797	13,207	15,306
羊毛	1,928	2,673	2,734	2,472	2,537
牛乳	3,371	3,932	3,986	3,687	4,619
卵	428	572	583	653	670
蜂蜜・蜜蝋	80	66	79	88	87
畜産物合計	5,807	7,243	7,383	6,900	7,913
農産物総計	39,793	46,375	47,432	48,501	53,355

出典: ABARES, Agricultural Commodities, December quarter 2014.



第2図 オーストラリアの農業の地位（GDP，輸出等に占める割合）

資料：ABARES, *Agricultural Commodity Statistics* 各年からとりまとめ。

第2表 オーストラリアの主要輸出品目の生産量に対する輸出の割合（千トン，%）

	豪州の生産量，輸出量			世界の数値，世界に対する豪のシェア			
	生産量	輸出量	輸出割合	生産量	輸出量	豪生産シェア	豪輸出シェア
小麦	24,685	18,276	74.0	155,320	129,200	3.7	11.8
大麦	7,910	5,065	64.0	138,600	18,600	5.7	27.2
コメ	612	247	40.4	455,420	32,854	0.1	0.8
綿花	777	692	89.0	25,263	8,429	3.1	8.2
砂糖	4,140	3,017	72.9	166,660	55,340	2.5	5.5
油糧種子	3,978	2,271	57.1	445,820	107,820	0.9	2.1
牛肉	2,131	1,391	65.3	58,355	7,806	3.7	17.8
羊毛	421	360	85.6	2,047	658	20.6	54.7
羊肉	580	344	59.3	8,363	1,014	6.9	34.0
豚肉	341	50	14.6	106,403	14,594	0.3	0.3
鶏肉	926	34	3.7	86,893	15,773	1.1	0.2
バター	127	60	47.5	8,318	747	1.5	8.1
チーズ	343	163	47.4	16,773	1,433	2.0	11.3

資料：Agricultural Commodity Statistics, FAOSTAT 及び Global Trade Atlas のデータからとりまとめ。

注：2008-09 年度から 2012-13 年度の平均。

いう状況である。

オーストラリアの農用地の大部分は放牧地（牛・羊）であり、内陸にまで広く広がっているものの、耕地は、主として、降水量が比較的多い大陸の東から南東部・南部、そして南西部の海岸に近い地域に限られている。第3表に主要穀物の生産量の推移を示しているが、オーストラリア大陸が全体として乾燥した土地であり、年による降水量の変動も大きいことから、しばしば干ばつに見舞われ、その生産量は不安定である。同表に掲げた穀物等のうち、コメを除くと、灌漑での生産は殆ど行われていない。小麦の生産量の2006-07年度は約1,100万トンであり、前年2,500万トンの4割にまで生産量が落ち込んでおり、コメについて2005-06年度と2007-08年度を比較すると、2007-08年度は2年前の60分の1に激減していることがわかる。これは、小麦については主に単収が減少したものであり、コメについては灌漑用水不足で作付面積が減少したものであって、いずれも干ばつによる影響である。

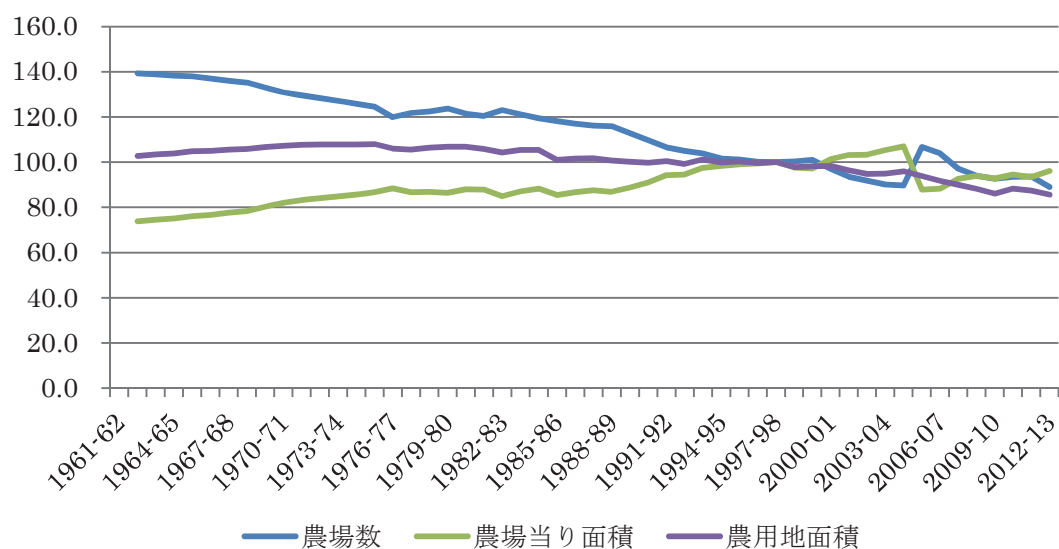
第3表 主要穀物等の生産量

	小麦	大麦	ソルガム	粗粒穀物計	コメ	油糧種子	カノーラ	粗糖
	(千トン)							
1980-81	10,856	2,682	1,203	5,209	760	450		3,227
1981-82	16,359	3,450	1,316	6,686	857	509		3,329
1982-83	8,805	1,939	958	3,966	520	349		3,428
1983-84	20,788	4,890	1,886	9,497	634	549		3,073
1984-85	18,072	5,554	1,369	8,772	864	925		3,439
1985-86	16,063	4,868	1,416	8,114	687	872		3,275
1986-87	16,119	3,548	1,419	6,990	549	708		3,268
1987-88	12,287	3,417	1,633	7,164	740	856		3,334
1988-89	13,935	3,242	1,244	6,735	748	838		3,566
1989-90	14,215	4,044	939	7,006	846	763		3,681
1990-91	15,066	4,108	747	6,767	740	1,040		3,407
1991-92	10,557	4,530	1,443	8,109	957	1,136		3,016
1992-93	14,739	5,397	546	8,361	858	864		4,133
1993-94	16,479	6,668	1,084	9,865	1,042	1,055	305	4,234
1994-95	8,961	2,913	1,273	5,535	1,016	920	264	4,931
1995-96	16,504	5,823	1,592	10,069	966	1,342	557	4,837
1996-97	22,924	6,696	1,425	10,845	1,255	1,776	624	5,301
1997-98	19,227	6,482	1,081	10,101	1,324	1,980	856	5,567
1998-99	21,465	5,987	1,891	10,722	1,362	3,115	1,691	4,998
1999-00	24,757	5,032	2,116	9,436	1,084	3,867	2,460	5,448
2000-01	22,108	6,744	1,935	10,914	1,643	3,098	1,775	4,162
2001-02	24,299	8,280	2,021	13,048	1,192	2,982	1,756	4,987
2002-03	10,132	3,865	1,465	6,923	438	1,489	871	5,398
2003-04	26,132	10,382	2,009	15,630	553	2,373	1,703	5,045
2004-05	21,905	7,740	2,011	12,063	339	2,613	1,542	5,234
2005-06	25,150	9,482	1,932	14,294	1,003	2,444	1,419	5,063
2006-07	10,822	4,257	1,283	6,727	163	1,029	573	5,026
2007-08	13,569	7,160	3,790	13,289	18	1,549	1,214	4,763
2008-09	21,420	7,997	2,692	12,587	61	2,479	1,844	4,634
2009-10	21,834	7,865	1,508	11,407	197	2,595	1,907	4,472
2010-11	27,410	7,995	1,935	11,769	723	3,734	2,359	3,610
2011-12	29,905	8,221	2,239	12,457	919	5,328	3,427	3,683
2012-13	22,856	7,472	2,230	11,500	1,161	5,752	4,142	4,300

出典：ABARES, Agricultural Commodity Statistics 各年からとりまとめ。

(2) オーストラリアの農業構造

オーストラリアの農業を主たる活動とする農場数は約 12 万 9 千戸である。農用地面積は全体で約 4 億ヘクタールであるから、1 経営体当たりの平均では 3,000 ヘクタール余りの規模ということになる（2013 年 6 月末。ABS）。平均面積は、速いペースではないものの、拡大傾向が続いている（第 3 図）。



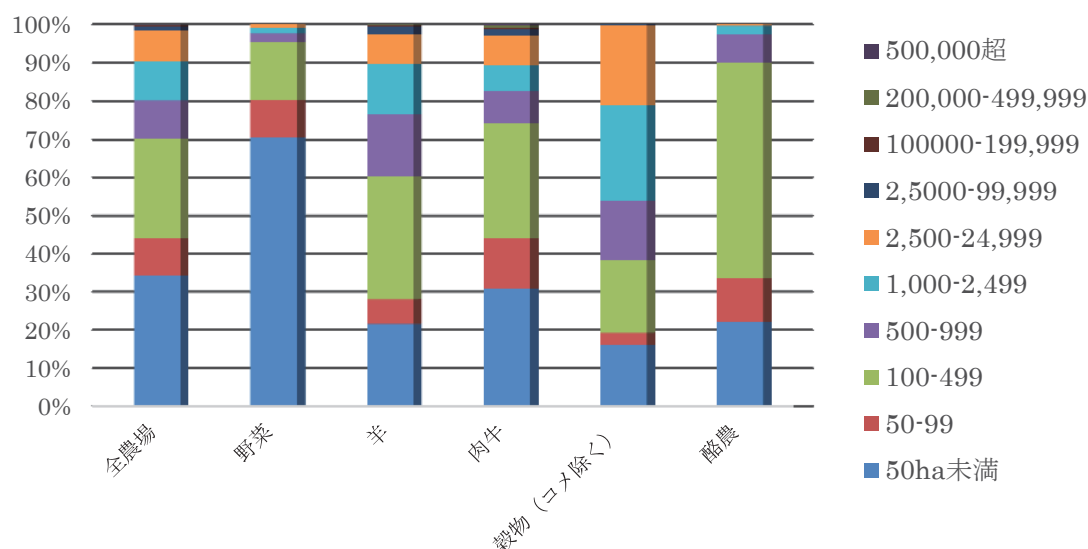
第 3 図 農場数と農用地面積の推移

資料：ABARES, *Agricultural Commodity Statistics* 各年からとりまとめ。

注. 1997-98 年度を 100 とする指数. 2005-06 年度に農場数が急増したのは、従来統計局独自に農家数データ把握していたのをとりやめ、税務当局のデータを使うことになったため。

ただし当然のことながら面積規模は作目によって異なる。50ha 未満が全体の約 3 割を占めており、野菜の場合は 50ha 未満の割合が 7 割に達する。50ha 以上の割合が最も大きいのは穀物農場であり、穀物農場の半数は 1,000ha 以上の規模となっている。他方で、最大級の面積規模をもつのは、肉牛や羊の農場であり、なかには、50 万 ha を超える規模のものもある（第 4 図）。オーストラリア全体では 50 万 ha を超える経営が約 100 存在するとされる。

農場の経営主体に関する詳細なデータは公表されていない。それ以前の問題として、経営主体の実態についての、包括的ないしは継続的な調査そのものがあまり行われていない模様であって、家族経営体と法人等経営の区別、新規就農者数、借り入れ地面積、農地の権利移動面積、新規就農者数、引退者数といった、農業構造に密接に関わるようなことがらについて、日本においては整備されている統計数値は見あたらず、把握することが難しい。



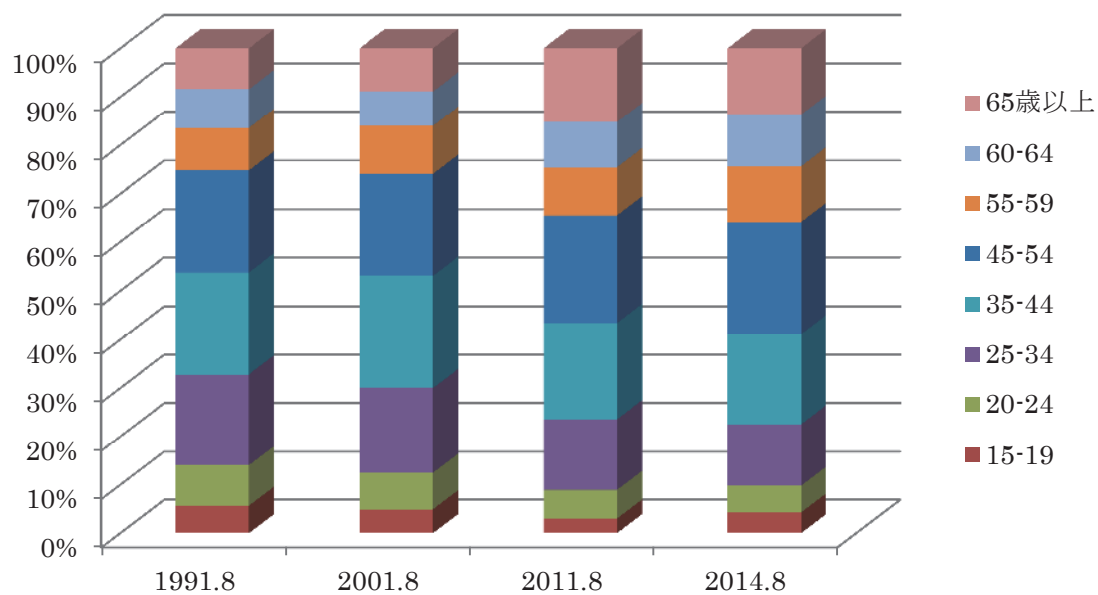
第4図 面積別の農場の割合

資料：ABS, *Agricultural Commodities 2010-11*.

注． 2011-12 年度以降については、規模別農場数のデータが掲載されていない。

事例的な調査の報告としては、農場全体の 99.6%が家族所有、0.4%が企業による所有であるとしているものがある（Garnaut and Lim-Applegate (1998)）。また、農地の権利関係については、最も多い形態は経営者自らによる所有であり、賃借は少ないとされている。1997 年のタスマニア州のジャガイモ生産者についての調査（有効回答は 147 件でジャガイモ生産者全体の 25%）では、72.8%の作物が経営者の所有する土地で収穫され、借地は 23.1%であった。ヴィクトリア州 Swan Hill 地区についての 1995 年の調査によると、農場のうち 2.2%（農地の面積としては 5.2%）が他者に賃貸されていた（RIRDC (2003)）。このことから、オーストラリアにおいては、家族が自らの所有する農地で農業経営を行う家族農業が中心であることが推測される。

農業労働者については、雇用統計の一環として年齢構成のデータも把握されている（第5図）。ただし、農林水産業全体での数値であり、農業、林業、水産業それぞれの雇用者数は不明）。平均年齢は不明であるものの、年齢層ごとの構成割合を見ると、高い年齢層の割合が徐々に大きくなってきているので、高齢化が進んでいることがうかがえる。ただし、これまでのところ高齢化が大きな問題として認識されることはない模様であり、農業競争力白書（後述）に関わる検討においても特段の言及はなされていない。ちなみに、同白書の前段階として位置付けられる緑書（green paper）のなかで、農業労働力に関して提言されている方針案・政策案は、若年農業者に対する教育・訓練への支援と農業労働需要の変化に柔軟に対応できるよう外国人労働を活用しやすくすること、である。



第5図 年齢層別の農林水産業被雇用者の割合

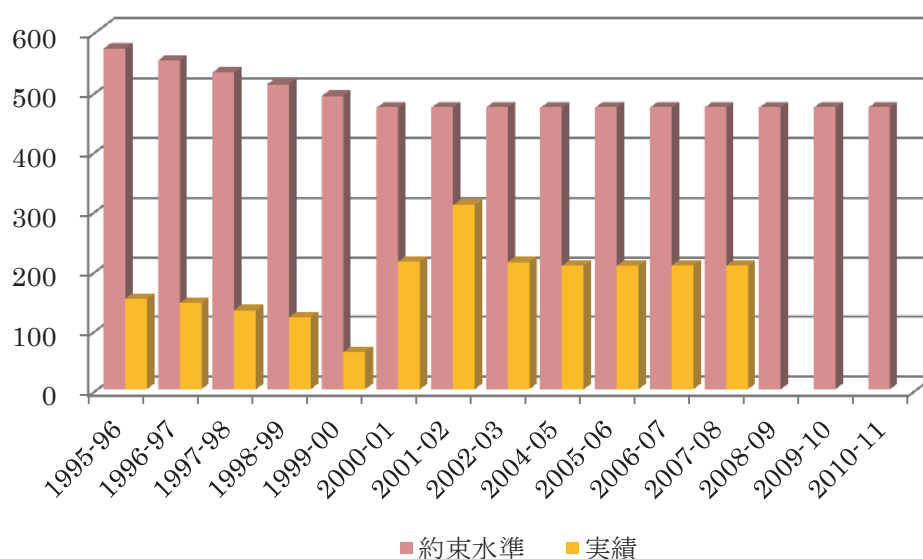
出典：ABS, 6291.055.003 のデータテーブル e12 からとりまとめ。

注．農業のみのデータは無い．被雇用者には，雇用される者のほか，自営で農林水産業を営む者が含まれる．

(3) 農業政策と政権交代による変化⁽²⁾

オーストラリアでは，かつては，高い関税や国内の価格補償，販売規制など，手厚い農業保護政策が行われていたが，1970年代，80年代に政策の方向転換が検討され，1980年代半ば以降，明確に市場志向の方向を目指すこととなり，急速に補助の削減，規制緩和が進められた。

1990年代後半には，いわゆる市場歪曲的な補助金は残り少なくなっていた。WTO 農業協定に基づく農業補助金通報を見ると，2000-01年度から，酪農の規制緩和に伴い実施された酪農構造調整プログラム等の補助金が計上されたため，削減義務の対象となる「黄の補助金」が2億豪ドルを超えるようになったが，同プログラムが2007-08年度末（2008年6月）をもって終了したことに伴い，2008-09年度以後は，「黄の補助金」はゼロとなっている（第6図）。



第6図 オーストラリアの農業補助金（「黄」の補助金）推移

出典：オーストラリアの WTO への通報資料各年からとりまとめ。

注：百万豪ドル。

先述したように、2013年9月の総選挙の結果、労働党から、農業を重要な支持基盤とする保守連合へと政権が交代した。政権交代はあったものの、価格支持や所得支持、国境措置（関税など。検疫を除く）、生産・流通の規制などを行うのではなく、試験研究、教育・訓練、病虫害対策等への支援・補助を中心とする、という農業政策の基本的な方向に変更はない。

農業政策そのものに限らず、農業に関連のある政策に対象を広げて、二大政党の選挙公約を対比したのが第4表である。両勢力のホームページにおいて公約として示されているものからとりまとめており、労働党は2011年末の全国大会で決定した「プラットフォーム」、保守連合にあっては2013年前半に選挙向けに順次発表されたものである。総論が同年1月に、その後年央までに順次各論が発出されている。両政党で公表時点が違い、その当時の政治状況・経済情勢は異なっている。個々の事項をみると、貿易・外交、農業・漁業、資源・エネルギー、インフラに関しては、党ごとでの特色を示して、重点の置き方や細目での方針の違いはあるものの、根本的に異なる内容にはなっていない。農業について、労働党はGMOに慎重な姿勢を示し、保守連合は農業に関する白書を作るとしている、といった差は見られる。

第 4 表 二大政党の選挙公約の対比

事項	保守連合	労働党
総論	税率引き下げ、炭素税廃止などにより経済の発展と雇用の拡大を図るとともに、国内のインフラ・教育・福祉等を整備し、協力で安全なオーストラリアを築く。	刻苦精励する家族を支援し、雇用と経済成長を支援し、インフラ・教育・保健・クリーンエネルギーなど、オーストラリアの将来への投資を行う。
貿易	FTA交渉を推進する：交渉中の、中国、韓国、日本、インド、GCC、インドネシアとのFTAを決着させる。また、EU、ブラジル、香港、PNG、南ア、台湾等とのFTAの可能性を追求する。 TPPには、アジア・太平洋自由貿易地域への積み石として参画。 貿易大臣を改め、貿易・投資大臣とする。	国内の生産性向上対策等によって輸出競争力を強化する。 WTOドーハラウンドの決着をめざす。 国益に一致するFTAを追求する。 TPP交渉に際しては、オーストラリアの国益に一致させること(PBSを維持すること、検疫制度を維持することなど)。
外交	主要なパートナーとの関係強化を図り、特に戦略的・経済的関心に重点を置き、地域としてはアジア・太平洋を重視。	オーストラリアの経済利益や安全保障を確保する。 米国との同盟、アジアとの総合的なつきあい、国連・G20・東アジアサミットなどの主要な仕組み等を通じて行う。
農業	農業に関する白書をとりまとめる：農業部門での競争力の強化、投資と雇用の拡大に向けた戦略を示すもの。(→選挙後、農水林業省ではなく首相・内閣省で“Agricultural Competitiveness White Paper”として作業を行っている) 研究開発、規制緩和、市場アクセス、等を推進する。	持続可能な食料生産を拡大することで世界の食糧安全保障問題に貢献できる。 バイオ燃料などの生産に果たす役割が重要。 GMOの商業栽培には適切な事前審査等が必要。
漁業	炭素税を廃止する。 地域計画の策定過程や規制の見直しにより競争力があり持続可能な漁業を目指す。	責任ある資源利用が重要。 今後養殖の役割は重要性を増す。
資源・エネルギー	炭素税、地下資源税を廃止し、投資を促進、規制を緩和する。 新たなエネルギー白書をとりまとめ、政権発足後1年以内に公表する(→2014.9月、白書の前段の緑書が公表。オーストラリアをエネルギー大国にするとの内容)	地下資源部門が発展してもたらされた利益はオーストラリア社会全体に還元すべきであり、資源税を設ける。 資源開発、投資等を支援する。 (2012年10月にエネルギー白書：エネルギーの開発・輸出は引き続き重要な柱としつつ、国内エネルギーは更新可能エネルギーを増大するとの見通し(2020年で20%、2035年で40%))
インフラ	渋滞解消等のため輸送網の整備・改善を行う。 インフラの整備計画作りや実施組織を改善する。	National Building Plan(6年間で370億豪ドル)で、道路・鉄道などの輸送網を含むインフラ改善を行った。引き続き輸送網の改善などに取り組む。
環境	常設の「緑の軍隊」15,000人を設け、環境の回復、炭素排出の削減などのプロジェクトを進める。 若者を訓練し、雑草除去、海岸線浸食防止、河川浄化、原住民支援、地域の保全活動支援などを行うことを想定。 2014-15年度に250プロジェクトから開始し、2018-19年度までに累計1,500プロジェクトとすることをめざし、予算は初年度5千万豪ドルまで、全体の累計で3億豪ドルまでとする。	「clean energy future」によって炭素排出の少ない経済への移行を図っている。これまで、労働党政権成立(2007)と同時に京都議定書批准、20億豪ドルのcaring for our countryプログラムなどを実施。 炭素排出を2020年までに2000年比で5%減、2050年までに80%減とする。農家の環境サービス提供能力を高める。水資源の管理を的確に行う。生物多様性や海岸線を保全する。
温室効果ガス排出抑制	炭素税を廃止することにより、平均的な世帯で2014-15年度は550豪ドル、2019-20年度は900豪ドル、生活費が安くなる。 (※2013年選挙公約の段階では、後に炭素税に替わるものとして提唱する「direct action plan」は選挙向け政策文書として出ていない)	炭素排出削減のため、炭素に価格を付ける。当初は固定価格で、2015年から変動価格とする。その一方、低炭素社会に対応するため、企業、家計への支援を行い、エネルギー効率を高める。 土壌への炭素貯留などを「Carbon Farming Initiative」により買い上げる。
北部開発	北部が、2030年までにfood bowl、観光、エネルギー輸出で成長を牽引することを提案。北部の医療、教育、技術基盤も整備する。 北部開発のために白書をとりまとめる。 当面の政策対応として、炭素税、地下資源税廃止、規制緩和により北部への投資意欲を高める、などを行う。	資源、農業、観光産業により経済に大きく貢献すると認識し、遠隔地ゆえに必要なインフラ投資等を進め、教育、住宅等のサービスを充実する。 独特で脆弱な自然環境とその豊かな多様性を認識し、その保護を図る。水資源は、北部の将来の開発のために持続可能な方法で使用されるようにする。

資料：保守連合については、選挙向けに発出した政策総論「Our Plan」(2013年1月発出)及びその後
 順次同年8月頃までに発出された各論「Coalition election policies and discussion papers」。労働党
 については、2011年12月、第46回全国大会における「National Platform」。

これに対して、環境、温室効果ガス排出抑制、北部開発については、大きく様相が異なる。北部の農業開発等の検討に関して、労働党は環境保全を重視する立場から、開発を抑制する方針をとるのに対して、保守連合は積極的な開発を目指すとしている。地球温暖化問題については、労働党は 2007 年に政権を取ると長らく批准していなかった京都議定書を直ちに批准し、炭素税や排出権取引を導入して、温暖化ガスの排出を抑制しようとしたのに対して、保守連合は一貫してこれに反対の立場をとり、後述するように、政権交代後には公約通り炭素税を廃止した。

なお、環境問題であっても、北部開発を除く水資源の利用・管理の問題、土壌保全などについては、二大政党間に基本的な政策の差異は見られない。土壌保全に関しては、保守連合がむしろ拡充を謳っている部分があって、1 万 5 千人の若者で「緑の軍隊(green army)」を編成し、河川流域の行政組織やランドケアなど既存の施策と協働、相互補完して、砂丘への再植林、河床の清掃、雑草管理、地方の公園の再生などの保全プロジェクトを行うとしている。参加者は 17~24 歳、トレーニング費を政府から支給して、土地管理、公園管理、景観形成、又は園芸の資格取得を促す。9~10 人の参加者と 1 名の監督者で構成するチームを編成して、プロジェクト（フルタイムで 26 週間までの期間）を担当し、プロジェクト実施のために必要な装備・資材を賄う費用は補助される。2014-15 年度から 2018-19 年度までに 1,500 プロジェクトを実施することを目指す。経費は 5 年間で 3.5 億ドルと想定している⁽³⁾。

（３） 温室効果ガスへの対応

ここからは、政権交代によって、方針が急転換した炭素税と北部開発に関して概観する。

１） 労働党政権への政権交代による政策変更

2007 年末の総選挙で、保守連合から労働党へと政権が交代した。

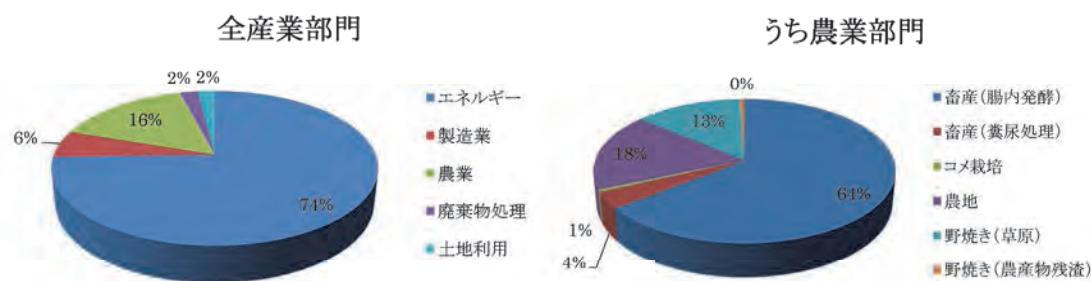
オーストラリアは、気候変動に関する国際連合枠組条約には加わり、各国が温室効果ガス（GHG）の削減目標を約束した京都議定書に 1998 年に署名したのだが、2000 年、米国でブッシュ政権が誕生して京都議定書を否定する立場をとると、それに倣ってハワード首相も同議定書を離脱する方針をとって、批准しない状態を続けていた。労働党はこれを批判し、2007 年の総選挙においては同議定書を批准することを公約として掲げていた。労働党が選挙に勝ち、新政権が樹立すると、公約通り直ちに京都議定書の批准を行った。ラッド内閣成立と同日の同年 12 月 3 日、初閣議での最初の決定の一つであった(Zahar *et al.* (2013))。

労働党政権のもとでは、GHG 削減に向けて、2009 年 5 月 4 日に GHG 排出削減についての目標を設定した。2020 年までに 2000 年比で 5%削減するというものである。大気中の GHG 濃度を二酸化炭素換算で 450ppm 以下にすることを可能にする活動が世界的に包括的に行われるとの条件のもとであれば 25%の削減、2050 年までに 60%削減（その後、

2012年に炭素税導入を表明した際には80%とされた）とすることも目標として掲げた。

この目標達成のため、炭素汚染削減制度(Carbon Pollution Reduction Scheme; CPRS)を構築して、2011年7月から、排出枠取引制度(ETS)を導入することを計画した。これは、市場の仕組みを使って排出量を抑制しようとするキャップ・アンド・トレードの仕組みである。毎年、取引可能なGHG排出枠(排出許可)を、1トン単位で発行し、発行される排出枠の総量が当該年の排出限度総量となる。規制の対象となる個々の事業者は、排出する量の分だけ、排出枠を購入する。排出枠の価格は市場に委ねられる。ただし、最初の1年間(2011年7月～2012年6月)は、10豪ドルトンの固定価格とされ、2012年7月から2015年6月までは価格に上限が設定される(当初40豪ドルトン。毎年度5%上昇)。また、影響を受ける事業者に対して一定量の枠を無料で配付するなどの特例措置も設けられる。

農業部門については、CPRSを導入する2011年7月の時点では制度の対象から外され、2015年以降に対象とするか否かを、2013年までに判断することとされていた。2012年のオーストラリア全体でのGHG排出量は、二酸化炭素換算で約5.4億トンであり、そのうち農業部門は16%を占めて、エネルギー部門(発電、輸送用燃料、石炭・ガス等生産の際の漏出など)に次いで多く、その約7割は畜産由来のGHGである(第7図)。CPRSが導入されると畜産を中心として影響が大きいと考えられたことから⁽⁴⁾、全国農民連盟(NFF)や国民党は農業を対象とすることに反対した結果、関連法案の審議が行われているあいだの2009年10月に、2015年以後もCPRSの対象としないことが決まった。



第7図 オーストラリアの部門別 GHG 排出割合 (2012 年)

資料：オーストラリア環境省 (2014) の数値に基づき作成。

2) 労働党政権のもとでの一時後退と出直し

上記 CPRS は、関連法案が 2009 年 5 月に連邦議会に提出されたものの、保守連合と緑の党が反対したことから、成立しなかった。保守連合は、事業者にとっての負担・影響が大きいことを理由に、緑の党は逆にもっと厳しい削減を求めて、反対したとされる。

CPRS 関連法案は、その後も調整を経て再提出が繰り返されたが、ついに成立には至らず、2010 年 4 月になって、ラッド首相が制度導入を棚上げすることを表明した。公約で

あった CPRS を棚上げしたことも契機となって、ラッド首相への批判が強まり、同首相は同年 6 月 24 日に辞任し、労働党の党首＝首相が交代して、ジュリア・ギラードが副党首・副首相から、党首・首相になりオーストラリア初の女性首相が誕生した。

ギラード首相は、2011 年になると、キャップ・アンド・トレードの仕組みを使って排出量を抑制する制度を改めて導入することを図る。2011 年 7 月に、2020 年までに GHG 排出を 2000 年の排出量（二酸化炭素換算 5.86 億トン）より 5～25%削減、更に 2050 年までに 80%削減するとの目標を掲げ、クリーン・エネルギー計画 (Clean Energy Future Plan) を発表して、関連法案の準備を進めた。同計画は、①炭素価格付け、②更新可能エネルギーの促進、③エネルギー効率の向上などを内容とするものであった。その関連法案は、同年 9 月に議会に提出され、11 月にクリーン・エネルギー法 (Clean Energy Act 2011 (Carbon Tax Act)) が成立した。

3) 炭素税⁽⁵⁾

クリーン・エネルギー法により導入された仕切り直しの制度は、炭素価格付け制度（炭素税）である。GHG の年間排出量が二酸化炭素換算で 2.5 万トン以上の企業等（約 500 社とされる）に対し、GHG 排出量に応じて炭素税を課するというもの。事業用以外の輸送用燃料や農業などは対象外とされる⁽⁶⁾。対象となる GHG は、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素 (N₂O) 及びアルミ精錬によるパーフルオロカーボンの 4 種である。

炭素税は、2012 年 7 月 1 日から導入され、税額（価格）は、当初 3 年間は固定価格であり（初年度 23 豪ドル/トン、2 年目 24.15 ドル/トン、3 年目 25.4 ドル/トン）、企業等は、炭素税＝代金を支払って GHG の排出枠を購入する形になる。4 年目（2015 年 7 月 1 日）からは変動価格となってキャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度に移行して、排出枠がオークションで販売されることになる（事業者への支援措置として無料で割当られるものは除く）。取引制度移行当初の 3 年間は下限価格が設定され（2015 年度 15 豪ドル/トン、2016 年度 16 豪ドル/トン、2017 年度 17.05 豪ドル/トン）、上限価格も国際価格を参照して設定される。すなわち、GHG 排出総量の規制のもとで排出枠を市場で取引するので、かつてラッド政権が導入を目指した CPRS と同様の仕組みということになる。また、固定価格期には不可だが、変動価格期間になると、EU などの、京都議定書に従って発行された排出枠、国際的に規定された排出枠を利用することが可能であり（ただし、当初 5 年間は償却義務量の 50%を超えない範囲に限定）、更に、低炭素農業イニシアチブ (Carbon Farming Initiative。後述) によって発行されるオーストラリア炭素クレジット単位 (ACCU; Australian Carbon Credit Unit) も利用できる（固定価格期間は償却義務量の 5%以内、価格変動期間になると無制限に利用可能）。

実際に排出した量に対して、企業等が確保した排出枠に不足があると、排出枠不足課徴金 (unit shortfall charge) が課される。課徴金の額は、固定期間中は固定価格の 1.3 倍、変動価格期間中は前年度の排出枠平均価格の 2 倍であり、納付が遅延すると毎年 2 割の額の罰金が科される。

オーストラリア政府は炭素税導入が対象企業等に与える影響を緩和するため、排出量が多く国際競争下にある産業に排出枠を無償で割り当てるプログラムを設けた。無償割当の割合は炭素集約度の高い産業は 94.5%、比較的低い産業は 66%で、それぞれ年 1.3%ずつ減少する。無償の前提となる枠は、対象となる生産活動を行う全事業者の平均排出量と当該事業者の前年度の生産量に基づき計算される。また、炭素排出が相対的に多い石炭火力発電施設を 2020 年までに閉鎖するための資金を援助するなどの石炭火力発電事業への支援、低所得層への減税や年金支給額の増額といった一般家庭向けの支援も導入した。また、制度運営管理者としてクリーンエネルギー監督庁（Clean Energy Regulator）を、政府への助言や制度や関連法のレビューを行う独立した機関として気候変動庁（Climate Change Authority）を設立した。

炭素税は 2012 年 7 月 1 日から導入されたが、野党保守連合（当時）のアボット自由党党首は、クリーン・エネルギー法が成立した当時から、炭素税はエネルギーコストを上げオーストラリアの産業発展を阻害するなどとして、一貫して、炭素税や排出権取引制度に強く反対しており、炭素税を廃止することを次期選挙の公約とすると述べていた。

2013 年 6 月に労働党政権で首相が交代してラッド政権となる。総選挙が近づいてきたことから、有権者に人気の高いラッド氏を再び党首・首相にしたと言われる。炭素税に関して、ラッド首相は、7 月、排出権取引制度への移行を 1 年前倒して 2014 年 7 月 1 日からとすることを表明した。排出権取引制度に移行することで、炭素価格を下げ（炭素税制度のもとでは 2014-15 年度の価格は 25.4 豪ドル（固定価格）だが、排出権取引制度にすれば 6～10 豪ドルに下がると指摘されていた。）、家計の電力料金負担を軽減するなどを目的としており、労働党政権の施策が産業や家計に悪影響を与えていると主張する保守連合への対抗策であった（Australian Financial Review (2013), ABC ニュース (2013b)）。

4) 低炭素農業イニシアチブ

低炭素農業イニシアチブ（Carbon Farming Initiative。以下「CFI」）は、労働党政権のもとで、2011 年の炭素クレジット法（Carbon Credits (Carbon Farming Initiative) Act 2011）により導入され、炭素税に先立ち、2011 年 12 月に開始されたものである。後述するように、保守連合政権のもとで同法を改正する際にも、CFI は廃止されずに基本的に従来の形で存続することとなっている。主に農業において、植林による炭素貯留や家畜のメタン排出量の削減など GHG 排出抑制をした場合に削減量に応じたクレジットを得られる仕組みであり、獲得したクレジットを販売することが可能である。

農家や土地管理者は、自主的な取り組みにより、環境大臣によって決定され規則に掲載される方法（ポジティブリスト）に従って GHG を削減する。ポジティブリストに掲載されるのは、GHG 排出の純減をもたらすものであって、一般的慣行を超えて行われる取り組みであること（追加性）が必要である⁽⁷⁾。

クレジットの対象となる取組みは以下のものである。ただし、もともと法令によって義務づけられている行為や生物多様性の保全、雇用、地域コミュニティ、農業生産の土地利

用に悪影響を及ぼすものなどはネガティブリストに掲載され、対象とはならない。例えば、バイオマスによる炭素吸着であっても、雑草を植えるような事業では炭素クレジットは得られない。

- ・家畜の消化系から出るメタンの削減
- ・家畜の糞尿の分解から出るメタンや酸化窒素の削減
- ・水田や水稻からのメタンの削減
- ・サバンナや草原を焼くことから出るメタンや酸化窒素の削減
- ・作物残渣などを焼くことから出るメタンや酸化窒素の削減
- ・土壌から出るメタンや酸化窒素の削減
- ・2012年6月までに埋めた廃棄物埋め立て場から出る GHG 排出の削減
- ・バイオマスなどによる、大気中の炭素の吸着・貯留

獲得したクレジットについては、2011年の制度開始当初の仕組みでは、炭素価格付け制度のなかで、排出枠を入手したい事業者等に販売できる仕組みであった。

5) 炭素税の廃止

2013年9月の選挙で勝利すると、保守連合政権は、公約通り、炭素税廃止に向けて動き出す。

2013年11月13日に、政府は炭素税廃止法案を議会に提出した。単一の法律ではなく、以下の一連の法律の総体である。

Clean Energy Legislation (Carbon Tax Repeal) Act 2014

Customs Tariff Amendment (Carbon Tax Repeal) Act 2014

Excise Tariff Amendment (Carbon Tax Repeal) Act 2013 2014

Ozone Protection and Synthetic Greenhouse Gas (Import Levy) Amendment (Carbon Tax Repeal) Act 2014

Ozone Protection and Synthetic Greenhouse Gas (Manufacture Levy) Amendment (Carbon Tax Repeal) Act 2014

True-up Shortfall Levy (Excise) (Carbon Tax Repeal) Act 2014

True-up Shortfall Levy (General) (Carbon Tax Repeal) Act 2014

Ozone Protection and Synthetic Greenhouse Gas (Import Levy) (Transitional Provisions) Act 2014

炭素税廃止法案は、2014年3月20日、保守連合が単独過半数を有さない上院で否決されたが、再提出され、2014年7月17日に成立し、遡って同年7月1日から炭素税は廃止された。また、業務がほぼ無くなることとなる気候変動省も廃止された⁽⁸⁾。

更に、炭素税に関連していた業界への支援措置も廃止されたほか、保全型耕起への15%の減税措置が廃止された。これは、耕起せずに播種を行う機械（ドリルで穴を空けてそこに種を埋めるなど）を導入した場合、そのコストの15%を課税対象所得額から控除するものであった（DPS (2013)）。

6) 直接行動計画 (Direct Action Plan)

炭素税を廃止した保守連合政権であるが、気候変動に関する国際協力は支持する立場であり、2020年までに GHG 排出量を 2000 年より 5%削減する（労働党政権の下での目標の下限）という削減目標は維持している。

それでは、保守連合政権は GHG 排出抑制にどのように取り組もうとしているのであるか。この点については、炭素税に反対していた時から、直接的な方法で削減すると表明されてはいたものの、具体的な方法は、2013 年の選挙戦の間においても必ずしも明確ではなく、保守連合の選挙公約の各論としても発出されていなかった。政権交代後の、2013 年 9 月末になって環境省から、直接行動計画 (Direct Action Plan) によって排出削減の取り組みを助長することが発表された。

直接行動計画とは、炭素税や排出権取引のように課税や排出権の取引価格を通じて間接的に排出を抑制するのではなく、排出量を削減する取り組みに対して直接の支援を行うという意味を込めた名称と考えられる。その手法の中心となるのが排出削減基金 (Emissions Reduction Fund。以下「ERF」) である。炭素クレジット改正法 (Carbon Credits (Carbon Farming Initiative) Amendment Bill 2014) による 2011 年の炭素クレジット法などの改正によって導入される。

政府（環境省）は、GHG 排出削減を行う方法として適切な方法とその方法による削減量の算定方式を指定する。指定に当たっては、専門家による委員会 (Emissions Reduction Assurance Committee) からの助言を受ける (CFI のもとでは、Domestic Offsets Integrity Committee が同様の機能を果たしていた)。それらの方法を用いて GHG 削減を行おうとする企業、州、地方政府、地域団体、個人は、その削減事業を政府に登録する。登録された事業を実施し、実際に GHG 削減を実施して削減量を報告すると、その削減量に対応して、炭素クレジット（オーストラリア炭素クレジット単位。ACCU）を発行する。その炭素クレジットを、クリーンエネルギー管理官 (Clean Energy Regulator) が、競争入札を運営して、低価格を提示した者から購入する契約を結ぶ。購入には ERF の資金が使われる。ERF は、当初の 4 年間で 25.5 億ドルを確保し、必要があれば追加を行う。入札は四半期毎に行われ、情報提供のため落札価格の加重平均が公表される。そのほか、排出削減事業に関する情報は、Emissions Reduction Fund Register に掲載する。

労働党政権の時に始まった CFI も活用されることとされている。CFI のもとでの事業は基本的に維持して、基金の仕組みに組み込むとともに、削減量の推定方法を合理化するなど改善を行うとしている。ただし、実態として見ると、直接行動計画に CFI が組み込まれたと言うよりも、むしろ、CFI で行っていたことがらを、衣替えしたうえで、対象となる事業・削減方法を拡大したのが、ERF による「直接行動」とも言えそうである。

直接行動計画は 2013 年 9 月に発表された後、同年 10 月から ERF の設計に関して一般からのコメントを募集し、それも受けて、2014 年 4 月に、ERF 白書が公開された。その後、ERF の設置等を定める Carbon Credits (Carbon Farming Initiative) Amendment Bill

2014 が、2014 年 6 月 18 日、国会に提出された。同法案は、下院を 6 月 25 日に通過した後、上院では、修正を行ったうえで 10 月 31 日に通過した。修正版が下院で可決されると成立することとなる。もともと直接行動計画が発表された当時は、2014 年 7 月 1 日から制度開始としていたところだが、このような経過にかんがみると、実施は遅れる模様である。

同法案の審議と並行して、ERF の対象として適格性を有するプロジェクトの手法やそこでの排出削減量の計算の仕方についての大臣命令（ordinance）の案が、プロジェクトのタイプ別に、順次パブリックコメントに付されている。この手法については、毎年見直しが行われることとされている。2014 年 12 月 25 日までに以下の手法案がパブリックコメントに付された。

- ①埋め立て地から出るメタンガスを焼却して消滅する。
- ②有機廃棄物を、埋め立て以外の方法で処理する。
- ③炭坑廃棄ガスのメタン成分を焼却して消滅させる。
- ④農用地を自然の植生に戻し、再度の植物伐採を行わない。
- ⑤既存の商業ビルのエネルギー効率を上げて GHG 排出を減らす。
- ⑥道路、鉄道、航空、水上等の輸送での GHG 排出率を減らす。
- ⑦家庭、商業、工業の廃水を嫌気性生物により分解し、生成したメタンガスを燃焼して消滅させる。
- ⑧販売用物品の製造施設で、製造物 1 単位当たりの排出を減らす。
- ⑨灌漑綿花栽培での、化学肥料の利用効率を高めることで GHG 排出を減らす。
- ⑩耕地、放牧地等での土壌炭素貯留をする。
- ⑪家庭及び小規模事業向けの省エネ商品・サービスの大規模販売など。
- ⑫照明、暖房、換気、冷却、ボイラーの改善などで、電気及び燃料の効率を向上。
- ⑬原生植生の伐採を回避する。
- ⑭再植林。
- ⑮放牧肉牛の生産効率向上。
- ⑯国際的炭素相殺プログラム。
- ⑰北部サバンナの野焼き管理。

労働党政権での炭素税や排出権取引制度は、排出上限を設けた上で行う市場の仕組みに基づく規制であった。政府は削減方法の研究や削減活動の促進に対する支援策は講じるものの、具体的にどのような方法で GHG 排出削減を行うかは、事業者等に委ねられる方式である。

これに対して保守連合政権の直接行動計画では、削減方法を政府が考案してそれに該当する削減を行う場合に排出削減クレジットが付与されるということになるわけで、「直接」という言葉が使われるゆえんであろう。もっとも、排出削減クレジットを ERF が買い取る段階では、入札方式によってなるべく安く買うこととされており、この部分では市場の仕組みが取り入れられている。

保守連合政権の直接行動計画が労働党政権の炭素税や排出権取引制度と大きく異なるいま一つの点は、排出上限が設けられていないことである。労働党政権の制度では取引対象となるクレジットの総量に枠をかけることで、排出総量の上限を規制していた。これに対して保守連合政権の仕組みは、削減量を増やすよう促しはするが、排出総量が抑制される保証はない。それでは、どのようにして全体の排出量を 5%削減するという目標が達成されるのか、ということになるが、その点に関しては、2015 年 7 月 1 日から、セーフガードの仕組みを導入するとしている。具体的には、年間排出量 10 万トン（二酸化炭素換算）の施設（約 130 カ所程度）を対象として、排出量の上限を絶対数量で設定し、これら施設が新規投資や施設規模を拡大する場合でも、この上限を緩めないことが考えられている模様である。実施の方法などについては、政府が業界と協議をしていくこととなっている。

7) 石炭層ガスについて

以上の GHG 排出抑制に関する制度の動きと直接には関連しないが、石炭層ガスが近年、農業や環境との関係でも注目されている。石炭層ガス（Coal Seam Gas）は、シェールガスなどと並ぶ非在来型天然ガスの一種である。一般的にはコールベッドメタンと称されるが、オーストラリアでは、コールシームガスと呼ばれている。オーストラリアには豊富な埋蔵量があり、クイーンズランド州南部、ニューサウスウェールズ州東部に広くわたって各地で開発が進められようとしているのだが、放牧地域などで採掘されること、その採掘方法に由来して、農業との場所の競合、地下水の汚染される懸念などが指摘されている。全国農業団体である全国農業連盟（National Farmers Federation）は、オーストラリア全体で統一的な規制等の対応を求めており、連邦政府、各州政府で、開発への規制の基準などが検討されている。

（４） 北部開発への対応

オーストラリア北部は、降水量が多いことから、過去にも農業開発が検討されたことがあり、実際に西オーストラリア州北部のオード川の灌漑事業や北部特別地域でのコメ栽培事業の取り組みも実行されてきた。これまでのところ、商業ベースでの大規模な耕種農業開発は成功していない、と評価されており、今後改めて開発が行われるとしても、どのようなものになるかの見通しは明確ではなく、また、環境問題、技術的な困難や採算性の問題などから、短期間で大きな成果が出るとは考えにくい。ただし、中長期的な農業生産を考える場合には、重要な要素のひとつであり、今後の推移が注目される問題であろう。

この北部の農業開発は、自然環境への影響が大きいことから、労働党と保守連合とで大きく方針を異にする分野である。

近年の動きとしては、2007 年 1 月にハワード首相（当時）が発表した水確保全国計画のなかで、既存の水資源の効率的利用を一層促進すること等に加えて、北部の土地・水開

発の可能性を検討することが盛り込まれた。

同計画で言及された北部オーストラリア（西オーストラリア州のブルームから、北部特別地域を経て、クイーンズランド州のロックハンプトン（2007年に労働党政権になった後に、ケアンズまでに縮小）に至る沿岸部。第8図）の将来の土地・水資源開発の検討のため、以前から北部開発を唱えていた自由党へファナン上院議員（自由党。ニューサウスウェールズ州）を議長とする北部オーストラリア土地・水タスクフォースが設置された。環境団体等は、北部の環境・生態系に悪影響を与える、北部の土壌等の条件は農業に適していない、として開発に反対を表明していた。

その後、2007年11月の連邦議会総選挙において、労働党が勝利し11年半続いた保守連立（自由党と国民党）と政権交代すると、2008年1月下旬、同タスクフォースのメンバーを交替するとの方針が決まり、新たな任務、新メンバーは、2008年9月26日に発表された。新メンバーには政治家が含まれない一方、環境団体代表が含まれた。また、任務は、水資源の利用可能性に基づいた北部の持続可能な経済開発の機会について理解を深めること、とされ、農業開発だけでなく、北部地域の持続的経済開発や地域対策全般を検討するものとして見直されており、水資源・農業開発という色彩を薄め、環境への配慮が明確にされた。

同タスクフォースの最終報告書は2010年2月になって公表され、そこでは、地下水を使う灌漑について6万ha（現状2万ha）まで拡大できる可能性があるとしつつ、環境面で持続的でなく資源の公平な配分にならないとして、地表の水に関して大規模なダムを推進することを否定している（Northern Australia Land and Water Task Force (2009)）。

以上のように、保守連合政権のもとで北部地域の農業・水資源の積極的な開発を目指して開始された検討は、労働党政権のもとで、環境への配慮が優先されることとなり、開発に向けての政府による大規模な取組や支援に対して否定的な報告が出されるに至った。タ



第8図 タスクフォースの検討対象範囲

資料：Northern Australia Land and Water Task Force (2009)。

スクフォースの最終報告書が出た後、2010年に、連邦政府、州政府（クイーンズランド州、西オーストラリア州、北部特別地域）が協力して地域開発の課題について検討する北部オーストラリアの持続可能な未来（Northern Australia Sustainable Futures。NASF）プログラムが発足した。インフラ・地域開発省に置かれた北部オーストラリア室（Office of Northern Australia）により、関係閣僚フォーラムの会合をはじめとして、北部についての情報収集や、関係者間の調整と合意形成を図ってその共同行動の枠組みを整える活動が進められた。同室がこれまでの活動を12の項目に分けて整理したものをまとめたのが第5表である。

一方で、開発推進派はタスクフォースの最終報告書の考え方に納得したわけではない。保守連合は、開発できる可能性があるのを適正に評価していない等として労働党政権下での検討と対応を批判してきており、2013年の総選挙に向けての政策集のなかで、北部に関しては2030 Vision for Developing Northern Australia（2013年6月。以下「ビジョン2030」という）を発出し、農業、鉱業、観光面で優位、世界の成長センターの一つである東南アジアに近い、といった北部の有利性を活かして、2030年までに農業、観光、エネルギー輸出により北部がオーストラリアの成長を牽引すること、を掲げ、そのために北部開発に関する白書を取りまとめるとしている。農業については、食料かご（food bowl）にするとまで述べている。保守連合の選挙向け政策集の約60文書のうちで、30ページ以上の長さのものは4つだけであるが、なかでもこの北部関係の政策文書は46ページにわたって最も大部であり、開発に強い意欲を有することを示しているとも見受けられる。

2013年後半に政権交代となると、保守連合政権は、翌2014年2月28日、アボット首相が、今後20年程度にわたる経済開発施策とその実施方針について、北部開発白書を取りまとめると発表した。なお、このビジョン2030等で述べている北部は、かつての北部オーストラリア土地・水タスクフォースが検討対象とした地域（120万平方キロ）（第8図）とは範囲が異なり、南回帰線から北側の地域（北部特別地域は南回帰線よりも南側の部分も含めて全域が対象）、300万平方キロ、人口100万である（第9図）。



第9図 北部オーストラリアの範囲

資料：Australian Government (2014).

第5表 北部オーストラリア室の活動

活動種類	摘要
北部オーストラリア牛肉産業戦略	北部オーストラリア牛肉産業作業部会が設置され、現在も北部の雇用の5%を占める牛肉産業の更なる発展のための検討を行う。①牛肉産業の機会とリスクの評価、②原住民放牧の検討、③モザイク灌漑の評価、④ロジスティクスと生産性向上の検討、⑤食肉加工能力の拡大、⑥インドネシアの肉牛産業との関係強化、のプロジェクトを進めてきた。
クイーンズランド州北部灌漑農業戦略	北部オーストラリア室とクイーンズランド州農水林業省の共同で、北部の商業的農業開発の潜在力を高めるため、灌漑農業での持続可能な水利用の評価などを現地調査を重視して行う(10百万豪ドル)。この一環として、CSIROがFlinders川及びGilbert川の農業資源評価を行い、2013年12月に公表した。
食料・繊維供給チェーン	インフラ投資の優先度等についての検討。後述の「バルク資源及びインフラ投資についての優先事項検討」の食料関係部分。 関係政府等が合同で行い、2014年11月に最終報告が発表(連邦政府、クイーンズランド州政府、北部特別地域政府、西オーストラリア州政府、地方産業研究開発公社(RIRDC)、オーストラリア地域開発ネットワークPilbara委員会(Pilbara RDA)。研究自体は、ABARESとCSIROにより実施)。
オード川灌漑地区拡大	連邦政府、北部特別地域政府、西オーストラリア州政府の合同で設けた作業部会により、オード川の灌漑を北部特別地域に拡大する可能性について検討。
北部オーストラリア大臣フォーラム	2010年12月設立。政府間の協調を促進する等。地域開発担当の連邦大臣が議長で、クイーンズランド州、北部特別地域、西オーストラリア州の地域開発担当大臣などで構成する。北部オーストラリア室が事務局の役割を果たす。 同フォーラムを補佐するものとして、常設委員会(インフラ・地域開発省事務次官を議長とし、クイーンズランド州、北部特別地域、西オーストラリア州の幹部職員で構成)、持続可能な経済開発に関する北部オーストラリア専門家原住民フォーラム、専門家助言パネル(約40名の科学、事業等の専門家)が置かれている。
データ集積	オーストラリア地域開発ネットワーク(RDA)、連邦政府、州政府、地域の調査機関や業界から、人口、経済、社会、環境などに係るデータを集めて分析。
環境及び土地管理サービスに関する市場の構築	環境や土地管理サービスの市場が成立するか、またそこに原住民が参入するのに取り除くべき障害は何か等を検討。
地方政府及び家庭の水管理イニシアチブ	北部の地方政府での水管理の向上をめざすもの。第一段階で優先課題の検討を行い、第二段階で実地の水道事業への適用を進めている。(連邦政府、クイーンズランド州政府、北部特別地域政府)
東部Kimberley地区開発計画	2009年7月3日に発表された、連邦政府と西オーストラリア州政府合同での開発計画(両政府が署名)。北部オーストラリア室はそのアセスメントに協力。 連邦政府の全国建設イニシアチブ(47億豪ドル)の一環で、2008-09、2009-10年度に195百万豪ドルを投資、西オーストラリア州政府も同額を出資。保健、教育・訓練、住宅、輸送インフラなどの事業を行う。
北部オーストラリア土地・水タスクフォース	2010年2月に最終報告書を公表した。
遠隔地経済参入のための協同研究センターとの連携(関連活動)	遠隔地経済参入のための協同研究センターとの協力。同センターと情報交換を行い、同センターの研究成果を実地に導入することを支援。
バルク資源及びインフラ投資についての優先事項検討	インフラ投資の優先度についての検討。港湾・道路・鉄道・エネルギー・水のほか、教育・職業訓練など社会インフラも含む。 地下資源関係(石炭、鉄鉱石、LNG)について、産業省資源エネルギー経済局が行い、2012年7月に報告書を発表。 (食料関係については上記の「食料・繊維供給チェーン」として行われた)

資料：北部オーストラリア室ホームページ (<http://www.regional.gov.au/regional/ona/index.aspx>)。

このように政権交代によって、政府の方針に大きな転換があったことは、北部オーストラリア室が継続してきた活動にも影響を及ぼしていくであろう。

第5表に掲げた活動は、農業だけでなく地下資源、環境、土地管理、インフラ、教育など様々な要素を検討するものである。そのうち報告書がとりまとめられたなかで、農業を扱ったものは、クイーンズランド州北部灌漑農業戦略及び食料・繊維供給チェーンである。

前者、クイーンズランド州北部灌漑農業戦略は、北部オーストラリア室とクイーンズランド州農水林業省との共同で、クイーンズランド州北部での灌漑農業での持続可能な水利用の評価などを行ったものである。その一環である Gilbert 川流域の農業資源評価についての報告では、2～3 万 ha の灌漑農業を支える潜在力があるものの、ダム及び給水インフラの建設コストが高く（10 億豪ドル）、商業的に利益を上げられるかに疑問がある、また、多くの水を使うと下流の環境への影響が懸念される、としている。同じく Flinders 川流域の農業資源評価についての報告では、1～2 万 ha の灌漑農業を支える潜在力があるものの、大規模ダムないし合理的コストでのダムを造れる場所が無く、水供給の不安定が商業的な健全性にとって課題であり、また、多くの水を使うと下流の環境への影響が懸念される、としている。これらは政権交代からさほど間がない2013年12月に公表されたものである。

これに対して、食料・繊維供給チェーンの活動の報告として、2014年11月に公表された北部オーストラリア食料・繊維供給チェーン研究報告は、北部の6地域（第10図）についてケーススタディを行い、食料・繊維の農業に関する中長期的な機会が、どの場所にどの程度の規模で存在するのか、そのために重要な供給網とインフラへの投資はどのようなものか、を評価している。供給網としては、2種類、すなわち、大量の工業用作物で加工・輸送費用が低い物と小量で高価格の作物でしばしば腐敗しやすく柔軟で対応力の高い供給網を要する物、を念頭に置いた。報告では、水の確保、価格変動への対処、供給網や市場の確保、加工施設やインフラ投資の必要など、地域により課題はあると指摘しつつも、それぞれの地域に大きな農業の成長の潜在力があるとし、現実的な想定のもとで、新たな灌漑農業12万haでの生産額は6地域合わせて10～15億豪ドルに達するであろうと評価している。

2013年後半の保守連合への政権交代から時間の経過した、後者の報告書でも、調査データ等は前政権の時期のものを踏まえているであろうし、個別の地区の農業資源評価の数値自体に前者との齟齬があるわけではないが、記述振りをみると、開発促進に肯定的な方向に舵を切っているような記述振りになっているように見えなくもない。



第 10 図 6 地域の位置

資料：ABARES and CSIRO (2014).

また、北部開発白書をとりまとめると発表した直後の 2014 年 3 月上旬、恒例のオーストラリア農業資源経済科学局の農業見通しフォーラム（Outlook）が開催された。オーストラリア農業の現況と今後の見通し、最近のトピックについて情報提供・交換を行う機会だが、ここで、分科会の一つとして「北部オーストラリア」が設けられた。同分科会の発表者の一人として Integrated Food and Energy Development Pty Ltd 社(IFED)の Keith De Lacy 氏（経歴を見ると、クイーンズランド州の財務官や各種企業の重役を務めた同州の大物らしい）が登場し、"If you do what you always did, you will get what you always got!"と題して、Gilbert 川流域の Etheridge 地区での灌漑によって 6 万 ha でサトウキビとゴムを栽培しその砂糖、エタノール、ゴムの加工まで一体として行うという灌漑・開発計画を提案し、先述の 2013 年 12 月公表の Flinders 川及び Gilbert 川についての評価（農業のポテンシャルはあるが開発が難しい。）を、分析手法が古いと批判している⁽⁹⁾。

北部開発は、ハワード政権時代に積極的な姿勢を示していたものが、2007 年末、労働党政権に替わったことにより、環境重視となって開発色が一気に後退していたのだが、2013 年 9 月、再び保守連合政権となったことで、息を吹き返したと捉えることができる。

北部開発白書のとりまとめは、インフラ・地域開発省の北部オーストラリア室ではなく、首相・内閣省内に設けられた各省庁横断のタスクフォースによって行われる。2013 年末に設置された連邦議会の上下両院の合同委員会（Joint Select Committee on Northern Australia）でも北部の農業、地下資源、観光等の発展の可能性や必要なインフラ整備などについて検討し提言を行うこととされており、同白書に関連しての公聴会も行っている。委員は緑の党を含む 11 人で、委員以外にも多くの議員が参加メンバーとなっている（同委員会のホームページでは 45 人の名が列挙）。

北部開発白書の任務（Terms of Reference）においても、保守連合のビジョン 2030 に記された事項を考慮するように明確に指定されている。そのビジョン 2030 では、北部の各種機会・開発の方向として、①農業生産の大幅な拡大。農用地を 5～17 百万 ha 拡大できる可能性、②観光業の拡大、③持続可能な形で将来のエネルギー需要増大に対応、④将来の資源需要に対応、⑤国防上の重要性、⑥医療水準の高さを活用し世界規模の医療センターを設立、⑦教育ハブを創設、⑧技術的スキルを輸出としており、農業を筆頭に野心的な目標を掲げている。

より具体的な方向や政策提言は、予定通りであれば 2015 年前半にも公表される北部開発白書に盛り込まれることであろうが、開発志向の強いものとなることが予測される場所であり、今後、保守連合政権のもとで北部の農業開発を積極的に進めようとすると思われる。推進派の思惑通りに開発が進むこととなれば、地域に大規模な農業地域が出現する可能性はある。ただし、実際のところ厳しい自然条件等の制約をどこまで克服できるのかは未知数であること、再び政権交代となれば開発にはブレーキがかかる可能性が高い、という留保を付す必要はあろう。

（５） その他

１） 農業競争力白書

保守連合は、2013 年の総選挙に向けた農業関連の公約のなかで、農業に関する白書を取りまとめることを謳った。

世界の食料需要は今後も伸びると見通されており、輸出依存度の高いオーストラリア農業にとっての好機会が続くと考えられるところ、この機会を的確に捉えて経済と地方コミュニティにおいて、農業部門が重要な貢献を続けることを確保すべく、農場の収益性を増大し、農業による経済や貿易への貢献を高め、技術革新や生産性を伸ばしていくための方策を明らかにする、といったことが白書とりまとめの趣旨とされている。

政権交代の後、農業競争力白書（Agricultural Competitiveness White Paper）を取りまとめることが発表され、その足がかりとして、2014 年 2 月、ジョイス農水林業大臣が論点ペーパー（issues paper）を発表、2 ヶ月余りで 500 件を超える一般からのコメントが提出された。

ただし、白書を取りまとめるのは、農水林業省ではなく首相府に置かれるタスクフォースである。論点ペーパーに対する一般からのコメントも踏まえて、10 月下旬に、同タスクフォースが緑書（green paper）を公表し、新たな一般からのコメント募集を開始した。

緑書においては、農業政策を検討する際の原則的な考え方として、①農場の受け取りを増やすこと、②家族が引き続き農業の礎石となること、③21 世紀のインフラを整備すること、④農業での雇用機会を創出すること、⑤政府の不必要な規制を減らすこと、⑥重要な輸出市場へのアクセスを改善すること、⑦オーストラリアの競争上の優位性に着目すること、⑧地域コミュニティを支援すること、⑨全ての国民が高品質で新鮮な食料を入手でき

ること、としている。そして、政策分野を、インフラ、競争と規制、干ばつ、国際市場へのアクセスなど、10のカテゴリーに分けてそれぞれ論点や各種政策提言を並べている。最終的な白書は、2015年にとりまとめることを目指しているが、これまでの論点ペーパーや緑書の内容を見ると、輸出市場へのアクセス改善や一層の規制緩和など、これまでの方針を基本的に継続するものであるところから、従来からの農業政策を大幅に方向転換するようなものにはならないと思われる。ちなみに、①の農場の受け取り増加は、コスト削減と生産性向上を妨げる規制の廃止によって行うことを念頭に置いており、日本における「6次産業化」のようなものが打ち出されているわけではない。

2) オーストラリアにおける遺伝子組換え作物（GMO）の状況

GMO は、安全性などにかかる消費者の関心やコスト低減などの面での生産者の関心に注目されることが多いが、新種の植物の導入という意味で環境問題にも関係する。北部開発や炭素税の問題ほどには極端な方針の違いはないものの、労働党は GMO の商業栽培拡大に関して慎重、保守連合は積極的、という立場とされる。

かつては、連邦政府が安全性を審査のうえ、商業栽培の許可を与えた品種であっても、州政府が栽培禁止（モラトリウム）としていたため、商業栽培されるのは、カーネーションを別にすると、クイーンズランド州とニューサウスウェールズ州での GM 綿花のみであった。しかしながら、州によってモラトリウムの解除が進み、2009 年から、産地であるニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州、2010 年には西オーストラリア州で、除草剤耐性の GM カノーラの栽培が開始された（第 6 表）。その後、作付面積は拡大してきており、2014 年は 3 州合わせて 34.9 万ヘクタールで栽培され、ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州では約 1 割、西オーストラリア州では約 2 割が GM カノーラとされている（Agricultural Biotechnology Council of Australia (2014)）。

GM 綿花の場合は繊維原料として使われるほか、綿実から食用油をとる油糧種子でもある。GM カノーラも、油糧種子である。油糧用の場合、製品（綿実油、カノーラ油）は加工工程を経ることで組換え DNA またはこれによって生じたタンパク質が除去・分解され食品中に残存しないとされることから導入が進んでいると考えられる。

これに対して、組換え DNA が消費者が食べる製品中に残る小麦などについては事情が異なる。消費者には、なお GMO に対する警戒感が強いもようである。オーストラリアワイン研究機構の幹部は、消費者の志向、輸出市場の志向を考えて、GM ブドウは研究目的に限り、当面商業利用する考えはないと表明したことが報じられている（ABC ニュース (2014)）。GMO の導入を進めたい立場の生産者も、こうした消費者の懸念も考慮し、また、日本や EU など非 GMO 志向の高い輸出先のことを配慮する必要もあり、これまでのところ小麦の GMO の本格導入の動きは表面化していない。ただし、一方で、2014 年 6 月 6 日には、オーストラリアの穀物団体 6 団体（Grain Producers Australia, Grain Growers Limited, Agforce Grains, Grain Producers South Australia, Western Graingrowers, Pastoralists and Graziers Association of Western Australia, and

Victorian Farmers Federation Grains Group) が米国、カナダの団体と呼応して、GM 小麦の実現に向けての意思を改めて表明する、という状況もあり (Grain Producers Australia *et al.* (2014)), 今後の動きが注目されるところである。

第 6 表 州政府の GMO モラトリアム一覧

州	モラトリアムの内容	商業栽培可能な GMO	根拠法
ニューサウスウェールズ	2007 年末、モラトリアムを解除	綿花、カノーラ、カーネーション、バラ	Gene Technology (GM Crop Moratorium) Act 2003 を改正し、免許制のもとで栽培可能
ヴィクトリア	2007 年末、モラトリアムを解除	綿花、カノーラ、カーネーション、バラ (綿花の生産実績なし)	Control of Genetically Modified Crops Act 2004 を、2008 年 2 月 29 日をもって期限切れとし延長措置をとらないことにより解除
西オーストラリア	全ての GM 作物	カノーラ：2010 年 1 月、モラトリアムの適用除外に指定	Genetically Modified Crops Free Areas Act 2003
南オーストラリア	全ての食用・飼料用 GM 作物	カーネーション、バラ	Genetically Modified Crops Management Act 2004。2019 年まで延長
タスマニア	全ての GM 作物	—	Genetically Modified Organisms Control Act 2004。2014 年 11 月まで延長
首都特別地域	全ての食用・飼料用 GM 作物	カーネーション、バラ	Gene Technology (GM Crop Moratorium) Act 2004。法律上の期限は 2006 年 6 月までで、それ以後は大臣が終了を通知するまで
クイーンズランド	モラトリアムなし	綿花、カーネーション、バラ (カノーラも可だが生産適地でない)	—
北部特別地域	モラトリアムなし	綿花、カーネーション、バラ (カノーラも可だが生産適地でない)	—

資料: ACIL Tasman (2007) *GM Canola*, DAFF (2007) *A National Market Access Framework for GM Canola and Future GM Crops*, DEWR(豪州環境水資源省) (2006) *State of the Environment 2006*, Crop Life Australia ほか。

3. 貿易

(1) 貿易状況と基本的な貿易政策

オーストラリアの農業は、先述したように輸出依存度が高く、主要穀物・畜産物の多くを輸出している (第 7 表)。総輸出額に占める農産物等の割合は 10% を超えており (第 2 図)、オーストラリア政府はその輸出先の確保と拡大とを重要な任務としている。輸出額としては、小麦、牛肉、綿花、羊毛、ワインなどが多い。輸出先は、10 年前には日本と米国が筆頭であったが、中国向け輸出が拡大し、2010-11 年度から中国が第一位の輸出先となり、日本は第 2 位となっている (第 8 表、第 11 図)。中国向けの農産物で輸出金額が大きいのは、羊毛、綿花、動物の皮、牛肉、羊肉、油糧種子、大麦などである。

農業が輸出に依存していることから、農産物貿易交渉においてオーストラリアは、輸出先である各国の関税を削減・撤廃することを積極的に追求してきた。とくにケアンズ・グループのリーダーとして、GATT、そして WTO の多国間貿易交渉に農産物の貿易障壁撤廃を掲げて、政府と農業団体とが一体となって臨んできたところである。2000 年前後の時期に、それまでの WTO 中心の多国間貿易交渉を優先してきた方針から、二国間・地域間 FTA を中心とする方針に転換したが、交渉相手国に対して徹底した関税撤廃を求める姿勢に変化は無い。

第 7 表 オーストラリアの作目別輸出額一覧

(百万豪ドル)

	2006-07	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11	2011-12	2012-13	2013-14
牛肉	4,634	4,192	4,857	3,953	4,328	4,467	4,871	6,265
ラム肉	748	803	925	916	1,026	1,060	1,086	1,468
マトン肉	458	443	482	433	404	362	478	751
生きた牛	436	446	538	550	499	412	339	780
羊毛	2,315	2,119	1,729	1,773	2,371	2,448	2,261	2,212
チーズ	824	968	796	715	731	751	784	765
脱脂粉乳	479	508	553	352	504	474	467	708
全粉乳	275	392	475	296	402	378	312	532
小麦	2,765	2,990	5,028	3,692	5,516	6,378	6,776	6,103
大麦	833	1,496	1,321	1,093	1,295	1,875	1,626	2,199
カノーラ	108	303	595	583	866	1,344	2,094	1,929
コメ	275	114	65	43	165	427	459	498
綿花	823	466	500	755	1,367	2,736	2,695	2,352
砂糖	1,510	1,006	1,338	1,887	1,436	1,556	1,437	1,354
ワイン	2,894	2,700	2,493	2,188	2,009	1,910	1,867	1,847
果実	600	586	683	585	456	505	634	724
野菜	273	263	281	282	296	276	260	270

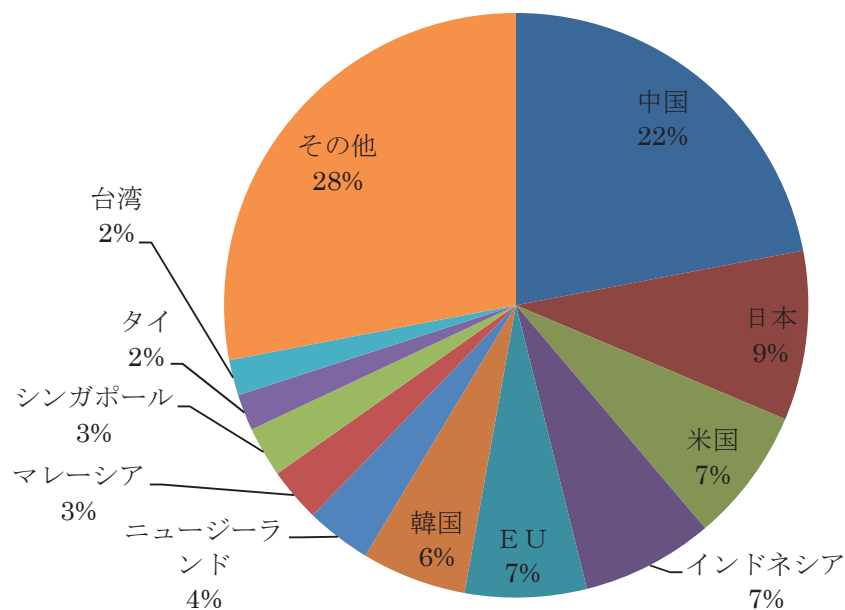
資料: ABARES, *Agricultural commodity statistics 2014*.

第 8 表 農産物の主要輸出先

(百万豪ドル)

	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11	2011-12	2012-13	2013-14
中国	3,068	3,145	3,670	4,672	6,703	7,490	9,033
日本	4,351	5,121	4,133	4,261	4,364	4,150	3,856
米国	2,552	3,049	2,366	2,168	2,300	2,425	3,047
インドネシア	1,820	2,444	2,299	2,545	2,562	2,668	2,999
E U	2,558	2,670	1,833	2,522	2,891	2,716	2,767
韓国	1,741	1,842	2,080	2,147	2,553	2,379	2,384
ニュージーランド	1,389	1,499	1,449	1,415	1,471	1,477	1,488
マレーシア	809	1,026	879	899	930	1,031	1,228
シンガポール	686	727	705	787	857	988	1,138
タイ	520	616	608	819	982	777	824
台湾	596	620	697	763	768	710	812
その他	6,904	8,339	7,118	8,919	10,008	11,205	11,503
総計	26,993	31,099	27,837	31,917	36,389	38,017	41,079

資料：ABARES, *Agricultural commodity statistics 2014*.



第 11 図 オーストラリアの農産物輸出先 (2013-14 年度)

出典：ABARES, *Agricultural commodity statistics 2014* のデータから作成。

(2) オーストラリアの輸出国家貿易

このように自らの関税率は極めて低く、他国にも貿易自由化を強く求める姿勢のオーストラリアだが、もともとそうであったわけではない。かつては、国内産業保護の観点から農産物も含め高い関税を課すとともに国内での補助を行っていた。関税率は引き下げられ

国内補助金は削減・廃止されてきたのは、1970年代、1980年代以降に、規制改革が進んだ結果である。多くの品目について販売・輸出の独占が行われていたのも規制改革の一環として順次廃止され、とくに、1995年から全国競争政策による見直しにおいては、原則として全ての国家貿易（STE）が解体された。同政策は、競争を阻害する可能性がある制度をすべて点検し、純公共利益（net public benefit）があるか、すなわち規制により国民経済にもたらされる利益が規制に伴う損失・コストを上回るか否かを分析し、純公共利益が無い規制は廃止する、というものである（Pritchard (2006)）。小麦の輸出を独占し、最大規模の国家貿易であったオーストラリア小麦ボード（AWB）が、2008年7月に輸出独占権を失って、小麦国家貿易は廃止された。2008年7月以降、政府が小麦輸出業者を認証する仕組みとなっていたところだが、2010年に生産性委員会から、この認証の仕組みをも廃止すべきとの勧告が出されたことを受けて法律改正が行われ、2012年末をもって、小麦輸出は完全に自由化された。

AWBの輸出独占権喪失をもって、オーストラリアの輸出国家貿易は終焉を迎えたと言えるであろうが、例外としてニューサウスウェールズ州のコメだけが輸出国家貿易として残存している。ニューサウスウェールズ州の制度であり、同州内産のコメについて、ライス・マーケティング・ボードが輸出独占権を認められているものである（Rice Marketing Board。実際の販売は、Ricegrowers Co-operative Limitedに委任されており商業活動は"Sunrice"の名前でやっている）。コメの輸出国家貿易が残ったのは以下のような経緯がある。

コメについては、輸出と国内販売の独占権を与えていた同州の Marketing of Primary Products Act 1983 が全国競争政策の点検の対象となった。最初の点検は、1995年11月に完了し、その結果、輸出独占の利益はその費用を上回るとの結論になったことから、国内販売の独占は廃止するが輸出独占は維持することが勧告された。しかしながら、ニューサウスウェールズ州は勧告に従わず、法律を2004年まで延長して国内販売の独占も維持した。

2004年3月、ニューサウスウェールズ州は、コメ販売について全国競争政策による新たな点検を自ら行うことを表明、その作業を2005年4月に完了した。結論は、独占によって年間46.5百万豪ドルの利益を生じており、他に実施可能な代替手段はない、として、輸出についても国内販売についても独占を維持することを支持するものであった。ニューサウスウェールズ州のこの報告に対しては、コメ業界からの意見に依拠するところが大きい、分析に用いた手法や計量経済モデルの設定について説明がなされていない、などの不備があると指摘され、全国競争委員会（NCC）は、この点検結果を受け入れなかった。その後、ニューサウスウェールズ州政府とNCCとが協議を重ねた結果、2005年10月になって、ニューサウスウェールズ州は、国内販売についての独占は廃止することを合意、同年中に州議会に関連法案が提出された（Rice Marketing Amendment (Prevention of National Competition Policy Penalties) Bill）（NCC (2005)）。

輸出独占に関しては、ライス・マーケティング・ボードが輸出独占することによって、

海外に輸出する際の販売力を高め、独占がない場合よりもオーストラリア生産者の所得を増やすことが出来る (Gropp *et al.* (2000)), 輸出独占で輸出していることにより、異なる市場ごとで異なる価格付けを行って、マークアップを変えることが可能となっている (Griffith and Mullen (2001)) といった指摘がなされ、規制による利益の方が大きいということになり、維持されたところである。

ただし、グローバル化が更に進展し、デジタル技術など新たな産業が出現している状況で、競争政策はどうあるべきかを、産業横断的な視点で検討する、新たな競争政策レビューが 2014 年 3 月から始まっており、2015 年にはその報告書が提出されることになっている。これは、競争政策の枠組みの見直しを検討するものであり、当面は、個別の規制・制度についての分析、評価を行うわけではなさそうだが、2014 年 4 月に出された論点ペーパーには、競争を阻害する規制として、販売等の免許制や輸入制限（禁止、関税、アンチダンピングなど）と並んで輸出のシングルデスクも挙がっており、今後、コメの輸出独占が再び見直しの俎上に上がってくることも考えられる。

（３）オーストラリアの FTA の経緯

オーストラリアは、以前は WTO など世界的枠組みでの貿易交渉を最優先する方針を取っていたが、今世紀に入る前後で、それまでの方針から転換し、二国間、地域間の自由貿易協定 (FTA, EPA など。以下ではまとめて「FTA」と表記する。) に力を入れて取り組んでいる。もともと経済関係が緊密であった隣国ニュージーランドとは、1980 年代から FTA を結び、既に 1990 年までに全ての関税を撤廃していたところであり、それに続く FTA はシンガポールとの間に結ばれ、2003 年に発効した。

第 9 表にこれまでのオーストラリアの FTA の締結状況を示した。おおむね署名・発効の時期が早い順に並べており、交渉が継続中のものはその後に置いている。シンガポールとの署名に続いて、その翌年には輸出先として主要な米国、タイとの間で、FTA を早くも成立（署名）させている。また、2005 年に ASEAN、マレーシア、中国との交渉を開始した。その後、日本、韓国、湾岸協力理事会 (GCC)、インド、インドネシアとも交渉を始め TPP 交渉にも当初から参加している。最も直近に交渉を始めたものは、16 カ国で構成される東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) である。FTA を締結した国は、米国、タイの後、チリ、ASEAN が続き、2012 年にマレーシアと署名、2013 年に発効した。2014 年になると、韓国と署名（4 月）、日本と署名（7 月）に至り、11 月中旬には、中国と実質的な合意が成った旨が公表されたところである。

第9表 オーストラリアのFTA一覧

相手国ないし名称	現状	経緯等	概要
ニュージーランド	締結済み	1983年1月発効	1990年までに全ての関税を撤廃
シンガポール	締結済み	2001年4月交渉開始, 2003年2月署名, 2003年7月発効	発効日から全ての関税を撤廃
タイ	締結済み	2002年5月交渉開始, 2004年7月署名, 2005年1月発効	豪は2015年まで、タイは2025年までに全ての関税を撤廃
米国	締結済み	2003年3月交渉開始, 2004年5月署名, 2005年1月発効	豪は2015年まで、米国は2025年までに関税撤廃。ただし、米国は、砂糖で一切譲許を行わず、乳製品で関税割当を維持（対豪枠は恒久的に毎年拡大していく）、牛肉についても当面関税割当が残るが枠を年々拡大し最終的に関税撤廃。
チリ	締結済み	2007年8月交渉開始, 2008年7月署名, 2009年3月発効	2015年までに相互に全ての関税を撤廃。ただし、チリの砂糖（1701.11.00, 1701.12.00, 1701.91.00, 1707.99.10, 1701.99.20及び1701.99.90）については、6%の従価税は撤廃するが特定関税（1年ごとに決定され、上限は25.5%）は維持
ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド	締結済み	2005年2月交渉開始, 2009年2月署名, 2010年1月発効	カンボジア、ラオス、ミャンマーを除くアセアン7カ国では、オーストラリアの輸出（2007/08年度）の96%に当たる90～100%のタリフラインで関税撤廃。
マレーシア	締結済み	2005年5月交渉開始, 2012年5月署名, 2013年1月発効	マレーシアは2020年までにタリフラインベースで98.8%の関税を撤廃、牛乳・豚・豚肉・家禽・家禽肉・卵はTRQだが枠内無税、枠は継続的に拡大。（豪は発効と同時に全ての関税を撤廃）
韓国	締結済み	2009年5月交渉開始, 2014年4月署名, 2014年12月発効	韓国の農林水産物を除き相互に関税撤廃。韓国のコメ、粉乳、野菜の一部等に関税が存続
日本	締結済み	2007年4月交渉開始, 2014年7月署名, 2015年1月発効	日本側はコメを除外したほか、麦類、食肉、乳製品等で関税が存続
中国	合意済み（未署名）	2005年5月交渉開始, 2014年11月合意達成	中国はコメ、砂糖などを除くものの、乳製品、牛肉・羊肉、野菜・果実など多くの農産物の関税を撤廃
GCC（湾岸協力理事会）	交渉中	2007年7月交渉開始	2005年からアラブ首長国連邦単独との交渉を始めたものを変更。2009年6月の第4回交渉会合の後、進展無し
TPP（太平洋戦略パートナーシップ協定）への参加	交渉中	2010年3月交渉開始	P4（ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール間で2006年発効）の拡大協議に米国、ペルー、ベトナムとともに参加。マレーシア、日本、メキシコ、カナダもその後参加。
インド	交渉中	2011年7月交渉開始	「包括的経済協力協定」として交渉。2013年5月までに5回の交渉会合
インドネシア	交渉中	2013年3月交渉開始	「包括的経済連携協定」として交渉。2013年7月までに2回の交渉会合
RCEP（東アジア地域包括的経済連携）	交渉中	2013年5月交渉開始	アセアンと日本、中国、韓国、豪、NZ、インドの16カ国の枠組み。2013年9月までに2回の交渉会合

資料：DFAT（オーストラリア外務貿易省）ホームページの情報等からとりまとめ。

注：2015年1月16日現在。

一見して急速に FTA を進めてきたように見えるのだが、実際のところは必ずしも順調ではなかったという見方もできる。第 10 表は、輸出相手国別でのオーストラリアの輸出額をまとめたものであり、FTA の状況を着色して示している。当該年度に交渉中の相手は

欄を黄色に、締結済み（発効済み）の相手国の欄は青色である。輸出額に着目しているのは、オーストラリアは、自らの輸入関税率は低く、FTA においては相手国側の関税を撤廃することを重視しているためである。

第 10 表 オーストラリアの輸出先別輸出額（物品輸出）

(百万ドル)

相手国	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
中国	8,072	12,269	15,381	20,006	27,494	33,619	53,940	73,845	75,500	90,829
日本	16,277	21,661	24,464	26,790	41,926	29,836	40,130	52,164	49,486	45,375
韓国	6,737	8,336	9,317	11,301	15,179	12,317	18,895	23,994	20,506	18,579
インド	4,004	5,316	6,650	7,770	11,304	11,562	15,061	15,770	12,651	9,232
米国	6,997	7,057	7,595	8,441	10,209	7,567	8,482	10,106	9,712	8,903
ニュージーランド	6,438	6,860	6,744	7,968	7,971	6,315	7,374	7,940	7,677	7,065
シンガポール	2,381	3,014	3,441	3,417	5,234	4,249	4,459	6,619	7,338	5,433
マレーシア	1,772	1,917	2,137	2,642	3,397	2,479	3,360	4,642	5,247	5,052
タイ	2,254	3,153	3,222	3,704	4,557	3,365	5,396	6,987	5,072	4,783
インドネシア	2,358	2,746	3,326	3,281	3,616	3,308	4,126	5,585	5,026	4,425
アラブ首長国連邦	948	940	1,473	2,583	3,256	1,649	1,976	2,319	2,159	2,537
サウジアラビア	1,467	1,465	1,654	1,635	2,096	1,329	1,438	1,582	1,796	2,116
ベトナム	488	510	1,197	1,196	1,389	1,104	1,406	2,107	1,848	2,050
カナダ	1,442	1,365	1,264	1,501	1,308	1,127	1,149	1,555	1,701	1,333
フィリピン	724	644	743	928	1,235	916	1,160	1,584	1,878	1,323
バーレーン	81	88	95	112	147	114	160	171	157	638
クウェート	380	360	396	447	431	395	468	635	531	584
カタール	88	99	145	164	156	143	261	422	516	487
メキシコ	315	637	638	554	553	645	671	1,170	912	382
オマーン	175	176	198	306	579	296	441	431	475	372
チリ	113	140	176	168	280	173	257	498	441	343
ミャンマー	20	31	26	29	26	47	75	72	88	112
パルレー	52	52	70	70	86	83	92	124	145	76
ブルネイ	29	23	20	26	25	27	31	38	37	46
ラオス	17	18	19	22	14	9	23	24	37	38
カンボジア	19	36	34	35	37	34	23	31	28	27
その他の国	22,757	26,982	33,054	36,281	43,997	31,818	42,018	50,183	45,533	40,535
World	86,406	105,891	123,478	141,379	186,505	154,525	212,871	270,598	256,498	252,673
FTA発効国小計	8,819	20,083	21,003	23,531	27,971	21,668	36,171	46,232	44,429	39,599
その対世界シェア	10.2%	19.0%	17.0%	16.6%	15.0%	14.0%	17.0%	17.1%	17.3%	15.7%
2013年発効国+日中韓	-	-	-	-	-	-	-	-	-	194,382
その対世界シェア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	76.9%
FTA発効・交渉国小計	18,070	35,530	40,560	80,620	110,461	105,981	153,972	217,689	210,965	212,138
その対世界シェア	20.9%	33.6%	32.8%	57.0%	59.2%	68.6%	72.3%	80.4%	82.2%	84.0%

資料：輸出額は、Global Trade Atlas。FTAの状況は、DFAT。注に記した各国の輸出シェアは、DFAT *Composition of Trade*

2013

凡例：FTA発効国は FTA交渉国は 。

注。(1)発効時点をもって締結と扱う。

(2)EU28のシェアは、2013年で5.0%。2004年には10%余であったところからシェアを減らし続けている。

(3)保守連合の選挙公約でFTAを目指すとして挙げられた国・地域の2013年のシェアは、台湾で2.8%、香港1.0%、PNG0.95%、南アフリカ0.51%、ブラジル0.28%。

(4)FTA締結国、交渉国、選挙公約国を除く国で2013年の輸出シェア最大はトルコの0.35%、次いでスイスの0.32%。

同表により、FTA を締結済みの国と FTA を交渉中の国を合わせた FTA 相手国全体への輸出額の、対世界全体への輸出額に占めるシェアを見ると、2004 年にはニュージーランド、米国等 4 カ国の相手国に対して 20.9%であったものが、ASEAN、中国、日本、韓国等と交渉相手国が増えるに従って増加し、2007 年には 16 カ国が相手で、シェアは 57.0%と過半となり、2013 年には 24 カ国で、84.0%を占めるに至っている。

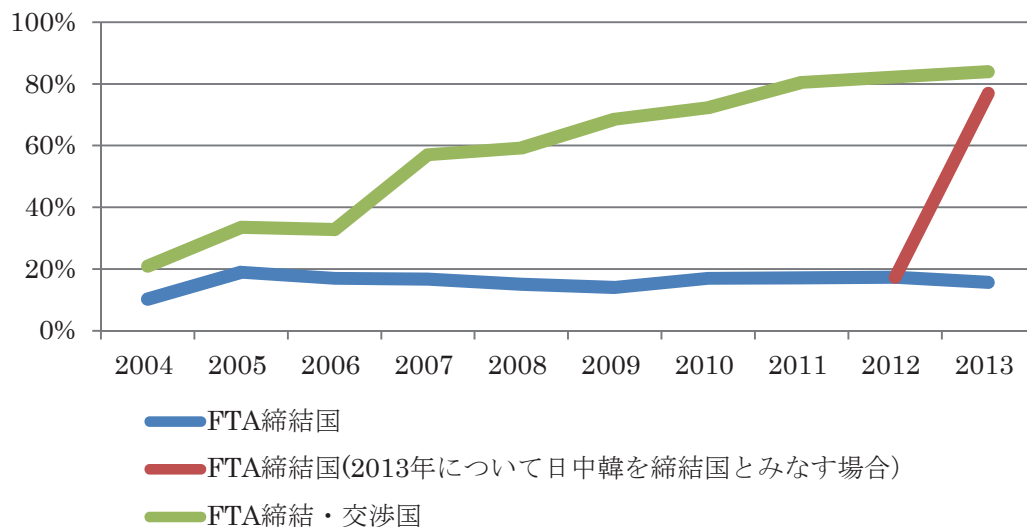
次に、FTA 締結国（発効済みの国）への輸出額が、輸出額全体に占めるシェアを追っていくと、まず、2004 年のニュージーランド、シンガポールとの 2 つの FTA が締結してい

た段階で 10.2%である。翌 2005 年には米国、タイとの FTA が発効したことから、19.0% とほぼ倍増した。ところが、その後、低下を続けて 2009 年には 14.0%となる。2010 年には ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド FTA が発効したことから既に算入済みのシンガポールとタイを除く、マレーシア、インドネシアなど 8 カ国を加えて 17.0%へと上昇したものの、それから 2012 年まで横這いとなった後、2013 年には 15.7%へと低下した。これは、FTA を新たに締結する国が出てこない一方で、FTA を締結していない中国への輸出が拡大しているため、中国以外の国への輸出シェアが減少してきたことを反映したものである。

以上のことは、別の言い方をすれば、次々に FTA 交渉を開始したものの、締結に至らず交渉が長引いている相手が少なくなかった、ということになる。米国、タイのあと締結したチリは貿易額がわずかであり、次に締結した ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド FTA については既に締結済みのシンガポール、タイが半分を占めることから、新たな追加分はさほど大きくない。そして、2013 年締結のマレーシアは、同表では ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド FTA の中に吸収されてしまうため増加に寄与しない。

こうした状況を大きく打開したのが、2014 年に入って、韓国、日本と立て続けに署名に至ったことである。先ほど述べたように、韓国とは、2013 年 12 月に交渉が妥結したことが発表され、翌 2014 年 4 月に署名、そして、同年内、12 月 12 日には発効した⁽¹⁰⁾。日本については、2014 年 4 月に大筋合意したことが発表され、同年 7 月に署名、翌 2015 年 1 月 15 日に発効の運びとなった。更に、2014 年 11 月 17 日には、中国との交渉が妥結したと発表された。2013 年の段階では、日中韓の 3 カ国とは署名や合意の前の段階であるから当然ながら FTA が未発効ではあったわけだが、これらの国を締結済みと仮定して同年の貿易額について数値をみると、日本と韓国とを FTA 締結国に含める場合、締結国への輸出シェアは 41.0%と一気に倍増する。更に中国まで加えると、シェアは 76.9%にまで高まる。これまで交渉入りをした相手国との貿易額の大部分について FTA 締結にまでこぎつけたこととなる（第 10 表、第 12 図）。

保守連合は、2013 年の総選挙の公約として、「中国、韓国、日本、インド、GCC、インドネシアとの FTA を決着させる」、更に、「EU、ブラジル、香港、PNG、南アフリカ、台湾との FTA の可能性を追求する」ことを掲げていた。これら公約にある国・地域への輸出を全部合わせると、オーストラリアの輸出総額に占める割合は 94.5%である。2014 年に韓国、日本、中国と FTA の署名、合意に至ったことで、公約の重要な部分の実現を果たし、オーストラリアの FTA に大きな進展をもたらしたと言えよう。もっとも、FTA が 2014 年になって一気に進んだのは、保守連合政権のみの功績ということではなく、労働党政権の時期に進められてきた長期にわたる日本、韓国、中国との交渉の成果が、選挙で掲げた公約を保守連合政権が実現しようと努めようとしたことにより弾みが付いて結実した、と見ることができるのではないだろうか。労働党政権でもチリ、ASEAN、マレーシアとの FTA 締結、インド、インドネシア等との交渉開始、TPP 交渉への当初からの参加を行っており、FTA に消極的だったということではないであろう。



第 12 図 オーストラリアの輸出額に FTA 相手国が占める割合の推移

出典：第 10 表と同じ。

(3) オーストラリアの FTA の内容

オーストラリアの FTA においては、オーストラリア側の関税はその全部を撤廃する（相手国によっては中古車 8 関税ラインの特定関税を除く。）のに対して、相手国に対して徹底した関税撤廃を求める。この姿勢は一貫しているが、これまで締結した FTA において、必ずその結果を勝ち取ってきたわけではない。第 11 表に、オーストラリアのこれまでの FTA における、関税撤廃の状況をまとめた。各国ごとの対オーストラリアの関税率表の品目数（タリフライン数）に対する関税の残存する品目数の割合で示している。ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド FTA におけるシンガポールとニュージーランドについては、個別の FTA と同様全品目で関税撤廃であることもあり、割愛している。

ニュージーランド、シンガポール、米国、タイ、チリとの FTA までは、米国を除いてほぼ全部の関税を撤廃してきた。チリについて砂糖の 6 タリフラインに特定関税（上限 25.5%）が残るのみである。米国との FTA では、砂糖、乳製品にタリフライン数として少なからず関税が残るが、乳製品については、関税が残るものであってもその大部分は、オーストラリアからの近年の対米国輸出実績よりもずっと大きい無関税輸入枠が割り当てられているため、実質的には関税撤廃と同等の結果を得たと言えそうであり、完全に関税撤廃から除外されたのはほぼ砂糖・砂糖調製品に限られる。

これに対して、ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド FTA では、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイ、タイ以外の国については、相手国側の関税がかなり残存した。特に、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーにあっては、タリフライン総数の約 1 割以上について関税を撤廃していない。これには、途上国に対しては、先進国を相

手にするときのような広く深い貿易自由化を期待するのは非現実的であることを配慮した、という説明がなされる（農林水産政策研究所(2010)）ほか、ASEAN、オーストラリア、ニュージーランドの12カ国でのFTAであり、11カ国に向けて共通の関税撤廃等を行うことから、撤廃率の低さ（関税残存率の高さ）につながったと考えられる。しかし、ASEAN各国のうちで、オーストラリアと個別にFTAを結んでいるケースにあつては、シンガポールとタイは全品目の関税を撤廃している。また、2012年に署名したマレーシアは、ASEAN・オーストラリア・ニュージーランドFTAの際には関税が残存した鉄鋼、自動車、コメ、果実も含めて、実質的にほとんどの品目で関税を撤廃した⁽¹¹⁾。

韓国、日本はOECD加盟国でありながら、農林水産物の多くの品目で関税を残した。韓国にあつては、コメ・コメ関連調製品、その他の穀物調製品、野菜・果実、おたねにんじんなど、関税分類第1～24類の農水産品のうち約1割に関税が残り、日本にあつては、コメ、小麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖など、関税分類第1～24類の農水産品のうち4割弱に関税が残る。両国とも実質100%を超える関税が残る品目もある。日本の除外率はタリフライン全体についてみると1割強であり、これはASEAN・オーストラリア・ニュージーランドFTAでのミャンマーよりは小さいものの、カンボジア、ラオスに並ぶ水準である。農水産品のタリフラインについての日本の除外率はミャンマーを上回る水準となっている。ASEANで除外品目の多い国は、工業製品で除外品目が多いのに対して、日本、韓国の場合は、除外品目が農水産品に集中している。除外品目が農水産品に集中するのは、米国、個別FTAでのマレーシア、ASEAN・オーストラリア・ニュージーランドFTAで除外品目の少ないブルネイ及びタイにも見られる特徴である。日本と韓国については、個別のFTAであり、途上国に対する配慮ということも当てはまらないにもかかわらず、このように多くの品目が関税撤廃に含まれないFTAとなっている。それでもオーストラリアがFTAを合意した背景としては、保守連合政権は、選挙公約を実現するために締結を急いだということかもしれないし、この2カ国とは更なる交渉会合を重ねてもこれを大きく超えるような関税撤廃を得ることは難しいという判断をした、ということかもしれない。

第 11 表 オーストラリアの FTA での相手国の関税非撤廃の状況

相手国	発効	全品目			農林水産物等の除外率（％）				左記物品小計			主な除外農林水産物等	農林水産物等以外の主な除外品
		ライン数	除外数	除外率（％）	農水産品	皮	木材	動植物繊維	ライン数	除外数	除外率（％）		
ニュージーランド	1983.1	7,432	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,508	0	0.0	—	—
シンガポール	2003.7	8,300	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,610	0	0.0	—	—
タイ	2005.1	6,276	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,241	0	0.0	—	—
米国	2005.1	10,307	169	1.6	10.3	0.0	0.0	0.0	2,298	169	7.4	乳製品，砂糖，砂糖を含む調製品	—
チリ	2009.3	7,714	6	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0	1,865	6	0.3	砂糖	—
ASEAN：ブルネイ	ASEAN：ニュー ジラ ンド・オース トラ リア FTA 2010.1	10,689	82	0.8	6.2	0.0	0.0	0.0	1,808	80	4.4	タバコ，酒類，酒類製造用調製品	酒類製造用の香料
ASEAN：タイ		6,219	69	1.1	7.7	0.0	0.0	0.5	1,228	69	5.6	ミルク・粉乳，じゃがいも，タマネギ，ニンニク，コメ，植物油，コーヒー・茶，タバコ，生糸	—
ASEAN：マレーシア		10,599	395	3.7	7.0	0.0	0.0	0.0	3,557	92	2.6	豚肉，鶏肉，牛乳，卵，マンゴー等一部果実，コメ，酒類，タバコ	鉄鋼，自動車，武器
ASEAN：フィリピン		11,059	595	5.4	7.7	0.0	0.0	0.0	1,920	108	5.6	豚肉，鶏肉，小麦，コメ，食肉調製品，砂糖	プラスチック，ガラス，鉄鋼，自動車部品
ASEAN：インドネシア		11,159	762	6.8	12.3	0.0	0.0	0.0	1,855	164	8.8	牛肉，羊肉，コメ，砂糖，酒類，タバコ	プラスチック，鉄鋼，自動車，機械，衣類
ASEAN：ベトナム		10,717	1,045	9.8	12.5	0.0	0.0	0.0	1,828	164	9.0	くず肉，魚介類，卵，肉・魚調製品，酒類，タバコ	プラスチック・ゴム，鉄鋼，自動車・自動車部品，機械
ASEAN：カンボジア		10,689	1,277	11.9	15.7	5.5	0.7	0.0	1,857	208	11.2	牛肉・羊肉，粉乳，野菜，果実，大麦，コーヒー・茶，肉・魚調製品，酒類	鉄鋼，機械，電気機器，自動車，光学機器
ASEAN：ラオス		10,690	1,288	12.0	7.3	25.5	39.1	0.9	1,807	202	11.2	野菜・果実調製品，酒類，油かす，木材	鉄鋼，機械，電気機器，自動車，光学機器
ASEAN：ミャンマー		11,120	1,651	14.8	34.8	36.4	18.2	4.0	2,082	611	29.3	魚介類，乳製品，コメ，油脂，肉・魚調製品，砂糖，穀物調製品，野菜果実調製品，酒類，タバコ	真珠・宝石・貴金属，機械，電気機器，自動車，船舶
マレーシア	2013.1	9,417	97	1.0	4.9	0.0	0.0	0.0	3,300	75	2.3	豚肉，鶏肉，牛乳，卵，酒類，タバコ	武器
韓国	2014.12	11,900	186	1.6	10.0	0.0	2.4	0.0	2,472	186	7.5	コメ，でん粉，野菜・果実，粉乳，穀物調製品，おたねにんじん，合板	—
日本	2015.1	9,367	1,064	11.4	38.3	22.6	14.5	2.3	3,248	976	30.0	コメ，小麦，牛肉，豚肉，鶏肉，乳製品，砂糖	履き物

出典：米国；WTO文書Factual Presentation WT/REG 184/3. 豪米FTAの米国譲許表。

タイ；WTO文書Factual Presentation WT/REG 185/3. 豪タイFTAのタイ譲許表。

チリ；WTO文書Factual Presentation WT/REG 263/1. 豪チリFTAのチリ譲許表。

シンガポール；WTO文書Factual Presentation WT/REG 26/1.

ニュージーランド；オーストラリア外務貿易省等の資料の「全部の関税を撤廃」という説明による。

ASEAN，マレーシア，韓国，日本；オーストラリア外務貿易省ホームページに掲載された各国とのFTAの譲許表から数えたもの。

注．(1) 農水産品=1～24類，皮=41類，木材=44類，動植物繊維=50～53類。

(2) 「除外」としているのは，最終的に関税がゼロにならないという意味であり，一定の関税削減を行うものも含まれている。

(3) 当該FTAの譲許表がないニュージーランドはASEANとのFTAの，同じくシンガポールはペルーとのFTAの，譲許表からタリフライン数を数えた。

(4) 韓国の農産物を除くライン数については韓・EUFTAのFactual Presentation WT/REG 296/1による。

(5) 米国についてWTO同文書では木材等に除外品目1ラインとあるが，米国の譲許表に該当品目がないので，上記表では0とした。

中国との FTA は、協定本文がなお未公開であることから詳細は不明であるが、オーストラリア政府のプレスリリースによると、牛肉、羊肉、動物の皮、綿実、大麦、乳製品、ワイン、野菜・果実、羊毛など、オーストラリアから中国への農産物輸出の主要品目の多くで関税撤廃やアクセス改善となると説明されており、かなり高い水準での関税撤廃を勝ち取った様子であって、特に先行して中国と FTA を締結したニュージーランドと輸出競合する乳製品などにおいてメリットが大きいとされている。コメと砂糖についてはアクセス改善が行われないもようで、関係団体は不満を示したが、全体としてはオーストラリア国内の農業団体からも好評価が寄せられている。

- 注 (1) この部分の記述は、主に RBA, *Statement of Monetary Policy* (2014 年 11 月), 及び ABARES, *Australian Commodities* (2014 年 9 月) に基づく。
- (2) 1990 年代までの記述は、Botterill (2003) 及び Anderson *et al.* (2007) による。
- (3) この部分の記述は、ABC ニュース(2013a, 2013b, 2013c) ほかを参考にした。
- (4) オーストラリア農業資源経済局 (ABARES) の試算によると、2015 年時点での所得を CPRS が導入される場合とされない場合とで比較すると、肉牛農場では導入されて農業が対象になると、22%の減少となり、農業が対象外になっても 14%の減少になる、等となっている ABARE(2009)。
- (5) 炭素税の仕組みに関する記述は、大和住銀投信投資顧問株式会社 (2012), 三井住友アセットマネジメント株式会社 (2011), 環境省市場メカニズム室 (2013), オーストラリア環境省 (2013), オーストラリア環境省ホームページなどに基づく。
- (6) もっとも、農業団体等は、農業が直接の対象とならなくとも、「排出枠」や「炭素」に料金を課することは、農業の競争力にとりマイナスであるとして反対の立場を続けた (NFF(2011))。NFF がこのプレスリリースの中で言及している研究結果では、西オーストラリア州の穀物農場についての影響を試算したところ、農業は対象外とする炭素税を導入後 5 年経過の時点で、炭素税が無い場合に比べてコスト増加分が 36,882 豪ドルにのぼり、農場所得が 13.1%減少するとしている (Australian Farm Institute(2011))。
- (7) 何をもって追加性があると判断するのかは難しいところであり、オーストラリア農業資源経済科学局 (ABARES) が考察を加え、判定基準として、普及率 5%以下のものは追加性あり、20%以上のものは追加性無し、とし、5-20%のものについては、追加の情報を集めて個別に判定審査を行うことを提案している (ABARES (2012))。
- (8) オーストラリアの省の改廃は行政組織令 (Administrative Arrangement Order) で行われ、法律による廃止ではない。気候変動省は、2010 年に設けられ、炭素税ほか GHG 排出削減に関連する業務など、それまで環境省が扱っていたもの担当していた。残りの業務は環境省に移管された。
- (9) この計画については、北部開発白書の前段である緑書 (green paper。Australian Government (2014)でも言及されている。)
- (10) 12 月 12 日に発効というのは中途半端に見えるが、大きな意味がある。例えば関税撤廃カテゴ

リー「3」で関税率 30%の品目であれば、12 月 12 日の発効時、即時に 3 分の 1 が削減されて関税率 20%となり、その 3 週間後（2015 年 1 月 1 日）には、発効 2 年目ということで 2 度目の 3 分の 1 引き下げが行われて関税率は 10%となる。1 月 1 日発効とするのに比べ、発効日が 3 週間早まるだけで、関税削減がほぼ 1 年分前倒しで進むこととなる。

- (11) 関税の削減さえ行わない品目が 80 ラインあるが、酒類、タバコ、武器に限られており、いずれも宗教上等の理由によるものである。それ以外で関税が残るのは農産物 17 ラインであり、いずれも枠内関税 0%の関税割当（TRQ）が設けられ、その枠外関税率は 10～25%である。

[引用・参考文献]

- [1] オーストラリア環境省(2013) Australia's Abatement Task and 2013 Emissions Projections.
- [2] オーストラリア環境省のホームページ(2014.5.22 アクセス)。<http://www.environment.gov.au/topics/cleaner-environment/clean-air/repealing-carbon-tax>
- [3] オーストラリア環境省(2014) National Greenhouse Gas Inventory, <http://ageis.climatechange.gov.au/>
- [4] 環境省市場メカニズム室(2013)『オーストラリア クリーンエネルギー法（Clean Energy Act 2011）の概要』
- [5] 大和住銀投信投資顧問株式会社(2012)「モア（MOre Australia）7 月号」
- [6] 三井住友アセットマネジメント株式会社(2011)「マーケットレポート N0.1804」
- [7] 農林水産政策研究所(2009)『平成 21 年度 世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究報告書』（第 2 部第 5 章）
- [8] 農林水産政策研究所(2010)『行政対応特別研究[二国間]研究資料第 11 号（平成 21 年度カントリーレポート オーストラリア、ニュージーランド、アルゼンチン）』（第 1 章）
- [9] ABARE（オーストラリア農業資源経済局）（2009）*Agriculture and the Carbon Pollution Reduction Scheme (CPRS): economic issues and implications.*
- [10] ABARES（オーストラリア農業資源経済科学局）（2012）*The Carbon Farming Initiative: A proposed common practice framework for assessing additionality.*
- [11] ABARES（オーストラリア農業資源経済科学局）（2014）*Australian Commodities September quarter.*
- [12] ABARES（オーストラリア農業資源経済科学局）*Agricultural Commodity Statistics* 各年.
- [13] ABARES（オーストラリア農業資源経済科学局）and CSIRO（オーストラリア連邦科学産業研究機構）（2014）*Northern Australia Food and Fibre Supply Chains*, Study Synthesis Report.
- [14] ABC ニュース（2013a）*Policies: Where the parties stand Environment policy*, <http://www.abc.net.au/news/2013-06-26/environment-policy-federal-election-2013/4761774>
- [15] ABC ニュース(2013b) <http://www.abc.net.au/news/2013-07-17/erwin-will-rudds-ets-save-the-environment/4826086>
- [16] ABC ニュース(2013c) *What is the Coalition's direct action climate change policy?* , <http://www.abc.net.au/news/2013-12-20/coalition-climate-change-direct-action-policy-explained/50>

67188#Green.

- [17] ABC ニュース(2014) <http://www.abc.net.au/news/2014-03-31/biotechnology-in-the-wine-industry/5356006>.
- [18] ABS (オーストラリア統計局) , *Agricultural Commodities*.
- [19] Agricultural Biotechnology Council of Australia (2014), *GM canola growth in Australia*.
- [20] Zahar, A., Peel, J., and Godden, L. (2013) *Australian Climate Law in Global Context*, Cambridge University Press.
- [21] Anderson, K., Lloyd, P., and McLaren, D. (2007) "Distortions to Agricultural Incentives in Australia since World War II," *Economic Record*, Vol.83, No.263, pp.461-482.
- [22] Garnaut, J. and Lim-Applegate, H. (1998) "People in farming," *ABARE research report* No.98.6, ABARE, Canberra.
- [23] Australian Farm Institute (2011), *The Impact of a Carbon Price on Australian Farm Businesses: Grain Production*.
- [24] Australian Financial Review (2013), http://www.afr.com/p/national/rudd_spending_cuts_to_fund_ets_G6De2u8DxvCRyZ3Z3N1doN.
- [25] Australian Government (オーストラリア政府) (2014), *Green Paper on Developing Northern Australia*.
- [26] Botterill, L. (2003) "From Black Jack McEwen to the Cairns Group Reform in Australian agricultural policy," *National Europe Centre Paper* No. 86, Australian National University.
- [27] Clean Energy Regulator (2011), *Guide to Carbon Price Liability under the Clean Energy Act 2011*.
- [28] Coalition (保守連合 (自由党・国民党)), (2013) *2030 Vision for Developing Northern Australia*.
- [29] da Conceicao-Heldt, E. (2011) *Negotiating Trade Liberalization at the WTO Domestic Politics and Bargaining Dynamics*, Palgrave Macmillan.
- [30] DPS (オーストラリア議会事務局) (2013) *Bills Digest 2013-14* (法案ダイジェスト) , No.16 Clean Energy Legislation (Carbon Tax Repeal) Bill 2013.
- [31] Energetics 社 *The Coalition's Direct Action plan: an overview*.
- [32] Grain Producers Australia, Grain Growers Limited, Agforce Grains, Grain Producers South Australia, Western Graingrowers, Pastoralists and Graziers Association of Western Australia, and Victorian Farmers Federation Grains Group (2014) *Australian Growers Reinforce Commitment to GM Wheat* (プレスリリース。2014年6月6日)
- [33] Griffith, G. and Mullen, J. (2001) "Pricing-to-market in NSW rice export markets," *Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, 45(3), pp. 323-334.
- [34] Gropp, L., Hallam, T., and Manion, V. (2000), "Single-Desk Marketing: Assessing the Economic Arguments" *Productivity Commission Staff Research Paper*, Productivity Commission.
- [35] NCC (全国競争委員会) (2005), *Assessment of governments' progress in implementing the National Competition Policy and related reforms: 2005*.

- [36] NFF（全国農業者連盟）（2011）”Carbon tax to cripple nation’s farming sector, says study”（プレスリリース）
- [37] Office of Northern Australia（北部オーストラリア室） " Northern Australia Sustainable Futures program 2010–2015," <http://www.regional.gov.au/regional/ona/nasf.aspx> (2014.11.10 アクセス) .
- [38] Parliament of Australia（オーストラリア議会）, Parliamentary Handbook 各年.
- [39] Parliament of Australia (2014) *Carbon Farming Initiative Amendment Bill 2014 Explanatory Memorandum*（ハント環境大臣から提出された法案の説明） .
- [40] Pritchard, B. (2006) *National competition policy in action: The politics of agricultural deregulation and wine grape marketing in the Murrumbidgee Irrigation Area*, School of Geosciences, University of Sydney
- [41] RBA（オーストラリア準備銀行）（2014） *Statement of Monetary Policy*.
- [42] RIRDC（地方産業研究開発公社）（2003） *Land Tenure and Land Management Alternatives*.
- [43] DFAT（オーストラリア外務貿易省）（2014）, *Composition of Trade Australia 2013*.
- [44] Northern Australia Land and Water Task Force (2009), *Sustainable Development of Northern Australia*.

第3章 カントリーレポート：中国

河原 昌一郎

1. はじめに

中国は、2014 年になって、権力闘争、社会不安等の政治社会面での矛盾が深刻化する一方で、経済成長の減速が明確なものとなり、国家にとっての1つの転換期を迎えているように見える。

習近平政権が主導する反腐敗運動によって、2014 年には前中央軍事委員会副主席の徐才厚、さらには前中共政治局常務委員の周永康といった政敵が排除され、習近平の政権基盤の強化が進んだ。しかしながら、共産党内には既得権益等を守ろうとする強力な反対勢力が依然として存在することも指摘されており、権力闘争が必ずしも鎮まったわけではなく、その行方は予断を許すものではない。

また、中国国内では、経済的・社会的不満に由来する暴動が頻発し、中国社会の安定にとっての重大な懸念材料となっている。その要因は多岐にわたるが、労使問題、農村土地問題、少数民族問題のほか、最近では環境破壊等の深刻化にともなって、環境汚染・健康問題に関する抗議行動や暴動の増加が見られる。民主化・人権運動の抑制も依然として厳しく、インターネットに関する監視はさらに強化されつつある。

対外的には、増強された国力を背景として国際的影響力を高めるための外交が進められているが、その中で、東シナ海、南シナ海では関係国との協調を省みない独自の行動を繰り返すようになっており、関係国との外交的軋轢をますます強めつつある。

経済面では、経済成長の減速が明確なものとなり、2014 年から「経済の新常態」という概念が用いられるようになった。「経済の新常態」は、従来の高度成長をめざした投資主導型の経済発展方式から、成長率は少し落としつつも技術開発主導型の経済発展方式に転換させることを基本的理念としているが、中国でそのようなことは可能なのだろうか。

また、農業分野では、引き続き食糧の安全保障を確保することが最重要の課題とされているが、食糧増産のための手法を従来の補助金支出から農家への所得補償へ転換することが検討されており、また、農業経営効率化の観点から農地の流動化のための積極的な施策が講じられるようになっている。

中国をめぐる情勢はこのように大きく変化しつつあるが、本稿は、こうした諸情勢を踏まえつつ、2014 年の中国の政治、経済、農業をめぐる状況を整理したものである。

本稿が現在の中国を理解する上でわずかでもお役にたつことができれば幸甚であるが、至らない点はもとより多々あるものと考えている。お気付きの点についてはご指摘、ご叱正を賜ることとしたい。

2. 政治・経済の基本的動向

(1) 政治

2014 年の中国内政では、実質的に 2 年目を迎えた習近平政権が、内外政ともに多くの難題に直面する中で、国内での熾烈な政治抗争を乗り越え、安定した政権基盤を築くことができるのかどうか注目が集まることとなった。

2014 年 1 月 24 日に設立され、同年 4 月 15 日に第 1 回会議が開催された国家安全委員会は、習近平を中心とした国家運営体制の構築およびその安定化の一翼を担うものである。国家安全委員会は 2013 年 11 月に開催された中国共産党（中共）第 18 期中央委員会第 3 回全体会議で設立が決定されていたものであり、同委員会の主席は習近平が自ら占め、2 人の副主席は李克強（国務院総理）および張徳江（全国人民代表大会（全人代）常務委員長）である。

国家安全委員会の所掌は、軍事、公安だけではなく、外交、司法、情報、宣伝等、およそ国家の安全に関係すると見られる部門が網羅的にカバーされており、極めて広範な権限を有するものとなっている。習近平は、もともと軍事部門や公安部門には十分な勢力基盤を有しておらず、これら部門の統率に不安があったが、国家安全委員会の設立は、これら部門をより直接かつ強力に指導、管理することを可能とするものである。

国家安全委員会の設立等によって政権内の指導基盤の強化を図りつつ習近平が進めたのが反腐敗というスローガンの下での政敵の排除、肅正である。中国の党内抗争は、江沢民を中心としたグループ（上海出身者が多い。）、胡錦濤を中心としたグループ（中国共産主義青年団出身者が多い。）、および太子党と言われるグループ（共産党幹部二世。習近平はこれに属するとされる。）の権力抗争という観点から分析されることが多い。

さて、2014 年 6 月 30 日に中共中央政治局は前中央軍事委員会副主席の徐才厚の党籍剥奪処分を決定した⁽¹⁾。次いで同年 7 月 29 日に中共中央は前中共中央政治局常務委員の周永康に対して、中共中央規律検査委員会が立件、審査することを決定した⁽²⁾。徐才厚および周永康は、いずれも江沢民との関係が深いと目されていた人物である。このほか、習近平政権が、政権発足以来、反腐敗運動の一環として摘発した局長級以上の幹部は数百人に及ぶが、これら幹部はその大半が、胡錦濤のいわゆる共産主義青年団派または江沢民のいわゆる上海閥に属する者であるとされる⁽³⁾。

こうしたことから、習近平政権による政敵の排除が順調に進み、習近平が党内の権力抗争に勝利を収めつつあるように見える。しかしながら、その一方で、習近平が江沢民・胡錦濤時代につくられた党内の利益分配構造を改変しようとしているため、江沢民をはじめ、既得利益を持つ党幹部からの強い反発を受け、妥協を余儀なくされているとともに、国民からも反腐敗運動は既得権者内の争いとして全く相手にされていないという指摘があることにも留意しておきたい⁽⁴⁾。

内政面で、党内での権力闘争とともに習近平政権にとっての重要課題となっているのが

中国社会の安定である。中国社会の安定は、従来から、中国共産党政権の最重要課題の 1 つであるが、最近になって情勢はますます複雑化し、かつ、悪化しつつある。

中国政府が政権維持と社会的安定のためにとっている主要な措置として、民主化・人権運動の抑圧、経済的・社会的不満に由来する暴動の鎮圧、および少数民族の抗議行動の抑圧を挙げることができる。また、これとともにインターネットに関する監視はますます強化されつつある。

民主化・人権運動の抑圧については、2014 年 1 月 27 日に著名な人権活動家の胡佳氏とともに 10 人以上の活動家が当局に拘束されたが、これはインターネットでの書込みが問題視されたものと見られ⁽⁵⁾、当局の監視が強化されていることを窺わせる。しかしながら、2014 年 10 月 25 日に営まれた改革派学者陳子明氏（文革期、天安門事件等で民主化活動に参加）の葬儀では、当局の監視の中、約 600 人の知識人・民主化活動家が参列し、当局の締付けの強化に対して反発を示すものとなった⁽⁶⁾。

経済的・社会的不満に由来する暴動は、企業での労働条件に関するもの、農民からの土地収用に関するもの、または警察・行政担当者の横暴に関するもの等、その要因は多岐に渉り、その態様も様々であるが、近年では環境・健康への意識の高まりにより、環境汚染問題に関する抗議行動、暴動が多発するようになってきている。たとえば、2014 年 5 月に杭州市でゴミ処理場建設をめぐる抗議デモが発生して警官隊との衝突で多数の負傷者が出ており⁽⁷⁾、同年 11 月には上海で電池工場建設による環境汚染を懸念する住民 4 千人が参加する大規模抗議デモが起きてやはり警官隊との衝突で多数の負傷者が出ている⁽⁸⁾。こうした各種要因による暴動は全国で年間数十万件に及ぶものと推測されているが、暴動の要因に対する解決策は基本的に講じられていないため、権利意識や環境・健康意識の高まりによってこうした暴動の発生、増加は今後とも避けられないものと見られる。

少数民族の抗議行動については、最近になって、ウイグル族に関係すると見られる暴動、死傷事件が頻発している。2014 年になってからも、新疆ウイグル自治区アクス地区トクス県における連続爆発事件⁽⁹⁾、同自治区ウルムチ南駅での爆発事件⁽¹⁰⁾、同自治区ウルムチ市内の朝市での爆発事件⁽¹¹⁾、同自治区カシュガル地区ヤルカンド県での武装集団による地元政府庁舎や派出所への襲撃事件⁽¹²⁾等、事件の発生は枚挙にいとまがない。中国政府の少数民族政策は、基本的に一方的な力による抑え込みであるが、こうした対応では問題解決にほど遠く、漢族とウイグル族との相互不信と憎悪は深まっており、両者の関係は相互に和解がより困難な「新たな段階」に入っているとの評価もなされている⁽¹³⁾。こうした中で 2014 年 11 月 21 日に新疆ウイグル自治区の格差是正を訴えてきた著名なウイグル族学者イリハム・トフティ氏に無期懲役の判決が言い渡された。このことは、習近平政権が少数民族問題については今後ともあらゆる批判を封殺する構えを明確に示したものである⁽¹⁴⁾。この判決に対して、アメリカ国務省ラスキー報道部長は「中国の民族間の相互理解を平和的に促進する重要な意見を沈黙させる」と批判している⁽¹⁵⁾。いずれにしても、チベット族、モンゴル族の問題を含め、少数民族問題は解決の緒が見えないままであり、逆に民族間の対立が激化している状況にあるとせざるを得ないだろう。

2014年10月23日に中共第18期第4回中央委員会全体会議（四中全会）の決議で提起された「依法治国」という標語は、こうした社会の不安定化と先に述べた党内抗争とのいづれにも対処しようとしたものである。法による統治を徹底することによって、地方党官僚による「人治」の実態を改めて住民の不満を緩和し、また、「反腐敗」の名で行われている権力闘争を正当化してその徹底を図ろうとするものである。

ただし、言わずもがなながら、中国の「依法治国」は民主国家の「法の支配」とは直接の関係がない概念であることには留意が必要である。民主国家の「法の支配」は民主的手続きの下で制定された法に従うことであるが、中国の法は共産党の指導の下に全人代で制定され共産党政権の独裁政治の手段として用いられるものである。しかも裁判所も共産党の指導に従うこととされて十分な独立性を有していないため、法執行の公正さは制度的に保証されていない。「依法治国」にはもともと重大な限界があるのである。

また、上記四中全会の決議では、重大な政策決定についての「終身責任追及制度」が明記されることとなった。これは、地方政府の責任者が、自己の実績を上げるために必要性の乏しい大型プロジェクト等を実施し、地元に大きな負担を残したまま異動することが多かった事情をまず念頭に置いたものであろうが⁽¹⁶⁾、中央の元有力者に適用することはもちろん可能であり、政敵を排除するための有力な根拠となり得るものである。したがって、「終身責任追及制度」の導入は、現在の権力闘争がその背景の一つとなっていると考えられるが、その一方で、この制度の導入は今後の共産党指導者の後継者選定において妥協の余地を狭めるものであり、将来的な権力闘争の激化、政策の硬直化といった重大な弊害を引き起こす可能性があることを指摘しておきたい。

四中全会の後、10月30日から11月2日まで、習近平は自ら主導して全軍政治工作会议を福建省上杭県吉田鎮で開催した。全軍政治工作会议は1999年7月に北京で開催されて以来、15年ぶりのものである。この会議で習近平は徐才厚の事件を深く反省し、その影響を徹底して除去し、軍幹部の思想改革を進めなければならないことを強調した。

上記の四中全会の決議やこの全軍政治工作会议での習近平の発言は、現在の党内抗争が依然として熾烈で、まだ予断を許さない面があることを窺わせるものである。

2014年の中国外政では、南シナ海等における中国の独自行動に対する周辺諸国の懸念を払拭するような動きは何ら見られず、その一方で、2014年11月のAPECの場で日中首脳会談は実現したものの、日本に対する敵対的姿勢がますます強められることとなった。

中国は、2013年11月23日に東シナ海で防空識別圏を設定した後、南シナ海においても防空識別圏設定の可能性を示唆していたが⁽¹⁷⁾、これに対してアメリカは、強行すれば軍部隊の配置変更で対抗するとの考えを中国側に伝えて自制するよう警告するとともに⁽¹⁸⁾、2014年2月24日に発表された2015会計年度（14年10月～15年9月）の国防予算に関する方針では中国の海洋進出を抑止する海空軍の能力向上や即応性の維持に重点が置かれたものとなった⁽¹⁹⁾。

アメリカのオバマ大統領は、2014年4月23日から同29日まで、日本、韓国、マレーシア、フィリピンの東アジア4カ国を歴訪したが、訪問国に中国は含まれていないものの、

中国との今後の関係をどうするかということがいずれの国においても重要なテーマであった⁽²⁰⁾。

2014年4月24日の日米首脳会談では、「日米を中核とし、関係諸国とも協力しつつ自由で開かれたアジア太平洋を維持し、そこに中国を関与させていくことが重要である」⁽²¹⁾との共同認識が表明されたが、このことは中国のいうアメリカとの「新型大国関係」による秩序という考え方を実質的に否定するものである。また、同会談では尖閣諸島が日米安保条約第5条の適用対象であることが改めて確認された。

4 カ国の最後に訪問したフィリピンでは、中国を意識した軍事問題の協議が優先的テーマであった。2014年4月28日、オバマ大統領がマニラに着く前に署名された米比軍事協定は、アメリカにフィリピンでのより大きな軍事プレゼンスを保証するものとなった。同日の米比首脳会談でオバマ大統領は、「我々はフィリピンの防衛能力建設にともに取り組み、そして、南シナ海といった地域の安定を促進するために他国を含めてともに取り組むつもりである。」と述べている⁽²²⁾。

南シナ海では、この後、2014年5月2日から中国がパラセル諸島近海で石油掘削活動を始め、同諸島の領有権とともに掘削海域がベトナム経済水域内にあると主張するベトナムとの間で船舶の損傷や負傷者を出す衝突事件が発生した。この掘削事件を契機としてベトナムでは大規模な反中暴動が発生するとともに、海上では両国の船の衝突が繰り返された。中国は、2014年7月15日に同海域での作業は終了したとして同海域から撤収し、事件は収束するが、ベトナム政府は中国の行為は全面的に違法だったと非難している⁽²³⁾。

また、2014年11月21日にアメリカ国防総省は中国がスプラトリー諸島で軍事用滑走路の建設と見られる大規模な埋め立て工事を行っていることを指摘し、その中止を求めたところ、中国共産党系の環球時報は逆に社説で当事国以外は介入するべきでないとアメリカを批判した⁽²⁴⁾。こうした南シナ海での中国の一連の行動は、アメリカや周辺国の懸念を深め、反発や対抗措置を招くことは必至であり、地域を不安定化させる重大な要因となるものである。

2014年7月9日、10日に北京で開催された「米中戦略・経済対話」では、この南シナ海問題が議論されたほか、アメリカ側は中国によるサイバー攻撃の中止および人民元の変動幅の拡大を求めるとともに、中国が主導する「アジアインフラ投資銀行」に懸念を表明したとされる⁽²⁵⁾。中国のサイバー攻撃の中止と人民元の規制緩和は従来からアメリカが強く求めていることであるが、ここでは今回新たに持ち出されたアジアインフラ投資銀行について触れておきたい。

アジアインフラ投資銀行は、アジア貧困国に資金を投入する500億ドル規模の機関として中国が主体となって設立準備を進めているものである。2013年10月の習近平の東南アジア歴訪の際に提唱された。日米には声かけられておらず当初から除外されている。同銀行は、世銀やアジア銀行に対抗し、中国独自のアジア経済圏を構築するための手段としようとする中国の意図は否定できない。このことは、アメリカが戦後指導してきた経済ブロックを作らない自由な経済秩序を否定することになりかねず、アメリカとしては看過で

きないものである。現在のところ、アメリカの働きかけもあって、先進国の参加の予定はないが、アジアの約 20 カ国が参加の予定としている。アメリカは同銀行のガバナンスに懸念を表明しているが、今後のアジア諸国の動きに一定の影響を与えることは否定されないで、同銀行の動向には注意が必要であろう⁽²⁶⁾。

日中関係では、中国は日本への敵対・報復意識を高める方向で国民意識を醸成しつつあると見られ、2014 年はそれがさらに新しい段階に進むこととなった⁽²⁷⁾。敵対・報復意識を高めるための最も有力な手法として用いられているのが戦前の事件を蒸し返すことであり、2014 年 2 月 27 日に全人代常務委員会は、1937 年に旧日本軍による南京事件が起きたとする 12 月 13 日を「国家哀悼日」に、1945 年に抗日戦争に勝利したとする 9 月 3 日を「勝利記念日」に定めた⁽²⁸⁾。また、中国では戦時中に日本に「強制連行」されたとする当事者による日本企業への提訴が続いているが、中国司法当局は 2014 年 3 月に提訴を受理した⁽²⁹⁾。さらに、2014 年 4 月 19 日には戦後補償をめぐる訴訟で中国当局は商船三井の船舶を差し押さえた。日中間の戦後補償問題は、1972 年の日中共同声明で解決済みの問題であり、こうした中国の対応は国際的に非常識というほかなく⁽³⁰⁾、相互の信頼関係を大きく損ねるだけのものであろう。

これとともに、中国の常万全国防相が 2014 年 4 月 8 日にヘーゲル米国防長官との会談で対日戦争を辞さないとする発言を行うなど、中国政府関係者は内外で日本に対する強硬姿勢と非難の発言を繰り返している⁽³¹⁾。

こうした中国側の対応に日本側は中国の脅威とカントリーリスクを強く感じるようになり、この結果、日本企業の中国離れが進み、日本の対中投資は 2014 年 1～6 月において前年同期比 48.8 パーセントの減少となった⁽³²⁾。

こうした中で、2014 年 11 月 7 日に日中間で 4 項目の合意がなされ、それをもとに同月 10 日、北京で開催された APEC の場で日中首脳会談が実現した。4 項目の合意の内容は①日中の戦略的互惠関係を引き続き発展させていくことを確認、②歴史を直視し、未来に向かうという精神で両国関係に影響する政治的困難を克服することで若干の認識の一致、③尖閣諸島等東シナ海での緊張状態について異なる見解を有していると認識し、対話と協議で情勢の悪化を防ぎ、危機管理メカニズムを構築し、不測事態の発生回避で意見の一致、④様々なチャンネルで政治・外交・安保対話を徐々に再開し、政治的相互信頼関係の構築に努めることで意見の一致、というものである⁽³³⁾。もとより、尖閣諸島の領有権が日本にあることは国際法上明白であり同諸島の領有権問題は存在しないという日本の立場に影響するようなものではない。

中国側が日中首脳会談に応じた背景は必ずしも明確ではないが、党内抗争等による国内での政治的混乱、周辺諸国による中国への警戒感の高まりとともに、2014 年になって中国経済の減速傾向が一層強まっており、こうした困難を緩和するために日本との一定程度の関係改善が必要となったということが考えられよう。

しかしながら、日中首脳会談は実現したものの、日本への敵対・報復意識を高めるための政策や反日教育は続けられており、日本を想定したと見られる軍事力配備や関連措置は

ますます増強されつつある。したがって、中国の日本に対する基本的姿勢には変化が見られないとするほかに、日中関係の前途にはまったく厳しいものがあるとせざるを得ないのである。

（２） 経済

2014 年中国経済の基本的動向については 2014 年になって新たに提起された「経済の新常態」という概念に即して考えてみることにしたい。経済の新常態という概念は、2014 年 5 月の習近平の河南視察の際に初めて提起されたものであり、8 月 6 日から 8 日まで人民日報で経済の新常態に関する説明記事が連載されるとともに、11 月 9 日の APEC 商工業者サミットにおける習近平の講演でも経済の新常態の意味することについての詳細な説明が行われた。

2013 年 11 月に開催された中共第 18 期第 3 回中央委員会全体会議（三中全会）では行き詰まりを見せつつある中国経済の今後の方向についての考え方を明確に示すことができなかったが、経済の新常態という概念は、三中全会で先送りにされた課題について一定の結論を示したものであるといえる。

上記 APEC 商工業者サミットの習近平の講演によれば、経済の新常態とは次のようなものである⁽³⁴⁾。

第一に、新常態の経済は、①高速成長から中高速成長への転換、②第三次産業の消費需要が主体となる経済構造の高度・合理化、③生産要素、投資による駆動から技術革新による駆動への転換、という過去 30 年にはない 3 つの特徴を有している。経済成長について言えば、中国経済は 30 年以上の高速成長の後の「常態成長」の段階に入っており、8 パーセント以下、7 パーセント以上の成長率で推移している。経済刺激策によって 8 パーセント以上の高速成長率に戻そうとするのは高速依存症というもので、中国経済の大きな変化を認識していないものである。

第二に、新常態の経済は新しいチャンスを迎えている。新常態は成長速度を一段階落として新しい発展段階に入ることの意味しているが、これは中国の発展の黄金時代が終わったということではない。成長の駆動力の転換が終われば、経済成長の質と実質メ리트は過去 30 余年の高速成長期よりも高いものとなる。

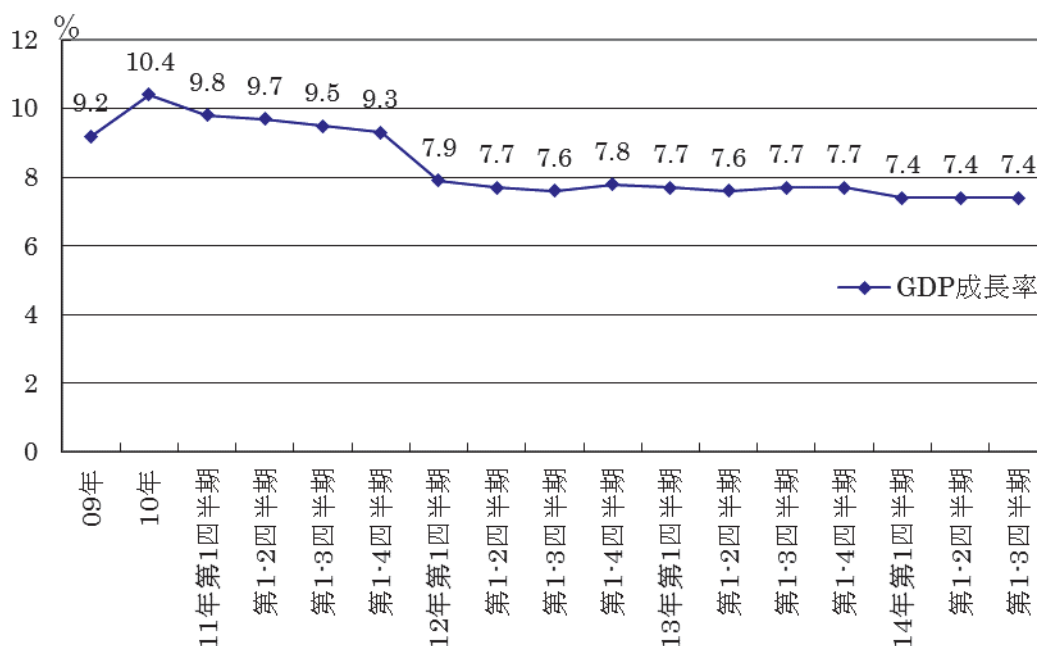
第三に、改革の深化が新常態の中国経済が直面する新たな問題と矛盾を解決する鍵である。中国経済の最大のリスクは成長率の低下ではなく、成長率の低下に適応しようとせず、これを受け入れないことである。このリスクには少なくとも、①経済刺激依存症、②改革をしないことによって民間企業家が投資に躊躇すること、③過去の刺激政策が招いた生産能力過剰と企業債務、④建物土地資産の調整がもたらしたリスクがある。中国経済の転換に重要な意義を有するものは技術革新である。技術革新が中国発展の新しい牽引力というのであれば、改革は不可避の点火器である。中国経済の崩壊はないものの、一連のリスクの爆発はあり得る。このリスクは、主に、改革を延期して不適當な刺激策をとってきたこ

とによるものであり、改革によって正しい道に戻す必要がある。

以上が経済の新常態の意味する基本的な内容であるが、以下では中国経済の具体的な指標に照らしつつ、経済の新常態の狙いとするところと中国経済の現実を見ていくこととしたい。

第1図は中国の最近の GDP 成長率の推移を見たものである。中国経済は2011年までは9パーセント以上の高速の成長率を誇っていたが、2012年からは8パーセントを切るようになった。このため、毎年3月の全人代で決定される目標 GDP 成長率は従来の8パーセントから2012年以降は7.5パーセントに下げられたが、2014年はその7.5パーセントをも下回るようになり、中国経済の減速傾向が明確なものとなった。経済の新常態は、このように GDP 成長率が下がっても、7パーセントから8パーセントの範囲にあれば経済構造の変化等を反映した正常なものとし、従来のように成長率を上げるための経済刺激策は講じないものとする。

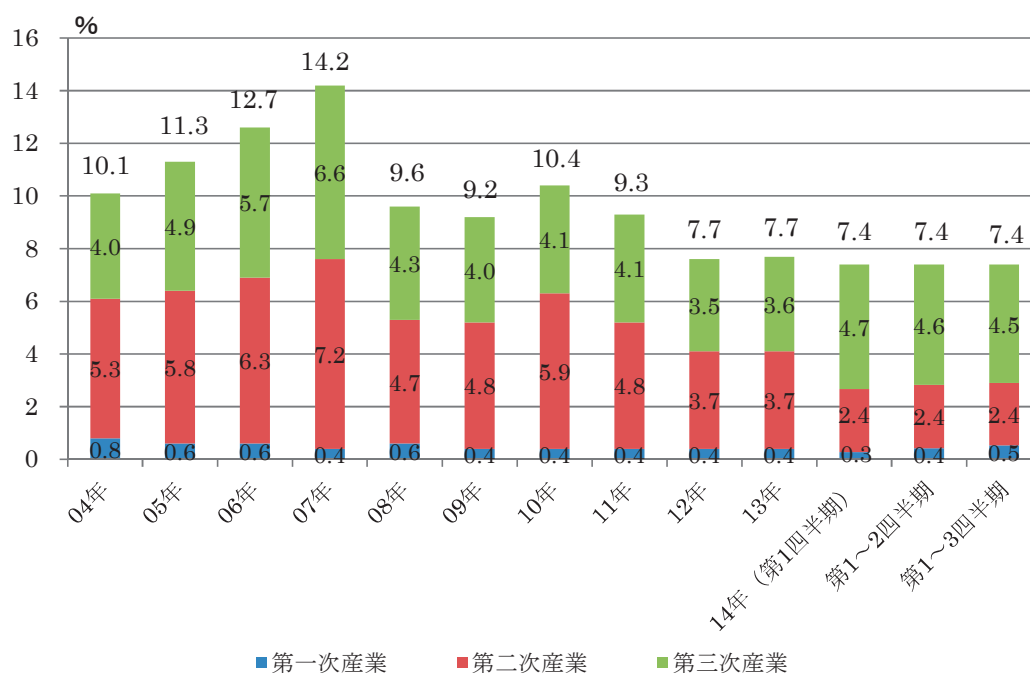
経済の新常態では、こうした高速成長から中高速成長への転換とともに、三次産業の消費需要の拡大等によって経済構造が変化していくとしている。そこで、一次、二次、三次の各産業別に GDP 成長率への寄与度（各産業の増加額の前年の GDP 総額に対する割合）の推移を見たものが第2図である。



第1図 中国の GDP 成長率の推移

資料：人民網財經 (<http://finance.people.com.cn/>)。

注．成長率は当該年の各四半期までの前年同期比。



第2図 中国GDP成長率への寄与度の推移

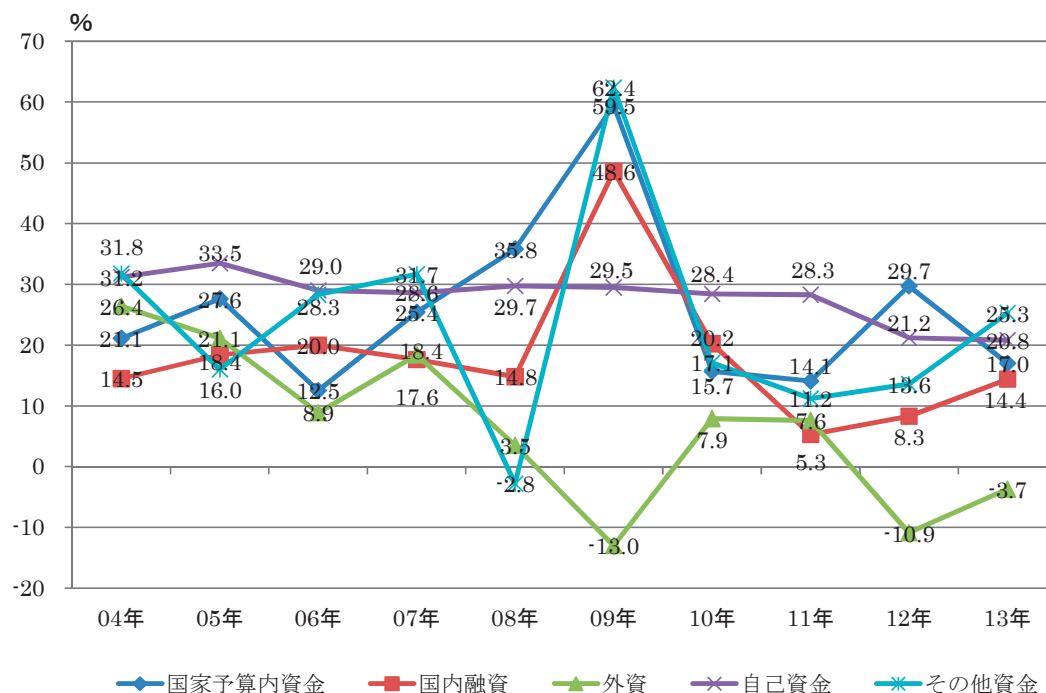
資料：中国統計年鑑、人民網財經 (<http://finance.people.com.cn/>)。

同図から、2011年までの高速成長期においては二次産業の寄与度が最も大きく、二次産業の拡大が中国経済全体の主たる牽引力であったことが読み取れよう。2011年までで三次産業の寄与度も比較的大きくなっているのは、二次産業の生産拡大とともに、増加した商品の輸送、販売等に関する三次産業分野での業務も増加したことが大きな要因となっているものと考えられる。

ところが、こうした傾向に2012年から変化が見られるようになり、2014年になると二次産業の寄与度は大きく鈍化した。2014年からは少なくとも近年では初めて二次産業の寄与度より三次産業の寄与度が上回り、2014年第1～3四半期の二次産業の寄与度は2.4、三次産業の寄与度は4.5となっている。

三次産業の増加は、商品の生産拡大に伴う輸送・販売業務の増加のほかに、中国における生活様式の多様化（教育、娯楽、外食、旅行、通信等への支出の増加）、都市化の進展による各種サービス産業の増大といった事情をより強く反映するようになったためと考えられ、経済の新常態が指摘するとおり、中国の経済・消費構造の高度化が進展しつつあるものとしてよいであろう。

しかしながら、三次産業は一般的に生産性が低いため、今後の経済成長の牽引力とはなりにくく、経済成長のためには主として二次産業における技術革新により、新規需要の創出とともに、1人当たり生産性を高めていくことが求められる。経済の新常態の1つの特徴として、生産要素、投資による駆動から技術革新による駆動への転換が掲げられているのはこのためであろう。



第3図 固定資産投資金の資金源別対前年比の推移

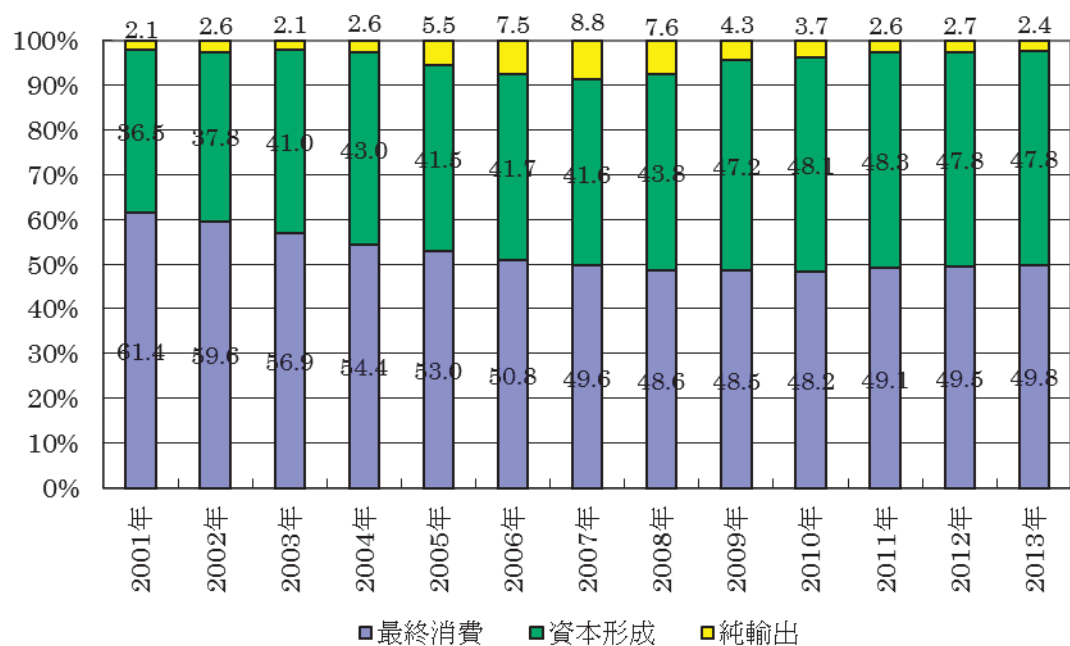
資料：人民網財經 (<http://hgsj.people.com.cn/indexyear.php?cid=103&tid=46>)。

すなわち、技術革新を伴わない単純な施設拡大による増産という方式を主体とした従来の成長方式は既に限界に達していることから、今後は民間企業の技術革新を主体とした成長方式に転換しようとするものである。そして、実はこの成長方式の転換が経済の新常態の全体を貫く核心的な理念となっている。ただし、この成長方式の転換は、経済の新常態として既に実現されているものではなく、今後めざすべきもののなのであり、それが実現するかどうかが今後の中国経済の動向に重要な影響を与えることとなる。

それでは、この成長方式の転換は順調に進むのだろうか。このことをこれまでの中国の投資状況等から見ておくこととしたい。第3図は中国における固定資産投資金について、その資金源別の動向を見たものである。

固定資産投資金の資金源は、国家予算内資金、国内融資（金融機関からの融資）、外資、自己資金およびその他資金（投資信託会社等の非金融機関からの融資等）の5種類に分類されるが、投資金に占めるこれら資金源の占める比率は2013年において国家予算内資金5パーセント、国内融資12パーセント、外資1パーセント、自己資金67パーセント、その他資金15パーセントである。

このうち、国家予算内資金、国内融資およびその他資金は、公共投資が大幅に増加された2009年に大きく上昇していることからわかるとおり、これまでは民間企業の技術革新のための資金というよりは、主として景気対策やその他の政策的要請に対応するための資金として用いられてきたものである。また、外資は先進的技術・施設の導入に多く用い



第4図 中国の国内総支出の内訳比率

資料：中国統計年鑑 2014.

られているものと考えられるが、比率が1パーセントと小さく、また最近では投資額が落ちこみ前年比マイナスとなっている。したがって、今後、中国の経済成長方式の転換の鍵を握っているのは、固定資産投資金の約3分の2を占める自己資金による投資のあり方ということとなろう。

ところで、中国の投資はこれまで効率が悪いことが指摘されてきた。そのことを第4図で見ておきたい。

同図は中国の国内総支出の内訳比率の推移を見たものであるが、中国の国内総支出では資本形成の占める比率が極めて大きい。日本の資本形成の占める比率は近年において約20パーセントであるが、中国は同図で明らかとなっており、2013年の同比率は2012年と横並びの47.8パーセントとなっている。

2000年代において、中国では資本形成の占める比率が徐々に拡大し、特に2008年から2009年にかけては3ポイント以上の大きな拡大となった。このことは中国では投資効率の悪い、すなわち生産性の低い投資が多く、とりわけ2008年から2009年にかけては4兆元と言われた公共投資の予算消化のために生産性の低い投資が多く行われたことを示唆するものである。

中国の国内総支出に占める資本形成の比率は近年では約48パーセントで推移しており、2009年以来大きな変化は見られない。したがって、国内総支出の内訳から見る限り、経済の新常態が言うような技術革新による経済成長方式への転換が起こっているとは現在のところ言えない。

経済成長方式の転換には固定資産投資金の約3分の2を占める自己資金の投資金の動向が鍵になることは前述したところであるが、自己資金に限らず他の資金も含めて、技術革新による成長方式への転換というようなことが中国で可能なのであろうか。

民間企業の自主的な技術革新のための投資が起こるには、投資に不必要な規制や行政的介入がなく、市場の透明性や安定性が確保されていなければならない。すなわち、市場での公正で自由な競争が確保されており、また将来とも確保されるという確証がなければ自主的な技術革新のための投資は起こらないのである。

しかしながら、中国では地方政府等による投資に関する規制や企業活動への行政的介入が多く行われ、司法的解決を求めても司法は共産党政府の指導下にあつて独立性がなく必ずしも公正な解決が期待されるわけではない。このため中国の経済は基本的に規制や介入による特別の利益を追求するもの（レントシーキング）となっている側面が強く、公正で自由な市場競争が確保されているとは言い難い。したがって、現在のような市場・経済体制が存続する限り、技術革新による成長方式への転換は実現し得ないであろう。

そこで中国政府が打ち出したのが「改革の深化」である。改革を十分に深化させ、徹底させることによって地方政府等の不必要な規制を撤廃させ、行政的介入を抑制しようというものである。経済の新常態にとって、改革の深化が直面する問題を解決する鍵であるとされるのは、そうした観点からのものであると考えられる。

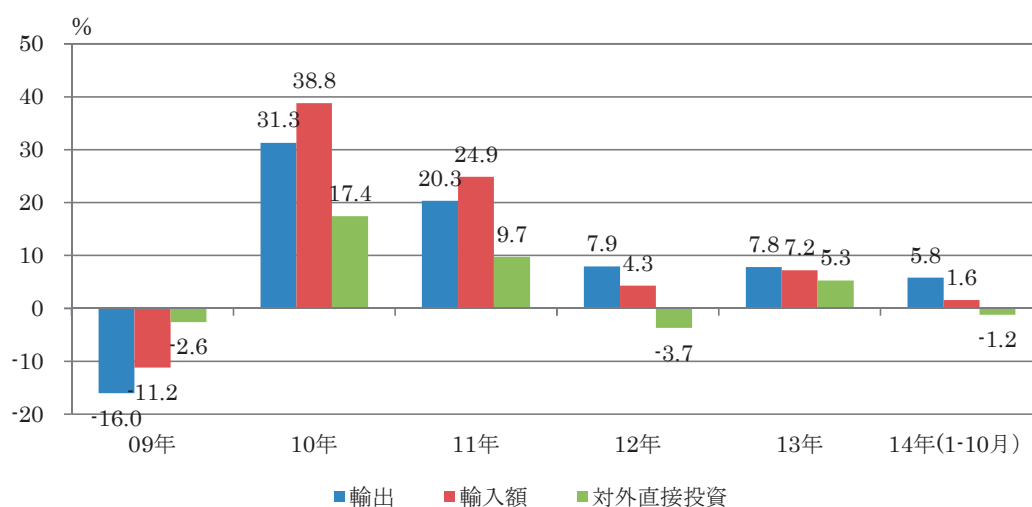
また、四中全会で提起された法による統治〔依法治国〕も成長方式の転換に資するものとして考えることが可能である。すなわち、法による統治を徹底させることは、行政担当者による恣意的な介入を防止し、司法の信頼性を高めることとなる。

しかしながら、「依法治国」の限界性については前述したが、「改革の深化」にしても「依法治国」にしても、共産党が独占的権限を有し、自己の都合によって法律を変えることが可能であり、また裁判所も共産党の指導下にあつて司法の独立性がないというような体制の中では、たとえいくらかの改善は見られるにしても、実質的に、公正で自由な市場競争は存在し得ないことは明白である。

したがって、中国で現在の体制が維持されている限りにおいては、経済の新常態がめざす技術革新による成長方式への転換は十分には起こらないと見るほかない。技術革新を促すような公正で自由な市場競争が今後とも確立されないためである。結果として、中国経済は、経済成長が減速する一方で外資導入等によるもののほかは技術革新も不十分なままとなり、今後ともレントシーキングの要素を色濃く残した非効率な経済が持続することとなる可能性が強い。

そして、このことは取りも直さず、中国がいわゆる「中進国の罠」⁽³⁵⁾に陥り、中進国からは抜けられないことを意味するものである。

最後に、第5図によって、中国の輸出入額および対外直接投資額の動向を見ておきたい。同図のとおり、リーマン・ショックの影響で2009年は輸出入額が落ち込むが、2010年には回復を見せ、2011年までは好調な状況が続いた。しかしながら、経済成長が減速した2012年からは輸出入額も伸びが抑えられるようになり、2014年はさらにその状況が顕著



第5図 輸出入額および対外直接投資額の対前年伸び率の推移

資料：中国統計年間，東方財富網（<http://data.eastmoney.com/cjsj/fdi.html>）。

注．2014年は1-10月の対前年同期比。

なものとなっている。2014年1-10月の段階で，輸出は前年同期比5.8パーセントの増，輸入は同1.6パーセントの増にとどまっている。

対外直接投資は，2010年および2011年には比較的大きく伸びたが，2012年以降はやはり大きな減速が見られ，2014年1-10月の前年同期比はマイナス1.2パーセントとなっている。中国への対外直接投資は，韓国が比較的大きく伸ばしているが，日本は大きく減らしており，アメリカおよびEUもマイナスとなっている。

中国への対外直接投資が減速している理由としては，中国国内賃金の上昇のほか，市場の不透明性，情報セキュリティ・技術漏洩への懸念，外交問題その他のチャイナリスクの顕在化といった事情が挙げられよう。こうした事情は今後とも解決の見込みが少なく，中国への対外直接投資が以前のように大きく伸びるようになることは考えにくい。

中国の政治経済体制の制約によって，中国国内では経済の新常態が望んでいるような技術革新が起こりにくいことは前述したとおりであり，勢い中国は外資導入等によって外国技術の導入，移転に多くを頼るほかない。しかしながら，対外直接投資の減速は，こうした外国技術の導入，移転にも限界があることを示唆するものである。

中国政府が正しく認識しているとおり，投資拡大主導型の経済成長は明らかに破綻しつつあり，今後の中国の安定的な成長を維持するためには経済の新常態のいう技術革新による成長方式への転換を図ることが必要である。しかしながら，この成長方式の転換を十分に行うことは，これまで述べてきたとおり現在の中国の政治経済体制の下では困難であり，その観点からは中国经济の将来は決して楽観できないということとなろう。

3. 農業政策の動向

(1) 2014 年 1 号文件と農業政策の新たな動き

胡錦濤政権以来、毎年 1 号文件（各年の最初に中共中央から出される政策的文書）では農業分野に関する基本的政策が取り上げられてきており、習近平政権になってもこのことは踏襲され、2014 年 1 号文件の題名は「農村改革を全面的に深化させ、農業近代化の推進を加速することに関する若干の意見」とされた。

2014 年 1 号文件は、「国家食糧安全保障体系の改善」、「農業支持保護制度の強化」、「農業の持続的発展のための長期効果的機制の建設」、「農村土地制度改革の深化」、「新型農業経営体系の構築」、「農村金融制度創設の加速化」、「都市農村発展一体化の体制機制の健全化」および「鄉村管理機制の改善」の 8 つの節から成るが、これらの内容の多くは従来の政策・方針を改めて整理したものであり、食糧安全保障のために食糧増産を最優先課題とするという基本的方向にも変化はない。

しかしながら、最近の農業農村をめぐる情勢の変化に対応して新たな注目すべき内容ももちろん含まれているので、その主な事項として以下では次の 4 点を取り上げることとしたい。

1) 食糧安全保障の表現の変化

まず 1 点目は、食糧の量的確保に関する表現が変化したことである。2014 年 1 号文件のこれについての表現は「穀物の基本自給と食用食糧の絶対安全を確保する。」となった。従来は「国家の食糧安全を確保する。」という文言が一般的に用いられ、食糧の範囲に限定は設けられていなかったが、2014 年 1 号文件では食糧が穀物に限定され、さらにコメおよび小麦といった食用食糧については絶対安全という用語が用いられている。

これは、言うまでもなく、すでに大豆については毎年大量の輸入が行われ⁽³⁶⁾、トウモロコシをはじめとする飼料穀物についても最近では輸入が行われるようになっている状況を踏まえ、穀物の一定の自給率を維持し、コメおよび小麦についてはほぼ完全な自給を確保するという目標を示したものである。ただし、このことは、今後は一定量の飼料穀物の輸入を行うことが不可避となっているという中国の現状認識を示したものであるものの、食糧の自給方針を放棄して食糧輸入を拡大していく政策に転換したわけではないことには留意が必要である。

2014 年 1 号文件には「国内での食糧生産をいささかもゆるがせにはならない」とことが明記され、今後とも厳格な耕地保護や永久基本農田の画定を行い、農業の生産能力を高め、食糧増産に取り組んでいく姿勢が強く示されている。食糧の量的確保に関する表現の変化は、中国が自国の食糧需給に対して厳しい認識をするようになったことを示すものではあるが、今後とも食糧増産政策を維持し、さらに強化していくという基本的方針は変更されていないのである。

2) 農産物目標価格制度の導入検討

2 点目は、農産物価格の形成と政府補助とを切り離し、農産物品目別目標価格制度の構築を徐々に進めることが規定されたことである。中国では、現在、コメおよび小麦については最低買付価格制度が実施されているが、これは、一定の価格を政府があらかじめ定め、市場価格が当該価格を下回った場合は政府が当該価格で買い付けることによって市場価格の回復等を図るというものであり、農産物価格と政府補助とは直接結びついている。トウモロコシや綿花で実施されている臨時買付備蓄政策も、供給が過剰となって価格が下落しているような地域において、政府が一定価格で農家から生産物を買上げるものであり、やはり農産物価格と政府補助は結びついている。

これに対して、目標価格制度は 1 号文件の記述によれば、価格形成は市場にまかせ、「市場価格が高過ぎるときは低所得消費者に補助を行い、市場価格が目標価格よりも低いときはその差額を生産者に補助する」というものである。すなわち、目標価格制度では、政府は農産物価格には介入せず、政府の役割は低所得者対策または農家の所得補償に限定されることとなる。

目標価格制度が提起されることとなった背景としては、最低買付価格が毎年引き上げられてきたことによってすでに国際価格よりもかなり高いものとなっていること、最低買付価格制度や現在の農家補助制度は WTO 農業合意の「黄色の政策」に該当することから今後とも補助額を増加させていくことには限界があること等が挙げられている⁽³⁷⁾。2014 年から綿花ではすでに目標価格制度の実施が始められ⁽³⁸⁾、食糧等においても試験実施が行われることとされている。ただし、食糧生産農家 1 戸当たりの補助金額が、すでに相当額に達している現状に鑑みれば、現在の農家補助制度を全廃して目標価格制度に移行することは実質的に農家の収入減となる可能性があり、また、混乱も大きいと考えられることから、目標価格制度への移行が図られるにしても、少なくとも当面は農家補助制度と併用されることとなるのではないかと考えられる。

3) 「経営権」概念の新設

3 点目は、農村土地の請負に関する権利関係で、新たに「経営権」という概念が設けられたことである。中国農村では、農民は、農民集団（村）が所有する農地の経営を村から請け負い、当該請負農地を利用して農業を営んでいる。この農民が村から農地の経営を請け負うことのできる権利は「請負経営権」と呼ばれ、農民の権利を長期に保護するという観点から物権としての扱いを受けており、担保の対象ともなり得る。そして、この請負経営権による農地への権利に基づき、農地の第三者への転貸も広範に行われるようになっていく。

しかしながら、請負経営権は本質的に村と当該村の農民との間の権利であって、身分権としての性格を有している。したがって、転貸の相手方が同じ村内の農民であればともかく、村外の農民であれば、当該土地を所有する村との関係で問題が生じることとなる。す

なわち、請負経営権には、農民が村から農地を請け負うことができる権利（村は請け負わせる義務を負う。）と当該農地を利用して自由に経営を行う権利との 2 つの内容が含まれており、前者の農地を請け負うことができる権利はあくまで農民集団（村）の一員としての権利であって、村外の農民には認められないためである。

2014 年 1 号文件はこうした点を考慮し、請負経営権から後者の権利を経営権として分離して農地流動化に資するというものである⁽³⁹⁾。この経営権は、金融機関からの融資の担保対象にもなり得るとされている。

4) 農村資金互助組織の発展推進

4 点目は、農村金融の改善のため、新型農村金融合作組織として農村資金互助組織の発展を推進することが明記されたことである。

中国では、かつて、農村信用合作社が郷鎮を単位に設立されていたが、農家貸付には消極的で、手続きも煩雑であったこと等から農村の信用機関として十分な機能を果たすことができず、2000 年代前半には、経営合理化のために郷鎮単位の農村信用合作社の多くが県単位の農村信用合作社連社に吸収統合され、農村金融機関が実質的に存在しない農村が増加した。農村で農家への融資機関が存在しなければ、農業施策を的確に推進することは困難であり、農業振興にとっての桎梏となる。

こうした事態に対応して、2006 年 12 月 22 日、中国銀行業監督管理委員会は「農村地区銀行業金融機関参入政策を調整緩和し、社会主義新農村建設を推進することに関する若干の意見」を公布して農村に新しい金融機関の導入を図ろうとした。同意見では、銀行資本だけでなく、産業資本や民間資本を含めてあらゆる形態の資本に農村で投資して新型農村金融機関として村鎮銀行を開設できることとした。また、新型農村金融機関の 1 つとして新たに信用合作組織の設立を図ることとし、2007 年 1 月 22 日に中国銀行業監督管理委員会は「農村資金互助社管理暫定規定」を定めている。

2014 年 1 号文件であらためて農村資金互助組織の概念の明確化が図られ、その推進が明記されることとなったのは、上述の村鎮銀行の展開が思わしくなく、農村金融についてはやはり農家の合作組織に依存するほかはないという事情を示唆するものであろう。ただし、村鎮銀行の設立推進が放棄されているわけではない。

今後推進すべき農村資金互助組織の要件として、2014 年 1 号文件は①社員制、閉鎖性、地区性（社員制をとるが、社員は特定の地区の一定の要件を満たす者に限られること）、②部外者の貯金の受け入れや貸付は行わないこと、③出資金に対して固定的な配当を行わないこと、④互助組織であること、という 4 点を示している。すなわち、ここで想定されている農村資金互助組織とは、原則として村を単位とした厳格な地区制の信用協同組合のことである。

ところで、これらの要件は基本的に上記の農村資金互助社管理暫定規定の内容を踏襲したものであり、同暫定規定は、すでに 7 年以上運用されてきている。したがって、今後は同暫定規定での経験を踏まえつつ、農村資金互助社の設立、普及が図られるということで

あろう。しかしながら、農村資金互助社については、すでに、農民が農村資金互助社の意義を理解せず、また信用しようとしめないこと、農村資金互助社により高利貸しの行為や違法行為がしばしば行われていること、違法な資金集めに農村資金互助社が利用されていることといった問題が指摘されている⁽⁴⁰⁾。

また、それ以前に、農家金融における担保の問題、農家の信用調査の問題等、解決すべき課題も多い。農村資金互助組織が今後順調に発展すると見込むことは困難というほかはないであろう。

(2) 予算

2014 年全人代の中で財政部から示された「2013 年中央・地方予算執行状況および 2014 年中央・地方予算案に関する報告」（以下「2014 年全人代予算報告」という。）によれば、2014 年予算案（中央財政）は第 1 表のとおりである。

2014 年の中央財政支出額は 7 兆 4,880 億元であり、前年比 9.3 パーセントの増である。この伸び率は、2014 年の中央財政収入が 6 兆 4,380 億元と前年比 7 パーセントの増にとどまることが見込まれていることを考慮すれば比較的大きなものであり、中国政府が引き続き積極財政政策をとっていることを示すものとなっている。このため、財政赤字額は 2014 年において 9500 億元となり前年より 1000 億元拡大している⁽⁴¹⁾。

中国の中央財政支出額は中央政府から直接支出される「中央クラス支出」と地方政府に一度移転した後に地方政府から支出される「中央対地方税収返還・移転支出」に大きく分けられ、両者の比率は概ね 3:7 となっている。なお、中国の予算で支出額として示される金額は、原則としてこの「中央クラス支出」によって中央政府から支出されるものと、「中央対地方税収返還・移転支出」によって地方政府から支出されるものとの両者を含めたものである。

第 1 表 2013 年予算（中央財政）

項 目	2013年予算額 (億元)	2014年予算額 (億元)	備 考
1.中央財政支出額	69,560.00	74,880.00	9.3%増
①中央クラス支出	20,203.00	22,506.00	
②中央対地方税収返還・移転支出	48,857.00	51,874.00	
③予備費	500.00	500.00	
2. 三農支出	13,799.00	(未公表)	
3. 事項別支出			
農林水事務支出	6,195.88	6,487.47	8.6%増

資料：各年の全人代における「中央・地方予算執行状況および中央・地方予算案に関する報告」から作成。

さて、2014 年の農業関係予算については、農林水事務支出が前年比 8.6 パーセント増の 6,487.47 億元であることが示された以外は、三農（農業、農村、農民）支出額を含め他の農業関係予算については具体的な金額が示されなかった。

農林水事務支出は農林水産行政として行われる各種事業、事務費に関する支出額であるが、三農支出は農村における社会保障、教育等に関する支出も含めたものであり、昨年は三農支出として「農業生産支援支出」、「食糧直接補助、農業資材補助、優良品種補助、農機補助支出」、「農村教育、衛生等社会事業発展支出」および「農産物備蓄費用・利息等支出」の 4 分野の内訳が示されていた。

2014 年予算において三農支出額が示されなかった理由は明確にされているわけではないが、やはり赤字財政が拡大して予算が逼迫する中で、農業関係予算も十分な伸びを確保することが困難となってきたことが 1 つの要因となっているのではないかと考えられる。

なお、2014 年全人代予算報告では、財政政策の中で「国家食糧安全戦略を確実に貫徹実行し、農業総合生産能力の向上支援を継続し、穀物の基本的自給と食用食糧の絶対安全を確保する。この基礎の上に、農業の持続的発展のための長期的機制を構築する。」として若干の農業関係施策について触れているが、これらは基本的に 2014 年 1 号文件の考えをそのまま反映させたものである。

以上のとおり、2014 年全人代予算報告における農業関係予算に関する記述はごく簡単なものであり、予算額については農林水事務支出を除き明記されなかったが、その後、三農支出に関する報道等がいくつかなされている⁽⁴²⁾。

それらの記事によれば、

- ①2014 年の三農への資金投入額は、財政状況が厳しい中で、前年より減少していない。
- ②2014 年は 700 億元以上を投入して水利を重点とした農業基礎施設建設を行い、水の調達、基本水源、河川湖沼の治水、高効率節水灌漑等の重点プロジェクトを推進する。
- ③農村の民生プロジェクトへの投入を拡大することとし、農村の水、電気、交通、ガス、通信等の基礎施設を改善するため、農村の飲用水安全、農村道路、電線網改造、農村メタンガス、危険家屋改造等の分野の建設を加速する。2014 年は農村危険家屋 260 万戸の改造を行う。

この一方で、

- ④強農（強い農業）、恵農（利益を得る農業）、富農（豊かな農業）政策を進め、農産物生産の安定的発展を保持し、国家の食糧安全と主要農産物の供給を保障し、トウモロコシ等の臨時買付備蓄政策を実施し、農産物目標価格制度の設立を図り、新型農業経営主体への支援を強化し、持続的発展が可能な農業の長期的機制の構築を加速する。
- ⑤農村改革を推進し、農村の基本的経営制度を改善・堅持し、農村土地制度の改革実験を慎重に進め、多様な形式での規模経営を発展させ、都市農村の一体的な発展機制の構築等を行う。

2013 年の実績として、

- ⑥2013 年中央予算の投資額における農業農村の比率は 50.6 パーセントに達し、投資額

は 2,200 億元を超えた。

⑦2013 年に 1.5 万基の小型ダムの危険除去補強工事が完成し、農村の 6,300 万人以上の飲用水の安全問題が新たに解決した。

⑧2013 年に建設・修繕した農村道路は 21 万キロメートルに及び、農村危険家屋 266 万戸を改造した。

このように、中国の農業関係予算は一定の充実が図られてきているが、以上は中央財政による支出の状況であり、地方財政においては地方政府が十分な農業関係予算を確保しようとしないうえ、農業関係予算は全体として必要額にはるかに不足しているという指摘がある⁽⁴³⁾。たとえば、地方政府は土地譲渡収入の 10 パーセントを三農に用いなければならないが、実際は 5 パーセントに満たないという。

また、農業資金の管理が不適切で、資金流出の問題が依然としてなくなるということが指摘されている。すなわち、農業資金は国家発展改革委員会、農業部、水利部等 10 数部門が管理しているが、互いの連絡が悪いため重複投入等が起こっており、また、省、市、県、郷、村へと資金が降りていく過程で資金が抜かれる「蒸発流出」の現象は深刻な状況のままである⁽⁴⁴⁾。

こうした中国の予算執行の非効率性は必ずしも農業関係支出に限られないが、こうした状況は農業関係支出の増加にもかかわらずその効果を現実的に減殺させるものとなっていることは否定できない。

4. 農林漁業生産

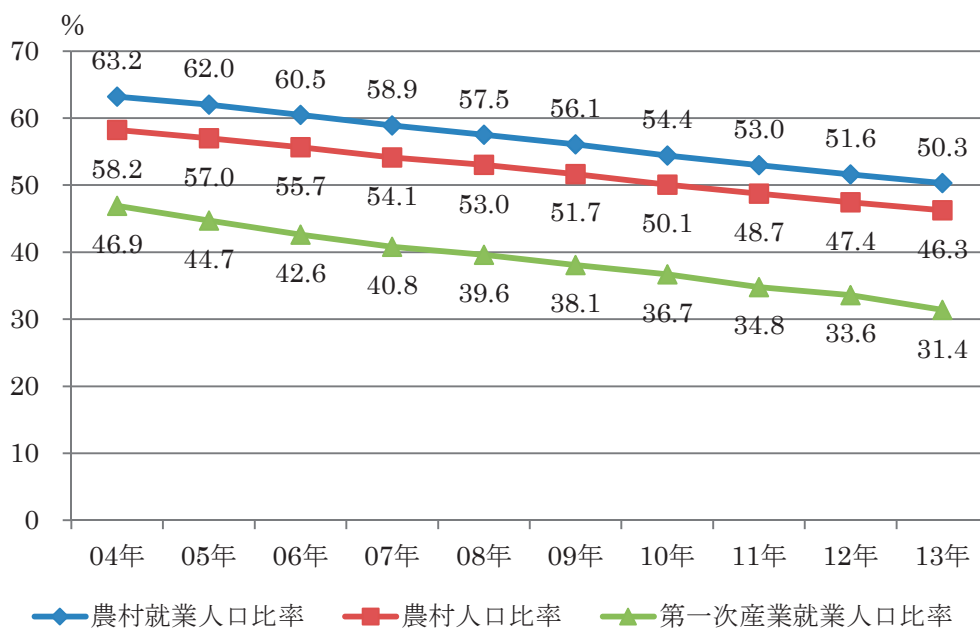
(1) 農林漁業生産の地位

中国の農村人口、農村就業人口および第一次産業就業人口の全国に占める比率の推移は第6図に示すとおりである。

中国の農村人口比率は、この10年、毎年1パーセントを超える率で減少を続けており、その結果、2004年には58.2パーセントあった農村人口比率が2013年には46.3パーセントとなった。しかしながら、農村人口は依然として全人口の約半数を占めており、多数の人口が農村に滞留しているという状況は大きく変わらない。

農村就業人口は農林漁業者、郷鎮企業従事者、私営企業従事者、個人営業者等から成る。

農村就業人口比率が農村人口比率よりも高いのは、農村では就業年齢にある者は、特に他産業に従事していない限り、原則として農業者として就業人口に含まれているためであると考えられる。すなわち、都市では定年退職等によって離職した者は就業人口でなくなるが、農業者には定年退職等がなく、高齢者でも就業人口として算入される。



第6図 農村人口、農村就業人口等の比率

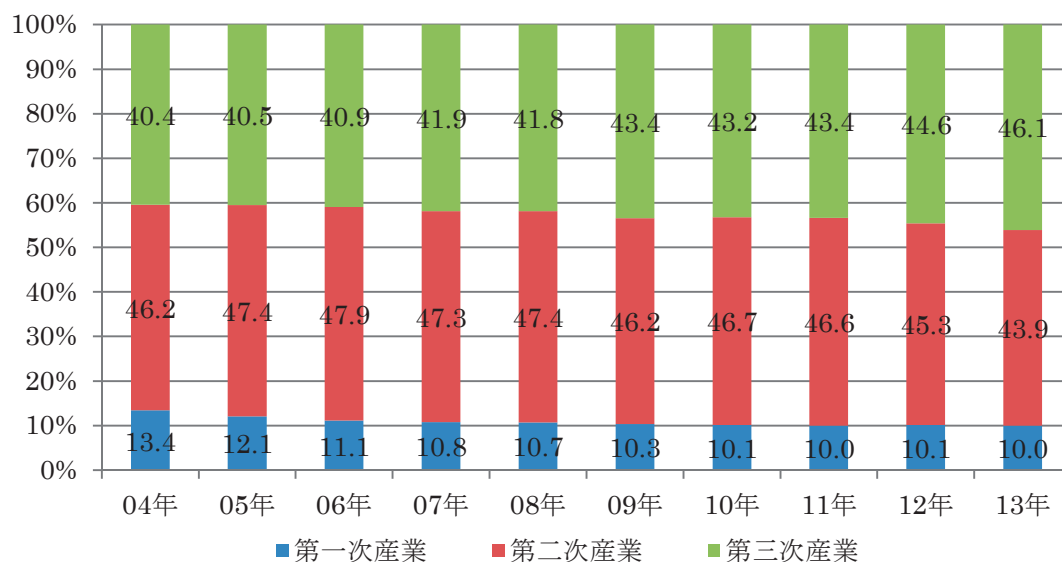
資料：中国統計年鑑，中国農業発展報告

農村就業人口比率と農村人口比率とはほぼ同じような動きを示しているようであるが、精確に見るとその差は徐々に狭まっている。農村就業人口比率と農村人口比率との差は2004年には5パーセントであったが、2013年には4パーセントに縮まった。これは、農村就業人口比率と農村人口比率の差を生み出す要因となっていた農業者の数の減少によるものであると考えられよう。

農業者の就業人口比率の減少動向は同図では第一次産業就業人口比率の推移に反映している。中国の統計で鉱業は第二次産業に含まれることから、第一次産業就業人口はすなわち農林漁業就業人口のことである。同図で明らかなおとおり、2004年の第一次産業就業人口比率は46.9パーセントであったが、これが2013年には31.4パーセントにまで減少した。第一次産業就業人口比率の減少速度は農村人口比率のそれに比べて大きく、農村で農業者が比較的速い速度で減少していることを窺わせるものとなっている。ただし、第一次産業就業人口比率は依然として30パーセント以上を維持しており、就業人口の観点からは農業はやはり中国最大の産業である。

なお、農村就業人口比率と第一次産業就業人口比率の差は、農村での他産業従事者（郷鎮企業従事者、私営企業従事者、個人営業者等）によるものである。農村人口の減少にかかわらず、農村での他産業従事者数は徐々に増加しており、農村就業人口比率と第一次産業就業人口比率の差は徐々に拡大している。

一方、中国の農林漁業の全国に占める地位をGDPの観点から見ればどうであろうか。第7図は、中国のGDPに占める産業別の比率の推移を示したものであるが、第一次産業（農林漁業）GDPは全国GDPの10パーセントを占めている。



第7図 GDPに占める産業別比率の推移

資料：中国統計年鑑.

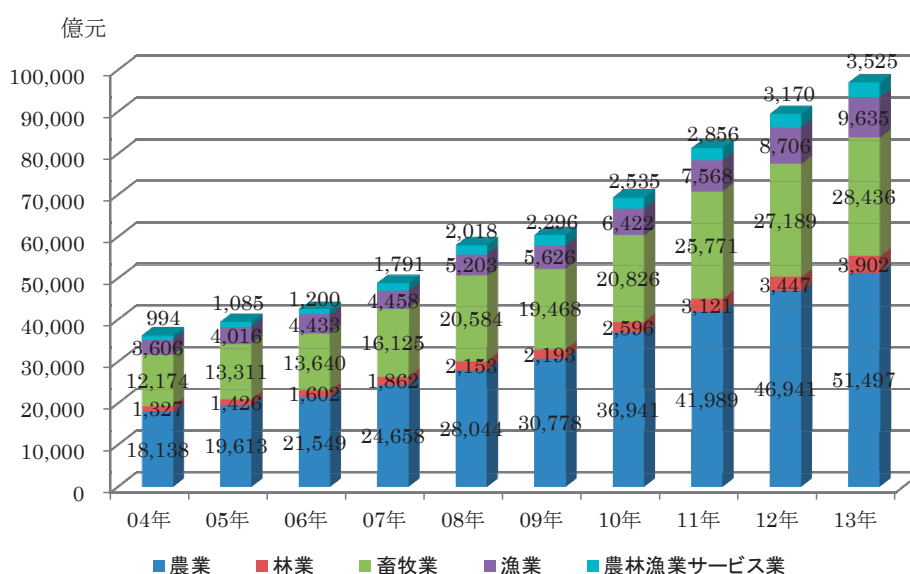
第一次産業GDPの比率は2004年の13.4パーセントから2005年の12.1パーセントへ
とこの時期に比較的大きく減少しているが、これは2004年においては、補助金等交付に
よる生産補助政策が本格的に実施され、食糧生産量が増加するとともに食糧価格も上昇し
て、同年の農林漁業生産高が大きく増加し、第一次産業GDP比率が上昇していたこと
によるものである。

その後、生産補助政策の効果もあって、農林漁業生産高は順調に増加してきたが、2010
年まで（リーマン・ショックの影響を受けた2008、2009年を除く。）は中国の全国GDP
が10パーセントを超える高度の成長を続けていたため、第一次産業GDP比率は徐々に減
少し、2010年には10.1パーセントとなった。しかしながら、それ以降は横ばいとなり、
2013年の第一次産業GDP比率は10.0パーセントとなっている。

なお、第二次産業および第三次産業のGDP比率は、2004年においてはそれぞれ46.2
パーセントおよび40.4パーセントであったが、2013年にはそれぞれ43.9パーセントおよ
び46.1パーセントとなり、2013年になって初めて第三次産業のGDP比率が第二次産業
を上回った。

（２） 農林漁業生産高

中国の農林漁業生産高は、第8図に示すとおり、近年においても毎年大きく増加を続け
ている。2013年の農林漁業生産高は前年比8.4パーセント増の9兆6,995億元となった。
農林漁業生産高は名目値であるため物価上昇の影響も受けるが、生産高が安定的に増加し
ているのはやはり生産量の増加が基本となっている。



第8図 農林牧漁業生産高（名目）の推移

資料：中国統計年鑑各年。

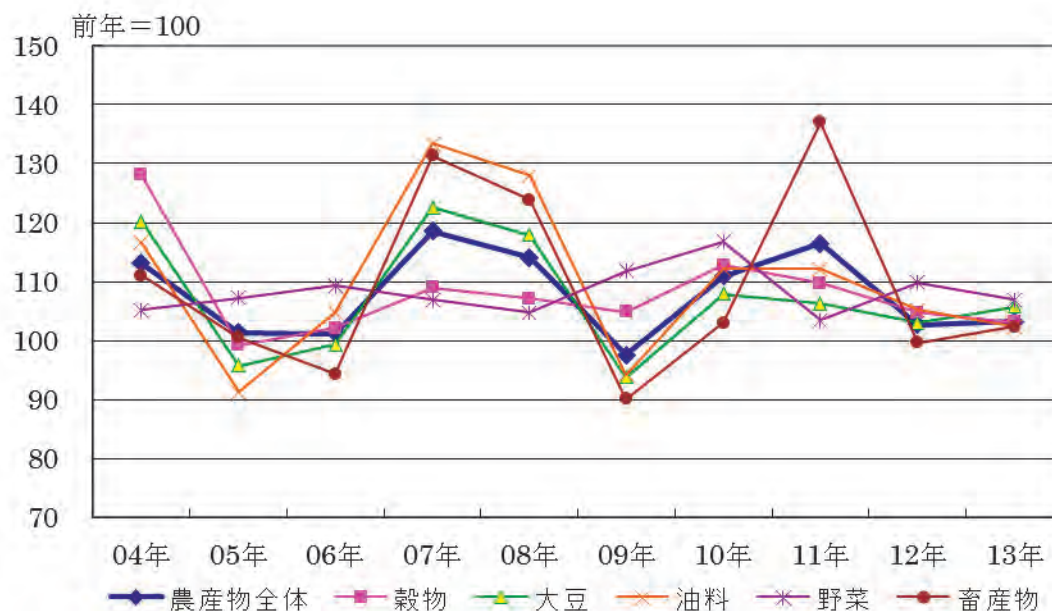
中国の農林漁業生産高は農業、林業、畜牧業、漁業および農林漁業サービス業に分類されるが、いずれの業種においても 2013 年の生産高は 2004 年の約 3 倍に増加しており、それぞれの業種の占める比率はこの間ほとんど変化していない。農業は 49～53 パーセント、林業は 3～4 パーセント、畜牧業は 29～33 パーセント、漁業は 9～10 パーセント、そして農林漁業サービス業は 2～4 パーセントで推移している。

畜牧業や漁業は旺盛な消費需要に対応して生産量を拡大してきたが、農業もまた食糧生産の増加とともに果樹、野菜等の生産を毎年大きく拡大させてきた。業種の占める比率がほとんど変化していないのは、このように、各業種で万遍なく生産量の拡大が進んでいるためである。

(3) 農産物価格

農産物生産価格指数の推移は第 9 図に示すとおりであるが、同図のとおり、2013 年の農産物価格の動きは全体として比較的落ち着いたものとなった。同年の農産物全体の価格指数は 103.2 であり、消費者物価指数の 102.6 よりもやや高くなっている。

品目別に価格指数を順次見ていくと、まず穀物については、2010 年および 2011 年に消費者物価が全体的にインフレ傾向を示す中で穀物の価格指数も 110 前後に上昇していたが、2012 年以降はインフレ懸念が遠のくとともに穀物価格も落ち着きを取り戻し、2012 年の価格指数は 104.8、2013 年にはそれよりもさらに低下して 103.1 となった。



第 9 図 農産物の生産価格指数の推移

資料. 中国統計年鑑, 中国農業発展報告.

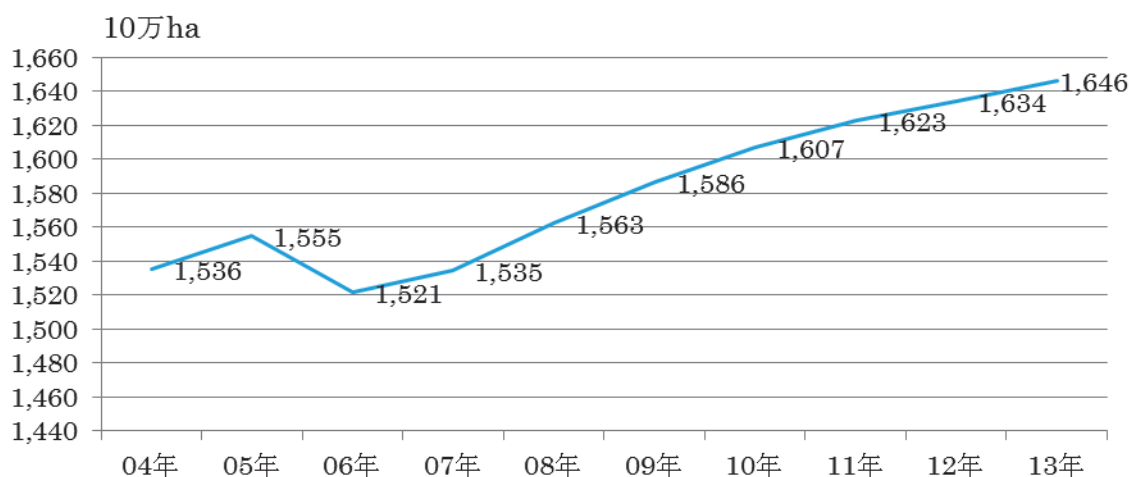
中国で大豆および油料（落花生、菜種、ゴマ）の価格変動はほぼ同じような動きを示し、しかも価格変動が大きい。これは、これらの作物の輸入量が大きいため、国内価格が国際価格の影響を大きく受けて変動するためである。大豆等の国際価格が高騰した 2007 年および 2008 年には中国の大豆および油料の価格も高騰したが、2009 年の国際価格の下落とともに国内価格も下落し、その後も国際価格に追随した動きを示している。2013 年の価格指数は大豆が 105.7、油料が 102.4 となった。

野菜は内外での比較的堅調な消費需要を反映して、価格も一貫して堅調に推移しており、他の品目とは異なった特徴的な動きとなっている。野菜の価格指数は、この 10 年で 100 を切ったことがなく、2013 年の価格指数も 106.9 と比較的高いものとなっている。

畜産物の価格指数には豚肉価格の動向が大きな影響を与えているが、豚肉価格は国内需給、生産費等の動向に左右され、変動が比較的大きい。2007 年、2008 年には豚の疾病による豚肉生産量の落ち込みと飼料価格の高騰によって豚肉価格が高騰し、2011 年にも豚肉生産量が伸びず需給の逼迫から豚肉価格が上昇した。ところが、2012 年からは豚肉生産量が増加して需給が緩和し、価格が低迷するようになり、そうした状況が 2013 年になっても継続した。その結果、豚肉の価格指数は前年に引き続き 100 を割り込み 99.3 となったが、牛肉、羊肉等の豚肉以外の畜産物価格が堅調であったため、2013 年の畜産物価格指数は 102.4 となった。

（４） 農作物播種面積

中国の農作物総播種面積の推移は第 10 図に示すとおりである。



第 10 図 農作物総播種面積の推移

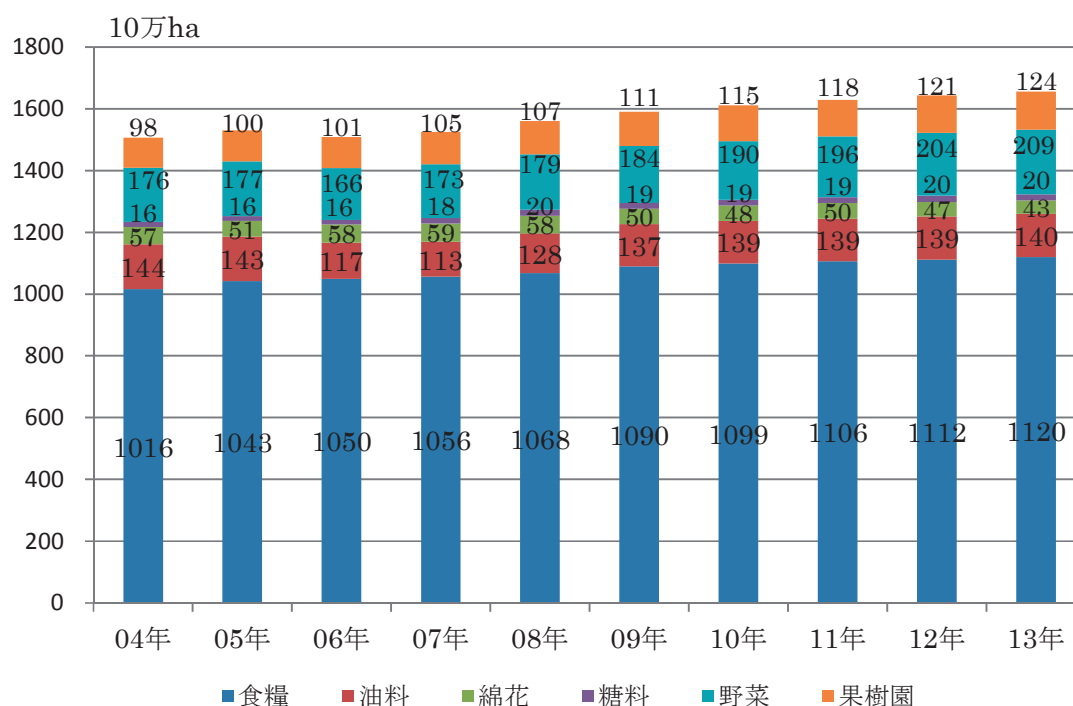
資料：中国統計年鑑。

同図のとおり、農作物総播種面積は 2005 年から 2006 年にかけて減少したが、2007 年以降は毎年増加を続けており、2013 年の総播種面積は 1 億 6,460 万ヘクタールとなった。中国の耕地面積は 1 億 2,172 万ヘクタールとされていることから、耕地利用率は 135 パーセントとなる。ただし、この耕地面積は 2008 年に公表された数値であり、それ以降は更新がなされていないことから、実際の耕地面積は都市化にともなう耕地改廃、砂漠化等によってこれより少ないものと見られる。そうすると耕地利用率は上述のものよりもさらに高いということとなろう。なお、中国は食糧安全保障の観点から耕地面積については 1 億 2 千万ヘクタールをレッドラインとして、それより下回らないことを重要な政策目標としている。

第 11 図は作目別の播種面積の推移を示したものである⁽⁴⁵⁾。

農作物のうち最も播種面積の大きいのが食糧であり、2013 年において総播種面積の 68 パーセントを占める。食糧の播種面積は補助金交付等による生産振興策の効果もあって毎年増加を続けており、2004 年に 1 億 160 万ヘクタールであった播種面積が 2013 年には 1 億 1,200 万ヘクタールとなった。

食糧に次いで播種面積が大きいのが野菜であり、2013 年において総播種面積の 12.7 パーセントを占める。野菜の播種面積は堅調な消費需要を背景に近年も着実に増加している。



第 11 図 作目別播種面積の推移

資料：中国統計年鑑。

野菜に次ぐ播種面積を有するのが油料であるが、大豆、食用油等の輸入急増によって 2006、2007 年ごろは播種面積の減少が進んだ。それ以降は政府の振興策もあって播種面積は回復したが、2010 年以降はほぼ横ばいとなっている。

果樹園は消費需要の拡大を背景として播種面積は毎年拡大している。2004 年に 980 万ヘクタールであった播種面積が 2013 年には 1,240 万ヘクタールとなり、この間の増加率は 26.5 パーセントで作物別では最も大きくなっている。

綿花の生産動向は世界経済の動静や価格状況に比較的大きな影響を受ける。リーマン・ショックの影響で 2009 年の播種面積が大きく減少した後、2010 年の綿花価格上昇で 2011 年の播種面積はやや回復したが、その後は過剰生産、価格低迷の状況が続き、2013 年の播種面積は 430 万ヘクタールにまで落ち込んだ。

糖料は砂糖への消費需要拡大を背景に 2008 年ごろまでは播種面積が拡大していたが、その後は横ばいとなり、2013 年の播種面積も前年とほぼ同じの 200 万ヘクタールにとどまっている。

(5) 品目別生産量の動向

1) 食糧

中国の食糧生産の動向を検討する上で、中国の「食糧」の定義と食糧政策の推移をあらかじめ把握しておくことが不可欠なので、これらについてあらためて説明しておくこととしたい。

〔中国の「食糧」の定義（統計上の範囲）⁽⁴⁶⁾〕

コメ、小麦、トウモロコシ、コウリヤン、アワ、その他の雑穀のほか、イモ類、豆類を含む。生産量はいずれも脱粒後のもので、コメの生産量はモミ米〔稻谷〕の重量とする。イモ類は生鮮重量を 5 分の 1 にして食糧換算する。

〔食糧政策の推移〕

・保護価格政策期（1990 年代半ば～1999 年）

食糧供給確保のため、市場価格が下落しても政府が農家から余剰食糧を全て保護価格で買い付けるという政策がとられていた時期。当時の食糧流通はおよそ 3 分の 2 が政府買付に係るもので、残りは市場流通。食糧増産のために政府買付価格は高く設定されており、供給過剰となっていた⁽⁴⁷⁾。

・自由化政策期（2000～2003 年）

WTO 加盟への対応、食糧の過剰在庫の処理を直接の目的とする。主要内容は次の 2 つである。

①保護価格買付対象の段階的縮小・廃止および食糧買付規制の段階的緩和・廃止による食糧の価格・流通の自由化。

②主産地育成による国際競争力強化。自由化政策にともない食糧価格が下落したため、食糧生産農家の生産意欲が低下し、2003年には食糧生産が大きく落ち込んだ。

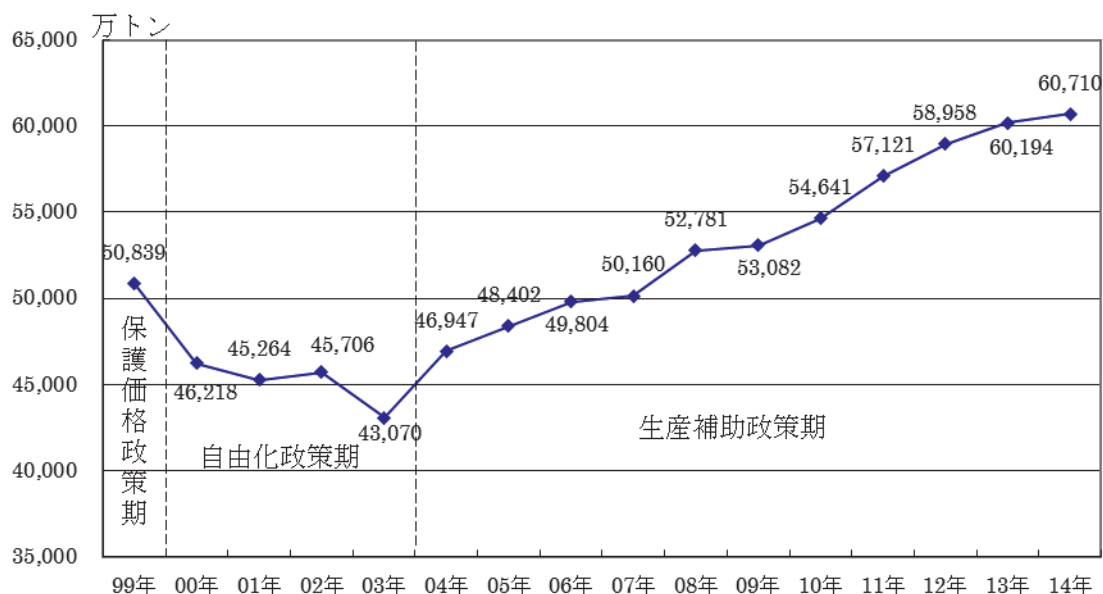
・生産補助政策期（2004年～現在）

生産補助政策は、農家直接補助等を積極的に活用して、自由化政策期に落ち込んだ食糧生産の回復、増産を図ることを主たる内容とする。2004年1号文件（中共中央「農民収入の増加を促進することに関する若干の政策的意見」）に基づく新たな食糧政策として実施されることとなった。ただし、市場での価格形成と主産地育成を政策の基礎としている点では、自由化政策期の政策の延長としての性格を有している。

さて、近年の食糧生産量の推移は第12図に示すとおりである。

同図のとおり、中国の食糧生産量は2004年に生産補助政策期に入ってから毎年増産を続けており、2014年もわずかながら増産となったことから、中国の食糧生産は11年連続の増産となった。2014年の食糧生産量は6億710万トンであり、前年比0.9パーセントの増である。

中国で食糧増産は農業政策の最重要課題とされているため、これまで農業部のほか発展改革委員会、財政部等の関係行政部局が参画することによって補助金交付を主体とする食糧増産への取組が進められてきた。2014年においても引き続き、農家直接補助、農業資材総合補助、優良品種補助、農業機械購入補助のほか、農業機械廃止更新補助、主産地傾斜政策、食糧生産大県奨励政策等が強化、実施された。



第12図 中国食糧生産量の推移と食糧政策時期区分

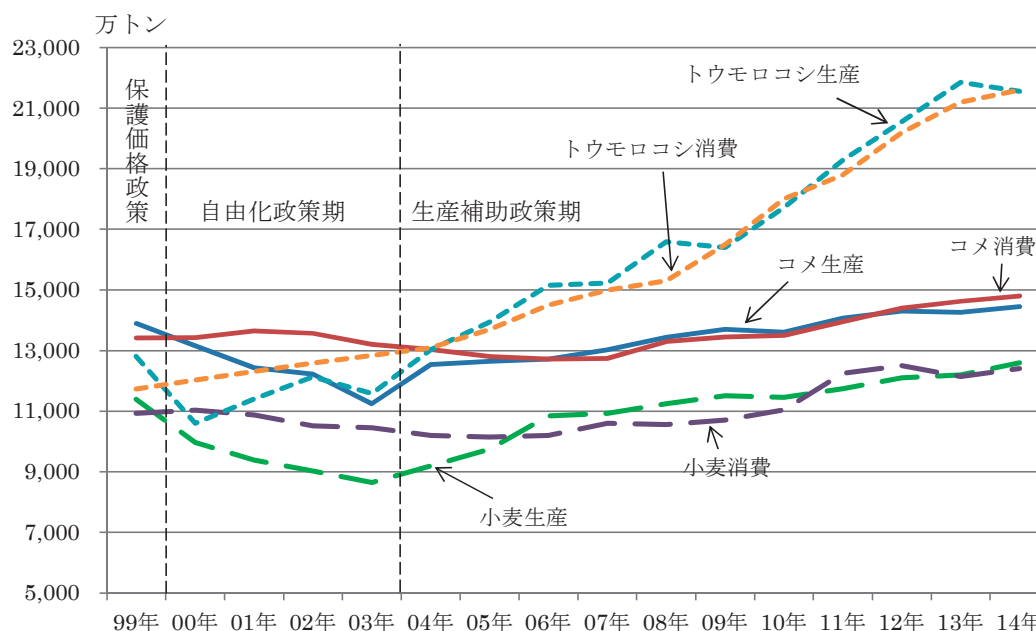
資料：中国統計年鑑，中国国家統計局。

また、農業部は2014年1月24日付けで「食糧生産をしっかり行い国家の食糧安全を保障することに関する通知」を発出し、食糧播種面積は前年の水準を安定的に維持すること、食糧生産量は5億5千万トン以上とすることといった目標を含め、食糧生産政策に関する基本的内容をあらためて示している。

さて、第13図は中国の主要食糧であるコメ、小麦およびトウモロコシの生産・消費量の推移を示したものである。中国ではコメ、小麦およびトウモロコシの三大穀物で食糧生産量の約9割を占める。なお、同図では、中国は穀物の消費量を公表していないことから、USDA（アメリカ農務省）の公表数値を用いている。2014年は推計値である。

まず同図で自由化政策期と生産補助政策期の生産、消費の動向を比較すると、自由化政策期においてはいずれの作目においても生産量と消費量が乖離し、生産量が消費量を下回っていたことが確認できよう。自由化政策期においては、農家の生産意欲の低下により食糧生産が低迷し、生産量は消費量に大きく不足していたのである。これにもかかわらず中国で食糧供給が維持できたのは保護価格政策期において積み上げられた膨大な食糧在庫によるものである。

生産補助政策期になると、こうした消費量と生産量との大きな乖離はなくなり、両者がほぼ均衡しつつ推移するようになる。ただし、2010年頃まではいずれの作目においても生産量が消費量をやや上回る状況にあったが、2011年以降になると両者は全く均衡するか消費量が生産量をわずかに上回る状況になっていることには留意が必要である。



第13図 コメ、小麦およびトウモロコシの生産・消費量の推移

資料：Foreign Agricultural Service, *Official USDA Estimates*.

注．コメは精米ベース．

生産補助政策期で特に目を引くのはトウモロコシの生産、消費の動向であろう。トウモロコシの生産、消費の動向は、コメまたは小麦とは異なり、生産補助政策期になってから一貫して急速に増加している。2004年にトウモロコシの生産量および消費量はそれぞれ1億3,029万トンおよび1億3,100万トンであったが、これが2014年にはそれぞれ2億1,550万トンおよび2億1,600万トンとなり、いずれも10年間でおよそ8,500万トン増加した。これは言うまでもなく、畜産物の生産増加にともなう飼料穀物の消費拡大によるものである。飼料穀物の消費は今後とも大きく拡大することが予想されており、こうした増大する飼料穀物消費をいかにして国内生産でまかなうかということが現在の中国食糧政策の最大の課題となっているのである。

一方で、コメおよび小麦の生産、消費の動向はほぼ横ばいであるが、近年は生産、消費ともやや増加傾向にある。これは、これら作目の食用消費が増加しているわけではなく、主として工業用または飼料用消費が増加しているためである。ちなみに中国のコメおよび小麦の国内消費量のうち、工業用消費および飼料用消費が占める比率は、2014年においてコメがそれぞれ約7パーセントおよび約9パーセント、小麦がそれぞれ約10パーセントおよび約12パーセントである⁽⁴⁸⁾。

コメは、近年、国内消費量の増加もあって、消費量が生産量をやや上回る状況が続いている。また、コメの国内価格が国際価格に比較して高くなっていることから、ベトナム米を中心にコメ輸入の増加が見られるようになっている。

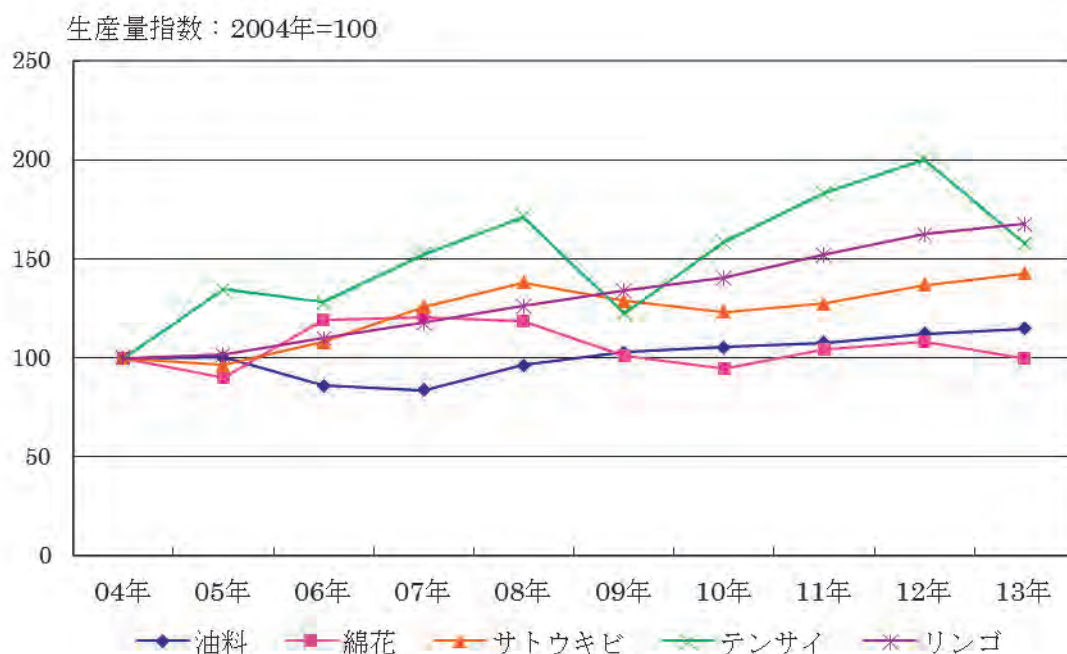
小麦は、2012年にトウモロコシ価格が小麦価格よりも高くなり小麦の飼料消費が拡大したため小麦消費が全体として増加していたが、最近ではトウモロコシ価格が相対的に安くなったこともあって小麦の飼料消費は減少し、小麦輸入は引き続き見られるものの、小麦の需給は比較的落ち着いたものとなっている。

2) その他耕種作物

中国では、前述のとおり、食糧が総播種面積の68パーセントを占め、耕種作物では圧倒的に大きな比重を有しているが、第14図では食糧以外の主要な耕種作物である油料、綿花、サトウキビ、テンサイおよび生産量の動向を示した⁽⁴⁹⁾。同図では各年の生産量を2004年の生産量を100とした指数で示している。

油料（落花生、ナタネおよびゴマ）の生産は、大豆および植物油の輸入が急速に拡大したため、2006、2007年ごろは生産が減少したが、2009年以降は政府の生産支援策もあって生産量が回復するようになり、わずかずつであるが生産量は着実に増加しつつある。

中国は世界最大の綿花の生産国であり、また最大の消費国でもある。このため、中国の綿花の需給動向は、綿花の国際市場にも大きな影響を与えるが、中国政府はこれまで国内綿花を国際価格よりも高い価格で農家から買い上げ、これを国家備蓄することで農家保護を図ってきた。しかしながら、この中国綿花の国内備蓄量が増加を続け、最近では世界の綿花在庫量の約半分を占めるまでになっている。こうした過剰在庫が圧力となって、2013年の中国の綿花生産量は前年よりも減少した。また、こうした事態に対応するため、中国



第 14 図 その他の耕種作物の生産量（指数）の推移

資料：中国統計年鑑.

は 2014 年からは一部地域で綿花の買上げを停止し、目標価格制度への切り替えに踏み切っており、2014 年は生産量がさらに減少することが予想されている。なお、目標価格制度とは、一定の目標価格を定め、市場価格がそれより下落すれば目標価格と市場価格の差額分を農家に補償する制度であるが、2014 年は一部地域での試験実施にとどまり、綿花での本格実施は 2015 年からとされている⁽⁵⁰⁾。

サトウキビおよびテンサイは砂糖原料であるため、その生産量は砂糖生産量の動向に左右される。ただし、中国でサトウキビおよびテンサイの生産量の比は概ね 10 : 1 であり、サトウキビの占める比重が圧倒的に大きい。中国の砂糖生産量は 2008 年に過去最高の 1432 万トンに達した後、2009 年以降は生産量が減少していたが、その後は回復基調にある。2012 年 1 月 19 日に工業情報部等によって制定された「製糖業第 12 次 5 カ年発展計画」では毎年の砂糖生産量を 2015 年までに 1,600 万トンにする目標が定められている。2013 年のサトウキビ生産量は前年より増加したが、テンサイは比較的大きく減少した。テンサイの 2013 年の減少は、黒竜江省におけるテンサイの作付面積および生産量が前年に比べてほぼ半減したことが主な要因となっている。

リンゴは 1990 年代に大きく増産した後、2000 年前後に一時的な伸び悩みが見られたが、2003 年以降は一貫して増加を続けている。果物については、柑橘、梨、ブドウ、バナナといったその他の果物もそれぞれ生産量が増加しており、現在においても果物全体としての増産基調が続いている。2013 年のリンゴの生産量は前年比 3.1 パーセント増の 3,968 万トンとなった。

3) 畜水産物

中国の畜水産物のうち、肉類生産量の推移は第 15 図に示すとおりである。中国で肉類は、主として豚肉、牛肉、羊肉および家禽肉から成る。なお、中国統計年鑑では家禽肉だけの生産量が示されないため、同図ではその他の肉を含めて「家禽肉その他」として表示した。また、生産量は骨付き肉の重量である。

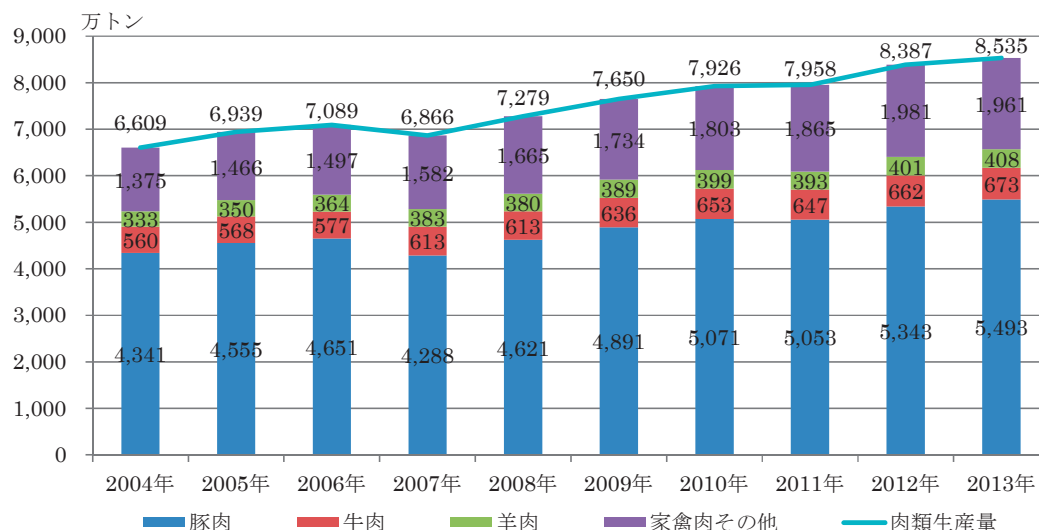
肉類生産量は基本的に一貫した増加基調にある。2007 年には一時的な減少が見られるが、これは豚の青耳病の蔓延、飼料価格の高騰等で豚肉生産が減少したためである。

さて、2013 年の肉類生産量は前年比 1.8 パーセント増の 8,535 万トンとなった。これを 2004 年の 6,609 万トンと比較すると 10 年間で約 2 千万トン、毎年平均で約 200 万トンの増加を続けていることとなる。

2013 年の品目別の肉類のシェアは、豚肉が 64.4 パーセント、牛肉が 7.9 パーセント、羊肉が 4.8 パーセント、家禽肉 23.0 パーセントであるが、各品目のシェアは従前からほとんど変わっていない。このことは、各品目がほぼ同じような増加率で生産量を伸ばしてきたことを示すものであり、中国における肉類の消費パターンまたは消費嗜好の顕著な変化はこれまでのところ起こっていない。

2013 年の豚肉の生産量は前年比 2.8 パーセント増の 5,493 万トンとなった。豚肉の生産量と価格の動きは、通常、ピッグサイクルによるずれが見られるが、2013 年は価格の下落にかかわらず生産量が増加した年となっている。

中国で、豚肉に次いで多く消費される肉が鶏肉を主とした家禽肉である。家禽肉は、鳥インフルエンザ等の影響から生産量が減少することもあるが、基本的に増産基調にある。2013 年の生産量はその他の肉を含めて 1,961 万トンである。



第 15 図 肉類生産量の推移

資料：中国統計年鑑.

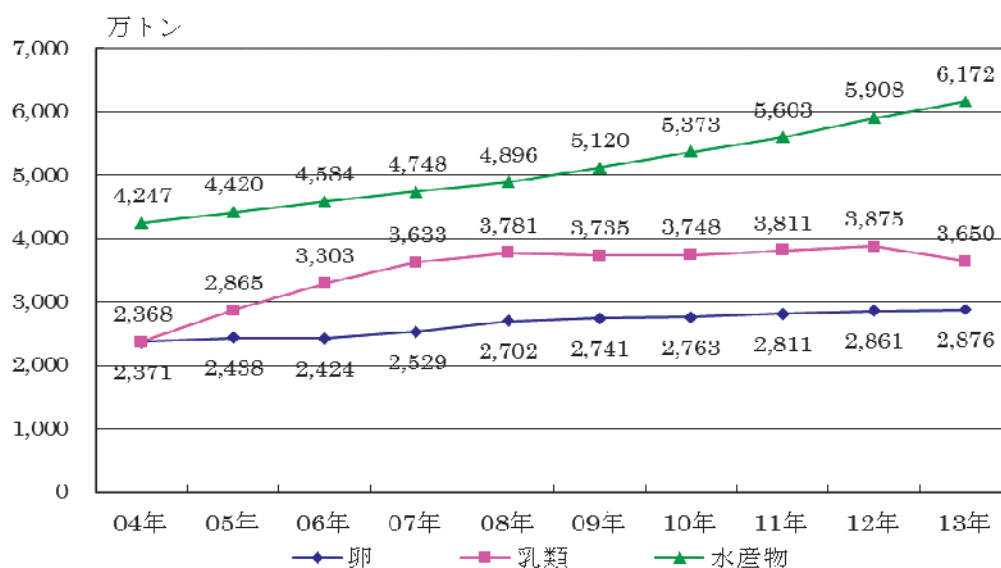
牛肉については、中国の食生活の多様化、高度化とともに、牛肉消費のシェアが拡大するのではないかとの見方もあるが、現在までは肉類生産量に占める牛肉のシェアが約 8 パーセントという状況は変わらない。これについては、食習慣がすぐには変化しないということもあるが、肉牛の量産体制がまだ十分に整っていないことが要因として考えられよう。2013 年の牛肉の生産量は前年よりわずかに増えて 673 万トンとなった。

羊肉は主として少数民族によって消費されるが、近年では都市部での消費の拡大も見られる。生産量は増加しているものの微増にとどまっており、2013 年の生産量も微増の 408 万トンとなった。

畜水産物のうち、卵、乳類および水産物の生産量の推移は第 16 図に示すとおりである。

卵は、1980 年代から 1990 年代にかけて生産量が急速に増加したが、2000 年代になってからは伸び悩みの状況となった。しかしながら、近年でもわずかではあるが生産量は徐々に増加している。2013 年の生産量は前年比 0.5 パーセント増の 2876 万トンとなった。

中国で乳類はほとんどが牛乳であり、牛乳は乳類の約 97 パーセントを占める。乳類は大きな消費需要を背景として 2000 年代前半には生産量が飛躍的に増加し、2008 年には生産量が 3,781 万トンになった。しかしながら、2008 年のメラミン混入粉ミルク事件の発生など中国産乳製品について不祥事が相次いだことから、消費者が中国産乳製品を買い控えるようになり、また、牛乳需要も都市部では伸び悩むようになったため、乳企業間での過当競争も見られるようになった。こうしたことから、2009 年からは乳類の生産量の増加がとまり、生産量はほぼ横ばいの水準となっていたが、2013 年は生産量が減少に転じ前年比 5.8 パーセント減の 3,650 万トンとなった。生産量減少の要因としては、政府による生乳管理基準の厳格化が進んだこと等により、これに十分に対応できない中小の乳業企業が撤退したこと等が考えられる。



第 16 図 卵、乳類および水産物の生産量の推移

資料：中国農業統計年鑑。

水産物の生産量は近年も一貫して増加を続けている。中国の水産物生産量のうち、養殖生産量は約 7 割を占めるが、とりわけ淡水養殖の生産量の伸びが大きく、淡水養殖生産量だけで水産物生産量の約 45 パーセントを占める。2013 年の水産物生産量も主として養殖生産量の伸びによって、前年比 4.5 パーセント増の 6,172 万トンとなり、過去最高の更新を続けている。

5. 農産物貿易

(1) 農産物貿易政策

中国の農産物貿易については、農業部が 2011 年に作成した「全国農業貿易促進計画（2011-2020 年）」に基づき、政府主導の積極的な農産物輸出促進対策が講じられている。同促進計画の主要な内容は、①農産物輸出モデル基地の建設、②輸出農産物ブランドの創設、③企業の海外市場開拓の支援、④農産物輸出モデル企業の育成、⑤国際農業展覧会の開催等を行うことである。

また、農業部は 2012 年 12 月に「全国農産物貿易中長期発展計画（2013-2020）」を策定し、農産物貿易発展の方向性を示している。同発展計画では、農産物輸出の構造の合理化を図ること、市場を多元化すること、農産物貿易と国内産業の発展を調和させること等が明記されている。

2013 年においてもこれらの基本的方針に基づき、海外での中国産農産物展示の推進、農産物輸出モデル基地の建設等への取組が積極的に推進された。

海外での展示推進については、2013 年においては 1,185 万元のプロジェクト資金が投じられ⁽⁵¹⁾、韓国、マレーシアをはじめとする農産物展覧会での中国企業の展示の支援が行われた。また、国内の地域特産物の育成、ブランド化等により、輸出企業と一体となった輸出モデル基地の建設が各地で進められている。

このほか、インターネット等を通じた内外の農産物市場の動向等に関する情報提供、農産物貿易に関する人材育成といった取組等も行われており、意欲的な農産物輸出促進策が官民一体となって講じられている。

(2) 全体的動向

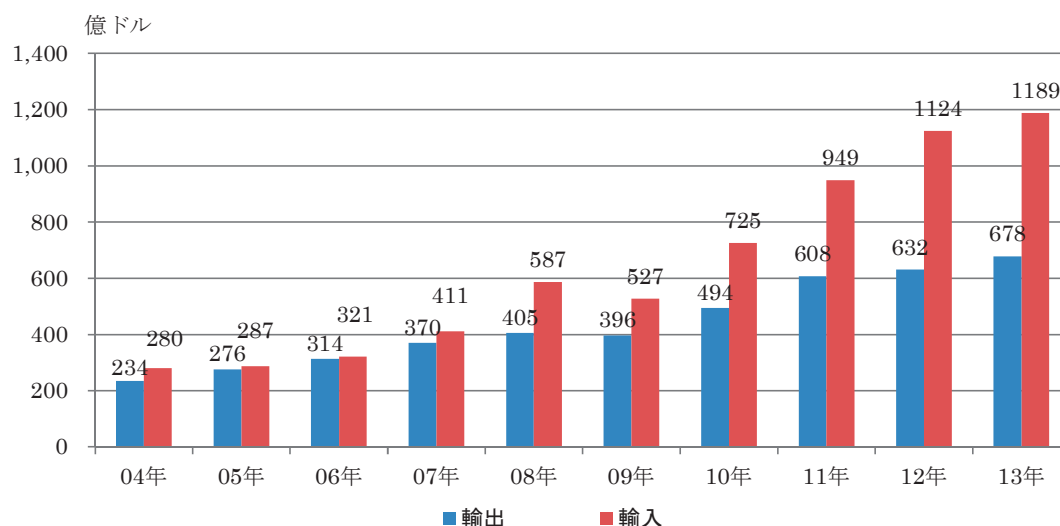
中国では、中国農産品貿易発展報告によれば、ウルグアイラウンド農業合意で定められた範囲（HS 商品分類による。）の農産物の輸出入額に水産物の輸出入額を加えたものが農産物輸出入額として公表される。すなわち、中国の農産物輸出入額は、穀物、綿麻繭糸、油糧種子、植物油、糖料・糖、飲料、野菜、果物、堅果、花卉、餅粕、乾燥豆（除大豆）、水産物、畜産物、調味料、精油、食糧製品、イモ類、薬材、その他農産物の 20 種類の品目の合計輸出入額である。なお、本節で記述する中国の農産物輸出入に関する数値は、特に断らない限り、中国農産品貿易発展報告による。

第 17 図は中国の農産物輸出入額のここ 10 年の推移を示したものである。

中国の農産物貿易は、2003 年以前は輸出額が輸入額を上回っていたが、2004 年以降はこれが逆転し、農産物貿易は赤字の状況が続くようになった。2008 年以降（2009 年はリーマン・ショックによる例外年）はこの貿易赤字が大きく拡大している。この要因としては、国内生産費上昇による中国農産物の価格競争力の低下、油糧種子の輸入額の大幅な増

加等が挙げられよう。2013 年の農産物輸出額は前年比 7.4 パーセント増の 678 億ドル、同輸入額は前年比 5.7 パーセント増の 1189 億ドルで、農産物貿易の赤字額は 511 億ドルに拡大した。

なお、中国の貿易総額のうちで農産物貿易が占める比率は、輸出が 3.1 パーセント（前年 3.1 パーセント）、輸入が 6.1 パーセント（前年 6.2 パーセント）であり、前年とほとんど変わっていない。



第 17 図 中国の農産物貿易の推移

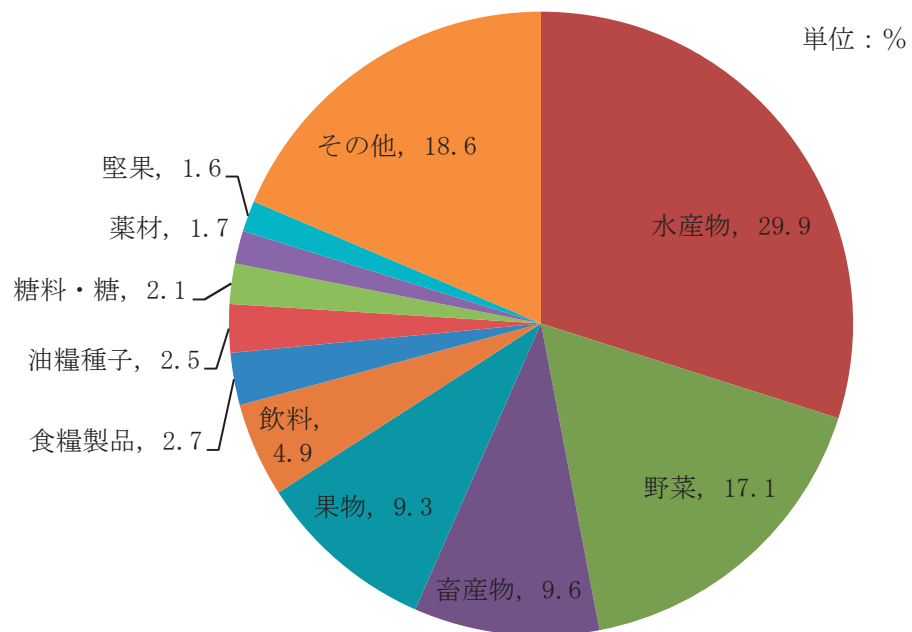
資料：中国農産品貿易発展報告 2014.

(3) 品目別動向

第 18 図および第 19 図は、それぞれ 2013 年の農産物輸出入額の品目別の輸出構成および輸入構成を示したものである。

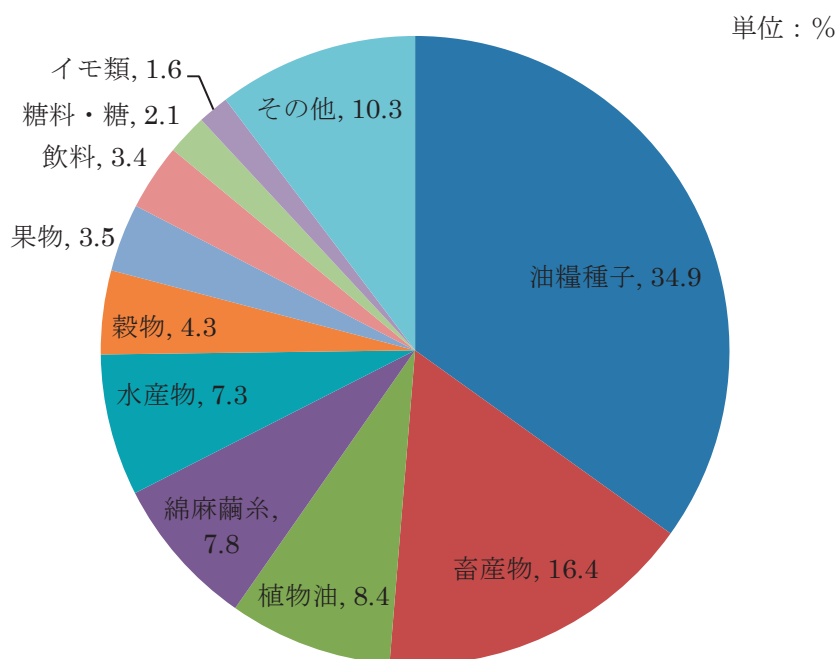
中国の農産物輸出では、水産物、野菜、畜産物、果物の上位 4 品目で農産物輸出額の約 3 分の 2 を占め、この状況は近年変わっていない。とりわけ水産物と野菜は中国の農産物輸出の二本柱とも言うべき存在であり、この両品目だけで農産物輸出額の 4 割を占める。

水産物の 2013 年の輸出額は 202.6 億ドルで前年比 6.7 パーセント増となり、輸出量も前年比 4.2 パーセント増であった。水産物の輸出を加工方式から見れば、保蔵等の処理を行った深加工水産物が 34.2 パーセント、冷凍魚等の初級加工水産物が 33.2 パーセント、燻製・塩漬水産物が 21.3 パーセントを占め、生鮮・冷蔵水産物の輸出は 3.9 パーセントを占めるにすぎない。



第 18 図 農産物品目別輸出構成（2013 年）

資料：中国農産品貿易発展報告 2014.



第 19 図 農産物品目別輸入構成（2013 年）

資料：中国農産品貿易発展報告 2014.

また、自国産水産物のうち、クルマエビ、貝類、ウナギ、ティラピア、フウセイといった養殖水産物の輸出が多いのも従来と変わらず、これらの養殖水産物の輸出は一般貿易⁽⁵²⁾による水産物輸出額の 51.2 パーセントを占める。

野菜の輸出額は 2012 年には減少したが、2013 年は前年比 16.2 パーセント増の 115.9 億ドルとなった。この結果、野菜の輸出額の農産物輸出額に占める比率も前年より拡大して 17.1 パーセントとなった。

野菜のうちで最も輸出額の大きいのは生鮮冷蔵ニンニクであり、野菜輸出額の 11.0 パーセントを占める。次いで輸出額の大きい干しシイタケは 2012 年に輸出額を大きく減らしていたが、2013 年は前年比 129.8 パーセントの増となり、野菜輸出額に占める比率も 10.5 パーセントとなった。干しシイタケの輸出額の回復は、増値税の政策変更にとまなう混乱が解消したことによるものとされる。

畜産物については、近年では輸入額のほうが輸出額よりもかなり大きくなっているが、2013 年の輸出額は前年比 1.3 パーセント増の 65.2 億ドルであり、農産物輸出額の 9.6 パーセントを占める。

中国の畜産物輸出で 1 億ドルを超えているものは家禽製品、生豚製品、羽毛、ソーセイジ用皮、蜂製品、動物毛、牛製品および卵製品の 8 品目であり、これら 8 品目で畜産物輸出額の 91.7 パーセントを占める。ただし、このうち前年よりも輸出額が増加したのは生豚製品、羽毛および蜂製品のみであり、他の品目は前年より減少した。乳製品は輸出額が 1 億ドルに満たない品目であるが、前年よりも輸出額を 30.8 パーセント減少させ、輸出額は 5,700 万ドルにとどまった。

果物は、輸出量が前年比 0.6 パーセントの減少となったものの、輸出額は前年比 2.2 パーセント増の 63.2 億ドルとなった。

2013 年の果物の輸出で最も多い品目は柑橘であり、輸出額は前年比 19.6 パーセント増の 11.6 億ドルとなった。柑橘は近年輸出が大きく伸びている。生鮮リンゴが次に続き、輸出額は 10.3 億ドルである。2012 年に最も輸出額の多かったリンゴ果汁は前年比 20.7 パーセント減の 9.1 億ドルとなった。

一方、中国の農産物輸入では油糧種子の輸入が特に大きな比率を占めるという基本的な状況は従来と変わっていない。2013 年では、これに畜産物、植物油、綿麻繭糸、水産物と続く。前年と比較して植物油と綿麻繭糸の順位が入れ替わっているが、これは綿麻繭糸の輸入額の減少幅が大きかったためである。これら上位 5 品目で 2013 年の中国の農産物輸入額の 74.8 パーセントを占める。

油糧種子の輸入は、中国の農産物輸入額の約 3 分の 1 を占めるが、2013 年はそのシェアをさらに拡大して 34.9 パーセントとなった。油糧種子の輸入のうち、大豆は輸入量、輸入額ともその 9 割以上を占めるが、2013 年の大豆輸入量は前年比 502.4 万トン増の 6340.5 万トン、輸入額は前年比 31.1 億ドル増の 380.3 億ドルとなった。このほか、油糧種子の輸入では、ナタネおよびゴマも 2013 年は輸入が増加し、ナタネは前年比 23.9 パーセント増の 24.2 億ドル、ゴマは前年比 48.6 パーセント増の 7.7 億ドルの輸入額となった。

畜産物は、かつては輸出額が輸入額よりも多かったが、2000年代はじめにこれが逆転し、近年はその差がさらに拡大しつつある。2013年の輸入額は前年比30.8パーセント増の195.1億ドルであり、輸出額との差は前年より53.2パーセント拡大して129.9億ドルとなった。2013年の畜産物の輸入で、輸入額が10億ドルを超える品目を輸入額の多いものから順に挙げると、乳製品（2013年輸入額51.9億ドル）、動物生皮（同35.7億ドル）、動物毛（同28.7億ドル）、生豚製品（同26.6億ドル）、牛製品（同16.0億ドル）、家禽製品（同10.7億ドル）となる。これら6品目で畜産物輸入額の86.9パーセントを占める。これらの品目のうちでは、乳製品が粉ミルクの輸入増等から前年比61.3パーセントの増加となっていること、牛製品が国内需要への対応から前年比143.1パーセントの増加となったことが注目されよう。

中国の植物油の輸入で最も多いのはパーム油であり、植物油輸入量の6割以上を占める。2013年のパーム油の輸入量は前年比5.7パーセント減の598万トン、輸入額は24.6パーセント減の49.1億ドルとなった。植物油では、このほか、ナタネ油および豆油の輸入が多く、ナタネ油の2013年の輸入量は152.7万トン、豆油は同115.8万トンであり、パーム油、ナタネ油および豆油の3品目で植物油輸入量の94パーセントを占める。

綿花の輸入量は、2012年まで3年連続で増加していたが、2013年は前年比16.9パーセント減の450.2万トンとなった。輸入額も前年比27.4パーセント減の87.2億ドルとなった。中国の綿花輸入量の減少は、中国国内での綿花在庫の増加が進み、国内での需給が緩和していることが要因となったものと考えられる。中国の主たる綿花輸入先はインド、アメリカ、オーストラリア、ウズベキスタン等である。

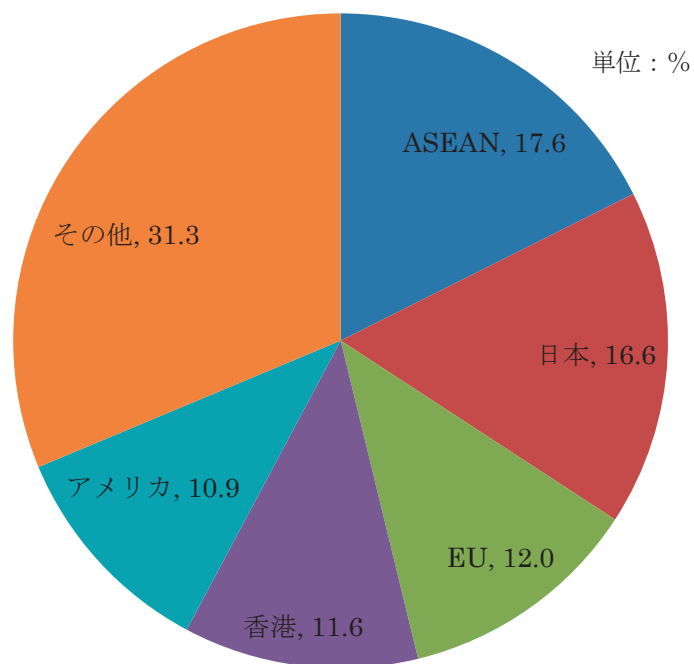
中国の2013年の水産物貿易は輸出額202.6億ドルに対して輸入額は86.4億ドルとなった。輸入額は前年比8パーセントの増加であった。輸入量は417万トンであるが、そのうちの3分の1は輸出向け加工原料としての輸入である。飼料用魚粉の輸入量は前年比21.7パーセント減の97.6万トンとなったが、国内消費用水産物の輸入量は前年比20.6パーセント増の92.8万トンとなった。

（４） 国・地域別動向

第20図および第21図は、それぞれ中国の国・地域別の輸出構成および輸入構成を示したものである。

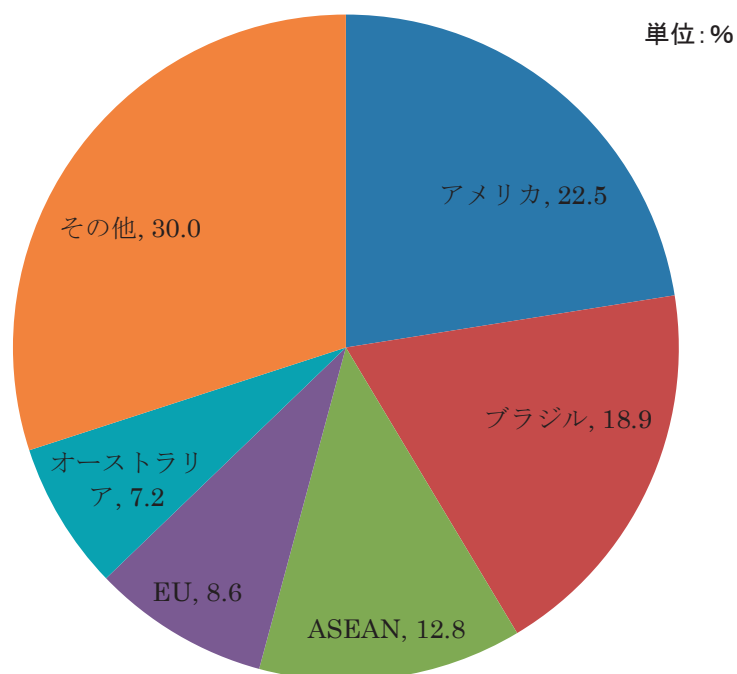
中国の農産物輸出先は、これまで日本が最も多かったが、2013年はASEANが最多となり、日本は2番目となった。これにEU、香港、アメリカが続いており、これら5つの国・地域で中国の農産物輸出の約7割を占める。

また、農産物輸入先は、アメリカ、ブラジル、ASEAN、EUの順となっているが、これは前年と変化がない。



第 20 図 農産物国・地域別輸出構成（2013 年）

資料：中国農産品貿易発展報告 2014.



第 21 図 農産物国・地域別輸入構成（2013 年）

資料：中国農産品貿易発展報告 2014.

中国の日本への輸出農産物で主なものは、水産物（2013年の対日輸出農産物の34.8パーセント）、野菜（同20.9パーセント）、畜産物（同15.2パーセント）であるが、これらはいずれも前年より輸出額を減少させた。中国から日本への2013年の農産物輸出額は全体で112.5億ドルとなった。日本への輸出減少の理由としては、食品安全の問題から日本の消費者が中国農産物離れを起こしていること、日本での輸入農産物への食品衛生上の国境監視措置が強化されていること、円安の影響があったこと等が考えられよう。

中国とASEANとの農産物貿易は、これまで輸出入ともに大きく拡大してきた。2013年は中国からの輸出が伸びる一方で、輸入はやや減少したが、それでも中国にとってASEANとの農産物貿易が輸入超過の状況であることは変わらない。中国からの輸出は前年比17.9パーセント増の119.4億円であり、輸入は前年比8.2パーセント減の151.7億ドルであった。

中国からASEANへの輸出では野菜、水産物、果物が多く、2013年はこれら3品目でASEANへの農産物輸出額の77.3パーセントを占めた。一方、中国のASEANからの輸入では植物油、果物、イモ類が多くなっており、同様にこれら3品目が63.7パーセントを占める。植物油の輸入ではパーム油が主なものである。

中国とEUとの農産物貿易は2012年に初めて中国の輸入額が輸出額を上回ったが、2013年は中国からの輸出が81.4億ドル、輸入が102.8億ドルとなり、中国にとっての輸入超過の状況が継続することとなった。

中国のEUへの輸出で最も多いのは水産物（2013年の対EU農産物輸出額の28.0パーセント）であり、これに野菜（同13.9パーセント）、畜産物（同12.6パーセント）、果物（同6.0パーセント）が続いている。一方、輸入で多いのは豚肉、乳製品等の畜産物（2013年の対EU農産物輸入額の38.7パーセント）、ワイン等の飲料（同23.5パーセント）、植物油（6.3パーセント）等である。

アメリカは中国にとって重要な農産物輸出国であり、かつ、最大の農産物輸入国である。2013年の中国からアメリカへの農産物輸出額は前年比2パーセント増の74億ドル、輸入額は前年比7.1パーセント減の267.2億ドルであった。

中国からアメリカへの輸出で最も多いのは対EUと同じく水産物であり、アメリカへの農産物輸出額の43.2パーセントを占める。続いて果物および野菜が多く、それぞれ14.0パーセントおよび10.2パーセントを占めている。アメリカからの輸入では大豆を主とした油糧種子の輸入が特に大きくなっており、2013年の輸入額は133.6億ドル、アメリカからの農産物輸入額の50.0パーセントを占める。次いで、畜産物35.7億ドル、綿麻繭糸24.5億ドル、穀物22.0億ドルとなっている。

6. おわりに

本稿では、熾烈な政治抗争、社会不安の増大、経済成長の減速といった深刻な課題に直面し、大きな転換期を迎えることとなったと見られる中国について、その 2014 年における政治経済の基本的動向および農業をめぐる諸情勢を整理してきた。

まず政治面では、習近平政権成立以来継続している権力闘争が、2014 年になって周永康の失脚等によって新しい段階に入り、習近平による権力掌握が進んでいるように見られるものの、反対勢力も残存しており、必ずしも予断を許すものでないことを説明した。また、社会不安の問題に関しては、労使問題、農村土地問題等に関する紛争が相変わらず多発する中で、2014 年は特にウイグル族に関する暴動・死傷事件が頻発し、民族問題が深刻化している状況をうかがわせるものとなった。

こうした党内抗争と社会の不安定化の中で、2014 年 10 月の四中全会では「依法治国」の目標が掲げられることとなった。「依法治国」はこれまでの「人治」の実態をあらためて法による統治を徹底し、権力闘争の正当化と人民の不満の緩和を図ろうとするものであった。なお、四中全会では地方党官僚の業務適正化等を目的として「終身責任追及制度」が併せて規定されたが、これは権力闘争の激化、政策の硬直化といった弊害を引き起こす可能性があることを指摘した。

対外的には、2014 年においても、パラセル諸島近海での石油掘削活動、スプラトリー諸島での軍事用滑走路建設等、南シナ海等での独自行動が継続し、周辺諸国の懸念をますます深めるものとなった。日本との関係では、2014 年 11 月の A P E C の場で日中首脳会談が実現したが、中国国内では日本への敵対・報復意識を高めるための政策等が続けられており、日中関係の今後には極めて厳しいものがあるという状況は変わっていない。

経済面では、2014 年から「経済の新常態」という概念が提起され、従来の投資主導成長方式から技術開発主導成長方式への転換が公式にめざされることとなったが、中国では公正で自由な市場が実質的に確立されていないことから、現在の政治経済体制の下ではこうした成長方式の転換には困難がともなうことを説明した。

農業政策面では、食糧安全保障の確保が最優先の政策課題とされる中で、農業生産支援政策のあり方としては、従来の生産補助金の支払いや価格支持に代えて、目標価格制度の導入が検討されることとなり、食糧生産においても試験実施が行われることとなった。

中国の食糧生産量は 2004 年以来 11 年連続の増産となったが、飼料需要の拡大等による穀物消費量の増加によって、中国国内の食料需給は逼迫した状況が続いており、コメ、トウモロコシ等の輸入が行われている。

以上述べてきたとおり、中国は内外に直ちには解決困難な深刻な課題を抱えており、とりわけ経済は大きな曲がり角にある。こうした状況に対応して、中国政府がどのように対応するのか、また中国がどの方向に進むのか、今後ともその動きを注視し、的確な動向把握に努めてまいることとしたい。

- 注(1) 人民日報 2014 年 7 月 1 日。
- (2) 人民日報 2014 年 7 月 30 日。
- (3) 産経ニュース 2014 年 7 月 30 日。
- (4) 何清漣「習近平の『反腐敗』は何故、『孤剣』か？」清漣居 2014 年 6 月 26 日（日本語訳）
<http://heqinglian.net/2014/07/05/xi-anti-corruption/>
- (5) 産経ニュース 2014 年 1 月 27 日。
- (6) 産経ニュース 2014 年 10 月 25 日。
- (7) 産経ニュース 2014 年 5 月 11 日。
- (8) 産経ニュース 2014 年 11 月 2 日。
- (9) 時事通信 2014 年 1 月 25 日。同自治区政府系サイトの発表で 5 人死傷。
- (10) 時事通信 2014 年 5 月 1 日。国営新華社通信は、死者 3 人、負傷 79 人と伝える。
- (11) REUTERS 2014 年 5 月 22 日。中国中央電視台は、死者 31 人、負傷約 90 人と伝える。
- (12) 毎日新聞 2014 年 7 月 30 日。AFP 通信によれば、死傷者は 100 人近くに上る。地元警察当局が容疑者数十人を射殺。
- (13) 時事通信 2014 年 5 月 31 日。
- (14) 日本経済新聞 2014 年 11 月 21 日。
- (15) Usfl.com 2014 年 11 月 21 日、<http://www.usfl.com/?p=61067>。
- (16) Searchina 2014 年 10 月 24 日、<http://news.searchina.net/id/1546899?page=1>。
- (17) 産経ニュース 2013 年 11 月 25 日。中国海軍少将のテレビ番組での発言。
- (18) Usfl.com 2014 年 1 月 31 日、<http://www.usfl.com/?p=35984>。
- (19) 読売新聞 2014 年 2 月 25 日。
- (20) BBC, 24 April 2014, <http://www.bbc.com/news/world-asia-27137272>。
- (21) 外務省「日米首脳会談（概要）」http://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_000755.html。
- (22) BBC, 28 April 2014, <http://www.bbc.com/news/world-asia-27183976>。
- (23) 読売新聞 2014 年 7 月 16 日。
- (24) Record China 2014 年 11 月 25 日、<http://news.livedoor.com/article/detail/9503270/>。
- (25) Usfl.com 2014 年 7 月 9 日、<http://www.usfl.com/?p=48414>。
- (26) 産経ニュース 2014 年 5 月 5 日；The Wall Street Journal（日本語）2014 年 10 月 23 日。
- (27) 産経ニュース 2014 年 4 月 20 日。
- (28) 同上；読売新聞 2014 年 2 月 25 日。
- (29) 産経ニュース 2014 年 4 月 21 日。
- (30) 産経ニュース 2014 年 4 月 20 日。
- (31) 産経ニュース 2014 年 4 月 9 日。
- (32) 日本経済新聞 2014 年 7 月 15 日。
- (33) 外務省「日中関係の改善に向けた話し合い」http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page4_000789.html。
- (34) 経済参考報 2014 年 11 月 10 日。
- (35) 「中進国の罟」とは、一人当たり GDP（国民所得）が中進国の水準となってから、自国の賃

- 金上昇によって軽工業品等については低所得国に対する競争力を失う一方で、一定の技術力を要する工業製品については先進国と比較して技術力が不十分なため、結果として経済成長が鈍化、停滞し、一人当たり GDP が伸び悩むようになって中進国から抜けられない現象を言う。
- (36) ただし、中国の統計上、輸入大豆は油糧種子として扱われており、食糧に算入されているわけではない。
- (37) 360doc 個人図書館 2014 年 4 月 20 日, http://www.360doc.com/content/14/0420/18/1317564_370610312.shtml。
- (38) 済南日報 2014 年 9 月 23 日。
- (39) 人民日報 2014 年 1 月 21 日。
- (40) 「農民銀行家 49 人論壇総述」百信農村資金互助社 2013 年 10 月 19 日；「発展新型農村資金互助合作要清除障害」互聯網 2014 年 4 月 3 日。
- (41) 中央財政収入と財政赤字額を足せば 7 兆 3,880 億元であり、中央財政支出額に 1,000 億元足りないが、この 1,000 億元は中央予算安定調節基金から繰り入れられることとなっている。
- (42) 農資導報 2014 年 3 月 27 日；中国軍網 2014 年 3 月 27 日。
- (43) 経済観察網 2014 年 4 月 18 日。
- (44) 同上。
- (45) 作目別の播種面積の合計は農作物総播種面積に一致していない。2009 年以降は作目別播種面積の合計値のほうが農作物総播種面積よりも多くなっているが、これは統計の誤差によるものであろう。
- (46) 中国統計年鑑の解説による。
- (47) 1993 年 2 月 20 日国務院「食糧保護価格買付制度に関する通知」を根拠とする。
- (48) 中華糧網 (<http://www.cngrain.com/Publish/qita/201409/573796.shtml>) に掲載された食糧需給表から算出した。
- (49) 野菜は生産量のデータがないので、ここでは取り上げていない。
- (50) 済南日報 2014 年 9 月 23 日。
- (51) 中国農産品貿易発展報告 2014。
- (52) 中国では、輸入して一定の加工をした後に輸出することをあらかじめ定めて行う貿易を加工貿易として一般貿易とは異なる貿易方式に分類している。

第4章 中国食糧生産経営の動向

河原 昌一郎

1. はじめに

中国の食糧生産経営の状況が、今後の中国の食糧生産の動向を左右することは論を待たないところであろう。食糧生産経営が十分に効率的で一定の収益を保つことができるようなものであれば食糧生産は今後とも安定的に維持されるであろうし、食糧生産経営の効率が必ずしも良くなく生産費増高等により今後の経営の悪化が見込まれるようなものであれば将来的な食糧生産の減少や輸入の増加を想定しなければならない。

また、中国の経済成長は中国の食糧生産経営に影響を及ぼさずにはおかない。経済成長によって、農村経済も大きく変貌しつつあることが想定されるが、経済成長は食糧生産経営に具体的にどのような影響を与えているのであろうか。

本稿は、以上のような問題意識をもとに、主として中国の生産費統計を用いて中国の食糧生産経営の基本的な動向を整理し、分析したものである。なお、本稿では、中国の食糧生産経営として、コメ（ジャポニカ）、コメ（インディカ）、小麦およびトウモロコシの4つの作物を取り上げた。このうちコメ（インディカ）は中稲インディカ米を対象にした。

ところで、本稿では中国の食糧生産経営に関し、「収益性」、「生産費」、「化学肥料および農業機械」、「商品率」、「アメリカとの生産費比較」、「関係施策」のそれぞれの項目について分析を行ったが、食糧生産経営の動向が基本的に生産費の動向によって左右されるものであることは異存のないところであろう。したがって、本稿でも食糧生産経営の生産費の近年の動向を析出・把握することを基本的な課題としている。

中国の生産費統計では、生産費は大きく、「資材・サービス費」、「労働費」および「土地費用」の3つに分けられるが、これらの動きにどのような特徴が見られるようになっているのであろうか。中国の食糧生産経営の零細性や経済成長は、この生産費の動きにどのように反映されているのであろうか。こうした問題意識に対応した検討を行うことは、中国の食糧生産経営の実態や将来方向をよりの確に認識する上での一助となろう。

そして、こうした中国の生産費の動向はアメリカの生産費の動向とどのような相違があるのであろうか。このことを明らかにすることは、中国食糧の今後の国際競争力や食糧貿易の動向の検討に資するものである。また、中国でどのような食糧生産経営に関する施策が実施されているかを知ることが、中国の将来の食糧生産経営を考える上で必要と考えられるので、本稿では基本的と考えられる施策を紹介することとした。

本稿は、中国の食糧生産経営の動向を概観しただけのものであり、内容的には不十分なところが多いものの、上述のような点で、わずかでも中国の食糧生産動向を考える上での一助となれば幸いである。

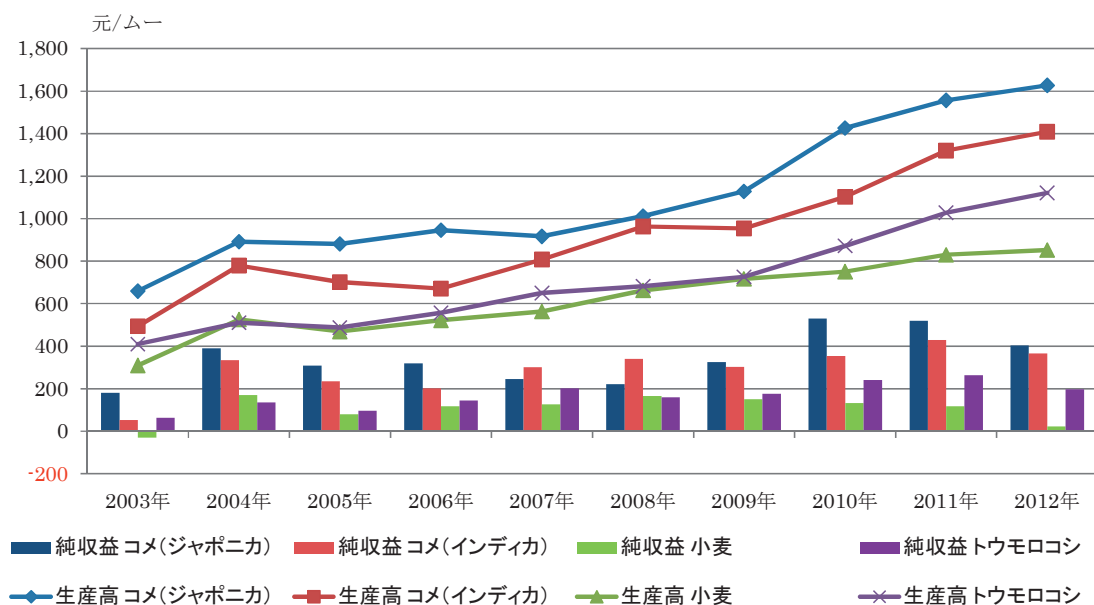
2. 収益性

食糧生産経営の収益性は農家の食糧生産意欲に直接的な影響を及ぼし、食糧生産経営の維持発展には収益性の向上は欠かせない課題である。第1図は、中国の主要食糧の純収益を生産高の推移とともに示したものである。同図で棒グラフは1ムー当たりの純収益を、折れ線グラフは同じく生産高を示している。

同図を見てまず明らかなとおり、中国の食糧生産経営において生産高は右上がり増加しているものの、純収益は年によって変動はあるが必ずしも増加傾向にあるとは言えない。

主要食糧のうちで純収益が比較的大きいのはコメ（ジャポニカ）およびコメ（インディカ）である。特にコメ（ジャポニカ）は2010年には純収益が約530元/ムーとなって過去最高となるが、そのまま増勢が続くのではなく、2012年には再び400元/ムー程度に減少している。コメ（インディカ）も同様であり、2011年には400元/ムーを超えるものの、概ね200～400元/ムーの水準で推移している。

小麦およびトウモロコシの純収益はいずれも比較的低いままである。特に小麦の純収益は2003年にはマイナスとなり、その後も200元/ムーを超えることなく、2012年はわずか12元/ムーに落ち込んでいる。トウモロコシは小麦よりもやや優るが、それでも200元/ムーを超えたのは2007、10、11年の3年だけであり、基本的に横ばいである。



第1図 主要食糧の生産高と純収益の推移

資料：全国農産物費用収益資料滙編各年。

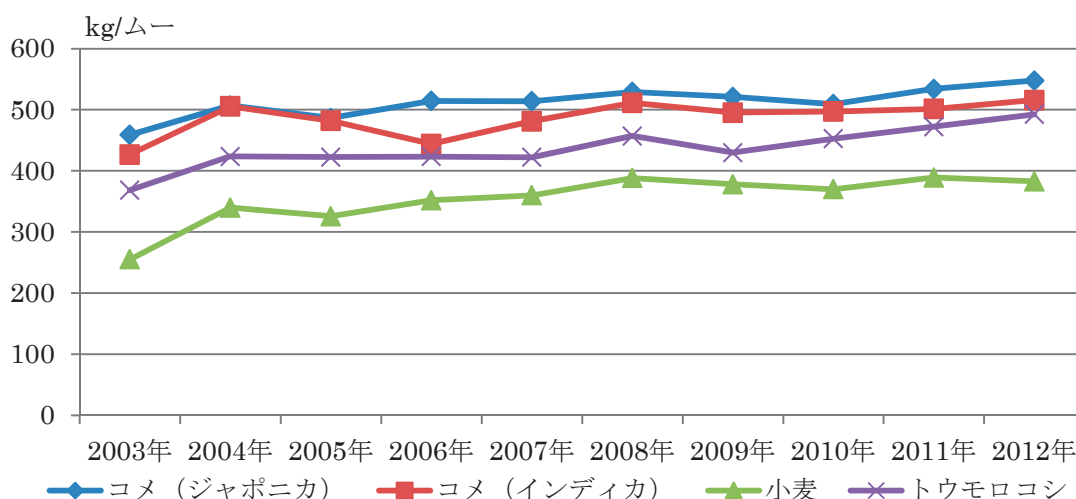
一方で、生産高は同図のとおりいずれの作目においても大きく伸びている。2003年から2012年への各作目の生産高の増加を見ると、コメ（ジャポニカ）は2003年の659元/ムーが2012年の1627元/ムーに、コメ（インディカ）は494元/ムーが1409元/ムーに、小麦は309元/ムーが852元/ムーに、トウモロコシは410元/ムーが1121元/ムーにといずれも2.5倍以上に増加している。

中国の生産費統計で生産高は主産物の生産高と副産物の生産高の合計額で示されているが、副産物の生産高の占める比率は小さい（概ね5～15パーセント）ため、生産高の動向は主として主産物の生産高で決まっているとしてよい。主産物の生産高は言うまでもなく主産物の価格と生産量との積で表されていることから、生産高の増加は価格または生産量的一方または両方の上昇によるものである。

主産物の生産高の要因を見るために、ここでは食糧生産経営の直接の結果である主産物の生産量の推移を見ておくこととしたい。第2図は主要食糧の1ムー当たり生産量を作目別に示したものである。

同図を一見して明らかなおとおり、各作目の1ムー当たり生産量はいずれも基本的に横ばいであり、ほとんど増加は見られない。ただし、トウモロコシはわずかではあるが2010年以降3カ年連続の増加となっている。小麦は2008年までは増加していたが、それ以降は伸びが見られなくなっている。コメ（ジャポニカ）およびコメ（インディカ）には目立った傾向は見られない。

なお、2003年はいずれの作目においても1ムー当たり生産量が低くなっているが、これはこの当時の食糧政策の影響もあって食糧価格が下落し、食糧生産意欲が冷え込んで生産量も減少したことによるものである。



第2図 主産物生産量の推移

資料：全国農産物費用収益資料滙編各年。

こうした1ムー当たり生産量の推移からも明らかとなっており、中国の近年の単位面積当たり生産高の増加は、単位収量の増加によるものでなく、主として食糧価格の上昇によってもたらされているものである。生産高の増加にもかかわらず純収益が増加しないのは、言うまでもなく生産費もまた増加しているためであるが、生産費の動向については次節で述べる。

いずれにしても、近年の中国の食糧生産経営は食糧価格が上昇することによって生産高が増加し、そのことによって何とか生産費をまかなって純収益を確保するという構造になっているのであり、その観点からも食糧価格政策の重要性が増しているということができよう。

それでは、主要食糧の収益性は他作目と比較した場合どうなのであろうか。第1表は食糧を含めた主要作目の1ムー当たり純収益を2004-06年、2007-09年および2010-12年の3カ年平均値で示したものである。

主要食糧の収益性は、同表のとおり、大豆、落花生および綿花という他の畑作物と比較して必ずしも遜色があるわけでない。特に大豆は地域において競合し得る作目であるトウモロコシよりも純収益が低く、大豆からトウモロコシへの作目転換は大きな障害がないことを示している。

しかしながら、主要食糧の単位面積当たり純収益はリンゴおよび野菜と比較すると大きな格差がある。また、リンゴおよび野菜は年を逐って純収益が大きく増加し、経済成長に対応した農家収入がある程度確保できる経営となっていることにも留意しておく必要がある。

その一方で、主要食糧の単位面積当たり純収益は、すでに見たとおり基本的に増加傾向と言えるものではないことから、経済成長とともに増加する他産業収入との格差が拡大し、農家にとって経営規模の拡大または他産業収入がなければ食糧生産収入だけではますます生活費の確保が困難な状況が進行することとなる。中国においては他産業収入でもって農家収入の増加を図ることも重要な政策目的の1つとされており、必ずしも農業収入の増加でもって農家経済の改善がめざされているわけではないが、農家収入のうちで食糧生産収入の占める比率が徐々に減少していけば、それだけ農家にとって食糧生産の必然性がなくなり食糧生産意欲も減少するという問題が生じることとなろう。

第 1 表 主要作目の純収益（単位：元／ムー）

作 目	2004-06年	2007-09年	2010-12年
コメ（ジャポニカ）	339.4	263.7	484.5
コメ（インディカ）	256.2	314.6	382.6
小麦	122.2	146.8	90.5
トウモロコシ	125.1	178.5	233.5
大豆	92.1	153.7	135.2
落花生	298.2	474.3	631.8
綿花	296.7	226.6	403.9
リンゴ	1371.1	2443.1	4556.9
野菜	1559.9	2065.4	2596.5

資料：全国農産物費用収益資料滙編各年.

注. 数値は表に示した年の 3 カ年平均値.

3. 生産費

(1) 全般的動向

中国の主要食糧の近年の生産費の推移を整理すれば第 2 表のとおりである。同表では、総費用の内訳として、中国の生産費統計の区分にしたがい、資材・サービス費、労働費および土地費用を示した。なお、中国の生産費統計で資材・サービス費は労働費および土地費用以外の全ての費用を含み、労働費は自家労働費および雇用労働費から、土地費用は転借地借料および自作地地代から成る。

同表のとおり、総費用はいずれの作目でも大きく増加しており、2004 年に比較すると 2012 年の総費用はいずれも約 2.5 倍になっている。

第 2 表 食糧生産経営の主要指標と収益性（1 ムー当たり）

	項目	単位	2004-06年	2007-09年	2010-12年
コメ (ジャポ ニカ)	主産物生産量	kg	502.7	521.4	530.5
	生産高	元	906.3	1018.7	1536.9
	総費用	元	566.9	755.1	1052.5
	純収益	元	339.4	263.7	484.5
コメ（イ ンディ カ）	主産物生産量	kg	477.2	496.1	504.8
	生産高	元	717.3	908.3	1277.7
	総費用	元	461.1	593.7	895.1
	純収益	元	256.2	314.6	382.6
小麦	主産物生産量	kg	339.1	375.4	380.7
	生産高	元	505.6	648.2	810.9
	総費用	元	383.4	501.4	720.5
	純収益	元	122.2	146.8	90.5
トウモロ コシ	主産物生産量	kg	423.2	436.5	472.5
	生産高	元	518.3	686.6	1007.2
	総費用	元	393.3	508.1	773.7
	純収益	元	125.1	178.5	233.5
大豆	純収益	元	92.1	153.7	135.2
落花生	純収益	元	298.2	474.3	631.8
綿花	純収益	元	296.7	226.6	403.9
リンゴ	純収益	元	1371.1	2443.1	4556.9
野菜	純収益	元	1559.9	2065.4	2596.5

資料：全国農産物費用収益資料汇编各年。

注(1) 数値は表に示した年の 3 カ年平均値。

(2) コメ（インディカ）は中稲。

資材・サービス費，労働費および土地費用が総費用に占める比率については，コメ（ジャポニカ）および小麦では資材・サービス費が最も大きく，次いで労働費，土地費用の順となっているが，コメ（インディカ）およびトウモロコシでは労働費が最も大きくなっており，次いで資材・サービス費，土地費用の順である。なお，コメ（インディカ）およびトウモロコシとも，もともと資材・サービス費のほうが労働費よりも多かったが，最近になって労働費のほうが上回るようになっている。

資材・サービス費が最も大きいのはコメ（ジャポニカ）であるが，これは化学肥料費や機械作業費が高くなっているためである。化学肥料および農業機械については次節で改めて述べるが，中国で農作業の機械化は，農家が農業機械を購入して進むのではなく，外部に機械作業を委託することによって行われることが多いことから，機械作業費が高いということはコメ（ジャポニカ）の作業委託費が比較的高くなっているということである。

資材・サービス費が比較的高くなっている小麦も化学肥料と機械作業費の占める比率が比較的大きいという点ではコメ（ジャポニカ）と同じ事情にある。

労働費が最も高くなっているコメ（インディカ）は，労働時間が比較的長く，化学肥料費や機械作業費はコメ（ジャポニカ）と比べると少ない。このことは，同じコメであってもコメ（インディカ）のほうがコメ（ジャポニカ）よりも労働集約的な生産が行われているということとなろう。

トウモロコシも小麦よりは労働時間は長く，一方で機械作業費は少ない。このことはトウモロコシの作業機械化が小麦ほどは進んでいないことを反映したものである。

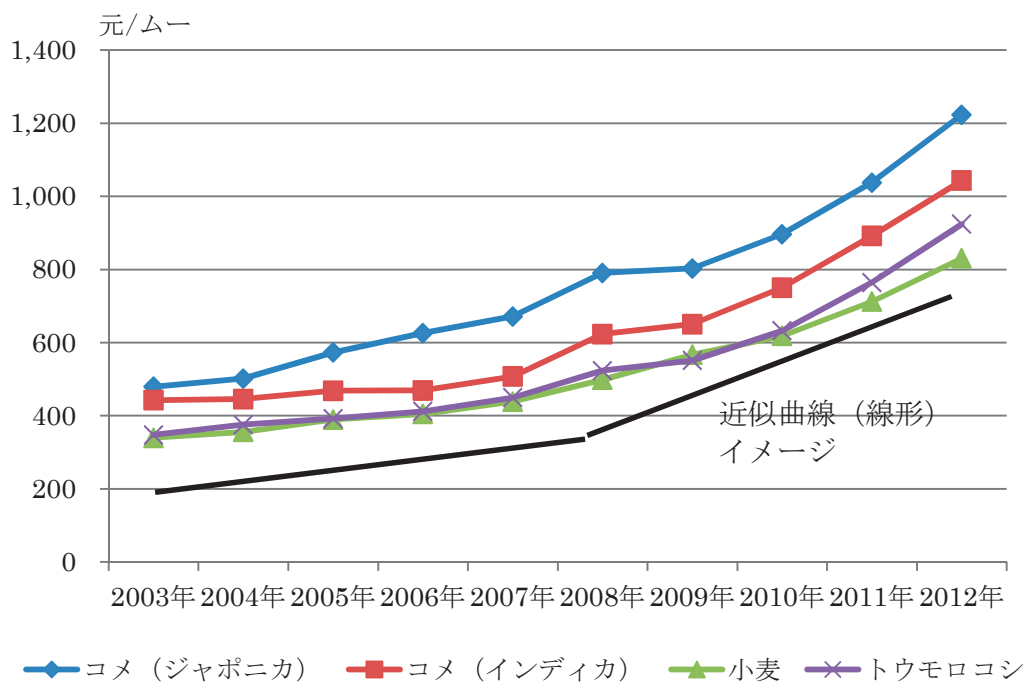
（２） 労働費

以上のとおり，中国の食糧生産費は総費用とともに資材・サービス費，労働費および土地費用のいずれもが増加しているが，第２表を見るだけでは近年の生産費増加にどのような特徴があるのかということがわかりにくい。そこで生産費の動きを折れ線グラフで示し，その動きを見てみることにしたい。

第３図は主要食糧の生産費（総費用）の最近１０年の推移を見たものである。

同図のとおり，いずれの作目も右肩上がりの増加基調にあるが，増加の程度すなわち右上がりの程度は２００７，０８年ごろを境にして異なっている。すなわち，２００３・０７年の期間の増加の程度よりも２００８・１２年の期間のほうが増加の程度が大きい。そしてこのことはコメ（ジャポニカ），コメ（インディカ），小麦およびトウモロコシのいずれの作目においても共通している。

同図ではこれら作目の生産費の動き（生産費曲線）の近似曲線（線形）をイメージとして記入したが，同図のとおり，近似曲線（線形）の勾配（直線の右上がりの程度）は２００８・１２年のほうが２００３・０７年よりもかなり大きく示されている。



第3図 主要食糧の生産費の推移

資料：全国農産物費用収益資料汇编各年。

さて、同図の近似曲線（線形）はあくまでイメージであるが、各作目の生産費曲線の近似曲線（線形）の実際の計測値からその係数值（勾配）を整理すれば第3表のとおりとなる。同表では2003-07年と2008-12年の2つの期間に分け、それぞれの計測値を整理した。 R^2 は決定係数である。同表で係数值（勾配）はすなわち各作目の生産費の毎年の増加額のことである。

同表からは、2003-07年の勾配（毎年の増加額）と2008-12年の勾配とが明らかに異なっていることが見て取れよう。2003-07年の総費用の毎年の増加額は最も大きいコメ（ジャポニカ）で約50元/ムー、最も小さなコメ（インディカ）で約15元/ムーであったが、2008-12年では最も小さな小麦でも約80元/ムーであり、他の3作目はいずれも100元/ムー以上となっている。

第3表 近似曲線（線形）の勾配

	2003-07年		2008-12年	
	勾配	R^2	勾配	R^2
コメ（ジャポニカ）	50.878	0.9826	109.99	0.9153
コメ（インディカ）	15.323	0.8759	108.11	0.9481
小麦	24.679	0.9844	80.906	0.9749
トウモロコシ	24.021	0.9786	101.47	0.9351

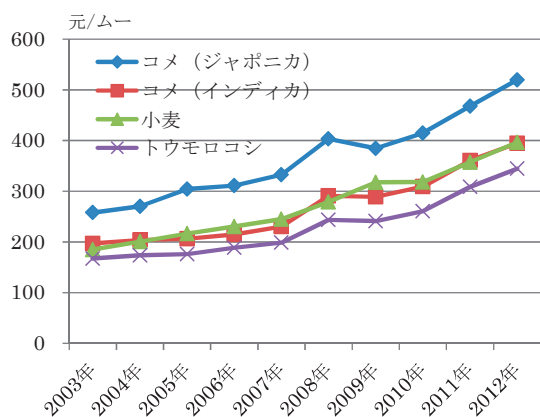
資料：筆者作成。

注。 R^2 は決定係数。

それでは、2003-07年よりも2008-12年において中国の食糧生産費が大きく増加するようになった要因は何であろうか。第4図および第5図は、このことを検討するために、総費用のうちで比較的大きな割合を占める資材・サービス費および労働費の推移を示したものである。

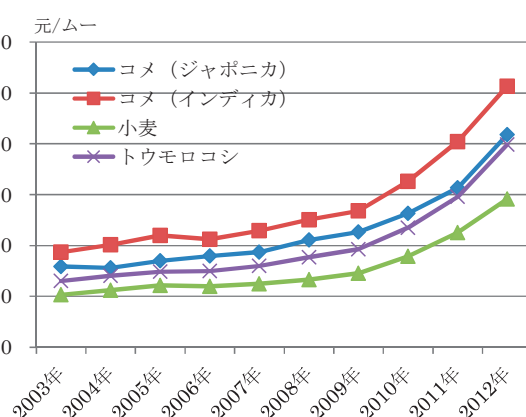
両図のとおり、資材・サービス費の増加の推移と労働費の増加の推移は明らかに異なっている。すなわち、資材・サービス費においてはこの10年間の毎年の増加額に大きな変化はなく比較的均等に増加しているが、労働費においては2003-07年の期間は毎年わずかな増加にとどまっていたものの2008年以降急激な増加を見せるようになってきている。労働費は、2005年から06年にかけて、コメ（インディカ）および小麦ではわずかながらも前年より減少するという現象が見られていたのである。

労働費は言うまでもなく年間労働日数と1労働日当たり賃金を掛け合わせることで得られる。そこで年間労働日数と1労働日当たり賃金の推移を見たものが第6図である。



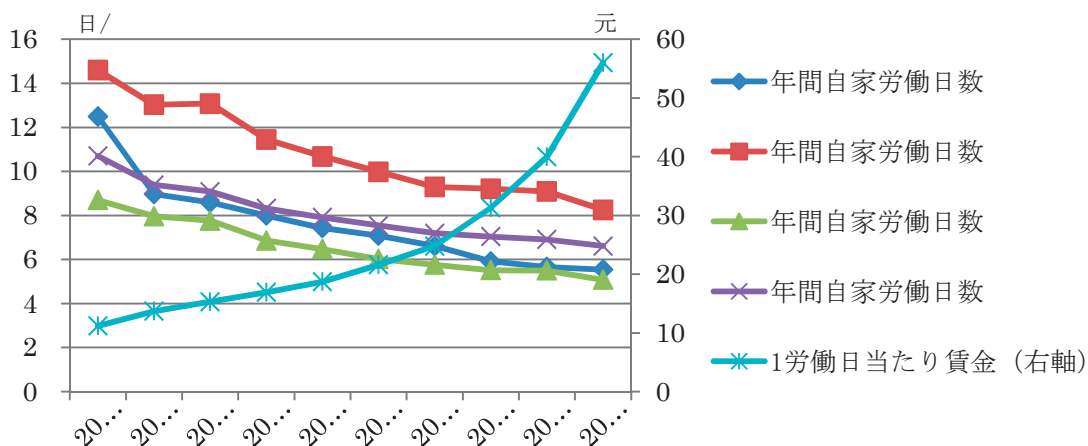
第4図 資材・サービス費の推移

資料：全国農産物費用収益資料汇编各年。



第5図 労働費の推移

資料：全国農産物費用収益資料汇编各年。



第6図 主要食糧の年間自家労働日数と1労働日当たり賃金の推移

資料：全国農産物費用収益資料汇编各年。

中国の生産費統計で前述したとおり労働費は雇用労働費と自家労働費とから構成されており、雇用労働費は実際の雇用労働に支出された費用であるが、自家労働費は一定の方法で算出された機会費用である。このうち雇用労働費は自家労働費に比較してごくわずかであるため、同図では作目ごとに年間自家労働日数のみを示した。また、1労働日当たり賃金は作目、地域に関係なく一律の数値となっているので、同図で1労働日当たり賃金の推移を示す線は一本である。

さて、同図から明らかなとおり、いずれの作目においても年間自家労働日数は徐々に減少している。これはもとより農作業の機械化等によって労働節約的な生産システムへと移行しているためである。年間自家労働日数の減少幅が大きいのはコメ（ジャポニカ）およびコメ（インディカ）であり、コメ（ジャポニカ）は2003年の12.5日が2012年の5.5日に、コメ（インディカ）は同じく14.6日が8.3日となった。この期間において、コメ生産の機械化が急速に進んでいることが窺えよう。

小麦およびトウモロコシにおいても減少幅はコメ（ジャポニカ、インディカ）ほど大きくないが、毎年年間自家労働日数は減少している。ただし、近年はコメ（ジャポニカ、インディカ）を含めて、以前よりは減少幅が鈍化している。

これに対して1労働日当たり賃金は2008年以降大幅に増加するようになっている。2007年以前においてはそれほど大きくは増加しなかった労働費が2008年以降になって大きく増加するようになるのは、1労働日当たり賃金の大幅な増加によるものである。

2007年以前は年間自家労働日数の比較的大きな減少の一方で1労働日当たり賃金の増加はそれほど大きなものではなく、このため労働費の増加は小さく抑えられ、年によっては前年よりも減少するという現象が生じていたのである。

以上のとおり、中国農村の1労働日当たり賃金の増加は、近年の中国食糧の生産費増高を説明する主たる要因の1つとなっているので、この1労働日当たり賃金の性格についてもう少し述べておきたい。

中国の生産費統計における1労働日当たり賃金の説明では現実の雇用賃金の調査・集計の方法は示されず、理論的な算出方法が示されているだけとなっている。示されている理論的算出式は次のとおりである。

$$\begin{aligned} 1 \text{ 労働日当たり賃金} &= \text{農民 1 人当たり純収入} \times \text{農村人口数} / \text{農村就業者数} \\ &\quad \div \text{年間労働日数 (250 日)} \end{aligned}$$

* 農民 1 人当たり純収入、農村人口数、農村就業者数は前年の数値を用いる。

上記の式のうち、「農民 1 人当たり純収入×農村人口数」の部分は、農村全体収入を算出したものであり、それを農村就業者数で除することによって1労働者当たりの収入が求められる。すなわち、中国の生産費統計で使われている1労働日当たり賃金は農村1労働者の年間収入を年間労働日数（250日）で除して得たものということである。農民1人当たり純収入、農村人口数および農村就業者数はいずれも中国統計で公表されているので、

第4表 試算値との相違（単位：元）

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
1労働日当たり賃金	11.20	13.70	15.30	16.90	18.70	21.60	24.80	31.30	40.00	56.00
算出式による試算値	16.97	18.93	20.98	23.15	26.69	30.85	33.43	38.36	45.24	51.35

資料：中国統計年鑑，全国農産物費用収益資料滙編各年。

1 労働日当たり賃金を，別途，中国統計の数値から算出することが可能である。

ところで，上記の式のうち「農村人口数／農村就業者数」には年による大きな変化は見られないので，結局，1 労働日当たり賃金の増加は「農民1人当たり純収入」の増加によることとなる。ところが，中国統計で公表されている「農民1人当たり純収入」の増加率は生産費統計の1 労働日当たり賃金の増加率ほど大きくはなく，実際，中国統計の数値から上記算出式にしたがって試みに算出した数値は生産費統計で実際に示された1 労働日当たり賃金とはかなり大きなズレがある。参考までに第4表でその結果を示した。

中国農村における賃金が，近年，大きく上昇していることは事実と見られるが，地域によっても大きな格差があるはずであり，全国一律に賃金が示されているのもあまり現実に見えていないように見える。労働費が生産費のうちでますます重要な地位を占めるようになってきている現在，その数値が現実によどのように調査・把握されたのか，あらためて生産費統計書で説明がなされる必要があろう。

（3） 土地費用

次に，生産費のうちの資材・サービス費，労働費に次ぐ3つ目の要素である土地費用について述べておきたい。前述したが中国生産費統計で土地費用は転借地借料と自作地地代とから成っている。

転借地借料とは農家が請負農地を転借する場合の借料のことである。中国で農地の所有は全て集団有（原則として村有）とされており，個々の農家が経営している農地は原則として村から経営を請け負った請負農地である。したがって，ある農家が他の農家から農地を借りる場合は請負農地を転借するという形をとることとなるのである。転借地借料は，こうした転借契約において実際に借料として支払われた金額である。

一方で自作地地代は請負農地に関するものであり，自家労働費と同じく，機会費用である。ただし，全国一律に算出されていた自家労働費と異なり，自作地地代の額はそれぞれの地域で現実の転借地借料の相場等を勘案して定められる。請負農地は，農家が請負経営権に基づいて村から請け負っている農地であり，請負農家から村には一定の請負料が支払われている。しかしながら，通常，転借地借料には請負料が含まれており，転借地借料のほうが請負料よりも金額が大きい。こうした事情から，転借地借料相当額が請負農地の機会費用として計上されることとなったものと考えられる。なお，土地費用の計上が現在のような形になったのは2005年版生産費統計からであり，2004年版以前は「期間費用」という項目がありそれに請負料が含まれていた。

第 5 表 土地費用に占める転借地借料と自作地地代の比率（2012 年）

	コメ (ジャポニカ)	コメ (インディカ)	小麦	トウモロコシ
転借地借料 (%)	34.3	9.6	7.5	10.1
自作地地代 (%)	65.7	90.4	92.5	89.9

資料：全国農産物費用収益資料滙編 2013.

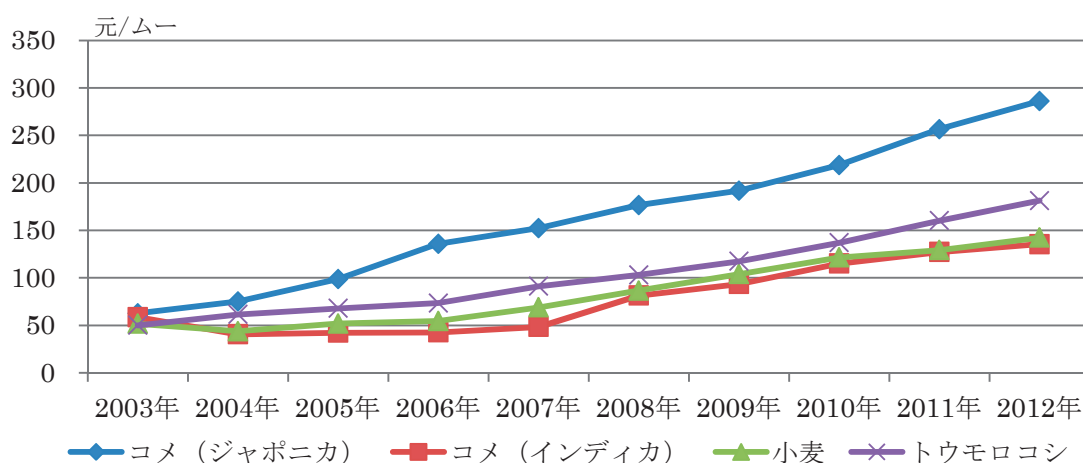
土地費用は、資材・サービス費または労働費と比較すると、総費用に占める比率が低く、総費用の動向に大きな影響を与えるものではなかったが、最近になってやや特徴的な動きが生じている。

第 5 表は 2012 年において土地費用に占める転借地借料と自作地地代の比率を示したものである。

同表のとおり、土地費用に占める転借地借料の比率は全体として大きなものではないが、その中で、コメ（ジャポニカ）における比率は他の作目に比較すると目立って大きなものとなっている。コメ（ジャポニカ）では同比率が 34.3 パーセントになるが、コメ（インディカ）、小麦およびトウモロコシでは 10 パーセントまたはそれに足らない比率である。そして、こうした転借地借料の占める比率の高さが土地費用の推移にも影響を及ぼしていると考えられるのである。

中国主要食糧の各作目の土地費用の推移は第 7 図のとおりである。

各作目の土地費用は、同図のとおり、2003 年ごろまではほとんど同じ水準にあったが、2005 年ごろからコメ（ジャポニカ）が抜きん出るようになり、近年ますますその差を広げつつある。他の 3 作目の土地費用の水準は、トウモロコシがやや高いものの、それほど大きな差はない。



第 7 図 土地費用の推移

資料：全国農産物費用収益資料滙編各年.

2012 年の生産費統計で、コメ（ジャポニカ）の土地費用が高かった地域は、順に、河北省（475.65 元/ムー）、黒竜江省（390.10 元/ムー）、遼寧省（365.46 元/ムー）、内蒙古自治区（364.17 元/ムー）、吉林省（356.17 元/ムー）の省・自治区である。これらの省・自治区はいずれもジャポニカ米の北方産地である。

こうした事実は、中国のジャポニカ米北方産地においては、比較的高いジャポニカ米の収益性を背景として比較的高い借料での農地の流動化が進んでいることを示唆するものである。

コメ（ジャポニカ）の総費用のうち、2012 年において土地費用は 23.4 パーセントを占めるようになっているが、こうした土地費用の増高は一方でコメ（ジャポニカ）経営の圧迫要因となり得ることにも留意しておく必要があろう。

4. 化学肥料および農業機械

(1) 全般的動向

中国の生産費統計では、前述したとおり、資材・サービス費には労働費および土地費用以外の全ての費用が含まれるが、その中で最も大きなウェイトを占めるのが化学肥料費および機械作業費である。資材・サービス費のその他の費目で比較的大きいものは農薬費、種子費、灌漑費等があるが、化学肥料費または機械作業費に比べると資材・サービス費に占める比率は小さい。

第6表は化学肥料費および機械作業費の資材・サービス費に占める比率の過去10年の推移を示したものである。

同表でまず目につくことは、いずれの作目においても機械作業費の比率が大きく増加していることであろう。2012年で機械作業費の占める比率が最も大きい作目はコメ（ジャポニカ）であるが、コメ（ジャポニカ）は2003年の14.0パーセントが2012年には34.2パーセントまで拡大し、化学肥料費の比率を上回るようになってきている。その他の作目においても、コメ（インディカ）は同じく8.4パーセントが25.8パーセントに、小麦は17.5パーセントが28.3パーセントに、トウモロコシは9.2パーセントが24.4パーセントに増加している。

こうした状況は、中国の主要食糧の生産における機械化が、近年、大きく進んでいることを示唆するものである。なお、こうした中で、機械化が比較的早く進んだ小麦においては、2008年以降、機械作業費の比率が拡大していないことにも留意しておきたい。中国の小麦生産の機械化体系は、2007年ごろにはひととおりの完成を見たものと見られている。

化学肥料費は、コメ（ジャポニカ）以外は現在においても資材・サービス費で最も大きな比率を占める費目である。いずれの作目においても年による変動はあるものの概ね3分の1から半分弱の比率を占める。ただし、化学肥料費は比率が増加傾向にあるわけではな

第6表 資材・サービス費に占める化学肥料費および機械作業費の比率（単位：％）

		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
コメ (ジャポニカ)	化学肥料費	26.3	31.4	32.0	31.2	30.6	35.0	30.8	28.2	29.8	28.2
	機械作業費	14.0	18.3	19.7	23.0	24.4	25.0	26.1	30.0	31.1	34.2
	その他	59.7	50.2	48.3	45.8	44.9	40.0	43.1	41.7	39.1	37.5
	資材・サービス費（計）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
コメ（インディカ）	化学肥料費	27.2	32.9	36.7	31.2	32.2	35.4	31.8	29.0	29.2	29.6
	機械作業費	8.4	10.4	12.7	17.2	17.9	20.9	22.9	24.2	24.9	25.8
	その他	64.4	56.7	50.6	51.6	50.0	43.6	45.3	46.8	45.9	44.6
	資材・サービス費（計）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
小麦	化学肥料費	29.6	33.4	40.1	39.5	38.6	39.8	42.6	37.2	36.7	38.8
	機械作業費	17.5	21.6	22.6	25.9	27.4	29.4	26.1	28.8	28.1	28.3
	その他	52.9	45.0	37.3	34.6	34.0	30.8	31.3	33.9	35.2	33.0
	資材・サービス費（計）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
トウモロコシ	化学肥料費	36.1	42.9	46.0	45.2	44.5	49.6	45.3	41.6	42.0	41.4
	機械作業費	9.2	10.8	12.9	15.4	17.3	17.7	19.6	22.3	22.7	24.4
	その他	54.8	46.2	41.1	39.4	38.2	32.7	35.1	36.1	35.3	34.1
	資材・サービス費（計）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：全国農産物費用収益資料滙編各年。

く、概ね横ばいとなっている。

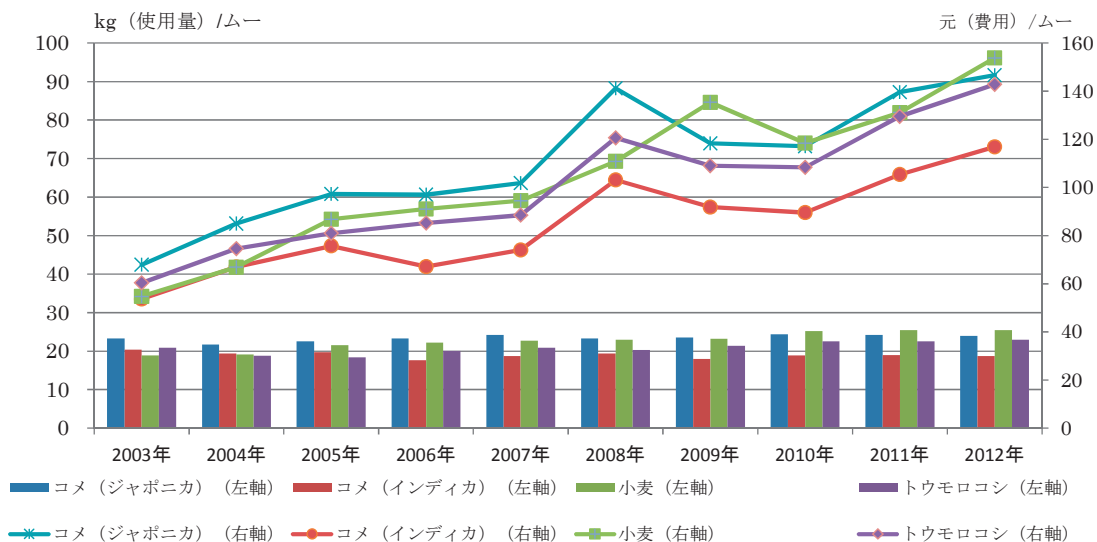
以上のような化学肥料費および機械作業費の動きによって、両費目の資材・サービス費に占める比率は徐々に大きくなっており、いずれの作目においても 2003 年には両費目の占める比率は合わせて 50 パーセントに満たなかったが、2012 年にはいずれも 6 割前後を占めるようになっている。

(2) 化学肥料

第 8 図は棒グラフで化学肥料の使用量（左軸）を、折れ線グラフで化学肥料費（右軸）の推移を見たものである。

中国で化学肥料の投入は、早くも 1990 年代初めには量的に飽和の状態に達したものと考えられており、それ以後、量的には大きく増加していない。同図においても最近 10 年間の使用量はほぼ横ばいである。小麦およびトウモロコシは、最近、やや増加がみられるがこれもわずかなものであり、また、一時的なものである可能性もある。作目別の使用量は 4 作目ともほとんど変わらないが、最近はやや多くなっている。小麦（インディカ）が少なくなっている。

化学肥料費は化学肥料の使用量と基本的に比例関係にあるが、図で化学肥料費の折れ線グラフが右上がりになっているのは、言うまでもなく、化学肥料の単価が値上がりしているためであって使用量の増加によるものではない。2008 年に各作目の化学肥料費がやや高くなっているのも、この年の化学肥料の価格を反映したものである。



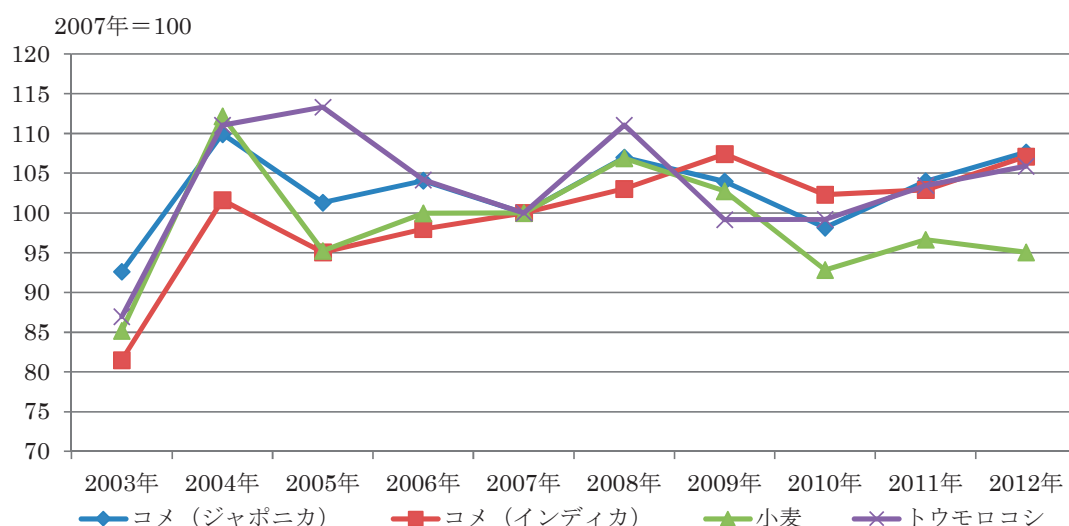
第 8 図 化学肥料の使用量および費用の推移

資料：全国農産物費用収益資料汇编各年。

それでは化学肥料の生産性には変化が見られるのだろうか。ここで化学肥料の生産性とは化学肥料1キログラム当たりの主産物の生産量を言い、単位面積当たりの主産物生産量を同じく単位面積当たりの化学肥料使用量で除して得られた数値のことである。

第9図は化学肥料の生産性の推移を示したものであるが、同図では各作目とも、化学肥料の生産性を2007年を100とした指数で示している。指数のほうが生産性の動きを観察しやすいためである。

同図のとおり、2007年以前と2007年以後の化学肥料の生産性の動きに一定の方向性は認められず、化学肥料の生産性もすでに横ばい状態で推移する状況となっている。年により若干の上下はあるが、これは化学肥料の生産性の変化というよりも主産物の生産量の年変動による影響を受けたものとしてよいであろう。2003年はいずれの作目においても生産性が低い、これは、繰り返しになるが、この年の食糧生産量が食糧価格下落等の影響もあって全体として大きく落ち込んだことによるものである。



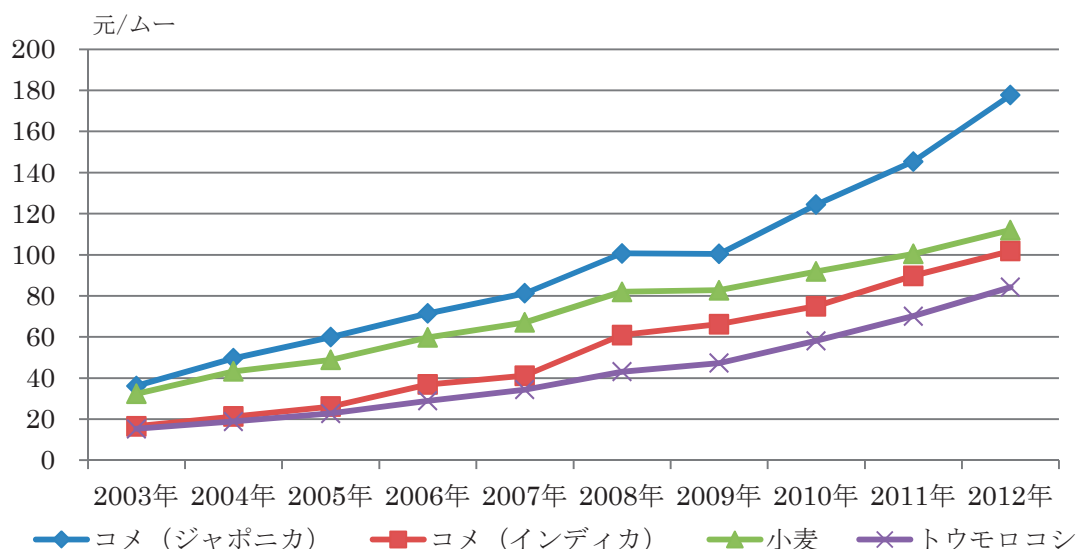
第9図 化学肥料の生産性の推移 (2007年=100)

資料：全国農産物費用収益資料汇编各年。

(3) 農業機械

資材・サービス費の中で機械作業費の占める比率が拡大していることはすでに述べたが、第10図は各作目の機械作業費の実額の推移を示したものである。

機械作業費については、いずれの作目についても右上がりの傾向にあり、特にコメ（ジャポニカ）の増加が大きく、コメ（ジャポニカ）生産の農作業の機械化が急速に進んでいるようすがうかがわせるものとなっている。



第 10 図 機械作業費の推移

資料：全国農産物費用収益資料汇编各年。

中国政府が公表⁽¹⁾したところによれば、2011 年において、水稻生産の田植えおよび収穫の機械化率はそれぞれ 26.2 パーセントおよび 69.3 パーセントであり、小麦の耕起、播種および収穫の機械化率はそれぞれ 98.8 パーセント、86.0 パーセントおよび 91.1 パーセント、トウモロコシの農作業の機械化率は 33.6 パーセントである。

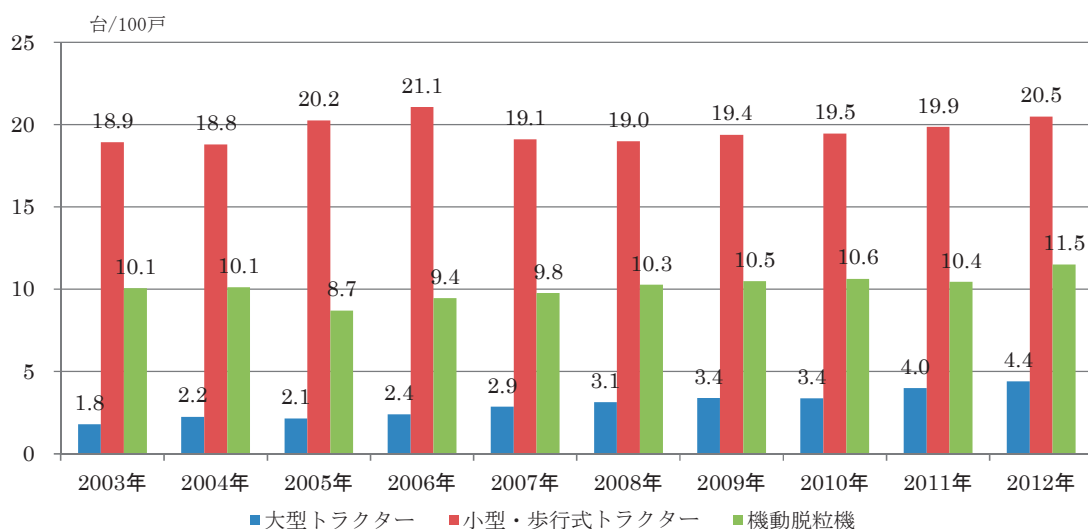
小麦の機械化率はすでに高い水準に達しているが、水稻またはトウモロコシの機械化率の水準はまだ比較的低く、今後の機械化の進展の余地を多く残している。したがって、機械作業費の増加は今後とも当分の間続くものと見込まれる。

ところで、こうした中国における農作業の機械化は、必ずしも農家が農業機械を購入することによって進んでいるわけではない。このことについて、第 11 図を見ておきたい。

同図は大型トラクター、小型・歩行式トラクターおよび機動脱粒機の農家 100 戸当たり保有台数の推移を見たものである。このうち機動脱粒機とはすなわち脱穀機のことであり、南方のインディカ米の生産地等で現在でも需要がある⁽²⁾。

大型トラクターの保有台数は徐々に増加しているが、それでも 2012 年において農家 100 戸当たり 4.4 台にとどまっている。農作業の機械化の進展の程度を勘案すると極めて少ない台数というほかはない。もとより我が国の農家 100 戸当たり農用トラクター（15 馬力以上）保有台数が約 80 台⁽³⁾という状況とは比較にならない。

また、同図のとおり、小型・歩行式トラクターおよび機動脱粒機はほぼ横ばいであり、大きな増加が見られるわけではない。



第 11 図 農家保有農業機械台数の推移（100 戸当たり）

資料：中国統計年鑑。

こうした状況の中で農作業の機械化が進んでいるのは、機械作業が他者への委託で行われているためである。中国で農家による農業機械の購入が進まないのは、大多数の農家の収入が低く農業機械を購入できるような収入がないことが直接的な要因であろうが、このほかに農業機械を購入するための農家への融資制度等が十分に整備されていないことも一因となっていよう。こうした事情は、主として農業機械化が農家の農業機械購入によって進んだ我が国とは好対照をなすものである。

中国で農業の機械作業のサービスを提供する事業体としては、農機専業合作社、公的な農機サービス組織、農家の組織した農機サービス会社等の各種のものがある。たとえば、北京市大興区農機サービスセンターは 2014 年上半期で 3.16 万ムー（2,081 ヘクタール）の機械作業サービスを提供したという⁽⁴⁾。

農業の機械作業サービスの提供による農業機械化は中国政府の農業機械化に関する基本の方策の 1 つとなっており、このため、広域的な農業機械サービス提供の支援、農機専業合作社等による農業機械購入補助等の各種の措置が講じられている。

また、農家は機械作業を外部に委託して作業費を支払うことから、作業費の水準が農家経営に直接的な影響を及ぼすこととなる。機械作業費の生産費において占める比率がますます高くなっている現状において、機械作業費が高騰することは農家経営にとって直接的な圧迫要因となろう。このため、機械作業費の水準については、機械作業サービスを提供する事業体が一方的に作業費を決めることがないよう、各地域において、機械作業の種類ごとに行政による指導価格が定められている。

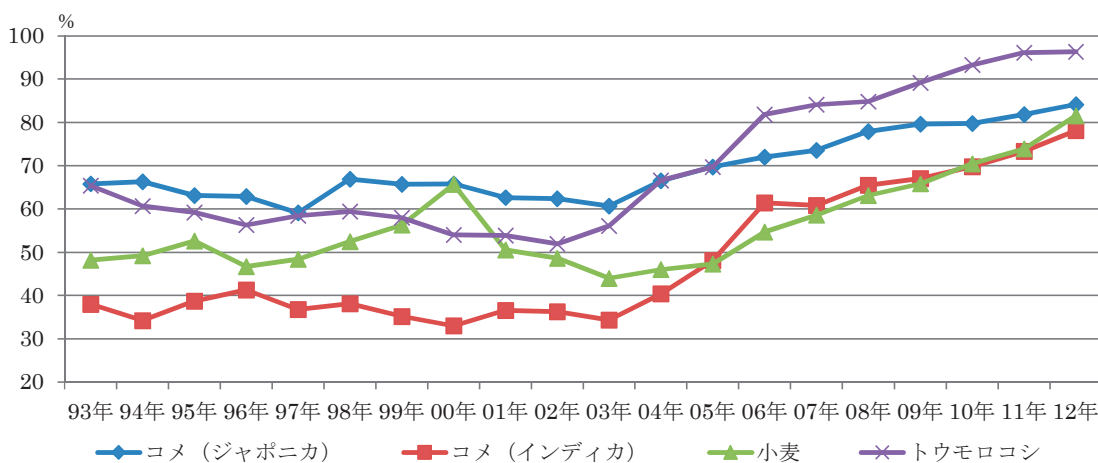
5. 商品率

食糧の商品率とは、食糧の総生産量のうちで販売に供された量の占める比率のことをいう。すなわち、農家が生産した食糧のうちの出荷量の比率であり（残りは自家用食糧として農家の手元に残される）、農家が自給自足経済を脱して市場経済に組み込まれた程度を示す1つの指標でもある。

第12図は主要食糧の各作目の商品率の推移を示したものである。同図では1993年から2012年までの20年間の期間としてとっているが、これは最近の10年間とそれ以前とは商品率の動向が違っていることから、それがわかるように配慮したものである。

2003年以前においては、作目によって商品率の高さにはかなりの差があるものの、その推移には大きな特徴的動きは見られない。従来、商品率が比較的高かったのはコメ（ジャポニカ）であり、基本的に60数パーセントで推移しているがその動きは2003年まではほぼ横ばいである。同じくトウモロコシは50～60パーセント台で推移し、小麦はやや年によって変動が大きいものの増加または減少の何らかの傾向が見られるわけではない。商品率が最も低かったコメ（インディカ）は2003年までは30パーセント台で安定的に推移している。

こうした動きに変化が現れるようになったのは2004年以降のことであり、同年以降、商品率は毎年のように増加を続けている。中でもトウモロコシの商品率の増加はめざましく、2010年には商品率が90パーセントを超え、2012年のトウモロコシの商品率は96.3パーセントとなった。他の3作目の商品率も、30パーセント台で推移していたコメ（インディカ）を含め、いずれも80パーセント前後にまで上昇し、2012年の商品率はコメ（ジャポニカ）が84.1パーセント、小麦が81.5パーセント、コメ（インディカ）が78.1パーセントとなっている。



第12図 主要食糧の商品率の推移

資料：全国農産物費用収益資料汇编各年。

こうした 2004 年以降の商品率の上昇の要因としては、①農村の市場経済化の進展および②中国の食糧政策の影響という 2 つのものが考えられる。

まず①の要因については、そもそも商品率は上述のとおり農村の市場化の程度を示す指標として考えられており、当然のものである。これによれば、2003 年ごろまでは、中国经济の成長とともに中国農村の市場経済化は進展していたものの、農家の自給経済的な枠組を壊すまでには至らず、その枠組を壊して農家が市場への対応を始めたのが 2004 年以降のことということになる。

すなわち、中国農村では、2003 年ごろまでは基本的に農家は従来の伝統的な自給的枠組を維持していたのであり、中国が WTO 加盟を果たして経済が加速的に成長するようになった 2004 年ごろになってようやく農村の自給的枠組に変化が現れることとなったということである。そして、近年の商品率のめざましい増加は、とりも直さず中国農村の市場経済化がめざましく進んでいることを反映するものである。

②の中国食糧政策の影響は、中国で 2004 年以降に実施されることとなった食糧の生産補助政策の影響を考えたものである。生産補助政策では、農家への補助金交付等によって従来以上に農家に販売用の食糧生産を奨励した。この時期、都市への人口流出によって農村人口の減少が進んでおり、自家用消費の量もこれとともに減少していたと考えられることから、こうして生産されるようになった食糧は、その多くが販売に供されることとなり、商品率の増加に寄与することとなった。特にトウモロコシの商品率が極めて高い水準に達していることは、トウモロコシの増産が飼料需要の増大に対応するものとして、そもそも商品としてのトウモロコシの生産が求められていたこともその要因となっているとして良いであろう。

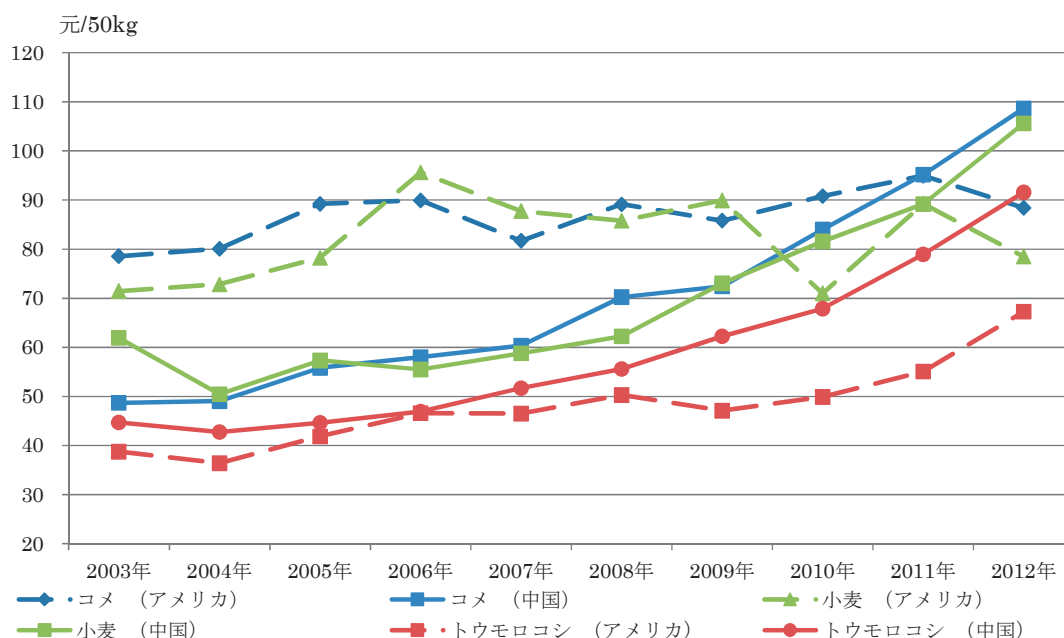
現実には、上述の 2 つの要因が相まって中国食糧の商品率を急速に上昇させることとなったものと考えられるが、農村が市場経済に深く組み込まれていく中で、食糧生産農家の経済もすでに従来のものとは異なったものとなり、商品生産農家としての性格を強めつつあるのである。

6. アメリカとの生産費比較

中国の食糧生産費の動向は、他国と比較してどのような特徴があるのだろうか。中国の農産物生産費の統計書である『全国農産物費用収益資料滙編』にはアメリカの主要農産物の生産費⁶⁾を掲載しているので、ここではその資料を用いて中国の食糧生産費のアメリカとの比較を試みておきたい。

第13図は米中のコメ、小麦およびトウモロコシの50キログラム当たり生産費の推移を示したものである。単位面積当たりの生産費ではなく、単位生産物当たりの生産費をとったのは、生産物の競争力を比較する上でこのほうがよりの確に見ることができるためである。なお、ここでのコメ生産費は、ジャポニカ米およびインディカ米を含めたコメ平均のものである。

同図左のやや下から右上のほうに伸びている生産費曲線は上から順（2012年時点）にコメ中国（同図中の表示。以下同じ。）、小麦中国、トウモロコシ中国の生産費曲線であり、いずれも中国のものである。これに対してアメリカの生産費曲線は同図左上からほぼ横ばいに推移している2本の生産費曲線（コメアメリカおよび小麦アメリカ）と同図の一番下の曲線（トウモロコシアメリカ）である。トウモロコシアメリカの生産費曲線は最近やや右上がりの増加傾向にあるが、中国の生産費曲線のように勢いよく一貫して増加しているわけではない。



第13図 米中の主要食糧生産費比較

資料：全国農産物費用収益資料滙編各年。

注：コメはコメ平均のもの。

このように、アメリカの主要食糧の生産費曲線が基本的に横ばいであるのに対して、中国の主要食糧の生産費は毎年のように増加を続け、その生産費曲線は右上がりのものとなっており、米中間で主要食糧の生産費の動向に明確な相違が見られる。

この結果、コメおよび小麦の生産費は中国のほうがアメリカよりもかなり低かったが、コメは 2011 年に、小麦は 2010 年に逆転して現在では中国の生産費がアメリカよりも高くなっている。トウモロコシの生産費については、もともと中国のほうがアメリカよりも高かったが、最近になってますますその差が広がりつつある。

こうした米中間の主要食糧の生産費動向の相違の主たる要因となっているものが自家労働費の動きである。

中国では主要食糧の生産費のうちに自家労働費の占める比率が高く、その自家労働費が上昇することによって生産費の急速な増加がもたらされていた。これに対してアメリカは主要食糧の生産費のうちに占める自家労働費の比率が極めて小さい。たとえば 2012 年現在において、コメは 5.0 パーセント、小麦は 5.7 パーセント、トウモロコシは 3.7 パーセントでしかない⁶⁾。すなわち、中国の主要食糧の生産費は農村賃金の上昇が生産費の増加に直接的な影響を与える構造となっているが、アメリカの生産費の構造は賃金の動きが生産費に大きな影響を与えるものとはなっていないのである。

また、資材・サービス費についても、中国では物価上昇の影響もあって資材・サービス費が毎年大きく増加しているが、アメリカの生産費においてはそれほど顕著な傾向は認められない。

このように、米中の主要食糧の生産費動向には、両国の経済環境、生産費構成、労働力事情、物価動向等に基づいた構造的な差異があり、これらの構造的差異は短期間で変化するものではない。このため、アメリカの主要食糧の生産費がほぼ横ばいであるのに対して、中国の生産費は賃金上昇等によって増加していくという状況は今後とも継続するものと見られる。

結果として、2012 年にはすでにコメ、小麦およびトウモロコシのすべての作目において中国の生産費のほうがアメリカよりも高くなっているが、今後、この差が年を逐ってますます拡大していくことは必至である。このことは、とりもなおさず中国産食糧の国際競争力の喪失を意味するものであり、中国の食糧市場が徐々に一方的な輸入市場へと変化していくことを示唆するものである。

ただし、中国の主要食糧は国家貿易品目であり、貿易が自由化された大豆のように国際競争力の喪失によって輸入量が急速に拡大していくことが想定されるわけではない。

7. 関係施策

(1) 主産地育成

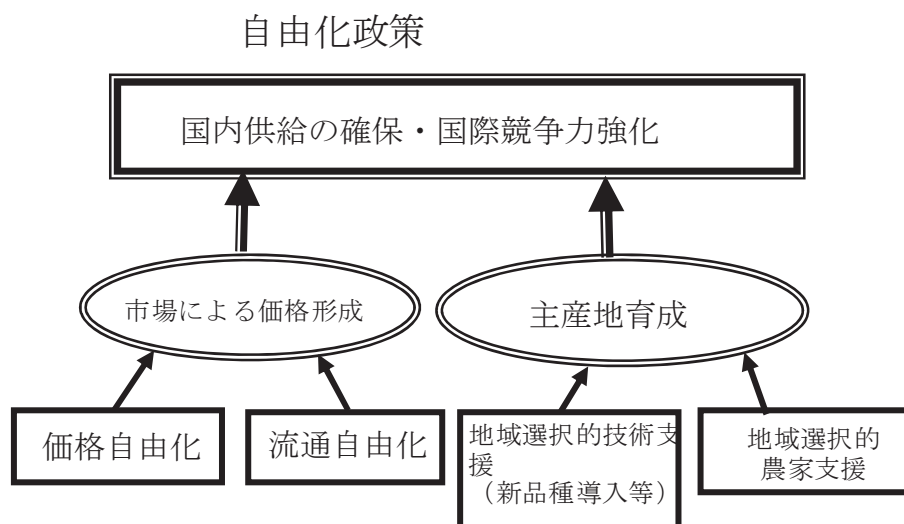
中国の食糧増産政策は、全国一律に行われているわけではなく、主産地の育成・強化が重要な柱とされている。このため、食糧生産経営に対する補助金交付や新品種導入等の技術支援といった対策は主産地に重点的に講じられている。そこで、ここでは主産地育成策について述べておきたい。

この主産地育成施策は 2000 年から始まった自由化政策とともに本格的に実施されることとなったものであり、第 14 図に示すとおり、自由化政策は「市場による価格形成」と「主産地育成」とを政策の両輪とするものであった。

すなわち、それまで保護価格政策の下で政府のコントロール下にあった食糧の価格および流通を自由化し、それとともに主産地を育成することによって食糧の国内供給の確保および国際競争力強化がめざされたのである。

ところが、この自由化政策によって食糧価格が下落し、食糧生産量が減少したため、2004 年からは農家への直接補助金が本格的に交付されるようになるなど食糧増産を積極的に推し進めるための生産補助政策がとられることとなった。

ただし、「市場による価格形成」および「主産地育成」という自由化政策の枠組が変更されたわけではない。生産補助政策は、基本的な仕組みとしては、自由化政策の枠組に新たな食糧増産のための各種対策が付加されたものである。そして、こうした各種対策は食糧生産の振興とともに、その多くは主産地育成が併せてめざされている。たとえば、最低買付価格制度による食糧経営への支援も、主として主産地を対象として実施されている。



第 14 図 自由化政策の概念図

資料：筆者作成。

『全国新增 5 千万トン食糧生産能力計画（2009-2020 年）』によれば、食糧主産地は第 7 表に掲げた 13 の省・自治区である。なお、同表では、コメ、小麦およびトウモロコシの三大穀物について生産量の多さ等を勘案してそれぞれ代表的と考えられる主産地を併せて示した。黒竜江省（コメ、トウモロコシ）、江蘇省（コメ、小麦）、河北省（小麦、トウモロコシ）のように、1 省が複数の穀物の主産地となっていることも多い。

現在、これら主産地を中心として、食糧増産のための灌漑施設の整備、中低生産性農地の改良、優良品種の普及、耕作技術の改善、新技術の普及、農業機械化の推進、病虫害防除の強化といった施策が講じられているが、主産地には経済発展が比較的遅れた地域が多く、農家、農村の経済状態も良くないところが多い。したがって、すべての主産地において必ずしも先進的な農業経営が実現しているわけではなく、食糧生産意欲の維持という観点からも課題が多い。

こうしたことから、主産地については、従来の生産補助政策の継続強化を図るとともに、主産地に対する財政支援を全体として強化し、主産地の利益補償体制の改善を図ることとされている（2014 年 1 号文件）。

ここで利益補償体制の改善とは、具体的には補助金制度の改善、農業保険制度の整備、耕地保護基金の創設、大規模農家への奨励制度、地域政府への支援強化等により、食糧生産農家の利益が補償されるような体制、制度を整備することである⁷⁾。

なお、以下では 2004 年の生産補助政策開始以降における主産地の全国に占める地位を示しておくこととしたい。第 15 図および第 16 図は、それぞれ作付面積および生産量での地位を示したものである。

第 15 図では棒グラフで食糧作付面積の全国の増加面積（対前年比）および主産地の増加面積（同）を示し、折れ線グラフ（右軸）で主産地作付面積の全国作付面積に占める比率（主産地比率）を示した。

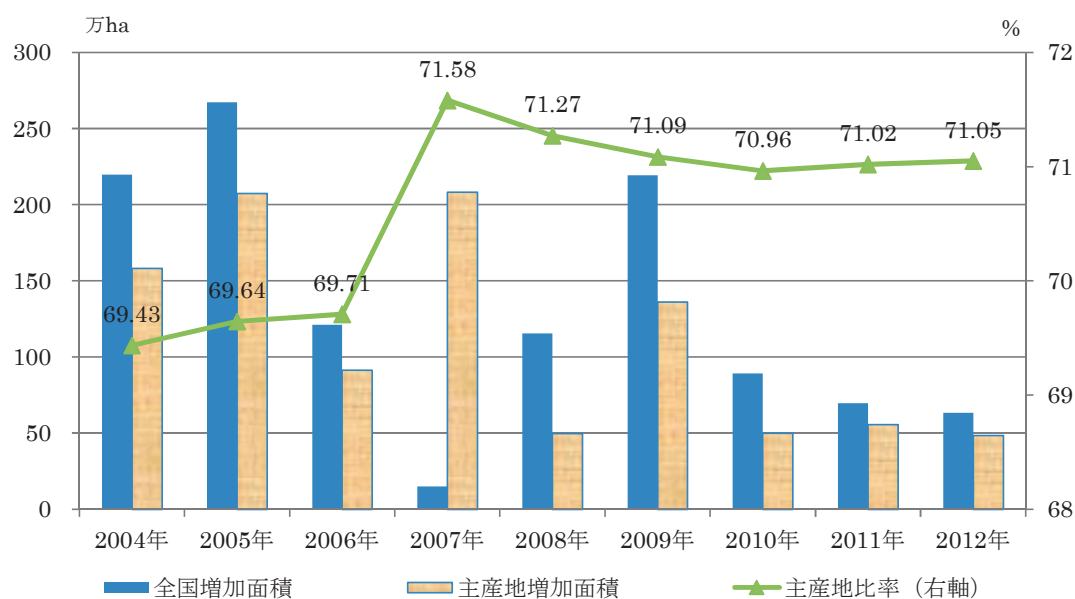
2004 年から 2006 年まで、作付面積は全国および主産地ともに大きく伸びてきたが、2007 年は主産地が大きく増加する一方で全国はほとんど増加せず、このため、主産地比率は 2006 年の 69.71 パーセントから 2007 年の 71.58 パーセントへと大きく上昇した。2007 年のこの現象は、食糧作付面積が全国的に伸び悩むようになる中で、主産地である黒竜江省のトウモロコシ作付面積が大きく増加したこと等によって生じたものである。2008 年以降は、この反動もあってか主産地以外の作付面積が比較的大きく増加したため主産地比率はやや下がり、近年では 71 パーセント程度でほぼ横ばいとなっている。

第 7 表 食糧主産地一覧

食糧主産地	黒竜江、遼寧、吉林、内モンゴ、河北、江蘇、安徽、江西、山東、河南、湖北、湖南、四川
コメ主産地	黒竜江、江蘇、安徽、江西、湖北、湖南、四川
小麦主産地	河北、江蘇、安徽、山東、河南
トウモロコシ主産地	黒竜江、遼寧、吉林、内モンゴ、河北、山東、河南

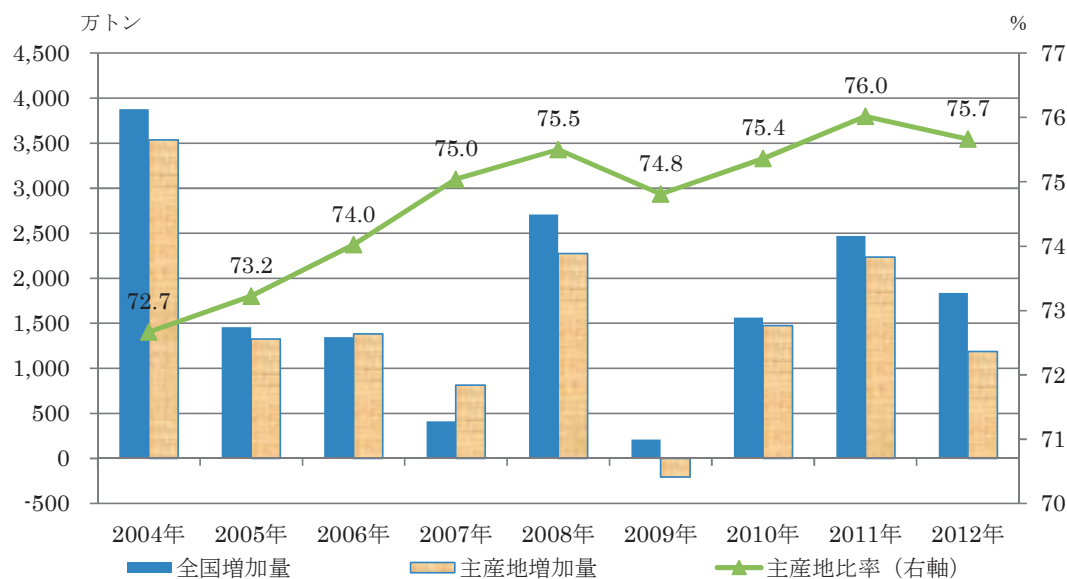
資料：『全国新增 5 千万トン食糧生産能力計画』の記述等から筆者作成。

なお、最近は増加作付面積が全国で 50 万ヘクタール強と小さなものとなるとともに、全国と主産地とで増加作付面積に差がなくなっており、主産地以外では作付面積がほとんど増加していない状況となっている。このことは、食糧生産地として新たに利用できる農地も少なくなり、作付面積の拡大も徐々に限界に近づいていることを示唆するものであろう。



第 15 図 中国食糧の作付増加面積と主産地比率の推移

資料：中国統計年鑑各年。



第 16 図 中国食糧生産量の増加量および主産地比率の推移

資料：中国統計年鑑各年。

一方、第 16 図では棒グラフで食糧生産量の全国増加量（対前年比）および主産地増加量（同）を、折れ線グラフでは主産地生産量の全国生産量に占める比率（主産地比率）を示した。

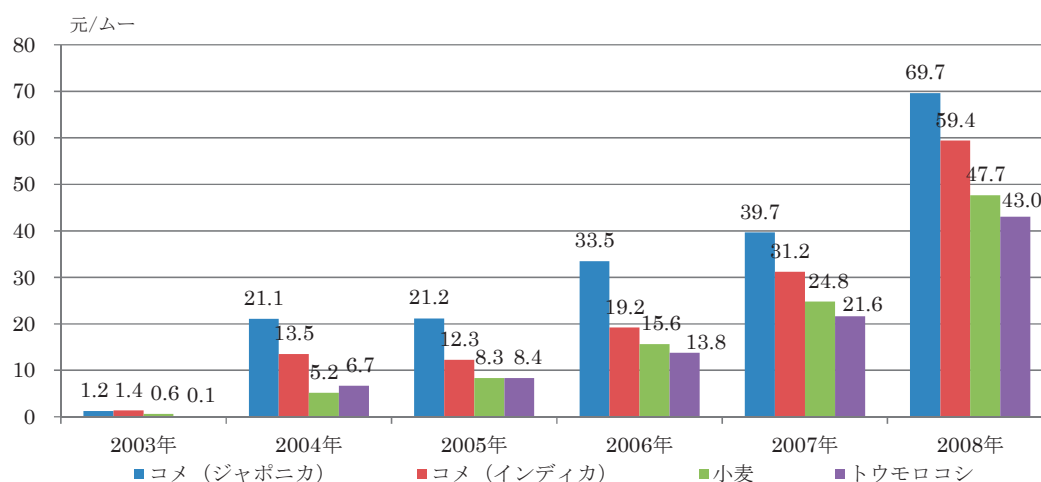
同図から明らかなおとおり、いずれの年においても食糧の全国増加量は主産地増加量とほぼ等しい。このことは 2004 年以降の中国の食糧生産量の増加はほとんど主産地の生産量増加に依存してきたことを示すものであり、中国の食糧増産における主産地の役割の重要性がうかがえる。2009 年に食糧生産量の増加が小さくなり、主産地では減少することとなったのは、吉林省、遼寧省、内蒙古自治区におけるトウモロコシ生産量がかなりの減産となるという事態が生じたためである。この年のトウモロコシ生産量は全国でも前年比マイナスとなった。

食糧生産量における主産地比率は 2004 年以降徐々に高まってきており、2004 年に 72.7 パーセントであった同比率は 2012 年には 75.7 パーセントとなった。主産地比率が作付面積におけるものよりも食糧生産量におけるもののほうが高いのは、主産地における単位収量の高さ、すなわち生産性の高さを示すものである。

（２） 補助金交付

中国食糧の生産補助政策で最も重要であり、かつ効果があると考えられているのが食糧生産農家への補助金交付である。補助金交付は、2003 年に一部地域で試行的に行われ、2004 年から全国的に本格的に実施されることとなった。

第 17 図は交付された補助金の 1 ムー当たり金額の推移を示したものである。同図は中国の生産費統計書である『全国農産物費用収益資料匯編』の数値によるが、なぜか 2009 年以降は掲載されなくなったので、同図は 2008 年までのものである。



第 17 図 1 ムー当たり補助金額の推移

資料：全国農産物費用収益資料匯編 2009.

同図のとおり、補助金交付額は本格実施が始まった 2004 年から 2008 年までの間に飛躍的に増加している。補助金額が最も大きいのはコメ（ジャポニカ）であり、次いでコメ（インディカ）であるが、コメ（ジャポニカ）は 2004 年の 21.1 元が 69.7 元に、コメ（インディカ）は同じく 13.5 元が 59.4 元に増加した。補助金額が相対的に少ない小麦およびトウモロコシにおいても、小麦は 2004 年の 5.2 元が 2008 年の 47.7 元に、トウモロコシは 6.7 元が 43.0 元となっている。

主要食糧の純収益が毎年 1 ムー当たり 100～500 元にとどまっている状況において、この補助金額は決して小さなものでない。食糧生産経営において、補助金が重要な地位を占めるようになっている現状が容易に推察できよう。

2009 年以降の補助金額は、上述したとおり生産費統計書には掲載されていないが、第 8 表で国全体としての補助金額の推移を示した。

同表の「食糧直接補助」は原則として食糧生産農地面積に応じて交付されるものであり、2004 年の制度実施当初は基本的にこの補助金によって支出がなされていた。しかしながら、近年では毎年 151 億元に据え置かれ、伸びが見られなくなっている。

「農業資材総合補助」は、農薬、肥料等の農業資材の価格上昇分を補填するという趣旨のものであるが、この補助金も実質的に食糧生産農地面積に応じて交付されることから、現在では「食糧直接補助」に代わってこの補助金が農家に交付される補助金の主体となっている。毎年増額されている補助金は、主としてこの補助金である。

「農作物優良品種補助」は、言うまでもなく、優良品種の普及を目的として一定の優良品種を導入した農家に交付される補助金である。

「農機具購入補助」は、一般の農家が直接の対象となるのではなく、農業機械を購入する農民専業合作社、農業サービス組織、一部の大規模農家等に交付されるものである。

なお、これらの補助金の具体的な交付額は地域によってかなり異なっており、全国一律ではない。ただし、たとえば「食糧直接補助」は原則として主産地を対象とした補助金であること等、現実には主産地に厚い補助金交付が行われている。

農業生産補助金額の全体額は、同表のとおり、2009 年までは毎年大きく増加してきたが、2010 年以降は伸びがやや鈍化している。しかしながら、それでも「農業資材総合補助」を中心として毎年増額されており、補助金交付は生産補助政策の中で現在でも最重要の地位を占めている。補助金交付が減額または中止されれば、農家の食糧生産意欲は大きく減退

第 8 表 農業生産補助金関係予算（農民四種補助）（単位：億元）

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
食糧直接補助	151	190	151	151	151	
農業資材総合補助	482	756	835	860	1,078	
農作物優良品種補助	71	155	204	220	224	
農機具購入補助	40	130	145	175	215	
農民四種補助計	744	1,231	1,335	1,406	1,668	1,701

資料：各年の全人代における「中央・地方予算執行状況及び中央・地方予算案に関する報告」等から作成。

することが想定される。ただし、補助金の全体額は 2013 年ですでに 1,701 億元（約 2 兆 1500 億円）に達しており、財政負担の観点から今後とも増額を継続できるかどうか疑問があることにも留意しておく必要があろう。

（３） 価格支持

中国食糧の生産補助政策で補助金交付と並ぶもう一つの重要な施策が最低買付価格制度である。最低買付価格制度は、食糧の市場価格が下落したときに、政府があらかじめ定めた価格（最低買付価格）で食糧を買い上げるというものであり、市場価格の安定と食糧生産経営の維持を目的としたものである。農家からすれば、少なくとも最低買付価格以上の価格での販売が保証されることとなり、農家の食糧生産意欲の向上が期待されよう。

同制度は、一定の試行的な実施の後に、現在では 2004 年 5 月 26 日に公布・施行された食糧流通管理条例第 28 条の規定に基づき実施されている。同制度の本来の趣旨は、食糧価格が自由化されている場合には、価格が下落して農家の生産意欲が阻害され食糧の供給が不足するという事態も起こり得るため、そうした事態を避けるために最低買付価格を決めておくというものであって、食糧の過剰を前提として農家の余剰食糧を全て買い上げることであった 2000 年以前の保護価格制度とはその趣旨を異にしている。

同制度の対象としている食糧作物は、現在、コメと小麦であり、トウモロコシはその対象とされていない。コメと小麦は、中国で直接食用に供されている主食であり、トウモロコシよりもその安定的供給が重視されているためと考えられる。

第 9 表は制度発足以来の最低買付価格の推移を示したものである。

同表のとおり、当初はコメのみが対象であったが、2006 年からは小麦も最低買付価格が定められることとなった。2006-07 年はコメの最低買付価格が定められておらず、コメ、

第 9 表 最低買付価格の推移（単位：元/斤）

	早生 インディカ	中・晩生 インディカ	ジャポニカ	白小麦	混合麦	紅小麦
2004年3月	0.70	—	—	—	—	—
2004年4月、6月	同上	0.72	0.75	—	—	—
2005-07年	同上	同上	同上	—	—	—
2006-07年	—	—	—	0.72	0.69	0.69
2008年2月	0.75	0.76	0.79	0.75	0.70	0.70
同年3月	0.77	0.79	0.82	0.77	0.72	0.72
2009年	0.90	0.92	0.95	0.87	0.83	0.83
2010年	0.93	0.97	1.05	0.90	0.86	0.86
2011年	1.02	1.07	1.28	0.95	0.93	0.93
2012年	1.20	1.25	1.40	1.02		
2013年	1.32	1.35	1.50	1.12		
2014年	1.35			1.18		

資料：中国糧食市場発展報告 2013、国家発展改革委ホームページ。

注：等級は国標三等。

小麦ともに最低買付価格が定められるようになったのは 2008 年からのことである。最低買付価格が定められなかったのは、市場価格が比較的高く維持されており、価格下落のおそれがほとんどなかったためと考えられる。

しかしながら、2009 年になると最低買付価格は大きく引き上げられ、その後も毎年比較的大きな上げ幅でもって最低買付価格の引き上げが続いている。最低買付価格で実際にどれだけ買い上げるかは、市場価格の動向によって決まるため、最低買付価格での買上量は年によって異なっている。

最低買付価格を具体的にどのように決定するかは微妙であろうが、いずれにしても市場価格と農家の生産費が考慮されなければならない。あまり高く設定するとただちに買付を実施しなければならなくなり、一方で農家の生産費よりも低く設定すると農家は食糧生産意欲を喪失する。

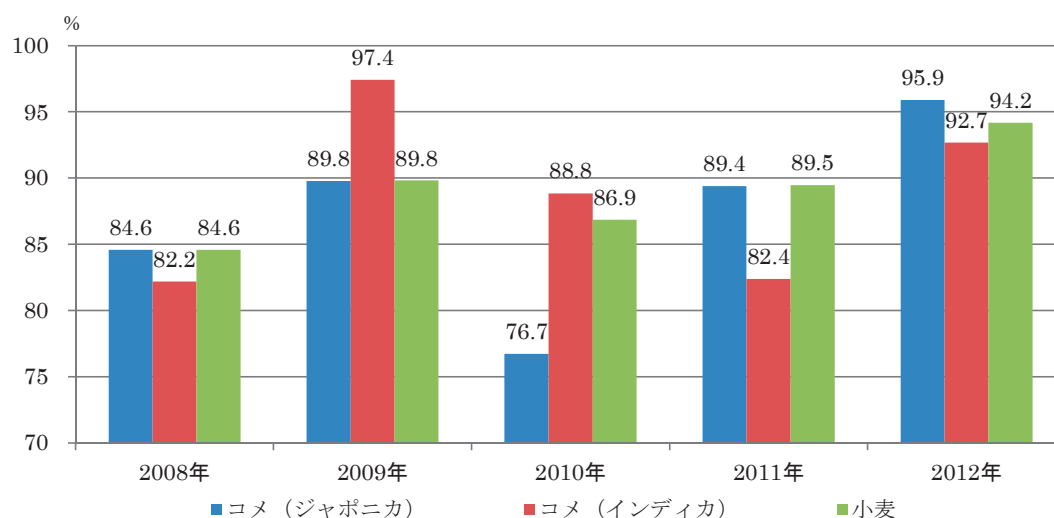
ところで、これまで見てきたように、農家の生産費は毎年大きく上昇している。したがって、この観点からは最低買付価格は毎年引き上げられなければならない。このときに、市場価格も併せて上昇していれば問題は起こらないが、市場価格が低迷するようになると問題が生じることとなる。生産費の上昇率よりも市場価格の上昇率のほうが小さい場合も同様の問題が起り得る。

それでは現実に最低買付価格はどのような水準に定まっているのだろうか。第 17 図はこのことを検討するために「最低買付価格比率」の推移を見たものである。「最低買付価格比率」は、最低買付価格の農家の平均販売価格に対する比率である。農家の平均販売価格は、中国の生産費統計における「主産物生産高」を「主産物生産量」で除して求めた。ここで、市場価格をとらずに平均販売価格をとったのは、そのほうが農家経営との関係をより直接的に見やすいためである。最低買付価格が平均販売価格よりも高くなれば、農家はすべての生産物を最低買付価格で買い取ってもらったほうが有利となる。

同図で 2009 年に「最低買付価格比率」が高くなっているのは、この年に最低買付価格をかなり大きく引き上げたからであるが、2010 年にはいったん下落し、その後は再び上がり続けている。2012 年の「最低買付価格比率」はいずれも 90 パーセント台となっている。

最低買付価格制度が有効に機能するのは市場価格と生産費とにある程度の差があり、最低買付価格がその中で適正に定められているときであるが、生産費の上がり方が早く、市場価格との差が縮まれば最低買付価格の設定は難しくなる。近年は徐々にそうした状況に近づきつつあると見られるのであり、今後とも生産費上昇が続けば、最低買付価格制度を維持することが困難となる事態も近い将来において十分に想定されるのである。

なお、トウモロコシが最低買付価格制度の対象とされていないことは上述したが、トウモロコシについては 2008 年から臨時買付備蓄政策が実施されている。臨時買付備蓄政策とは、需給が緩和して農家が販売困難に陥っているような地域で、一定の価格で農家から生産物を買上げるというものであり、農家の収入確保と生産物価格の下落防止を目的としたものである。



第 18 図 最低買付価格比率の推移

資料：全国農産物費用収益資料滙編等から筆者計算。

注(1) 最低買付価格比率＝最低買付価格/平均販売価格（主産物生産高/主産物生産量）。

(2) 小麦は混合麦の最低買付価格、2008 年の最低買付価格は 2 月のもの。

同政策の対象とされているものはトウモロコシだけでなく、大豆、ナタネ、綿花といった重要農産物もその対象とされている。

トウモロコシについては、たとえば 2012 年においては、黒竜江、吉林、遼寧および内蒙古の 4 省・自治区で実施された。50 キログラム当たり買付価格（国標三等）は、黒竜江 105 元、吉林 106 元、遼寧および内蒙古 107 元であり、買付量には制限は設けられていない⁽⁸⁾。

（４） 経営規模拡大

中国農村では、約 1 億 2 千万ヘクタールの農地を 2 億戸近い農家が耕作していることから、単純に計算すれば一戸当たり耕作面積は 0.6 ヘクタール程度にしかならず、経営規模は一般的に零細である。こうした経営規模の零細性によって、単位面積当たり生産費に占める労働費の割合が高くなり、労働費上昇が生産費を押し上げる大きな要因となっていることはこれまで述べてきたとおりである。

こうした情勢に対処して、中国の食糧生産の国際競争力を維持していくためには、経営規模の拡大は不可欠の要請である。このため、中国では、近年、経営規模の拡大が農業政策の重要な課題とされることとなり、経営規模の拡大に向けた各種の取り組みが行われるようになっている。

また、大規模経営を行う主体としては、大規模専門農家、家庭農場、農民專業合作社等が考えられており、その育成が進められている。このうち、家庭農場は家族で一定規模の

近代的で効率的な農業生産を行う経営体のことである。

経営規模の拡大には農地の流動化が不可欠であるが、中国で農地の流動化とはすなわち農民の請負農地の流動化のことである。中国では農地はすべて農民集団有(実質的に村有)であるが、農地のほとんどは農民が村から経営を請け負って耕作している。この請負農地を流動化させ、効率的な農業経営を行う主体に農地を集中化させることが中国の農地流動化の課題なのである。

第 10 表で 2012 年末現在の農地流動化面積を掲げたが、農地流動化の方式としては主として 4 つのものが考えられている⁽⁹⁾。

まず「農家間交換」とは、分散していた請負農地を農家間での交換によって集積して効率的経営を行おうとするものであって、1,200 千ヘクタールの農地がこれによって流動化している。

「農家間流動」は請負農地を他者に賃貸する（または請負農地の経営権を他者に譲渡する。）ものであり、中国の農地流動化の方式としては最も一般的なものである。14,373 千ヘクタールの農地がこれに該当する。

「土地股分合作社」は、一定地区の農地をまとめて農地の効率的利用が可能な第三者に貸し出すものであり、当該地区に含まれる個々の請負農地に関する権利は股分（持分）とし、もとの請負農家は貸出しによって得られた収益から持分に応じて配当を受けるという仕組みのものである。農家経済が農業経営に依存しない比較的経済が発達した地域に見られるものであるが、1,093 千ヘクタールの農地がこれによって集積されている。

「商工企業リース」は、商工企業に請負農地をリースし、商工企業が農業経営を行うものであるが、1,867 千ヘクタールの農地がこれによって流動化している。

以上のような方式で流動化した農地面積は総計で 18,533 千ヘクタールとなるが、これは全請負農地面積の 20 パーセント超に及び、すでに 4 つの省では流動化面積の割合が 40 パーセントを超えるという⁽¹⁰⁾。

我が国と比較すると農地流動化のスピードは極めて速いが、このことは農地の所有・権利形態が我が国と中国とでは根本的に異なっていることに起因するものと言うほかないだろう。

第 10 表 農地流動化面積（単位：千 ha）

総流動化面積	18,533
うち農家間交換	1,200
農家間流動	14,373
土地股分合作社	1,093
商工企業リース	1,867

資料：中国農業発展報告 2013.

注. 2012 年末現在.

中国では農民の農地に対する権利が比較的弱いため、農地流動化等に関する権利調整は比較的容易である。農村幹部が指導性を発揮することによって農地流動化が一気に進むケースも少なくないものと考えられる。

しかしながら、極めて多数の農家が滞留する中国農村において、性急な農地の権利調整は多数の農家の不満を招き、農村の社会不安の重要な要因になり得る。結局のところ、中国の農地流動化は、農村の都市化、農村での他産業の就業機会の増加等の状況を見ながら、徐々に進められていくこととなろう。また、ある程度の大規模経営の出現の後も、零細農家が多数残存するという状況は、長期にわたって継続するものと考えられる。

8. おわりに

本稿では、生産費の問題を中心として中国食糧生産経営の動向について述べてきたが、これらの状況から中国の農村・食糧政策が、今、重大な曲がり角にさしかかっていることが明らかであろう。すなわち、中国の農村・食糧政策は、食糧生産の効率化を図って競争力を今後とも維持するいわば競争政策を選択するのか、それとも食糧生産を維持するために農家の所得補償等を充実させる保護政策を選択するのか、という2つの選択肢の択一を迫られているのである。

中国の経済政策は、農村・食糧政策を含め、これまで農村の低賃金を前提としてきた。農村戸籍制度を維持することによって農民労働者と都市労働者とを区別し、農民労働者の賃金は安くしておくことによって、経済発展のための低賃金労働を確保するとともに農村での食糧価格の上昇を抑えてきたのである。都市と農村の1人当たり所得の格差は概ね3:1であり、この比率は現在でもほとんど変わっていない。

しかしながら、こうした都市・農村の二元化政策の中でも中国の経済成長の効果は農村にも波及しており、農村賃金は徐々に上昇してきた。特に現在では農村の若年労働者が枯渇するという現象が普遍化しており、このことが農村賃金の大きな上昇要因になっているものと考えられる。そして、この農村賃金上昇が食糧の生産費を押し上げ、政府が食糧生産農家への補助を強化させる要因となってきた。

ところが、これまで約10年続いた食糧生産補助の大幅な増額によって、現在では、これ以上の補助の強化は中国の食糧生産の国際競争力を失わせかねないという水準になったのである。上述の競争政策を選択すれば補助は増額できず、補助の増額を継続する保護政策を選択すれば中国は農業保護国（食糧の輸入規制）への道をたどることとなる。

現時点ではどちらの道を選択することも可能なようであるが、食糧自給を極力確保することが優先的な国家目標とされているのであれば、現実的には保護政策を選択するほかはないものと考えられる。競争政策を選択すれば、多数の農家が食糧生産から撤退することが考えられ、食糧自給はほとんど不可能となる。

ただし、保護政策が選択されたとしても、経営規模拡大等によって食糧生産経営の効率化が積極的に図られることとなろう。また、農業保護国化がどの程度進行するかは国際価格の動向にも大きく依存する。国際価格が上昇を続ければ、中国で食糧生産への補助を強化しても国際競争力は損なわれない。

現実には、国際価格が上下に変動する一方で中国での保護水準が継続的に引き上げられるという情勢の中で、徐々に中国の食糧生産の国際競争力の喪失、農業保護の強化といった事情が進行することとなるものと考えられる。

- 注(1) 国機経網 2012 年 9 月 13 日 <http://www.mei.net.cn/nyjx/201209/451404.html>。
- (2) 多彩貴州網 2014 年 9 月 2 日 <http://www.gog.cn/zonghe/system/2014/09/02/013773689.shtml>。
- (3) 平成 17 年「農（林）業センサス」結果。
- (4) 北京市農業局農機処による（中国農業機械化信息网）。
- (5) USDA Economic Research Service の資料による。各年の金額は当該年の為替レートで換算したもの。
- (6) 『全国農産物費用収益資料滙編 2013』。
- (7) 潘剛「建立糧食主産区利益補償機制問題研究」中国改革論壇 2010 年 9 月 28 日。
- (8) 『中国農業発展報告 2013』。
- (9) 同上。
- (10) 同上。

2015（平成 27）年 3 月 31 日 印刷・発行

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料 第 4 号

平成 26 年度カントリーレポート タイ，オーストラリア，中国

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 (03)6737-9000

FAX (03)6737-9600



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。